

然レ其時局益々多端ニシテ本運動ノ國家的使命亦一層重キヲ加フルノ情勢ニ鑑ミ今後一段ト産業人ノ積極的協力ヲ促シテ本運動ノ強化擴充ヲ圖ルト共ニ之ニ適切ナル指導ヲ加フルコト極メテ緊要ナリ依ツテ相當多數ノ産業報國會ノ設置ヲ見タル道府縣ニ於テハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ヲ中心トセル官民協力ノ指導連絡組織トシテ産業報國會ヲ設置シ管下ノ全産業報國會ヲシテ眞ニ其ノ使命ヲ達成セシムル様致度依命此段及通牒候也

産業報國會設置ニ關スル件

(厚生省發勞第二八號、昭和十四年四月二十八日)

産業報國會ノ設置ニ關シテハ四月二十八日附厚生省發勞第二七號ヲ以テ依命通牒相成候處其ノ組織等ハ本聯合會設置ノ趣旨ニ鑑ミ概ネ別紙要綱ニ據ラルル様致度依命此段及通牒候也

産業報國會設置要綱

一、組織

甲 道府縣聯合會

- (一) 名稱 何々道府縣産業報國會トスルコト
- (二) 會員 管内ノ産業報國會ヲ以テ組織單位トスルコト
- (三) 目的 地方官廳ト協力シテ産業報國會ノ指導連絡及其ノ共同目的ノ達成ヲ圖ルコト
- (四) 役員
  - (イ) 會長 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)
  - (ロ) 理事 若干名

(二) 會員

地域内ノ産業報國會ヲ以テ組織單位トスルコト  
道府縣聯合會ト地域別聯合會トヲ設置シタル場合各産業報國會ハ地域別聯合會ノ會員タルト同時ニ道府縣聯合會ノ會員タル關係ニ在ルモノトスルコト

(三) 道府縣聯合會トノ關係

地域別聯合會ハ道府縣聯合會ノ指導ヲ受クルモノトシ道府縣聯合會ト各産業報國會トノ中間組織ニシテ道府縣聯合會ノ組織單位ニ非ザルモノトスルコト

(四) 名稱及目的ハ道府縣聯合會ニ準ズルコト

(五) 役員

(イ) 會長 地域内ノ産業報國會又ハ關係官廳職員中ヨリ會員ノ推薦シタル者ニ對シ道府縣聯合會會長之ヲ委嘱スルコトトシ、道府縣聯合會ノ未ダ設置セラレザル場合ニ於テハ地域内ノ會員協議ノ上之ヲ決定スルコト

(ロ) 顧問

必要アル場合ハ顧問若干名ヲ設ケ得ルコト  
顧問ハ會長之ヲ委嘱シ會長ガ産業報國會關係者中ヨリ委嘱セラレタル場合ニ於テハ顧問中ニ關係官廳ノ職員ヲ加フルヤスルコト  
(ハ) 幹事 若干名  
産業報國會關係者及關係官廳職員中ヨリ會長之ヲ委嘱シ内若干名ヲ常任幹事トスルコト

産業報國會關係者及關係官廳職員中ヨリ會長之ヲ委嘱シ内若干名ヲ常任理事トスルコト

(ハ) 幹事 若干名

産業報國會關係者及關係官廳職員中ヨリ會長之ヲ委嘱シ内若干名ヲ常任幹事トスルコト

(ニ) 諮問機關

(1) 産業報國會ノ實情ニ通ゼル者ノ中ヨリ勞務委員若干名ヲ設ケルコト

(2) 其ノ他必要アル場合ニ於テハ關係官廳職員、學識經驗アル者、産業關係有力者等ノ中ヨリ顧問等ヲ設ケ得ルコト

(五) 産業別部會

必要アルトキハ道府縣聯合會ニ産業別部會ヲ設ケ得ルコト

(イ) 部會長

同部會ニ屬スル産業報國會ガ其ノ關係者中ヨリ推薦シタル者ニ對シ聯合會會長之ヲ委嘱スルコト

(ロ) 部會委員 若干名

同部會ニ屬スル産業報國會關係者及關係官廳職員中ヨリ聯合會會長之ヲ委嘱スルコト

乙 地域別聯合會

(一) 道府縣聯合會ヲ設置シ更ニ必要アルトキハ道府縣内ニ於テ地域別聯合會ヲ設置シ得ルコト

道府縣聯合會ヲ設置スルノ狀況ニ達セザル場合ニ在リテモ必要アルトキハ先ヅ地域別聯合會ヲ設置シ得ルコト

二、事業

本聯合會ノ目的達成ノ爲適切ナル事業ヲ行フコト

三、經費

會員ノ會費、寄附金、其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツルコト

四、工場協會トノ關係

産業報國會ハ工場協會(工場懇話會、工業會等ヲ含ム)トハ別個ニ設置シテ連絡提携ヲ圖ルト共ニ本聯合會ノ充實發展ニ伴ヒ漸次工場協會ヲ之ニ統合スルコト

産業報國會ノ組織並ニ事業等ニ關スル件

(厚生省發勞第三六號、昭和十四年五月二十日)

産業報國會ノ設置並ニ其ノ要綱ニ關シテハ疊ニ依命通牒ノ次第モ有之銳意御配慮中ノコトト被存候處道府縣又ハ地域別聯合會ノ組織並ニ事業等ニ付テハ特ニ左記諸點ニ御留意相煩度

一、組織ニ付テ

(一) 會員

産業報國會ヲ以テ會員トスルモ地域外ノ本社ニ産業報國會ヲ有シ各事業場ニ其ノ支會又ハ分會等ヲ設ケタルモノニ付テハ其ノ支會又ハ分會等ヲ會員トスルコト

(二) 役員

(1) 理事幹事等ノ役員ニ付テハ會員ノ將來ノ増加ヲ考慮ニ入レ定員ハ之ヲ定メズ其ノ任命モ當初ヨリ多數ニ失スルコトナク實際ノ運用ニ鑑ミテ必要ニ應ジ之ヲ増員スルコト

(2) 産業報國會關係者中ヨリ委嘱スル役員ハ個々ノ産業報國會ノ會長、顧問、一般會員等産業報國會ニ關係アル總テノ者ノ中ヨリ選定シ得ルモ本聯合會ノ圓滿ナル運営ヲ圖ル爲其ノ調和ニ特段ノ工夫ヲ加フルコト

(3) 道府縣聯合會ノ關係官廳職員中ヨリ委嘱スル役員ニハ道府縣警察部、學務部、總務部又ハ經濟部關係職員及左記關係官廳職員ニ就キ適宜考慮スルコト

一、陸海軍ノ管理官ハ監督官、師團司令部附少將佐官及憲兵隊關係者

一、鑛山監督局長、鑛政課長

(4) 勞務委員ハ産業報國會ノ職員側委員、勞務者側委員等ノ産業報國會ノ實情ニ通ゼル者ヲ選定スルコト

二、事業ニ付テ

聯合會ニ於テハ當面左ノ事業ヲ行フコトトシ聯合會ノ充實ニ伴ヒ漸次事業ヲ擴充スルコト

(一) 産業報國精神ノ普及徹底

(二) 産業報國會ノ設置勸奨

(三) 産業報國會ノ指導及連絡

(四) 産業報國會ヲ指導スベキ人物ノ養成

(五) 目的達成上聯合會ニ於テ共同ニ實施スルヲ適當トスル教育福利、共濟其ノ他各般ノ事業

三、運用上ノ注意

産業報國會指導方策要綱

一、指導 目標

今ヤ國家ノ總力ヲ擧ゲテ東亞新秩序建設ヘノ聖業ニ邁進スベキノ時ニ當リ産業ノ國家的使命愈々重キヲ加フルニ鑑ミ全産業人ヲシテ皇國産業ノ使命ヲ充分ニ認識セシメ産業ヲ通ジテ國家ニ報ジ以テ皇運ヲ扶翼シ奉ルノ決意ヲ益々鞏固ナラシメザルベカラズ茲ヲ以テ産業報國會ノ精神ヲ一段ト普及徹底セシメ勞資眞ニ一體トナリテ産業ニ精勵スルト共ニ非常時國策ニ協力シテ産業報國會ノ實ヲ擧ゲシムル様指導スルコト

二、當面ノ指導重點

本運動ガ所期ノ效果ヲ擧グル爲ニハ産業報國會内ニ於テ其ノ指導ノ任ニ當ル者ガ本運動ノ本質使命ヲ充分認識シ率先シテ之ニ當ルコトヲ第一義トスルト共ニ本運動ノ消長ハ勞資ヲ融合一體タラシムル懇談會ガ其ノ機能ヲ發揮シテ全會員ノ希望ト熱意トヲ繋ギ得ルヤ否ヤニ存スル所大ナルヲ以テ當面ノ指導ハ左ノ點ニ主力ヲ注グコト

(一) 産業報國會ヲ指導スベキ人物ノ養成

産業報國會ノ會長、懇談委員其ノ他勞務係員等ヲシテ産業報國會ノ指導者タルニ適切ナル人物タラシムル様産業報國會聯合會及産業報國聯盟ヲ活用シ又ハ道府縣直接ニ之ガ養成ニ努ムルコト

(二) 懇談會ノ指導

(イ) 懇談會ヲ中心トシテ勞資一體産業報國會ノ實ヲ擧グベキ各般ノ問題ニ互リ隔意ナキ懇談ヲ遂ゲテ相互ノ理解ヲ深メ眞

(一) 産業報國聯合會ノ役員ニ對シテハ産業報國運動ニ對スル認識ト熱意トヲ充分ニ持タシメ率先シテ産業報國會ノ指導及連絡ニ當ラシムル様指導スルコト

(二) 理事、幹事等ノ役員ヲ時々召集シテ聯合會ノ目的達成上必要ナル各般ノ問題ニ付考究スルコト

(三) 産業報國會會長ノ本運動ニ對スル熱意ノ如何ハ目的達成上至大ノ影響アルヲ以テ會長ヲ召集スル場合ハ已ムヲ得ザル場合ノ外會長自身ヲ出席セシムル様指導スルコト

(四) 工場協會加盟ノ事業場ニシテ産業報國會ノ未ダ設置ナキモノニ對シテハ之ヲ設置セシメテ漸次工場協會トノ統合ノ促進ヲ圖ルコト

(五) 勞務委員制度ハ事業場内ノ一般會員ノ意思ヲ下意上達シ聯合會ニ反映セシムル趣旨ニ付其ノ人選ニ意ヲ用フルト共ニ常任幹事等ハ勞務委員會ニ出席シテ其ノ圓滑ナル運用ヲ圖ルコト

産業報國會ノ指導方策要綱ニ關スル件

(厚生省發勞第三七號、昭和十四年五月二十二日)

勞資一體産業報國精神ヲ具現スベキ各事業場ニ於ケル産業報國會ノ設置勸奨ニ關シテハ各位ノ努力ニヨリ順調ナル進展ヲ示シツツアリ今後共引續キ之ガ勸奨ヲ爲スト共ニ既設ノ産業報國會ニ適切ナル指導ヲ加ヘテ之ヲシテ眞ニ其ノ使命ヲ達成セシムルノ要極メテ緊切ナルモノ有之此ノ點ニ關シテハ銳意御配慮中ノコトト被存候處別記産業報國會指導方策要綱ヲ御諒承ノ上指導ノ萬全ヲ期セラルル様致度

ニ人格ノ融合一致ヲ實現スル様指導スルコト

(イ) 事業場ノ實情、勞務管理ノ實績、事業ノ種類、規模等ヲ斟酌ノ上役員ノ選任方法、懇談會ノ構成、懇談事項等ニ關シ從業員ノ意思反映ノ適否ヲ充分吟味シ、産業報國會ノ目的達成上不適當ナリト思料セラルルモノアルトキハ漸次之ヲ是正スルニ努メシメソノ機構ノ整備充實ヲ圖ラシムルコト

(ハ) 會員ト懇談委員トハ緊密ナル連絡ヲ保タシメ各般ノ問題ハ懇談委員ヲ通ジテ遠慮ナク懇談會ニ提出シテ會員ノ意向ヲ充分ニ反映セシムル様指導スルコト

(ニ) 會長ハ自ら各般ノ事項ヲ懇談會ニ提出シテ懇談會ヲ有效ニ活用スルト共ニ懇談委員ニモ懇談事項ノ提出ヲ勸奨シ會員側ノ提出事項ニ付テハ懇切丁寧ニ取扱ヒ以テ懇談會ヲシテ名實共ニ隔意ナキ懇談ヲ遂ゲ得ル會合タラシムル様指導スルコト

(ホ) 懇談會ニ於テハ會員相互ノ自肅自戒並ニ統後生活刷新其ノ他非常時國策ニ協力スル各種ノ懇談申合ヲ爲サシムルコト

三、事業ノ計畫及整理

産業報國會ニ於テ實施スルヲ適當ト認メラルル事業ヲ新編ニ計畫セシムルト共ニ既存事業中産業報國會ノ事業トシテ適當ナルモノハ漸次産業報國會ノ事業ニ移ス方法ヲ講ゼシムル様指導スルコト

四、官廳ト産業報國會トノ連絡



# 勞 働 争 議

## 勞働事情概観

事變第三年を迎へ新東亞建設の大方針に照應し國內の政治的社會的態勢の徹底的刷新即ち政治の綜合的強力化、國論の統一強化、議會機能、國民諸組織、産業經濟組織、公私生活等の各般に亘りその戰時態勢化の急務が強く要請せらるゝに至つた。就中時局が長期戰體制の段階に入るや必要なる物資の需給調整が當面の最も重要な國策の對象となり、その結果必然的に計費經濟の實行となり、經濟統制に必要な諸法令は勞務統制のそれと共に逐次發動を見るに至つた。五月物動計畫漸く閣議の決定を見たが生産力擴充に伴ふ物資の調整は漸次困難となり物價の昂騰を誘致するに至つた。これより先五月五日「物價統制大綱」が決定せられ、その實施に國家總動員法が適用を見ることとなつたが、九月歐洲大戰の勃發を契機に國內諸物價が更に顯著なる昂騰の傾向を辿るや、之を抑制すべく政府は遂に九月十八日の價格を以て諸物價等に一般的停止を命じ、十月十八日所謂價格統制令の公布を見、同二十日より實施に決し、公定價格の制定は全物資に及ぶこととなつた。しかもその效果薄く米

本炭、マツチ、砂糖等の生活必需品の缺乏目立ち賣惜み、買溜め等の闇取引が公然行はるゝに至り遂に十二月二十六日暴利行為等取締規則の公布となつた。要之、産業界は不急産業は統制強化の爲、又時局産業或は輸出産業に在りても日米通商條約の廢棄歐洲動亂の勃發、關西、九州地方の早魃による電力飢饉等に因り幾多の困難に逢着したのであつた。

茲に昭和十四年度の勞働争議の概況を述べるに先立ち、まづ此の國內産業、經濟情勢との關聯に於ける勞働事情の一斑を簡單に窺つてみる必要があるであらう。

今試みに厚生省勞働局發表に係る勞働者實數を事變第一年の昭和十二年末と十四年六月末とを比較するに次の如くである。即ち運輸交通通信勞働者の三萬七千人餘の減少を除き他は何れも増加を來し、例へば工場勞働者數の如き實に百六萬一千二百餘人の龐大なる數の増加を示し昨十三年六月末と比較するも尙八十四萬三千八百人からの著増振りである。鑛山勞働者又十萬八千餘人の増加(十三年同期に比し七萬八千九百餘人の増加)であり、結局勞働者總計に於て百七十一萬四千餘人の大増加であつた。しかも尙生産力擴充に伴ふ勞働力の不足は、軍需工業たる

勞働者總數比較表

	昭和十二年末	昭和十四年六月末
工業勞働者	三、四〇六、九六九	四、四六八、二二九
礦業勞働者	三六六、一七一	四七四、三二四
運輸、交通、通信勞働者	五四九、三二四	五一二、四二〇
瓦斯、電氣、水道勞働者	(不明)	六九、二二〇
土木建築勞働者	(不明)	三五〇、三〇七
日傭勞働者其他	二、〇九九、八六九	二、二六一、八七〇
計	六、四二二、三三三	八、一三六、三七〇

備考 調査範圍の變更により嚴密なる意味の比較は不可能である。と平和産業たるを問はず相當深刻なものありと觀られてゐる。即ち斯くて比較的不急と認めらるゝ事業に付き、勞働者の雇入を或程度制限し時局下喫緊の事業に於ける供給を潤澤にして、其の要員の充足を確保せんとして國家總動員法第六條を發動し青少年雇入制限令が十五年二月に至るや公布されんとする状態である。

次で考察すべきは右の如き勞働者數の増加中、その産業部門別の變化の實相であるが、云ふ迄もなくそこには所謂時局産業と平和産業との間には驚くべき跛行状態を呈してゐる。例へば日銀調に依る民營工場の勞働人員指數に依るも昭和十二年六月を一〇〇とする勞働人員指數は十三年七月一一〇・五、十四年一月一一四・〇、八月一二二・四と引續き上昇の一途を辿り、事變以來實に二二・四%の昂騰を示した。

民營工場勞働人員指數 (昭和十二年六月一〇〇)

年次	總指數	機械製造業	金屬製品製造業	織物業
昭和十二年九月	一〇二・七	一一・二	一〇六・七	九八・六
同 十三年七月	一一〇・五	一六〇・〇	一二三・七	九三・〇
同 十四年一月	一一二・九	一七七・六	一三二・四	九〇・四
同 十四年一月	一一四・〇	一八三・五	一三七・二	八九・八
二月	一一四・八	一八八・〇	一四〇・三	八八・七
三月	一一六・五	一九四・一	一四三・〇	八九・四
四月	一一一・五	二〇七・八	一四九・四	九二・九
五月	一一二・〇	二一〇・六	一五一・八	九二・一
六月	一一二・四	二一一・七	一五四・二	九一・二
七月	一一二・三	二一三・二	一五五・八	九〇・〇
八月	一一二・四	二一四・六	一五七・九	八八・九

特に機械製造業の如き一四・六%の上昇振りなるに反し、織物業の如きは却つて一・一%方の減少を見せ、織維工業部門の減退振りを物語つてゐる。かくて平和産業にありては飲食物工業、製紙業、窯業等竝に下半年に於ては製絲業、印刷製本業若干の例を除き一般にその指數の低下を來したのであつた。又勞働賃金に就いては後にも述べる通り内閣統計局調査の生計費指數に依つて見るも全國勞働者の生計費指數は十四年一月以降十二月迄の一箇年に一六・三%からの上昇を見たる反面、飲食料費、被服費の昂騰を筆頭に全面的生計費の騰貴によつて結局實質賃金指數の上昇に伴はず、一般勞働者及下級俸給生

活者の生活は可成の打撃を免れなかつた。

何れにしても一般物動計畫に基く生産力擴充の進捗に伴ひ、急激なる新規労働者の需要を來し、こゝに婦人労働力の動員、就業時間の延長等は一面に工場災害、疾病の増加を來し、又賃金の不當吊上げによる熟練工の争奪等に基く労働市場の混亂及之等に附隨して都市工業地帯に於ける職工の住宅拂底、交通機關の不整備による交通地獄等の憂慮すべき事態の頻發を見るに至つた。而して労働動員計畫の完全なる遂行の爲には以上の諸點に對し或は産業報國運動を指導して戰時労働行政の中核たらしめると共に、労働者の教養、保健、衛生、災害防止、能率の増進、適正賃金の制定、生活刷新運動の徹底、勞務管理機構の整備等勞務の充實、合理化の諸對策が切實に要請せられた。

茲に純戰時法たる國家總動員法の全面的發動が不可避となり一般經濟統制の強化と共に十三年八月の學校卒業生使用制限令の發動を端緒に各種の職業能力申告令が規定せられ、十四年に入つては從業者雇入制限令を始め過長労働の抑制、賃金の適正化を圖つて工場就業時間制限令及賃金統制令の外、未経験労働者の獲得すら困難となるや學校技能者養成令、工場事業場技能者養成令等各種の勞務規定を設けて全面的に勞務統制陣を強化整備し、遂に七月労働力確保に萬全を期する爲最後の切札たる劃期的なる國民徵用令も實施せらるゝに至つた。

しかも各種制限令施行の結果一面労働者は任意に工場を選択

が不可能となり、賃金收入と物價騰貴の開きは擴大し、就中物價の昂騰は中層以下の農民、俸給その他の定額收入生活者の生活をも著しく脅威するに至つた。十月には價格政策としての賃金抑止政策たる九・一八の賃金臨時措置令の發布となつたが、結局に於て本法の公布は思想上にも非常の悪影響を與へ、延いて生産能率にも及び一部には所謂怠業氣分の擡頭を見たのである。

斯くして輸出産業又は平和産業部面に於ては、石炭、電力不足による休業或は材料不足による半失業状態を餘儀なくされるあり、犠牲産業に對する當局の救済不徹底の聲すら起り、股販産業部面に於ても原材料の不足其の他による閣取引の横行等を招來した。即ち一般業者の時局認識に因る國策順應の爲の經濟統制忍容の態度も當初の如くならず生活の脅威を身近に感ずると共に、局面打開の途が痛切に要望せらるゝに至つた。

果然十二月十二日以來内閣と中央物價委員との懇談の結果、二十七日内閣書記官長より發表されたる如く

「物動計畫の綜合的調査と其の正確化を圖つて軍需生産力擴充の外、國民生活の安定を充分考慮に入れ、又生産力擴充計畫の實行に當つては重點主義に則る」

ことゝなり、爾今獨り軍需の供給に全力を注ぐのみならず更に國民生活の安定、民力の涵養にも大に力を注ぐと云ふ方針が認められたのである。

次に勞資關係調整問題を現下の根本的産業勞働對策として、最も緊急なるものと認めた政府は、前に一言したる如く産業報國運動を労働行政の中核として取上げ、政府の全責任に於て之を指導進展せしめんとし、十四年度は種々その運動の強化擴充策が採られた。四月二十八日官民一體の産業報國聯合會設置につき、五月二十日には道府縣産業報國聯合會の組織並に事業に關し、續いて五月二十日には産業報國會の指導方策要綱に關する通牒が夫々地方長官宛に發せられた。かくて十四年四月新活動方針樹立以來官民一致の努力の結果異常の進展をみせ、産業報國會の数は十一月末現在に於て一四、三三四（結成事業場數二〇、五一〇）の數字を示し、その會員數は二、七〇五、二〇三人に達し又産業報國會の地方的指導連絡の機能を持つ府縣産業報國聯合會及鑛業報國聯合會は十二月十五日現在に於て、府縣聯合會二二、鑛業報國聯合會四、合計二十六を算し、當局は昭和十五年三月頃迄には全國的にその結成を見るものと豫想したのであつた。

本運動の精神的影響は固より相當見るべきものあつたが、具體的事實の上に最も顯著なる影響ありたるは、労働組合に與へたそれであらう。即ち十四年度労働組合の情勢は、産報運動の進展に伴ひ、更に組合組織の減退振りを示した。十四年六月末に於ける労働組合數六九九にして、十三年六月末の七八二に比し、一ヶ年間に一二三の改組乃至解消を示してゐる。更に全國

労働者總數中組織労働者數の占むる割合の遞減狀況を一瞥するに昭和十三年六月末の組織労働者數三九八、九八二名、労働者總數に對する組織率六・一%より、十四年六月末の組織労働者數三一四、七三七、組織率三・九%へと低下し、労働組合員數に於て八四・二四五名の減少、労働組合數に於ては昭和五年以降、組合員數に於ては昭和四年以來の夫々最少記録を示し、更に全労働者に對する組織率に於ては實に昭和元年以來の最低記録を呈するに至つた。

以下是等の客觀情勢を念頭に十四年中の労働争議に就き其の具體的内容と動向の検討に移るであらう。

### 争議の一般的狀況

#### 一般的情勢

昭和十四年中の労働争議の發生狀況を見るに、上半期に於ては兩三年來と略傾向を同じくし、稍々争議増加の傾向を示したが、固より時局柄悪質大規模の争議の勃發を見るに至らなかつたが、仔細に検討すると争議の要求事項が時局の重壓に拘らず消極的要求より積極的要求就中賃金増額要求がその過半数を占めてゐることを知る。且又注意すべきは九月十八日以前の争議は賃金値上が絶對多數であつたが、例の賃金臨時措置令の實施後は争議の形態に於て變質したことである。即ち概括して下半期に於ては逐次總動員法の勞務統制規則の効果が現はれ來つた

争議の態様  
 争議参加人員の規模の点より見れば十四年は十三年に比し一件當り實に六〇人餘の増加となつて、以て大工場大事業に於て紛争議の發生したことを窺ふに足る。即ち國內勞働事情の推移と共に争議の規模の變遷に注意せねばならない。現に一月以降上半期に京濱地方に於て發生した紛争議中主なるものを拾つて見ても、日本カーボン工場、川崎鋼板工業、日本鑄造工場、東洋漁業會社、東京製線工場、明治製菓川崎工場、中山鋼業鶴見工場、東洋パプコック會社、鶴見製鐵造船工場等に於ける例を擧ぐる事が出来る。

更に争議の手段につきて観るに國民精神總動員、自肅自戒の強調せらるゝ折に拘らず、十四年に入り同盟罷怠業、工場閉鎖の手段に訴ふる争議は六月迄に既に一九八件に達し十三年同期に比し三七件の増加となり、下半期に於ても依然この状態を繼續し十二月迄の争議總件數一、二〇〇件中同盟罷怠業、工場閉鎖を伴ひたるもの三五八件、その比率三一・九%、参加人員七二、八三五人にして、争議總参加人員の五六・七%に當り争議總件數中その約三割が罷怠業の手段に出たのであつた。しかも此の種争議に於ける一件當り平均参加人員の如きも十三年は七〇人なりしものが、十四年は約一〇二人となり、十月迄の平均の如き一一人にして、十三年度のそれを凌駕すること四〇人餘に及ぶ即ち勞働組合が争議絶滅方針を決議實行し、勞資協

昭和十四年度に於ける勞働争議の發生總件數一、二〇〇件、(内同盟罷怠業、工場閉鎖を伴ひたるもの三五八件)参加人員一、二八、二九四人(内同盟罷怠業、工場閉鎖参加人員七二、八三五人であつた。之を十三年末と比較すれば件數に於て七〇件、参加人員に於ては實に七萬二千七百二十九人の増加を示してゐる。之を昭和六年以降の各年と比較すると右表の如くである。

即ち十三年に比較し件數、参加人員共に増加してゐるが就中その一件當り平均参加人員の如きは一一五人(六月迄の平均は九十七人)の高率を示し、昭和十二年を除き昭和六年以來の最高

勞働争議累年比較表

年 別	件 數	参加人員	一件當り参加人員
昭和6年	2,456	154,528	63
昭和7年	1,079	84,344	78
昭和8年	2,217	123,313	56
昭和9年	944	48,366	51
昭和10年	1,897	116,733	62
昭和11年	843	53,247	63
昭和12年	1,915	120,307	63
昭和13年	821	43,964	54
昭和14年(6月迄)	1,872	103,962	56
昭和15年	842	39,805	47
昭和16年	1,975	92,552	47
昭和17年	876	43,576	50
昭和18年	2,126	213,622	100
昭和19年	1,523	186,579	123
昭和20年	1,050	55,565	53
昭和21年	617	33,171	54
昭和22年(6月迄)	584	56,664	97
昭和23年	1,120	128,294	115

備考 昭和14年度6月迄の争議確定件數は660なるも参加人員數不明なり。仍て6月迄の分は暫定數を掲載す。

事に基因し其の争議の形態に於て特色あつたものの如くである

昭和14年自12月同盟罷怠業、工場閉鎖別表

年	同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計		勞働争議件數	同参加人員	同盟罷怠業工場閉鎖に對する割合
	件數	参加人員	件數	参加人員	件數	参加人員	件數	参加人員			
昭和12年	530	53,429	75	67,758	23	2,543	628	123,730	2,126	213,622	30%
昭和13年	224	12,769	35	5,084	3	488	262	18,341	1,050	55,565	25%
昭和14年	290	20,640	64	52,073	4	122	358	72,835	1,120	128,294	32%

年次別同盟罷怠業、工場閉鎖件數

年 次	争議總件數	同盟罷怠業工場閉鎖件數	同参加人員	同上1件當り参加人員	損失作業延日數
昭和6年	2,456	998	64,536	65	980,054
昭和7年	2,217	893	54,783	61	618,614
昭和8年	1,897	610	49,423	81	381,565
昭和9年	1,915	666	49,536	79	446,176
昭和10年	1,872	590	37,311	64	301,324
昭和11年	1,975	547	30,900	57	162,590
昭和12年(10月迄)	1,997	603	123,301	203	343,311
昭和13年	2,126	628	123,730	197	353,407
昭和14年(10月迄)	904	229	15,525	68	32,501
昭和15年	1,050	262	18,341	70	40,566
昭和16年(10月迄)	955	301	33,355	111	33,366
昭和17年	1,120	358	72,835	103	34,993

今其の月別發生狀況を見れば、上半期に於ては六月を除き毎月發生件數百件を突破したが、之も五月を峠として参加人員と共に漸次減少の傾向を辿つた。今一件當り平均参加人員並に十三年との比較を示すと右表の如くである。

月別發生争議件數

年 度	月 別						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
昭和12年	229	292	252	225	326	199	166
昭和13年	88	91	112	123	121	82	79
昭和14年	119	100	113	104	138	86	92
昭和15年	36	27	28	32	43	32	34

  

年 度	月 別						計
	8月	9月	10月	11月	12月		
昭和12年	137	104	76	65	55		2,126
昭和13年	90	73	79	61	51		1,050
昭和14年	88	76	67	65	72		1,120
昭和15年	28	24	28	28	18		358

記録を示したことに注意すべきである。

調、産業報國の運動が全国的に展開の折柄、この数字の物語るものを深く省察する所がなければならぬ。又年次別同盟罷怠業、工場閉鎖件数を掲げて、例年との増減の程度を窺ふと前頁表の如くである。

地域別觀察

次に十四年十二月迄の争議の地方別發生狀況を觀れば、最高は大坂府の九六件、参加人員六、〇七一人にして争議總件数の八・六%で全國の筆頭を占め、第二位は神奈川県及東京府の各九一件、参加人員神奈川三、〇四〇人、東京六、一四〇人にして争議總件数の八・〇%であつた。蓋し京濱地帯に於ける大規模工場化の進展と共に、職工数の急激な膨脹を示すものであり、同時に之に隨伴する幾多労働者の逼迫を物語るものに外ならない。第三位は愛知縣の七七件、参加人員五、七五二人、その率六・八%、續いて北海道の七二件、兵庫縣の五五件、高知縣の五一件、福岡縣の四五件等の順となつてゐる。争議發生件数の多寡が大體工業分布の濃度に比例してゐることは例年通りである。

十三年度は宮城、石川、宮崎の三縣には全然争議の發生を見なかつたが、十四年は僅かに香川の一縣のみであつた。僅かに一件丈の發生を見た地方に滋賀縣あり、二件の發生を見たものに奈良、沖繩の兩縣があつた。固より是等の現象は各々其の地方特有の事情存したることを充分考慮しなければならぬ。例へば前記高知縣が十四年争議發生件数上第六位を占めたる如き

二件に就き、その原因別觀察に依れば、固より物價騰貴に因る一般労働者生活の重壓によるもの最も多く總数の三二%前後を占め續いて至上命令たる生産力擴充に伴ひ、農山村より歴大なる労働力の都市工場地帯への集注は、さらでだに不完全なりし我國従來の勞務管理を益々混亂せしめ、之に基く紛争議の發生が意外に多く大約二〇%前後であつた。更に同種工場又は同一工場内の賃金不均衡に因るもの之に次ぎ、監督者排斥亦割合に多數を占め、其の他は各種の國家の統制法の實施に隨伴せる争議が各地に發生したことは殆く人の知る所である。

而して争議の原因と表裏の關係にある要求事項に付て見れば概して産業界の不況時に消極的要求に基く防禦的争議多く、一度産業界が好況時に入るや、反對に積極的要求に基くもの多數を占むることは所謂一般労働争議の通則となつてゐるが、此の事は又十四年度に於ても幾分當嵌るとはいへ、其の性質に於て従來と稍趣を異にしたのであつた。

即ち十四年十二月末現在に於て同盟罷怠業、工場閉鎖を伴つた争議三五八件中、積極消極何れとも認め難きもの約二五%を除き、十三年同様積極的要求は五四%にして、消極的要求は二一%となつてゐる。試みに十四年一月以降十月迄の同盟罷怠業、工場閉鎖を伴へる争議中、積極消極何れとも認め難きものを除外した月別要求件数を示すと下の如くである。

昭和十四年自1月至10月發生勞働争議中積極的並に消極的要求月別表

Table with 12 columns (months 1-10 and total) and 2 rows (積極的要求件数, 消極的要求件数). Total active cases: 205 (68.1%), total passive cases: 51 (16.9%).

- 備考 1. 上表中の計數欄内の%は1月より10月迄の同盟罷怠業、工場閉鎖を伴へる争議總發生件数(301件)に對する割合を示す、但し最後の確定數字に非ず。
2. 積極的要求中には賃銀増額、労働時間短縮、福利設備、監督者排斥、解雇退職要求等を含む。消極的要求中には賃銀減額反對、賃銀支拂、解雇退職手當の増額、解雇反對又は解雇者の復職、休業反對、休業手當の支給増額要求等を含む。

數を占めてゐるかに存する。即ち十四年も亦積極的要求中の八〇%が賃金増額要求であつたこと竝に消極的要求中に於ては解雇反對又は解雇者の復職、休業に際しての紛争議等が多數を占めてゐたことは社會情勢の反映と共に注目すべ

き點である。

昭和十四年自11月至12月中二十件以上の争議發生府縣調

Table with 4 columns: 府縣, 争議件数, 参加人員, 府縣. Lists prefectures like 大阪, 神奈川, 東京, etc., with their respective case counts and personnel numbers.

はカルシウム製造工業及運輸業に争議の頻發を見、又従來鹽田争議の發生を見た香川縣に全然その發生を見なかつた如き、其の縣下の特殊事情の何であつたかを充分考察するの要がある。

争議の内容

争議の原因並に要求事項

元來労働争議の原因は頗る複雑多岐を極め簡単にその實相を捕捉し難く、殊に今次事變發生後、物資動員計畫に伴ふ我國産業機構の編成替に當りその相剋摩擦に關聯する産業労働界の諸混亂動搖により更に複雑化し來り、容易に適確なる原因を捕捉し得ない状態である。今十四年十月迄の同盟罷怠業、工場閉鎖を伴ひたる争議三一

年	月	機械製造業	船舶製造業	金属品製造業	紡績業	製絲業	織物業
昭和十二年平均		九〇・二	一〇〇・七	九七・七	六六・四	六六・六	六六・六
同 年七月		九〇・九	一〇〇・九	九七・一	六六・七	六六・二	六六・六
同 年十二月		九〇・二	一〇〇・八	九七・五	六六・六	六六・八	六六・八
昭和十三年一月		九〇・二	一〇〇・六	九七・〇	六六・八	六六・三	六六・三
同 三月		九〇・〇	一〇〇・六	九七・〇	六六・八	六六・三	六六・三
同 五月		九〇・三	一〇〇・四	九七・三	六六・四	六六・三	六六・三
同 七月		九〇・〇	一〇〇・九	九七・三	六六・四	六六・三	六六・三
同 九月		九〇・〇	一〇〇・八	九七・四	六六・四	六六・三	六六・三
同 十一月		九〇・三	一〇〇・七	九七・三	六六・三	六六・七	六六・三
同 十二月		九〇・二	一〇〇・七	九七・三	六六・三	六六・七	六六・三
昭和十四年一月		九〇・六	一〇〇・三	九七・九	六六・六	六六・〇	六六・四
同 二月		九〇・〇	一〇〇・三	九七・九	六六・六	六六・〇	六六・四
同 三月		九〇・〇	一〇〇・五	九七・九	六六・六	六六・〇	六六・四
同 四月		九〇・三	一〇〇・四	九七・九	六六・六	六六・〇	六六・四
同 五月		九〇・二	一〇〇・四	九七・九	六六・六	六六・〇	六六・四
同 六月		九〇・九	一〇〇・六	九七・九	六六・六	六六・〇	六六・四
同 七月		九〇・三	一〇〇・七	九七・九	六六・六	六六・〇	六六・四
同 八月		九〇・六	一〇〇・七	九七・九	六六・六	六六・〇	六六・四

に就き仔細に之を検討するのが最も事實を正確に視る所以と思惟するが今我々は充分その便宜を與へられてゐない。従つて發生争議總件數に關しての觀察を試みるの外はない。因に昭和五年以降の争議要求事項内容別表を示すと前頁表の如くである。

事業別實收賃金指數

(日銀調 大正十五年の平均=100)

以下十二月迄に發生せる争議につき、その積極的要求より、次いで消極的要求の順に之を吟味して行くであらう。

先づ積極的要求中賃金増額要求の争議は一月以降逐月増加し遂に五七四件、争議總件數の五一・三%と云ふ實に過半数を占めたのである。十三年度の四一・九%に比較するも約九・四%からの著増で、こゝ十餘年來の最高記録を示した。

蓋し事業界の好況に伴ひ一部股販産業方面の労働者個人に就いて見れば、中には可成りの實收賃金を得たるものを生じたのは事實であるが、一般労働者は尙物價高により生活に餘裕の生ずるところか漸く之に追隨し得るに過ぎないのが實情であつた。又内閣統計局調査による十四年十月の労働統計の示す所によれば一日平均の賃金實額は略々次の如くなつてゐる。

労働者	工場	鑛山	交通事業體
男子労働者	廿歳未満 一・五〇〇	廿歳以上 二・〇三三	廿歳以上 一・二四五
女子労働者	廿歳未満 〇・八四〇	廿歳以上 〇・九七八	廿歳以上 一・二二二
	廿歳以上 一・〇五四	廿歳以上 一・二六二	廿歳以上 一・六一七

即ち事變發生以來軍需關係工場たと和平産業工場たとを問はず、その六、七割までは本給の増額又は物價手當、臨時手當等の名目で一割前後の賃上を實施し、事業主中には産報運動等の精神の線に沿ひ、自發的に賃上げをなさんとするものもあつて、時局産業關係就中鑛業方面は特に事變此の方約三割四分

同盟罷怠業、工場閉鎖を伴つた争議の積極的並に消極的要求年次別表

年次	積極的總件數に對する割合	消極的總件數に對する割合	積極的、消極的の總件數に對する割合
昭和 5 年	11	76	13
同 6 年	20	66	14
同 7 年	26	63	15
同 8 年	50	39	11
同 9 年	54	31	15
同 10 年	47	35	18
同 11 年	51	30	19
同 12 年	68	17	15
同 13 年	47	40	13
同13年(10月迄)	68.1	17	15
同14年(10月迄)	68.1	16.9	15.0
同 14 年	54	21	25

即ち昭和五、六年頃の財界の不況は昭和八年を轉機として漸く好轉するに至り、同年を境に積極消極的要求歩合が一變し、昭和十二年以降は特に其の割合の著しき變化が目立つのである。次に我々は要求事項の個々の内容に立入つて検討せねばならない。併し乍ら茲で注意すべきは、十四年度争議の要求事項の嚴密な觀察は實は一月以降の同盟罷怠業、工場閉鎖を伴つた争議

因に財界の不況に喘いだ昭和五年以來の同盟罷怠業、工場閉鎖を伴つたものに就き積極的並に消極的要求別表に依り滿洲事變後の我が財界の浮沈の跡を概観すれば次の如くである。

要求事項別労働争議統計表

年月別	件數	参加人員	要 求 事 項 別											
			賃銀増額	賃銀減額反對	賃銀支拂	労働時間短縮	作業法の變更反對	組合の由は認めない	工場備の福利施設	解雇反對は雇者の復職	解雇反對は雇者の復職	監督者の排斥	其他	
昭和 5 年	2,290	191,838	128	614	60	215	15	22	11	4	440	446	27	308
同 6 年	2,456	154,528	29	419	103	281	31	22	18	9	540	377	40	326
同 7 年	2,217	123,313	397	289	98	286	20	17	7	11	488	327	26	251
同 8 年	1,897	116,733	576	110	103	200	26	32	7	14	311	255	45	210
同 9 年	1,915	120,307	622	78	113	184	32	34	9	15	309	288	45	186
同 10 年	1,872	103,962	484	142	115	165	21	29	11	13	272	357	47	216
同 11 年	1,975	92,552	561	131	70	162	23	27	15	9	309	397	44	227
同 12 年	2,126	213,622	1,002	73	56	108	18	23	11	9	237	304	51	234
同 13 年	1,050	55,565	440	31	29	57	17	7	—	14	82	215	25	93
同 14 年	1,120	128,294	574	23	19	53	16	19	1	12	61	99	52	191
同上百分率	100	—	51.3%	2.1	1.7	4.7	1.4	1.7	0.1	1.1	5.4	8.8	4.6	17.1



から實收、定額兩賃金の上昇を見てその股賑振りが窺へる。同様、平和産業方面労働者の賃金も追々幾分昂騰したる形勢も観ぜられた。賃金統制令はかゝる情勢の裡に施行されたのである。今再び日銀調査の民営工場労働者の定額及實收賃金指数を昭和十二年七月を一〇〇として換算し、之を内閣統計局の全國労働者生計費指数を以て除したる實質賃金指数に依つて這般の消息の一斑を窺ふに、定額、實收兩賃金指数に基く實質賃金指数は共に昭和十三年の秋頃迄の低下の傾向から一轉して爾來微騰の傾向が認められ、實收賃金に基くその如きは遂に十三年末以來十四年上半期にかけて基準年度を上廻る氣配を示した。尤も下半期には物價奔騰の爲幾分その氣勢が削がれたのであつた。

民營工場労働者實質賃金  
指數の推移

年 月	指數	
	定額賃金 指數	實收賃金 指數
昭和12年7月	100.0	100.0
昭和13年1月	96.7	100.1
6月	93.9	100.1
8月	91.4	96.6
10月	92.0	98.8
12月	93.3	105.7
昭和14年1月	93.8	102.2
2月	94.1	103.5
3月	94.6	105.8
4月	93.4	101.6
5月	92.6	100.3
6月	93.9	102.5
7月	93.6	100.7
8月	93.1	100.0

然るに斯かる微騰の傾向も未だ以て労働者全般から見ても

影響が均霑せるものと稱し難く、しかも十月に至るや價格停止關係法令の一として賃金臨時措置令、昭和十四年十月十八日勅令第七百五號の公布となつて、賃金値上が行政當局の認可を要することとなるや、事業主は之を好機に賃上のストップを行ひ、物價の騰勢は遂にこれら業者側の諸賃金對策を乗り越え労働者の實生活は漸次壓迫されて行つた。當局も此の間の事情を察知して、差當り民間に於ける事業關係者をして下級俸給生活者並に労働者に對しその扶養家族數に應じて家族手當を支給せしむべしとの議が起つたのである。併し法令を以て本制度を實施する場合不振業者を壓迫する外物價の昂騰に拍車をかける虞あるを以て之を避け、各省通牒に依り臨時職員給與令並に賃金臨時措置令の運用範圍の緩和を以て臨まんとしてあるのが年末迄の情勢である。

因に此の賃金臨時措置令施行の結果は定期の昇給以外に定額賃金の臨時増給が禁ぜられてゐる限り、賃金増額要求は事實上國策に反するものとして或は労働者側は之を爭議の要求事項より除外する結果、労働者は殘業、早出乃至能率の増進等労働強化によつて實收賃金の引上に趨くことが豫想せられ、其の結果慢性的な疲勞の蓄積や勞力の磨滅、災害増大の傾向の免れ難いことは識者の夙に指摘した所である。

要之、事變發生以來の生活必需品の生産及輸入の減少、軍需工場の膨脹による従業者數の激増、賃金率の騰貴から延いては

一般生活用品に對する購買力の急増、又所謂圓ブロック地域の購買力激増に伴ふ輸出の増加等幾多の原因相錯綜して我國の生活必需品の騰貴を來し、國民生活の壓迫は相次ぐこれらの物價

事變下の物價騰貴狀況一斑

小賣物價指數	昭和十二年	昭和十四年	昭和十四年	對前年十二月 比較騰貴率%
東 京(日銀大正三年七月=100)	一七一・四	二二一・〇	二三五・七	一一・一
全 國(商工省昭和四年十二月=100)	一〇三・一	一三六・四	一四四・一	一一・二
生計費指數				
全國労働者(内閣統計局昭和十二年七月=100)	×1000.0	一一九・五	一二八・九	一二・三
全國給料生活者(右に同じ)	×1000.0	一一八・四	一二六・八	一二・六
全 國(朝日新聞社大正三年七月=100)	一九二・〇	二二七・〇	△二二六・〇	六・六

備考 ×印は昭和十二年七月の基準 △印は昭和十四年十月の數字  
日本經濟年報第三十七輯一六頁及東洋經濟新報第一九〇二號に據る。

待遇改善要求に關する紛争中下半期に於けるもの若干を例示すれば次の如きがある。

主たる要求事項	發生解決期間
賃上要求	一〇日
賃金二割値上	一八日
賃金三割値上	三日
一週五日制取消、物價手當の支給その他	自十月十二日—至十二月十一日
特別歩増に對する不滿より最低實收六五圓以上保證	一週間
増資記念手當支給率改訂要求	自十月十五日—至十月十八日
白米自廉價格値上の爲(現工賃の一割値上要求)	

汽車製造株式会社(大阪府) 大隈鐵工所(愛知縣)

獎勵歩合支給要求 他の同種産業に比し賃金水準低劣の爲値上要求

自十一月初旬—至十二月中旬

以上の外北海道、福岡及秋田縣下等の鑛山關係方面にも夫々待遇改善要求運動の檣頭を見たのであつた。

積極的要求事項中賃金増額に次いで多數を占むるは監督者の排斥にしてその件數五二件四・六%にして十三年の二倍に及びこゝにも労働市場の混亂振りが窺へる。かの就職後一ヶ月にして移動する者相當數に上る事實等の如きは、他にも幾多の原因あらんが新就職者の指導訓練に當を得ざるにも由るべく、勞務管理に信頼し得べき人なき事亦その原因なりと考へられる。大阪の栗本鐵工所(人事の不當を指摘し、職責變更を要求) 株式会社淀川製鋼所(監督課長辭任、職工採用に際し職工長との相談要求)等に於て其の例を見た。

續いて労働時間短縮の要求一六件一・四%であつた。労働時間に關しては所謂成年工の就業時間に就いては大體十二時間以内に制限されてゐる上に事變後の當局の數次の指針發表による交替制の實施並に五月以降工場就業時間制限令の施行等により正面より時間短縮の要求を取上げたものは此の如く僅少であつた。而して今日制限令の適用を見ることがなつた所謂機械製造業、船舶車輛製造業、器具製造業、金屬品製造業及金屬精鍊業の所謂時局産業たる軍需産業に關しては、昭和十二年十二月社會局長官の通牒たる「軍需工場ニ對スル指導方針ニ關スル件」

により就業時間に付相當の考慮が拂はれてゐたが、今又此の制限令の施行により作業の性質其の他によつては、従業員の作業能率の低下或は収入減を豫想しての残業回避等による生産力の低下を幾分招來したのも止むを得なかつた。尤も右の時間短縮要求の低調なること乃至工場就業時間制限令實施が直ちに一般労働者の労働時間の適當なることを意味するものと速断してはならない。固よりそこには事實上自己の健康を犠牲とするも尙時間延長による實收賃金の増加を希望せることにより、又生産力擴充の半面労働強化の公々然と行はれてゐることも周知の如くである。事業主又平然と違反を重ね就業時間制限令の違反件數は一ヶ月數千件に達せる地方ありとも傳へられた。次に生産擴充の第一線を擔當する機械及器具工業の就業時間を見るも著しく他産業に比し過長なるを知るであらう。(次頁表參照)

民營工場の事業別平均正味就業時間(日銀調)

年	月	織維及染機工業		化學工業		飲食工業		雜工業平均	
		時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分
昭和十二年七月		九・四八	一〇・〇八	九・五一	九・三七	九・四三	九・五二	九・五二	一〇・〇一
同 十二月		九・四八	一〇・〇三	九・五三	九・四三	九・四三	九・五二	九・四三	一〇・〇一
昭和十三年一月		九・四五	一〇・〇四	九・四八	九・四三	九・四三	九・五二	九・四三	九・五二
同 六月		九・四九	一〇・〇三	九・五〇	九・四三	九・四三	九・五二	九・四三	九・五二
同 八月		九・四九	一〇・〇四	九・五〇	九・四三	九・四三	九・五二	九・四三	九・五二
同 十月		九・四七	一〇・〇九	九・五〇	九・四三	九・四三	九・五二	九・四三	九・五二
同 十二月		九・四七	一〇・〇九	九・五〇	九・四三	九・四三	九・五二	九・四三	九・五二
昭和十四年一月		九・四七	一〇・〇六	九・五〇	九・四三	九・四三	九・五二	九・四三	九・五二
同 三月		九・四八	一〇・〇三	九・五〇	九・四三	九・四三	九・五二	九・四三	九・五二
同 五月		九・四九	一〇・〇〇	九・五〇	九・四三	九・四三	九・五二	九・四三	九・五二
同 六月		九・四九	一〇・〇〇	九・五〇	九・四三	九・四三	九・五二	九・四三	九・五二
同 七月		九・四八	一〇・〇四	九・五〇	九・四三	九・四三	九・五二	九・四三	九・五二
同 八月		九・四八	一〇・〇三	九・五〇	九・四三	九・四三	九・五二	九・四三	九・五二

京濱地帯のさる船舶車輛製造工場の如き普通素人工の少し経た者で八十圓位の収入で十圓、九十圓から百圓迄の収入で十五圓位即ち一割から二割位の減少を來した由で、或は從來支給され

てゐた残業手当の支給なきを口實に直ちに他工場に轉職乃至怠業等の手段で雇傭主に迫り不當の要求をなす者も生じた。又貯蓄其の他の精神的方面への影響も見逃し難い。従つて事業主側も此の動搖に對し、第一は生産能力の維持擴充の爲、二交替、三交替制の實施等により、又國策に藉口する傍觀的不誠意の態度を棄て、賃金の適正なる修正即ち減收補填對策を行ふことが必要となつた。而してその對策は固より事業の性質、經營規模の大小、各地方の狀況等に應じ千差萬別なるも、例へば残業歩合率の新設改訂、賃金時給制を月給制若は月額所得制への改正、又は請負單價若は請負數量の調節、獎勵金制度、戰時手当の支給等各會社、工場共減收補填に處すべく相次いで自社賃金支拂方法の改訂乃至合理化が行はれた。斯くの如く就業時間制限令の實施に伴ふ減收問題に對し、本令實施の國策的意義に藉口しその對策宜しきを得ざる一部工場方面に於て、職場に於ける不安を醸成し、遂に積極的に減收補填の途を求めて待遇改善要求が時局産業工場として時めく大工場等に於て、怠業残業回避等の手段に依る紛争議の發生を見るに至つた。上半期に於ける主なる争議に次の如きがあつた。

株式会社島津製作所三條工場(京都) 株式会社東京鐵工所川崎工場(神奈川) 日産自動車工場(神奈川)

主たる要求事項 時間制限令に伴ふ収入減を休憩時間に於て會社側負擔すべし 残業廢止による減收保障嘆願 就業時間改正に伴ふ減收に發端

發生解決期間 自四月十日—至五月三日 自五月一日—至五月二日 五月三日

知 製 作 所 (神奈川)  
 東京航空計器工場 (神奈川)  
 石川島造船所發動機部  
 鶴見製鐵造船株式會社造船部 (神奈川)

同 前  
 常備工の就業時間改正に發端  
 仕上、組立従業員の減收問題に發端  
 就業時間變更による時給及請負歩増改訂要求

自五月九日—至五月十二日  
 自五月廿四日—至六月十九日  
 五月初旬  
 自六月一日—至六月八日

尙爭議の形態に就いては直ちに罷怠業の手段に訴ふれば當局の彈壓あることを恐れて休業せずにはサボ半分て操業を續けるものまで現れるに至つた。更に一言すべきは十四年は未曾有の電力不足により一部産業間に休日増加、操短を餘儀なくさせた厚生省當局は夙にその方針を樹立する所であつたが、例へば大阪府の方針として傳へらるゝ所の如きも電力節減に伴ふ工場就業時間の短縮又は休業を爲したる場合「事業主の都合」に依る場合に準じて取扱ひ相當額の休業手当其の他を考慮せしむることの方針を決定する所があつた。

積極的要求中右に續いて工場設備其の他福利増進施設要求一二件があつた。十三年以來速かに増加した要求事項である。蓋し一面産業報國會等に於ても逸早く取上げらるゝ問題であり、従業者備入制限令實施の結果は更に福利施設を施し従業者雇入に職業紹介所の印象を好くしその優先的轉旋を期待せんとすること等も手傳ひ、平和時の要求が時局下労働強化と共に益々痛切にその必要を感じしめられ來つた。之は我國の労働政策が労働力の保全擴充へ一層の意を用ふべきことを示唆するものと見るべきであらう。蓋し労働條件の適正化が生産力を質的にも同

時に向上させることであり、生産力擴充は農村其の他より労働力の量的不足を補ふを以て足れりとせず質的擴充又不可缺の要件たるは言ふ迄もない。現に厚生省に於ては時局下労働力の維持培養、作業能率の増進其の他労働管理に關する重要事項を、五十人以上の労働者を使用せる全國約一萬の工場、鑛山を對象として、調査審議する爲労働管理調査委員會を設置することとなり、昭和十四年十一月二十日勅令第七百七十九號を以て其の官制を公布し、同會の委員の任命を見た。調査の具體的項目は保健施設、慰安娛樂施設、教養施設、體育施設と云ふ廣範圍に亘つてゐる。斯くして福利施設に關する細やかな國勢調査の結果我國労働者の理想的福利施設の標準型も出來上り、今後その一段の躍進が期待されてゐる。

又労働力の移動防止と能率の増進に直接效果的な賃金俸給の引上げが例の賃金統制令並に九月の賃金ストップ令に依つて抑止された結果、此の三法令に抵觸しない範圍で、職員や従業員の優遇方法の新しい傾向の一に、近來大工場や各事業主側に於て自發的に採用せられつゝある福利施設として團體生命保險加入の如きがある。之は厚生、大藏兩省一致の意見に依り日本團

體生命保險會社經營の團體保險の保険料のみは事業主がその全額を負擔した場合にも給與の増額と認めざることを、一面購買力の吸収や低物價政策の遂行と云ふ政府の財政政策の趣旨にも合致する爲、紀元二千六百年の記念事業の一として十四年末より特に紡績關係方面よりの申込みが増加した旨傳へられた因に昭和十四年十二月末現在の暫定數は、團體生命保險被保險者數八〇八、〇〇七名、保險金額二八八、三四三、四〇〇圓に及ぶ。(全國産業團體聯合會會報第二十四號に據る)

最後に十三年度は流石に時局柄一件も發生するに至らなかつた組合の自由又は確認を求むる要求が十四年は遂に一件發生を見るに至つた。労働組合の趨勢存りに喧傳されつゝある時、積極的に組合例が此の舉に出たことは自主的組合の任務を高調する組合捨身の態度を示すものである。九月に至り例へば愛知縣下名古屋港立會業組合が解雇者の復職と共に協會の承認方を要

主たる要求事項

發生解決期間

帝國産金興業株式會社大仁鑛業所 (靜岡縣)  
 田中車輛株式會社 (大阪府)  
 リグナイト株式會社

退職手当要求外賃上等八項目要求  
 四月以來退職手当支給率の改訂進捗せず慰勞金支給率改正要求  
 一名解雇に依る手当三千圓要求

自五月十四日—至五月二十日  
 自五月十四日—至五月二十日  
 十七日間

而して退職手当の確立に關するものは五十人以上使用の工場鑛山には固より爭議發生の餘地なく、問題はそれ以下の中小工業に於て存する。又退職手当制度確立せる工場、鑛山に在りてもその支給率を繞つて紛議の發生を見た、田中車輛株式會社の

慰勞金支給を繞る問題の如き正にそれであつた。續いて解雇反對又は解雇者の復職要求六一件(五・四%)及賃金支拂要求の五三件(四・七%)の順となつてゐる。

解雇反對等の問題に關聯して労働力移動の他の一面は軍需工

求せる如き事例があつた。

翻つて消極的要求事項につきて觀るに、例年同様解雇退職手当の要求(増額を含む)九九件、比率八・八%を第一位とする。物資統制の影響を受けた工場方面に労働者移動を繞つての解雇職金問題に關する爭議の多かつたことは現に十四年上半年に於て既に爭議總件數の約一〇%に垂んとしたのでも判る。本問題に關聯して實際の取扱例を見るに、労働者が「自己の都合に依る退職」の場合は従前通り退職手当法の規定に準據して退職金を支給するも、會社の操短等の繼續を原因とする従業員整理の場合には、従業員側の要望を酌んで「自己の都合に非ざる退職」と見做して處理(十四年二月二十八日に解決したる横濱市磯子區の東洋パプコック株式會社紛議の例)せんとしたるが如きがあつた。時局の動向は此處にも反映してゐたのである。

場への職工引抜き争奪戦の激化により、人員不足の結果として全従業員の労働強化を来し、賃金の昂騰から延いて労働者の移動を促す等幾多の問題や混乱を生んだことは今更贅言を要しない。要するに労働力の都市工業への集中、中小企業より大規模工業へと労働の移動は遂に平和産業部門の労働不足に拍車をかけた。従つて事業主側にも凡ゆるその転職防止の手段を講じたが遂に國家總動員法第六條により國民登録の指定職業中、時局に鑑み重要と認めらるゝもの及び移動規制の必要あるもの九十三職種に従業者雇制限令が四月二十日より實施せられた併し乍ら本令實施半歳の實績に徴すれば、事業主側は賃金統制と共に引抜きの困難により弱小事業經營の困難を加重し、又従業員側の情勢に就きては協同會が昭和十四年十一月二十五日に京濱地方に於て住宅問題座談會を開催した際にも判明した如く國民登録制實施後の労働手帳の取扱に關し、従業者雇制限令實施の効果が觀面に利いて、労働者は假令移動せんとするも事業主の方で労働手帳を交付はするが所謂同意書の交付は仲々之を肯じない。移動後新規に入つた會社の備入證明を條件として同意書の交付をなさんとしてゐる。その結果転職に際し労働者は如何に優秀な技能を有するも六ヶ月間を空費して失業の憂目を見る虞れすら生ずる有様である。此の問題を繞る小紛争は神奈川県下丈でも月に四、五百件に及ぶと稱され又紛争に迄は至らざるも自己の好まない所に於て労働を束縛せらるゝ結果就

業労働者の半数以上は怠業気分には覆はれ、労働能率の低下を招來し或は無届缺勤の傾向すら生じつゝある状態であつた。消極的要求中以上に續いて賃金減額反對二三件があつた。賃金支拂、解雇反對等と共に賃金減額反對も兩三年來漸減の一途を辿つてゐることは軍需工業を中心とする景氣の跋行性の一端を示し、賃金支拂、賃金減額反對の著しく減少せることは一面全般的な労働賃金の昂騰を物語ると共に、一面事業不振等の場合事業主が賃下げ等の舉に出づることなく、直ちに事業の廢止を行つたことも事實である。

以上の外所謂「其他」の要求事項に該當するものが頗る多く十三年末の九三件に比し十四年は一九一件、比率一七・一%に及び約百件餘の増加となつてゐる。因に「其他」の内容は公休日の設定、休業反對、休業手當の支給又は増額、出征兵士並に其の家族の待遇問題、雑と云ふ項目より成つてゐる。

最後に賃金算定支給方法の變更又は反對は一九一件に達し十三年より一〇件の減少であつた。只之に關聯して附言すべきは、かの同種工場又は同一工場内の賃金不均衡、例へば年月の開きの割に賃金額の差が僅少であり其の間に感情問題等も挿入され上半期には可成りの同盟罷業、工場閉鎖を惹起したが、之は所謂産業編成替の過程に於ける労働力配備の不均衡に伴ふ派生的問題として、その解決は人的資源配給の合理化と賃金規制に依存する所大とされ、此の中後者に就いて四月十日より賃金統

制令の施行となつて、賃金平衡化運動も一應緩和されることとなつたのである。

争議の業態別觀察

十三年度は一般的に物動計畫に伴ふ平和産業特に中小企業に於ける比較的小規模の争議が多く、しかも争議は四月を峠として其後は漸減の傾向を辿つたのであつたが、十四年に入るや上半期に於て諸種の國家的労働統制法が施行され、その影響に依る争議が多數發生し、且その規模も十三年に比して大きく、大工場、大事業場方面の動搖が多かつたことを物語つてゐる。

而して従來争議の最も多く發生するのは機械器具工業、化學工業、染織工業、雜工業等の各部門であつたが、十四年も矢張此の傳統に終始した。

即ち十四年の各産業部門中争議發生件数の最高位を占むるものは十三年同様機械器具製造工業の二七四件、比率總件数の二四・四%に及んでゐる。云ふ迄もなく此種産業に従來労働組合の組織率の多きと何分時局下の花形産業なるにより労働者の吸收率も最も高く、賃金問題の外幾多の問題を繞つて勞資の紛議を惹起したものである。尙附言すべきは事變勃發以來平和産業の名稱を冠せられた國內向け輸入原料の減退、加工業の開店休業状態簇出の爲、之が救済と轉業對策とに多大の苦心を要したのであるが、それが完全に解決せられない間に、歐洲動亂の發生により我國の資材需給が戦前の如く多量に歐米諸國に仰ぎ得

業態別労働争議統計表

年次	機械器具製造工業	化學工業	染織工業	食物製造工業	雜工業	礦業	電氣事業	運輸業	土木建築業	通信業	其他の業	計
昭和6年	513	333	339	67	368	56	11	245	133	1	380	2,456
同7年	322	311	336	74	308	56	9	264	153	4	380	2,217
同8年	251	277	240	73	261	52	16	215	198	6	308	1,897
同9年	282	332	226	63	204	85	17	201	179	5	316	1,915
同10年	323	279	252	71	173	79	11	255	115	5	309	1,872
同11年	423	259	322	57	198	104	7	270	119	2	214	1,975
同12年	400	294	283	85	280	121	11	349	102	2	194	2,126
同13年	208	144	109	39	134	81	3	170	63	2	97	1,050
同14年	274	121	101	45	116	95	7	198	60	-	103	1,120
同上百分率	24.4%	10.8%	9.0%	4.0%	10.4%	8.5%	0.6%	17.7%	5.4%	0	9.2%	100

すこゝに機械器具製造關係の鐵鋼業の如きは重點主義への移行

が立案せられ、更に之は其の他の非鐵金屬等の部門にも波及せんとし時局産業部門に於てすら相當多數の休業失業の簇出を見同様に困難な問題を惹起し、物價問題と共に緊切なるその對策の樹立が要望されてゐるのである。扱主要な爭議若干を示せば、株式會社淀川製鋼所(大阪一月發生) 中山鋼業鶴見工場(神奈川、一月)、東洋パブコック株式會社(神奈川、二月)、鶴見製鐵造船工場(神奈川、三月及六月)、日産自動車工場(神奈川、五月)、畑製作所(神奈川、五月)、東京航空計器工場(神奈川、五月)、汽車製造株式會社(大阪、六月)、日本ゼネラル・モーターズ株式會社(大阪七月)、田中車輛株式會社(大阪、十一月)、川崎重工工業本社工場(兵庫十二月)、大隈鐵工所(愛知、十一月)等があつた。

次は十四年も亦十三年同様運輸業の爭議一九八件、比率一七・七%で、比較的事業場少き此の部門に多くの發生を見たのは仲仕業に於ける紛議に負ふ所が多い。東武鐵道(東京、二月及三月) 成鐵電車部(千葉、二月)、福博電車(福岡、六月)、川崎三井埠頭西村組(神奈川、七月)、越佐船商業組合所屬船三十四隻(新潟、六月)其他があつた。

第三位は化學工業一二一件、比率一〇・八%で、これ亦十三年同様である。本工業は産業機構の編制替と共に、軍需工業の一部門となつたことを看過してはならない。KIゴム工業所(大阪、一月)、日本染料製造株式會社(大阪、十月)等の爭議があつた。

入等凡ゆる方法を講じてその補給に腐心したが、これらの事態を反映して、北海道、福岡、秋田地方に於ける鑛業關係の爭議が十三年の數字を突破するに至つたのである。

現に鑛山方面は採炭方法も技術的に非常の進歩を見せてゐるに拘らず出炭能率が悪かつたのは、事變以來の勞力不足によるオーバーワーク即ち勞力の消磨も有力な原因とはいへ、偏へに炭山のマネージメントが昔の傳統そのまゝの不良さで、出勤率七五%に迄低下したのに因るものと觀られる。成程大手筋は形式的にも厚生施設が相當整備されてゐるとはいへ、一般的には鑛山、炭山等に於ける技術的改善には單に企業經營に於ける經濟的利益を目標とするのみでなく、勞働者に對する照明、榮養食等科學的基礎の上に立つ福利増進施設による所謂勞働力の保護培養をなすことの急務が説かれてゐる所以である。帝國産金興業株式會社大仁鑛業所(静岡、五月)、野上鑛業株式會社天道鑛業所(福岡、十月)、其他秋田縣下の尾去澤鑛山以下にも物價騰貴による待遇改善要求の運動があつた。

更に土木建築業六〇件、五・四%(四月東京灣埋立株式會社鶴見出張所直屬土木建築請負業渡邊組の例あり)、食物製造工業四五件、四・〇%(二月明治製菓川崎工場、同じく二月徳島縣鹽業組合對製鹽労働組合聯合會の紛議等の例あり)となつて居り、共に十三年と略同程度の紛議の發生を見た。十三年同様十四年も亦瓦斯電氣事業關係の爭議は僅かに七件

其の次は物動計畫の影響を最も深刻に受けたる製材業、印刷業、木工業等を含む所謂雜工業が十三年同様第四位を占め、件數一一六件、比率一〇・四%にして、是等抵抗力弱き小平和産業が事業縮小又は餘儀なく閉鎖したのは、高物價趨勢に對應する政府乃至民間精勵聯盟等の消費節約、貯蓄獎勵運動等の影響が與つて力あり、こゝに幾多の摩擦が惹起したのであつた。

従來平和産業中の尤なるものたる染色工業には兎角紛議が多かつたが十四年は一〇一件、比率九・〇%で十三年度より更に減少してゐる。織維工業は時局柄その勞力不足に悩んだが、その重要性は織維工業綜合に於て輸出超過は九億九千萬圓となり全貿易出超八億五百萬圓なることと比較しても充分立證される所であり、長期戦を前にして、この偉大なる生産事業を目して濫りに平和産業として又輕工業として官民共に之を輕視すべからざる事が叫ばれてゐる所以である。協和紡績株式會社天滿工場(大阪、一月)、小口製絲工場(群馬、三月)、半原燃絲工業(神奈川)、理研紡績白根工場洋裁部下請ワイシャツ加工工場(新潟、六月)、富士織維工業株式會社富士工場(静岡、七月)等の例があつた。

續いて鑛業の九五件、八・五%であつた。鑛業は時局關係産業として需要激増に伴ふ勞働強化の一面、十四年は關西地方の大旱魃を始め全國的渇水によつて火力發電に要する石炭の需要頗りに増大する等の事情もあり、或は勞力不足で鮮人勞働力の移

〇・六%に止まり、通信業には全然爭議の發生を見なかつた。蓋し二月廣島遞信局管内の三等郵便局長會議に於ては、三等局從業員の待遇改善方に就き當局に陳情する等の例あり、以て斯業の消息を察知すべきである。

争議の結果、如何なる條件で解決し、如何なる方法で落

同盟罷怠業、工場閉鎖結果別表

年次	結果別	要求貫徹	妥協	要求貫徹	自然消滅	未決	合計
昭和6年		224	351	393	7	23	998
同10年		178	276	156	—	—	590
同11年		177	219	151	—	—	547
同12年(10月迄)		159	255	188	—	1	603
同12年		166	261	197	2	—	628
同13年(10月迄)		77	77	73	2	—	229
同13年		90	84	86	2	—	262
同14年(10月迄)		79	149	72	1	—	301

備考 昭和14年度の數字は最後の確定數に非ず。

着したるかを観ることは當該爭議の性質又は勞資關係乃至當時の社會情勢を知る上に極めて重要な問題たることは言ふ迄もない。今其の爭議解決條件に就きては固より千差萬別なるを以て暫く之を措き、勞働者側はその提出したる要求を貫徹したるか又は不貫徹乃至妥協に終らしめたか否か更にその交渉の際に於ける調停、斡旋者又は方法如何等に付觀察せんとするものである。

以下昭和十四年十月末現在に於ける同盟罷業、工場閉鎖を伴ひたる爭議の主たる要求に就きて其の結果を例年と比較すれば前頁表の如くである。

前掲表に明らかなる如く十三年同期に於ける爭議の結果は件數二二九件(参加人員一五、五二五人)中要求貫徹、妥協、要求不貫徹の數略同數であつたが、十四年十月迄のそれは件數三〇一件、参加人員三三、三五五人にして、爭議の規模に於て十三年に比し約二倍に擴大し、此の中要求を貫徹したる爭議七九件總件數に對する比率二六・二%に當り、不貫徹に終りたるもの七二件、比率二三・九%、又妥協によつて解決したるもの實に一四九件比率四九・五%、更に自然消滅の結果となつてゐるもの一件と云ふ割合となつてゐる。之を十三年同期と對比して最も注目すべきは妥協の一四九件にして十三年より一五・九%の増加であり、之に反し要求貫徹に於て七・四%、不貫徹に於て七・九%の減少を夫々見たのであつた。而して前表に見る如く近年

爭議は勞働者側の要求貫徹の割合増加の傾向にあり、特に十三年度の如きは妥協に於て少く要求貫徹率に於て増加の徴あり上半期に於ける賃上要求の必然性と下半期に於ける物資統制の深刻化を暗示してゐるが、十四年は從來と些か趣きを異にし勞資双方の互譲妥協によつて解決したるもの特に多數に上つたことは警察官吏の調停斡旋件數の増加と共に、産報運動及時局の壓力を反映せるものとして注目すべき點である。

次に爭議に因る損害に付て見るに、固より當事者の精神的物質的兩方面に亘るのみならず、國家産業の上にも甚大なる悪影響を及ぼし、現下生産力擴充に日もこれ足らざる際之に支障を來すこと論ずる迄もなく、何れにしても好結果を齎らすことは比較的尠い。同盟罷業、工場閉鎖による損失作業延日數の如き十四年十二月末現在に於て三四、九九三日にして十三年度の四〇、五六六日に對比し五、五七三日からの減少にして、爭議件數の増加七〇件に比すれば寧ろ逆の現象を示すもので、一旦發生せる爭議も割合に短時日で解決されつゝあることを窺ふに足る。之を昭和三年以降の十年間に於ける一年平均六〇萬餘日に比するも實に格段の相異を示し、爭議穩健化、規模縮小化の一端を指示してゐる。

序に爭議の調停に就いて概観するに、近時國家は從來の勞働行政の再検討により、爭議を自由主義經濟組織の下に於ては止むを得ざるものとして放任したる態度を漸次更改し來り、所謂

勞資の對立觀念を打破し以て勞資一體、産業報國の指導精神を確立せんとし、かの全國特高課長會議等に於ても當局は毎年勞働爭議乃至小作爭議の未然防止に關する指示事項を掲げて來た昭和十年の勞働爭議調停主任官會議には此の指導精神を掲げて次の如く述べてゐる。

勞資關係の調整に關する件

近時勞資の間に徒なる鬭争を回避し國家産業の發展に協力するの風看取せらるゝところなるが、此の傾向を更に助長發展せしめ勞資一體の道義的勞資關係を確立せしむることは錯雜困難なる現下並に將來に於ける勞資問題解決の爲喫緊のことに屬す、故に各位は常に中正なる立場に立ち或は勞資懇談會の開催或は産業協力の爲の施設を促し以て勞資が和親協力一體となりて産業の國家目的に奉仕せしむるやう勞資關係の調整に一段の努力を致されたい

此の如く當局が爭議の未然防止に對する諸對象を講ずる等漸く積極的に調停介入の勞を執らんとするに至り、特に事變後は警察官吏による積極的調停斡旋によりその効果を擧げ來つたのである。

併十四年十二月迄の爭議調停の實狀を觀れば、調停委員會の開設を見たものは本年も亦一件も存しなかつた。所謂法外の事實調停件數が爭議發生總件數一、二〇〇件中實に六〇九件比率五四・四%の多數に及んでゐる。之を十三年末の爭議總件數一、〇五〇件中四九四件、比率四七・〇%に比すれば、比率に於て

自昭和6年 上半期 勞働 爭議 調停 表

年次	調停者との關係件數	同總對割	調停方法						
			調停委員會	調停官吏	警察官吏	其他官吏	市長公務員	町村其他	其他
昭和6年	352	32.6	1	120	96	2	21	112	
昭和7年	287	30.4	—	89	95	2	9	92	
昭和8年	238	28.2	1	63	81	4	14	75	
昭和9年	286	34.8	—	83	117	3	10	73	
昭和10年	327	38.8	—	73	175	5	5	69	
昭和11年	397	45.3	—	89	245	3	1	59	
昭和12年	511	35.1	—	95	299	12	30	75	
昭和13年	280	47.2	1	40	198	4	9	28	
昭和14年	308	52.7	—	5	275	2	7	19	

備考 1. 大正15年7月勞働爭議調停法實施せらるるものに付作成す  
2. 本表は毎年7月15日迄に報告ありたるものにて報告あり  
3. 本年中昭和6年より昭和10年迄は各月統計期日15日後報告あり  
4. 本表は厚生省勞働局發行の勞働時報昭和14年7月號に據る

七・四%餘の増加を來し、昭和六年以來の最高記録を作つてゐる。而してその調停方法の内譯を見るに調停者中警察官吏の調

昭和14年自1月至12月 労働争議調停調

労働争議 発生件数	調停の 調停委員 調停官 調停官 警察官 其他官 町長 市町村 其他	調停方法							調停申立者				調停の 成否		調停者の 職業 工業 閉鎖		
		調停委員	調停官	警察官	其他官	町長	市町村	其他	事業主側	労働者側	労資双方	申立なきもの	成	否	職業	工業	閉鎖
		件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
昭和12年 2,126	813	-	132	521	17	36	107	26	76	48	663	811	2	321	34	20	
昭和13年 1,050	494	-	52	381	7	12	42	15	56	9	414	493	1	131	19	3	
昭和14年 1,120	609	-	8	557	4	10	30	8	2	2	597	605	4	204	28	1	

停に依るもの歴史的に多く五七件(九一・四%)に達し、以てその活躍振りを偲ぶべきである。更に専任の調停官吏に依るものは十三年末五二件なりしものが十四年は急轉直下激減し僅か八件となり、調停官の機能に對する再検討を要することとなつたのである。又右兩者以外の其他の官吏の調停に依るもの四件、市町村長其他の公務員の調停一

〇件、其の他の者の調停三〇件の割合であつた。而して労働統制の強化に關聯して考へらるる國家總動員法第七條に基く、争議の防止乃至禁止に關する規定の發動は十四年はまだ何等論議の對象とならなかつた。最後に十四年中の争議調停の實績表を示せば上表の如くである。

争議の動向

労働組合關與の争議

滿洲事變後澎湃として全國に漲つた國家思想の洗禮を受けて一般労働團體が從來の階級闘争主義乃至争議激發主義の指導方針又は争議對策を漸次改變し、續いて今次事變となるや争議禁止の宣言を發表し、勞資協調、産業平和へと轉換するに至り、戦時體制の強化と共に國策の線に沿つて生産力擴充の爲には、勞務供給關係乃至物資配給の不圓滑より來る事業主との無用の相剋摩擦を避け、萬止むを得ざる場合に於てのみ争議手段に訴へ、努めて政府の舉國一致の方針に順應せんとする態度に出たことは普く世人の知る所である。

従つて團體の結合固からざる一般労働者側の不當の要求によつて寧ろ争議を誘發したことが一再でなかつた。即ち昭和六年以降同盟罷業、工場閉鎖を伴つた争議につき労働組合の關與した割合は次の如く大體に於て漸減の一途を辿り特に十三年以來の著しき減少振りが目立つてあらう。

昭和6年以降同盟罷業、工場閉鎖を伴ふ争議に労働組合の關與せる割合

年次別	争議 總件数	同盟罷業、工場 閉鎖を伴へるもの		
		件数A	労働組合 關與件数B	BのA に對する 割合
昭和6年	2,456	998	713	71%
同7年	2,217	893	562	63%
同8年	1,897	610	303	50%
同9年	1,915	626	248	39%
同10年	1,872	590	256	43%
同11年	1,975	547	242	44%
同12年	2,126	628	239	38%
同13年	1,050	262	35	13%
同14年(10月迄)	955	301	30	10%

備考 昭和14年度の数字は最後の確定数に非ず

ち罷業等の手段に訴へる争議もその九〇%迄は組合の關知しないものであつたことは、組合側の自肅自戒もさることながら反面事業場に於ける組合組織率の減退、組織の脆弱性等を物語るものに外ならない。況んや産業報國運動の進展は此の傾向に拍車をかけたのであつた。

即ち産報運動の普及發達と共に労働組合本來の使命たる經濟的日常闘争による労働時間、労働賃金等一般労働條件の改善運動は期待すべくもなく、是等は殆ど凡て國家の行政的措置に委ねらるることとなり、組合本來の機能は消極的となり、その結果或るものは時局の重壓感により或るものは産業報國會の結成に藉口してその運動部面の如きも擧げて銃後活動例へば生活刷新運動等に局限せらるるに至り、その質的轉換は總てその組織部面に於て産業報國會一元化に向ふと共に、更に組合の分裂解消等を招來するに至つたのである。因に労働組合員數の労働者總數に對する割合は次頁表の如くである。即ち組合員數に於ては工業労働者の二一・一、八〇五名を最高とし、その組織率の點より觀れば運輸交通通信労働者の二二・九%を第一位とする。只年末に向ふに従ひ、全體として労働組合數は減少したるも、組合組織率は却つて微騰したることは注目すべきである。

而してこれを限りに斯かる労働團體活動の餘地が全然存しないか否かと云ふ事に就いては固より簡單に論斷し得ない。蓋しそれは産報運動現實の運用に關する嚴密なる検討にも俟つべき

右表の如く十四年十月迄の發生争議總件數九五五件中同盟罷業、工場閉鎖を伴ひたる争議三〇一件、参加人員三三、三五五人、その中労働組合の指導者は關與せるもの僅か三〇件、比率一〇%、参加人員五、一一四人にして、参加人員こそ十三年を凌駕すれその件數に於ては大正末期以來近年の最低記録であつた。而して右三〇件中大體に於て日本主義的組合の關與せるもの六件、労働組合主義的組合九件、協調主義的組合四件、其の他の組合の關與せるもの一一件と云ふ割合となつてゐる。即

問題である。労資関係調整政策の一として産報會の理想はよしさればとて理想と現實との混同は許されない。兩者の矛盾は假りに眞の東亞新秩序建設迄の過渡期的現象とし、暫く藉すに時

労働者總數及労働組合員數調

種別	年次	労働者總數	組織労働者數	組織率	労働組合數
工業労働者	昭和14年6月末	4,468,229	157,592	3.5%	
	同 14年12月末	4,650,329	211,805	4.6%	
鑛業労働者	昭和14年6月末	474,324	4,516	1.0%	
	同 14年12月末	533,974	4,274	0.8%	
瓦斯水道労働者	昭和14年6月末	69,220	2,638	3.8%	
	同 14年12月末	73,296	9,470	12.9%	
運輸労働者	昭和14年6月末	512,420	115,193	22.5%	
	同 14年12月末	500,826	114,895	22.9%	
土木建築労働者	昭和14年6月末	350,307	4,276	1.2%	
	同 14年12月末	373,803	5,524	1.5%	
日傭労働者其他	昭和14年6月末	2,261,870	30,522	1.3%	
	同 14年12月末	2,825,258	19,836	0.7%	
計	昭和14年6月末	8,136,370	314,737	3.9%	659
	同 14年12月末	8,957,486	365,804	4.1%	517

備考 調査範圍の變更に依り前年度との比較は不可能である。

日を以てすべしとするも、その事から直ちに現在の矛盾を無視

初期より國家的助成の下に依然としてその紐帯の強靱を誇る企業家、事業主側の例へば賃金協定の如き労働政策に關する自主的統制組織を其儘に存置し、之に對し何等制壓の途なきこと適當否果して如何と稱せねばならぬ。

斯くて結局労働組合に對しても直ちに之を解散する事なく産報運動の進展と共に、諸産業労働團體の新編成なるの曉その中に於て労働者の意思を眞に充分反映せしめると共に、組合自身をも善導し協力せしめ、所謂全體主義的精神に基き組合をして今後の國家の正しい労働統制や社會施設に積極的に參與、協力せしめるべき事は識者の夙に強調せる所である事を指摘したい

時局と争議の動向

茲に争議最近の動向中特に注目すべきは先づ争議要求事項中の「労働組合の自由又は確認」の如き正にその一にして茲數年來十件内外であり、十三年の如きは皆無の状態であつた。十四年も下半年九月に愛知縣下で一件(前掲)の發生を見たるに過ぎなかつた。併し僅かと雖も事變下我が社會運動の現状並に産業報國運動の進展状況に鑑み、尙その發生を見たる所に注意すべき問題の伏在を知る。何れにしても如斯本要求に基く争議の激減は過去の歴史に顧みて判然と時代の動向を反映してゐるのである。因に組合の自由又は確認要求を繞る争議は茲數年來下の如き變遷を辿つてゐる。

之を反面から觀察すると思想問題に基因する争議が漸減の傾

しても可なるかは問題である。即ち従業員側に未だ本運動の趣旨充分徹底せざる憾みあると共に産報會にしてその理念とする目的を容易に實現し得ず却つて事業主側に逆用せらるゝ如き虞も之れ無しとせざる現状であり、更に産報會の運用に當り従業員側の要望が決議となつても實行されず、或は之を實行せしむる一定の國家的保障制度の確立なく、單なる地方府縣聯合會の隨意的斡旋や、警察官吏等の自由裁量的監視取締に一任されてゐる限り、遂に従業員の總意は表面に實現化する機会なきに至るの憂亦無きにしもあらず、其の際に於ける是等労働團體の自衛的措置を如何に觀すべきであるか。下半年に於ける川崎重工業本社工場乃至大阪の日本染料株式會社に於ける紛議等の例に充分鑑みる所があらねばならぬ。

所謂社會政策的見地より労働者の賃金規制に對し、資本家の配當制限より一步進んで利潤制限の必要が提唱されたり、所得税の異進率の引上げが提案されて、有産者層の適當なる利益の壟斷を抑壓することが考へられた。而して現資本主義社會に於て共同利害を維持防衛乃至伸張せんとするに當り、若し眞に労働者の要望を傾聴し、その要求の實現を圖る秩序ある機關なき場合、何らかの自律的組織たる労働者團體の發生存續することとは、實に産業經濟機構の法律的根本的變革でも斷行されざる限り、多少制度の改廢等を以てしても恐らく抑制し得る所ではあるまい。寧ろ労働者團體の改組又は解消のみを試みて、明治

昭和	五年	六年	七年	八年	九年	昭和	十年	十一年	十二年	十三年	十四年
同	一件	一件	七件	七件	九件	同	一件	一件	一件	〇	一件

只滿洲事變後社會運動の一大轉換と共に争議發生の原因が純經濟的な制約に依ること多く、それ丈要求貫徹に當り労働者の態度の眞剣なるものと共に、事業主側に於て時宜に適當する有効適切なる措置を講ぜざらんか時局柄假令直接大規模且悪性の同盟罷業は容易に發生せずとするも、それ丈生活の脅威に對する労働者側の不平は内攻する虞あり、一度その對策を誤らんか組合の自由確認要求の如きも或は團體協約確認の要求等の如き形を以て再びその先端に顯はれることなきを保し難い。

第二の點は今次事變の進行につれ金融、財政、經濟、産業、政治、文化、社會生活の各般に亘つて統制の手が差し伸べられ茲に我國の産業労働界も自由主義的労働政策の段階から一轉して國家の保護干渉指導命令に依つて動かされる労働統制の段階へとはいり、今回逐次發動された總動員法中の労働關係令規中



には戦時立法としての外、平時的或は準戦時的立法と思はれるものもあり、何れも労働者に密接なる関係あるが就中工場内の日常生活にとつて直接関係あるは従業者雇入れ制限令、賃金統制令及工場就業時間制限令であり、更に九・一八價格停止令に基づく賃金臨時措置令等は下半期に大きな反響を起さずにはゐなかつた。而して是等の諸労働統制を直接且具體的に工場内に於て實施の衝に當るものは所謂勞務管理の當局である。茲に勞務管理の處置の當否が如何に産業平和に影響あるかは試みに十四年十月迄の同盟罷業、工場閉鎖を伴つた爭議三〇一件中勞務管理に缺くる所ありたるに因るもの五〇件、一六・六%の多數を占め、其の他同種工場又は同一工場内の賃金不均衡に因るもの監督者排斥に基くものが兩者合して一八・六%の多數に上つたのを以ても察知し得らるゝ。適切有效なる勞務管理方策の論究せらるゝ所以がこゝに存する。

最後に十四年度の爭議を通じて次のことが世人の認識する所となつた。曰く、爭議防止の基本問題は他なし、労働者の生活安定を以てその根本となす、換言せば労働條件の適正化を圖ることこそその根源を衝く緊要な問題である。こゝに自から國內諸般の政策と緊密に關聯せる國家の労働政策が祖上に置かれねばならぬ。労働爭議の未然防止の前提は従前の如き歪曲されたる思想運動の猖獗を極めたる時代ならいざ知らず、殆ど純經濟的制約による爭議の發生を見、しかもその本質が例へば賃金の

如きも經濟外的方法によつて統制され來り、今や紛争の原因が個々の勞資間の對立、摩擦と云ふより國家の經濟政策勞働政策遂行上の摩擦たる現状にある限り、國家は宜しく之に相應する幾多の労働者生活保障の途を講じ、労働者がその堵に安んじて労働に従事し得る社會的經濟的環境を整備する事を以て究極の目的とする。國家の勞働行政のみならず、個別資本の勞務管理に至るまで均しく目標は茲に存すべきであらう。蓋し斯の途は労働者個人の生活安定に資するのみならず、又以て生産擴充に不可欠の人的資源を確保する所以に外ならないからである。而して戦時社會政策に就いては各種の觀方なり意見の存する所であるが所謂慢性的非常時を背景とし、國家の統制經濟延いては労働統制も必然的に存續し強化せらるゝとせば、自から戦時社會政策も此の間の情勢に照應することを必要とすべく、即ち或る程度の犠牲は固より止むを得ないとすも、さればとて労働力の保護培養を等閑に附する時應てその反動の長期建設の趣旨に添はぬことは今更暇々を要しない。

## 協同組合運動

### 協同組合の一般情勢

日支事變下第三年度に當る昭和十四年は、戦時經濟が愈々その全貌を現し且つ本格的な發展を示し、これ等の影響が社會經濟の隅々にまで鋭角的に刻み込まれた年であつた。即ち龐大な財政支出による物價騰貴の趨勢が益々そのテンポを早め、また一方においては民需物資の供給制限が一層強化された。

戦時經濟の進展に伴ふ労働者問題の一般情勢については、他の項目に譲り協同組合運動に直接の關係ある一般物價の動向についてのみ簡單な一瞥を試みる。

先づ物價の動向について、十四年度における物價指數を見るに、商工省調の全國卸賣物價指數は一五三・七(昭和四年十二月平均=一〇〇)を示し、十三年に比して一三・五、事變前に比して五二・五の飛躍を示した。また小賣物價の動きは卸賣物價に比して一層の敏感さを示し、その騰貴率は卸賣物價よりも遙に上廻つてゐる。即ち同じく商工省調の全國小賣物價指數(基準前同)は一三八・七を示し、十三年に比して一七・〇、事變前に比して四三・九の騰貴である。而してかゝる物價の騰貴は、消費

經濟とよくに密接なる關聯を持つ食料品及び衣服類の騰貴が、尤も甚しく、國民大衆の日常生活に對して多大の壓迫を與へた。

全國小賣物價指數

類別	年別			
	昭和一一	同一一二	同一一三	同一一四
總平均	九四・八	一〇四・二	一二一・七	一三八・七
食料品	九八・二	一〇一・二	一一四・二	一三一・七
衣服及身廻品	八九・七	一〇四・一	一一三・一	一五三・九
燃料	九二・〇	九九・一	一一三・六	一一九・四
建築材料	九八・九	一二五・四	一五九・七	一七七・六
雜品	八四・一	一〇二・七	一二〇・〇	一三一・一

商工省調 昭和四年十二月十六日=一〇〇

尙この物價指數についてとくに注意を要する點は、指數作成に用ひられた基準物價は所謂公定價格であり、消費者が實際に支拂ふ價格はそれよりも遙に高い「闇相場」である場合が尠くないことである。この傾向は、事變勃發以來部分的に見られたところであるが、この年度に入りて物價騰貴が益々甚しくなり十月二十日「價格統制令」が實施されて九・一八物價への釘

付が行はれるや、二重価格が一般化するに至つた。従つて實際上の物價は、物價指數が示すよりもその騰貴が一層甚しいと見なければならぬ。さらにそれと同時に、この二重價格の矛盾は價格の如何に拘らず商品が市場より姿を隠し、價格の騰貴以上に消費者を苦しめた。この傾向は、昭和十四年秋の端境期に起つた米の配給混亂がとくに甚しくその外に民需用を制限され

生計費指數

年次	勞働者					生活者				
	生計費指數	飲食料	住居	光熱	被服	生計費指數	飲食料	住居	光熱	被服
昭和十二年	101.5	102.1	100.2	100.2	100.2	101.4	102.1	100.2	100.2	100.2
同十三年	110.1	110.5	103.0	103.0	103.0	109.5	110.4	102.5	102.5	102.5
同十四年	121.1	123.3	107.1	107.1	107.1	119.9	123.7	105.9	105.9	105.9
平均	110.5	110.5	103.0	103.0	103.0	109.5	110.4	102.5	102.5	102.5

内閣統計局調 昭和十二年七月二〇〇

つてある状態である。殊に労働賃金は、その社會的關係により一般に公表されてある數字以上の場合、即ち「闇相場」は極めてその例に乏しく、従つて大多数の労働者の生計は、表面上好景氣に蔽はれ乍ら實質的には依然として困難な状態にあると見なければならぬ。

全國賃銀指數

昭和十一年	101.1
同十二年	107.0
同十三年	113.7
同十四年	128.1

十四年度における消費組合運動は以上の如き戦時經濟の動向に對應して、その本來的使命である組合員の消費經濟の擁護に當ると共に、さらに一面戦時經濟編成途上に起る生活必需品の配給混亂を防止し戦時經濟の圓滑なる遂行に協力する態度を示した。即ち昭和十

四年十一月十八日、神戸市に開催された全國消費組合協會主催の第九回全國消費組合協議會は、左の決議をなし、時局下における消費組合の態度を表明した。

戦時經濟統制の圓滑なる遂行を圖る爲  
消費組合の採るべき方策

我消費組合は事變勃發以來夙に物心一如を基調とする協同精神の昂揚、消費の節約、物價抑制、物資の適正配給等國策の要請するところに従ひ、銃後庶民生活の安定合理化に邁進し來りたりと雖も、

た衣服その他にも及び、公定價格が比較的安く定められたもの程一層かゝる傾向が甚しいといふ皮肉な現象を示した。かゝる事實は、これを消費經濟の立場から見れば結局支出の増大となつて現れてゐる。即ち生計費調査によつてこれを見るに、生計費總額の増大は固よりいふまでもないことであり、この年度の特徴として飲食料費及び被服費の支出がとくに顯著な増大を示したことである。

さて、物價のかゝる著しい騰貴に對して、國民大衆の消費經濟を維持するに必要な労働収入は果してどの程度まで増加したか。

日銀の労働統計によれば、労働人員一四二・〇、定額賃銀九三・三、實收賃銀一八・六(基準大正十五年二〇〇)で、これを十三年度に比較すれば労働人員一二・八、定額賃銀七・九、實收賃銀一三・〇と、各指數共に飛躍的上昇を示してゐる。これによつて労働者の収入増加が窺れるが、それと同時に労働者の収入増加が定額賃銀の騰貴よりも寧ろ労働時間の延長により多く依存してゐる事實が理解されたであらう。換言すれば、定額賃銀の騰貴は一般物價の騰貴に正比例せず、労働時間の延長により消費經濟のバランスが維持されてゐると見られる。事變勃發以來一部の軍需工業の技術労働者の法外なる高額賃銀収入が傳へられてゐるが、賃銀指數(次頁表)によつても推察される如く、大多数の労働者の収入は、寧ろ一般物價に比して下廻

未だ其の機能を充分發揮するに至らざる憾なしとせず、然れ共時局は消費組合の具有する本質と機能の推擡に俟つところ少なからざるものあり、仍て吾人は益々庶民生活の刷新協同化を促進し、其の安定を期すると共に戦時經濟統制の圓滑なる遂行に資する爲左記事項を決議し其の實踐に邁進するものとす

- 一、物資配給統制に對處するため地區、組合員歸屬の整理等組織の整備充實に努むること
- 二、事業の積極的擴充を圖ると共に計畫的運營の確立をなすこと
- 三、消費組合相互の連絡を緊密にし進んで聯合活動の具體化を圖ること

- 四、政府に對し左記事項の即時實現方を要望すること
  - 1、消費組合を農林、厚生兩省の共管とせられたきこと
  - 2、戦時物資配給組織として消費組合の設立を奨励し其の健全なる發達を圖るため具體的指導助成の方策を樹立せられたきこと
  - 3、労働者消費組合の急速なる普及發達に付積極的措置を講ぜられたきこと

ところで、十四年度における消費組合運動の實際は、如何なる進展を示したか、前述の經濟情勢は消費組合運動の進展に最も有利なる條件であると見られるが、現實の事態は必ずしも消費組合運動を促進せしめる方向にのみは作用しなかつたのである。産業組合中央會の調査により、十四年度における消費組合統計を示すと次の如くである。

全國消費組合概況

項目	年次		比 較(増)
	昭和十四年度	同十三年度	
調査組合数	三〇〇	一九三	一五、三三
組合員数	三六、五二一	三〇、〇一九	二一、三三
出資口数	六、二八、〇七四	五、八、一八七	一、三三、〇八
出資總額	四、六四九、三三五	三、八三三、〇九六	二一、三三
拂込済出資額	三、四四〇、〇九六	二、四八四、四七三	九、九六、六三五
諸積立金	九、九二一、六三五	七、三三三、五五六	二、五八八、〇七八
餘裕金	三、九七三、〇九六	二、四〇一、〇九五	一、五七二、〇〇一
借入金	三、九七三、〇九六	二、四〇一、〇九五	一、五七二、〇〇一
購買品賣却高	三、〇五八、八八六	四、六三九、八八九	九、三三、〇〇三
剩餘金	九三〇、〇四六	一、〇六一、五七三	一三、一六

産業組合中央會 第十二回「市街地購買組合調査」に依る

十四年度の消費組合運動は、十三年度に比して顯著なる進展を示した。しかし客觀情勢より推察すれば、寧ろ期待されるが如き進展を示してゐないといひ得る。これは消費經濟用品の配給統制が漸次強化されるに伴つて、商業者並消費組合共にいづれも従前の配給実績が嚴守され、消費組合進出の制限となつてゐることが考へられる。

しかし乍ら、前に擧げた全國消費組合概況は、産業組合法による購買組合のみであり、この外にも尙多數の消費組合が存在してゐる。即ち産業組合法によらざる労働者の自主的消費組合

組合と職場組織の消費組合に二大別することが出来る。即ち前者は一定の地域を單位として、その地域内に居住する一般市民の加入者を以て組織せるものであり、後者は或る特定の工場、鑛山等における従業者を以て組織せるものである。この區別は單に組織單位の相違を示すばかりではなく、組合員の社會的地位の相違を單的に表すものであり、さらにわが國消費組合運動に於ける對蹠的關係にある二大勢力を示すものである。即ち地域組織の組合は、主として棒給生活者乃至中小商工業者が組織の中心であり、工場、鑛山等の職場組織の組合は、いふまでもなく労働者が組織の中心である。否殆んどその凡てが労働者であるといつて宜い。かゝる意味において、この區別は各々異つた分野における消費組合運動の實態を正確に把握することが可能となる。勿論若干の例外がないではない、例へば、東京市の購買組合共働社の如く、労働者が密集的に居住する地域における消費組合は、地域單位組合組織であり乍ら労働者を多數に包含するが如きそれであり、前記の類別が當嵌らないが、この種の組合は全體より見て極めて特殊の例であるので、取立て、問題にすることはないと思ふ。

そこで、わが國の消費組合を前記の類別によつて區別すると次表の如くである。

項目	類別	
	地域組合	職場組合
調査組合数	一七三	四七
組合員数	二二五、二四四	一一三、〇四七
出資口数	四四七、四九一	一八六、〇七三
出資總額	四、五六三、四三四	一、五五四、六四〇
拂込済出資額	三、二六四、三九二	一、三三四、八一
諸積立金	二、一一〇、七七一	一、三三三、三二七
餘裕金	八、一八一、七六五	一、七二九、八七〇
借入金	二、七三三、四五二	一、二〇三、八五八
購買品賣却高	三、六九三、四四二	二、四三二、三七四
剩餘金	三七四、〇七六	五五六、三三〇

消費組合の二大類別概況

産業組合中央會 第十二回「市街地購買組合調査」

地域組織の消費組合

この種の組合は、わが國消費組合中その歴史が最も古く、また早くより消費組合運動の主流をなしたものである。ところが、右の調査方法は十四年度に於て始めて行はれたものである爲、之を十三年度の調査と比較對照することが不可能である。この種の組合の十四年度における大體の動向を知る爲に、最も代表的な若干の組合の實績を十三年度のそれとの比較を試みる。

消費組合の二大類別

わが國の消費組合は、組織形態によつて之を地域組織の消費

消費組合

及び工場鑛山における事業主の庇護の下にある消費者組織がそれである。これ等の組織は、嚴密なる組合統計がないため詳細にその状態を知ることは困難であるが、労働者の自主的消費組合は本年鑑昭和十四年版の調査が示す如く、極めて小規模組織の組合が分散的に存在するのみであり、さらにその組織の母體である労働組合が事變以來漸次凋落の傾向にあるため組合事業の發展が困難である。これに反して業主の庇護下にある消費者組織は、事業主が物價騰貴に對應して労働力保護施設としての發達を援助つし、後には示す神奈川県調査によつても明かなる如く、可成り顯著なる發達を示してゐる。

尙最近における消費組合運動の一つの新しい動向として、榮養食配給施設の發達を見逃すことが出来ない。この施設は、時局下労働力の保全衛生のためと、さらに一方物價騰貴に對應して食費の合理的節約を圖るためであり、わが國消費組合運動の新しい一分野を開拓したものと云つて宜い。組織形態においては、必ずしも消費者を基礎とした組織に限られてゐないが、その中には消費組合がこの事業に進出したものが尠くない。

(1) 昭和十四年版労働年鑑「協同組合運動」三九三—三九六頁

代表的地域の組合趨勢

府 縣	組 合 名	組 合 員 数		購 買 品 賣 却 高 比 較 (増)
		昭和十四	同 一 三	
東 京	共 同 購 買 組 合	四、八〇〇	四、六五〇	一五〇
同	家 庭 購 買 組 合	一五、四五六	一二、七六六	二、六九〇
同	江 東 消 費 組 合	五、三六一	三、一〇二	二、二五九
岐 阜	購 買 組 合 岐 阜 協 會	一、四〇三	一、二五一	一五二
石 川	協 同 購 買 組 合	一、九九〇	一、八三七	一五三
京 都	京 都 購 買 組 合	七、六一一	五、一九七	二、四一四
同	西 陣 購 買 組 合	二、三一五	二、〇〇六	三〇九
大 阪	共 益 社	二、三六〇	二、三〇四	五六
兵 庫	神 戶 消 費 組 合	七、七一五	七、〇二六	六八九
同	灘 購 買 組 合	八、六二一	八、二〇八	四一三
同	甲 陽 消 費 組 合	五、九二八	四、二九七	一、六三一
鳥 取	鳥 取 購 買 組 合	二、二九〇	二、一八一	一〇九
岡 山	倉 敷 購 買 組 合	一、四五六	一、四三七	一九
廣 島	鯉 城 購 買 組 合	四、〇六九	三、八一三	二五六
愛 媛	松 山 購 買 組 合	一、三〇四	一、二八二	二二
鹿 兒 島	共 助 購 買 組 合	三、八〇五	三、六五六	一四九
同	鹿 兒 島 購 買 組 合	二、〇三二	一、二四二	七九〇

備考 産業組合中央會の調査及若干組合は組合事業報告書を参照した。  
右に挙げた消費組合は、六大都市における代表的な地域組織の消費組合（六大都市中横濱及名古屋兩市には有力なる地域組織の組

合なし）及び、一ヶ年配給額三十萬圓以上のものを標準とした。  
先づ地域組合の組織規模を見るに、組合員一萬五千四百五十

六名を有する家庭購買組合（東京）が最大であり、その他はいづれも組合員一萬名以下である。尤も組合員は家族を代表するものであり、組織状況を都市人口に比較対照する場合には家族人員を合算することが必要であり、組合員数を五倍すれば組織人員と都市人口との対比を得ることが出来る。しかし特にそうした手数を加へるまでもなく、わが國における消費組合の組織規模が極めて小規模であり、また組織率が問題にするに足りない程低いことは明瞭な事實である。こゝでは唯代表的な組合のみを挙げたのであるから組合数については問はないが、わが國において消費組合が廣く消費者を組織し有力な經濟團體として發展することが如何に困難であるかが歴然として現はれてゐる。換言すれば、地域組合の組織は、特定の條件を具備した市民、即ち確實なる収入を有する有産者のみをその對象としてゐることとがこの結果となつて現れたのである。即ち逆にいへば、大部分の市民を消費組合に組織することは經營上困難であることを示すものに外ならない。

購買品賣却高は、組織規模と同様三百四十二萬八千餘圓の家庭購買組合が最大で、次は二百十五萬四千餘圓の鯉城購買組合であり、百萬圓以上の配給額を有する組合は僅かに四組合を算するに過ぎない。こゝに掲げた組合の配給額は、最少額の組合と雖も一般小賣商店の規模に比較すればその額が稍大であるがしかしこれを現在最も高度に發達した小賣商である百貨店に比

較すれば殆んど物の數でない。即ちこれ等の消費組合は、地域組合として最も代表的な組合であるにも拘らず、配給額において小賣商業におけるその地位はいふに足りない程微々たる存在に過ぎない。

次に十四年度における動向に就て見れば、各組合一齊に組合數並に購買品賣却商が増大を示してゐる。組合員においては家庭購買組合、江東消費組合（東京）、京都購買組合（京都）、甲陽消費組合（兵庫）、鹿兒島購買組合（鹿兒島）の四組合が特に顯著なる増加を示し、その他の組合の組合員増加率は一〇％に満たないものが多い。而してこれ等の組合は、いづれも加入希望者が多數あるにも拘らず配給統制のため新加入の組合員數を制限しなければならぬ状態にあるものが尠くない。

購買品賣却高は、概して組合員の増加率以上の増加を示してゐる。即ち各組合共に十三年度に比して一〇％以上二〇％前後特に著しいのは三〇％の増加が見られる。この原因は、小賣物價の騰貴が主要原因であることは勿論であるが、それと同時に組合員の消費増加によるものが尠くないことも亦見逃すことが出来ない。最も代表的な組合である家庭購買組合についてこの關係を見よう。同組合の組合員の増加率は二一％であるに對して配給額の増加率は三〇・一％である。而して、各品目別にその増加率を検討すれば、次表の如く、呉服・雜貨八八・三％、家具・器具類八二・一％、藥品化粧品六四・五％、洋服九八・

八%、傘一九七・四%等が特に顕著なる増加を示し、消費増加の傾向が歴然と現はれてゐる。

家庭購買組合配給品内譯比較表

品目別	昭和十四年	同十三年	前年度トノ増加(△印減)
米	五七八、二三一	四七一、二四一	二二・七
燃料	一六八、八三八	一四一、三八三	一九・四
鮮魚	二一一、二三八	一六三、九九二	二八・八
青果	二八四、七五〇	二三七、二〇三	二〇・〇
牛乳	二九四、〇三一	二四六、〇七九	一九・四
菓子	九七、一一二	八〇、二八〇	二〇・九
製菓	一一四、一八五	八六、八四〇	三一・四
糖類	一五、四四二	一二、五二四	二二・三
砂糖	四二、一五二	三二、五九四	二九・三
醬油	六八、二一六	六八、七八二	〇・八
香油	五三、二二六	四四、四〇三	一九・九
玉子	五三、六七二	四九、四四一	八・六
乾海苔	一一、一八三	九、一七一	二一・九
乾味	一一、五三八	一四、〇七四	一二・五
酢	一四、二二四	一一、三九一	二四・九
ソース	二〇、三七〇	一六、四四六	二三・九
飲料	一八、三七三	一八、〇四〇	一・八
調味料	三六、七一六	三二、二七八	一三・七
食油	四、五一五	四、〇三五	一・八

かくて、以上に挙げた組合は、物資の缺乏に悩み乍ら、その組織、経営共に一應順調なる發展を遂げた。しかし乍ら、こゝに挙げた組合は、いづれも大都市における代表的な組合であり組合員は俸給生活者とはいへ高給の俸給所得者であるか、或は有産者が大部分を占めてゐる。従つて、これ等の組合は、一般の小賣商店に比して極めて有利なる社會的基礎の上に立ち、現在の經濟情勢に照應して組合の發展は寧ろ當然のことである。

ところが、地域組合はこの外に尙多數の小規模組織の組合が存在してゐるのである。即ち東京、京都等においては前記の地域組合と並立的に小組合が存在し、また地方都市(府縣廳の所在地)にはそれぞれ一組合乃至二組合の小組合が組織されてゐる。これ等の組合は、官公署の少數の俸給生活者を組合員とし數萬圓乃至十萬圓程度の配給事業を行ひ、その存在を細々と續けてゐる現状である。各組合共組合員並に配給額が若干づつ増加を示してゐるが、經營的に堅實なる組合が尠く、年々解散組合が多い。十四年度においても七組合が解散した。かゝる組合は消費者の利益を擁護するよりも寧ろ損失を與へる場合が尠くない。

地域組織の消費組合は、消費組合の最も正常的な組織形態であり、消費組合の本來的な發展方向であると從來考へられて来た。しかしわが國における地域組織の消費組合の現實の姿は全市民を組織するには前途尙遠く、組織が多かれ少なかれ支拂能

品目別	昭和十四年	同十三年	前年度トノ増加(△印減)
茶葉	七二、六三五	九七、九六七	二五・九
呉服・雜貨	三二、二二五	二九、九四〇	七・六
家具器具類	六五二、二四三	三四六、二八四	八八・三
藥品化粧品	二九、〇〇五	一五、九二六	八二・一
石器	九三、一四六	五六、六五〇	六四・五
荒物	三三、五二八	二四、〇五〇	三九・四
紙類	三二、四三七	三〇、二六〇	七・二
綿類	四〇、四二四	二八、四〇五	四二・三
靴類	一三、五四七	九、一五三	四八・〇
書籍	七六、五二六	八一、三〇六	五・九
傘	六、一八一	六、九六一	一・二
水筒	八、一七八	一四、六四六	一〇〇・〇
傘	五、四六六	二、七五〇	一九七・四
電球	一一、五〇三	四、一〇四	三三・二
洋服	一七五、八二一	八八、四四八	三八・四
計	三一、九五六	四〇、三一五	九八・八
計	三、四二八、六九一	二、六三五、七一〇	二〇・七

家庭購買組合昭和十四年度事業報告書による

力の確實な中産以上の階級に偏在する傾向を示してゐる。前記の有力なる代表的な大組合においてはこの傾向が特に濃厚である。ところが、事變以來生活必需品の配給統制が次第に強化され、全市民に生活必需品を公平に配給することが重要な問題となつてきた。しかるに地域組織の消費組合は、前記の

如く、その組織が特定の消費者を対象とし、しかもその組織率が極めて低いため、統制經濟下における配給機構としての適格性を缺くものであることが次第に明かになつた。勿論配給統制は消費者の組織化を要請してゐるが、それは全消費者を包含したものでなければならぬ。この意味において現在の地域組織の消費組合は重大なる轉換期に立つてゐる。即ち如何にして全消費者の配給機關に轉換を遂げるかが問題である。

職場組織の消費組合

この種の組合は、交通不便な土地にある工場、鑛山等が従業員のために設立したものが多く、而して鑛山においては、所謂「賣勘場」制度、即ち労働賃銀の一部を米・味噌等の現物にて支給する制度にその起原を有するものが尠くなく、工場においては従業員の保護施設として設立したものが多く、従つて、この種の組合の組織は、労働者が自主的に設立したものは極めて少數で、大部分の組合は何等かの意味において事業主が従業者のために慈善的に設立した福利施設の一部をなすものである。

この組織は、従来と雖も廣く行はれてゐたが、事變以來労働力保護の立場から特に重要視されるに至つた。昭和十四年一月二十三日、東京に開かれた産業組合中央會主催の消費組合擴充協議會は、労働者の消費組合組織問題をとくとり上げ、工場事業主側と提携して消費組合を新設し、また各工場内に設立

所在地	組合名	会社及工場名	設立認可
秋田	阿母購買組合	秋田木材會社能代製材所・同會社秋木機械製材所	明治四・五
同	小坂嶺山購買組合	藤田組小坂嶺山	大正九・八
同	小坂嶺山購買組合	藤田組小坂嶺山花岡支山	同二・七
同	日光精銅購買組合	古河精銅會社日光精銅所	明治四・七
同	足尾銅山購買組合三養會	古河精銅會社足尾銅製所	昭和六・四
同	太田中島購買組合	中島飛行機會社太田製材所	同九・三
同	日本車輛從業員購買組合	日本車輛會社	同九・三
同	親交會購買組合	東京計機製作所	大正三・四
同	石川島自強購買組合	石川島造船會社	昭和三・一
同	秋窪中島購買組合	中島飛行機會社	同三・一〇
同	東京灣汽船購買組合	東京灣汽船會社	同四・二
同	芝浦河港購買組合	久保田鐵工所隅田川工場	同五・三
同	大日本印刷購買組合	大日本印刷會社	同五・一〇
同	櫻田購買組合	櫻田機械製作所	同二・三
同	那須アルミ購買組合	那須アルミニウム製造所	同三・五
同	マツダ購買組合	東京芝浦電氣マツダ支社	同四・一
同	富士電機購買組合	東京芝浦電氣マツダ支社	同三・八
同	小松製作所購買組合	小松製作所	同七・五
同	日本電工大町購買組合	日本電工大町工場	同四・六
同	神明自強購買組合	神明自動車會社	同二・三
同	兵庫購買組合	久保田鐵工場尼崎工場	同三・六
同	石川購買組合	石川島造船會社	同二・三
同	長野購買組合	長野製作所	同二・三
同	兵庫購買組合	兵庫購買組合	同二・三

項目	組合別	組合員数	購買品	賣却高
日本製鋼所	購買組合	五、四七五	八八、三〇九、〇六六	二、四六、六〇六
	購買組合	三、〇七七	五七、四、九〇	一、六、三、七
新鋼	購買組合	三、三三	二、三、五八	一、五、九三
	購買組合	五、〇	一、七、九〇	一、七、九三
阿母	購買組合	三、一〇	一、九、九六	一、七、九三
	購買組合	三、一〇	一、九、九六	一、七、九三

備考 産業組合中央會「第十二回市街地購買組合調査」より摘出  
主要職場組合の現況(二)

同	兵庫製鋼購買組合	東京製鋼兵庫工場	昭和三・七
同	玉造船所從業員購買組合	玉造船所	同二・七
同	因島購買組合相愛社	大阪鐵工所因島工場	同六・九
同	三池共愛購買組合	三井鐵山會社	大正三・五
同	若松貝島購買組合	貝島炭鐵會社	同三・七
同	早良鐵業購買組合	早良鐵業會社	昭和五・九
同	アサヒ共榮會購買組合	日本ゴム會社・ブリッヂ	同六・三
同	白木崎購買組合	白木崎セメント會社	同三・八
同	古河西部鐵業所購買組合	古河石炭鐵業會社西部鐵業所	同八・三
同	網小倉購買組合	東京製鋼會社小倉工場	同九・七
同	熊本購買利用組合水光社	日本窒素肥料株式會社水俣工場	大正二・五

されてゐる購買會、購買部等はこれを産業組合法による購買組合に改組する方針を申し合せた。當日工場消費組合設立の理由として挙げた點は左の如くである。

- 一、國家的見地より見たる理由
- 二、勞資一體産業報國の實を擧ぐる爲には協同精神の徹底的實踐が絶対に必要にして之が爲には共存同榮の協同精神を物心一如に實現せんとする理想を有する消費組合の普及強化を圖ることが最も合理的で且つ最も近道であること
- 三、消費物資の統制強化に伴ひ必需消費者に公正に配給せしむるには本來統制機能をも有し且つ全國的系統組織をも有する消費組合が最も適格性を有すること
- 四、配給機構の合理化に役立つこと
- 五、事業經營者側より見たる理由
- 六、購買部經營に要したる経費を節減し福利施設の充實を期し得ること

主要職場組合の現況(一)

所在地	組合名	会社及工場名	設立認可
北海道	日本製鋼所購買組合	日本製鋼所室蘭製作所	大正二・八
同	北糖購買組合	北海道製糖會社・十勝鐵道會社	同二・七
同	新幌內購買組合	昭和鐵業會社新幌內鐵業所	昭和三・四

2、從業品に消費經濟の知識を普及せしむると共に自己の消費經濟に對する責任感を深くせしむること

3、共存同榮の協同精神を一層體得せしむること

4、勞資一體組織的訓練の一助となること

三、勤勞者側より見たる理由

- 1、勞資一體組織的訓練を體得すること
- 2、自己の消費經濟に對する認識を高め其の運用に習熟すると共に消費經濟の社會的重大性を自覺すること
- 3、國家の直接的指導助成を得て非常時國策に組織的協力を容易になし得ること
- 4、自己の精神的生活の向上に資するを得ること

その後、この方針は全國消費組合協會によつて實踐に移され同協會が昭和十四年九月十月に亘り全國五ヶ所に開催したる消費組合地區協議會(九州地區、近畿中國四國地區、中部地區、關東地區、東北北海道地區)並に、同年六月及び八月に開催したる消費組合設立懇談會(横濱、千葉)等において工場消費組合の設立を極力慫慂した。その結果、十四年度において八組合の職場消費組合が設立された。

十四年度における職場組織の消費組合の概況を知る爲に、産業組合中央會の調査により、産業組合法による主要職場組合を摘出してその組織の所在及び内容を掲げると、次の二表がそれである。

小坂山	一、八三〇	一、六六六	一四	六六六、四九	五八、六〇	二七、八〇
花岡山	一、八四〇	一、二八七	五八	八九七、三四	七五、三三	一八、九三
足尾銅	五、一五九	四、六一	五九	九一、九三、〇三	四三、三九	三八、七三
足尾銅	三、〇七	二、八七	一三〇	六〇、二四、五一	六〇、七五	四四、八八
日本車	七、三三	六、九〇	一三〇	一一、一〇一	九、五九	三、七〇
市川工	二、四	二、〇三	一三	六、六〇	六、五九	一五、三〇
親交會	一、七五	一、四九	一三	三、五三	三、五三	四、四〇
東京石	三、三〇	三、二四	一	三、三〇	三、三〇	四、四〇
秋窪中	四、〇六	三、〇〇	一〇六	九、九、八七	七、五、一〇	三、七、七
東京船	三、七	三、〇一	一七	四、六〇	四、四九	一七、一七
芝浦河	三、七	三、七	一	四、一五	四、一五	二、〇五
大日本	一、八八	一、八四	一	四、一五	五、〇、一四	一三、九八
那須	三、〇	一、九	一三	七、四八	七、〇、七九	一三
マツ	一、〇	一、〇	一	一、八〇、〇三	九、九、九	三、四、八
製	八、八	八、〇	一	三、三、〇八	三、三、〇八	七、九三
富士電	二、二六	二、二六	一	三、三、九	三、三、九	三、三
小	六、九	六、九	一	一、七、七九	一、七、七九	八、三二
日本電	一、四	一、四	一	一、四、八四	一、四、八四	四、九二
大町工	一、七〇	一、七〇	一	一、四、八四	一、四、八四	四、九二
兵庫製	一、七〇	一、七〇	一	一、四、八四	一、四、八四	四、九二
神明自	三、六	三、六	一	一、四、八四	一、四、八四	四、九二
玉造船	四、〇	三、七	一	一、四、八四	一、四、八四	四、九二
從業員	六、九	六、九	一	一、四、八四	一、四、八四	四、九二

先づ組合の府縣別分布状況を見るに、東京の九組合が最も多く、福岡の七組合がこれに次ぎ、北海道、秋田、神奈川、兵庫がこれらも三組合、その他は二組合の栃木を除くと一組合宛となつてゐる。これ等の諸府縣がこれらもわが國工業の中心地帯であることは注目すべき事實である。而して組合組織の母體をなす會社の産業別は、都市においては金屬工業が大部分を占め、地方においては鑛(礦)山が多い點、前記の事實と關聯してこれ亦見逃すべからざる特徴である。

組合組織の規模は、各組合によつて異り著しく不同であるが地域組合に比して大規模の組合が多い。即ち最大の組織は三池共済購買組合(福岡)で四萬二千餘名の組合員を擁し、第二位はマツダ購買組合(神奈川)の一萬餘名、五千名級の組合に日本製鋼所購買組合(北海道)、足尾銅山購買組合(三養會(栃木))の二組合四千名級に秋窪中島購買組合(東京)、アサヒ共榮會購買組合の二組合、三千名級に新幌内購買組合(北海道)、小坂山購買組合(秋田)、太田中島購買組合(群馬)、東京石川島自製購買組合(東京)、古河西部鑛業所購買組合(福岡)等がある。

しかしその反面において二百名乃至三百名程度の極めて小規模な組合も同時に存在してゐる。しかしてかゝる組織の規模の大小は組合の母體の規模に照應したもの以外ならない。

配給額は、組織の規模に照應し地域組織の組合に比して多額の配給をなすものが多い。即ち昭和十四年度の配給額について

因島	八、九三	八、九三	一、九、〇三	一、七、五	四、一、七
三池共	四、〇	四、〇	一、八、〇、〇三	一、七、五	一、七、五
早良	二、三、八	二、三、八	一、八、〇、〇三	一、七、五	一、七、五
アサヒ	四、三、六	四、三、六	一、八、〇、〇三	一、七、五	一、七、五
共榮會	二、六	二、六	一、八、〇、〇三	一、七、五	一、七、五
若松	二、六	二、六	一、八、〇、〇三	一、七、五	一、七、五
白木	二、六	二、六	一、八、〇、〇三	一、七、五	一、七、五
古河	三、九、五	三、九、五	一、八、〇、〇三	一、七、五	一、七、五
製鋼	七、七	七、七	一、八、〇、〇三	一、七、五	一、七、五
製鋼	七、七	七、七	一、八、〇、〇三	一、七、五	一、七、五
購買	二、七、五	二、七、五	一、八、〇、〇三	一、七、五	一、七、五

備考 前同書 Δ印減

見るに、三池共榮購買組合(福岡)が六百八十九萬圓、日本製鋼所購買組合(北海道)が二百九萬二千圓、足尾銅山購買組合三養會が百七十九萬一千餘圓、その他に百萬圓以上の配給額を有する組合が四組合ある。しかしその反面に數萬圓程度の小組合も亦多數に存在してゐる。次に十三年度との比較に於ては一般に各組合員いづれも組織配給共に増加を示してゐる。然して組合員の増加率に比して配給額の増加がより大であることは地域組合の場合と同様である。しかし乍ら、職場組合の場合における組織並に配給額の増大は、地域組合の如く消費組合自體の發達を示すといふよりも寧ろその母體である工場、鑛山の發展に即應するものである。従つて組合員並に事業量の急激なる増大を示してゐる組合は、時局の波に乗つた軍需工場に從屬してゐるものが多い。また反對に組合員が若干減少してゐる組合

もあるが、これも同じくその原因は消費組合自體にあるのではなく、工場、鑛山等の從業員の減少によるものと見られる。

職場組織の消費組合は、前に述べた如く、「賣場」制度即ち現物給與制度にその起原を有するものがあり、また事實主義側の慈善的施設である場合が多く、従つてこの種の組合は、消費組合の本來的な形態である自主的な組織を希望する理想主義的な考へから反對されてきた。しかし乍ら、労働者の自主的組織の發達が不十分なわが國の社會的諸條件の下においては、消費組合運動においてもその例外をなすものではなく、自主的な組織を固守する組合は極めて不振な状態にある。殊に事變以來労働組合運動が急激に凋落すると共に、自主的立場に立つ消費組合は益々その存在が困難になつてきた。これに反して事業主側が支援する消費組合は、物價の急激なる暴騰に對應して労働力保護(或る場合には移動防止)のために、日常生活必需品を出るだけ安價に配給する施設としてこれを一層強化するに至つた。しかし、この種の施設は、全從業員に對して生活必需品を配給する狭義の意味における一つの職能的機關として、その新たな意義が重要視されてゐる。即ち工場、鑛山における生産力擴充維持のために労働力確保が第一條件であり、そのためにはこれ等の労働者に對して生活必需品の圓滑なる配給がとくに要請される。勿論いづれの職業部門にある國民といへども生活必需品の配給を忽にしてよいといふ理由はないが、工場労働

者、或は鑛山労働者等はそれが時局下において生産力の重要な主役であると同時に、それぞれの職場に應じて生活必需品にも一定の共通性を備へてゐる。職場組織の消費組合は、かゝる要請と共通的条件に應じて生活必需品並に職業的必需品(作業衣、軍手、地下足袋その他)を組織的に、且つ計画的に配給する機関としての機能を果すものである。換言すれば職場組織の消費組合は広い意味における生産手段の配給機関であるといふことが出来る。

しかし乍ら、職場組織の消費組合の總てが理想的な状態において經營されてゐるといふことは出来ない。近代的な設備の整つた大工場においては眞に労働者の保護施設としてこれを設立し、また財政的にも一定の援助をなし、一應労働者の自主的な組織として模範的の經營を實行してゐるものも尠くないが、その反面において組織、經營に對する監督指導が不十分のため不振状態に陥つてゐる組合が尠くない。昭和十四年度において秋田製材購買利用組合(秋田)、田島消費購買組合(神奈川)、名古屋迎友購買組合(愛知)等の諸組合が事業不振その他の理由により解散した事實がある。尙この外にも不振状態にある組合が尠くないと見られる。しかし乍ら、職場組合の經營は、一般的に見て地域組合の經營に比して遙かに合理的に行はれてゐる様である。地域組合の經營は、一般の商店と同様の條件(或はそれ以下の經營條件)を以て商店と對抗して居るのに對して、職場組合は

三十萬圓の借入金とその外に當座借越による資金の融通がある また配給利益よりも諸経費が多いにも拘らず剰餘金を計上してあるのは、昭和十四年十一月米價公定價格再引上後も本組合は米價の値上げを行はず仕入原價以下にて配給を行ひ、米價差損金に對して業主側が六萬二千八百三十九圓(雜收入)を補填したためである(昭和十四年度報告書参照)。

さて、産業組合法による職場組織の消費組合の検討を試みたが、この種の組合は産業組合法によらないものが尠くない。即ち産業組合中央會の「市街地購買組合調査」の附録にある任意の消費者團體の大部分は、職場組織の消費者組織が大部分を占めてゐる。この中には國有鐵道共済組合購買部、陸海軍工廠共済會購買部等々の大規模のものが含まれてゐる。しかしして事變以來一般の工場においてこの種の施設が急激に増加しつゝある即ち賃金統制令の實施以來賃銀の引上げが制限されたため、労働者が福利施設の充實せる工場に集中する傾向が生じ、各工場が競争的にこの種の施設の改善に努力してゐる。かゝる施設に關する全國的調査がないため、その全國的狀況を詳細に知ることは不可能であるが、最近神奈川縣工場協會が實施した調査の結果によつて見ても、事變下においてこの種の施設が激増しつゝあることが窺れる。右の調査によれば、同縣下における職場組織の生活必需品配給施設は約七十に達し、その大部分が産業組合法によらざる任意組織である。しかしして最近の注目すべき

事業主の財政的援助のない場合と雖もその職場的組織を利用して代金の回收、御用聞の廢止等により經營の合理化が行はれてゐる。例へば地域組合の代表的組合である家庭購買組合においては賣上總額に對して諸経費が一五・九%を要してゐるに對して、職場組合の代表的組合である三池共榮購買組合における經費の率は僅かに四・二%に過ぎない。この兩組合は共に稍極端な例であるが、しかしこの事實は兩種組合の經營を代表するものと見て宜い。この意味において、十四年度の兩組合の經營内容を比較對照すると次表の如くである。

地域組合と職場組合の經營比較

項目別	組合別	
	家庭購買組合	三池共榮購買組合
組合員數	一五、四五六	三八、八五二
配給總額	三、四二八、六九一	六、八九〇、八四八
同一組合員當配給利益	二四二	一七二
配給總額ニ對スル配給利益ノ割合	六三・五、三〇三	二九五、六九五
諸経費	一八・五%	四・三%
配給總額ニ對スル諸経費ノ割合	五四四、〇〇五	三一、一八〇
諸経費ノ割合	一五・九%	四・五%
剩餘金	九一、二八九	一六、八八九

備考 三池共榮組合に對する業主側(三井鑛山株式會社)の援助は

傾向は、この種の施設が産業報國會の一事業として經營されつつあることである。調査の結果(第一回・第二回調査の部分)を示すと次表がそれであり、最近に設立されたものが比較的に多數を占めてゐる。

神奈川縣下工場消費組合の現況

名	稱	設立年月	組織人員	配給額
日本鋼管株式會社職夫共済會廉賣所		大正九、三	三八、四三	三六、〇〇〇
東洋鋼材購買會		同 九、七	不明	一三、〇〇〇
富士瓦斯紡績株式會社保土ヶ谷工場購買會		昭和二、二	三〇〇	三〇、〇〇〇
屋井乾電池産業報國會購買會		同 一、三	三三〇	七、〇〇〇
日鐵富士製鋼所産業報國會購買會		同 一〇、八	五五〇	四三、〇〇〇
麒麟麥酒株式會社濱濱工場購買會		同 五、	五五	四、〇〇〇
鶴見製鐵工友會		同 一五、一	不明	不明
日産自動車株式會社品和會		同 一三、〇	八、九五	四四、〇〇〇
東京芝浦電氣株式會社芝浦支社購買會		同 一、八	四、八二	五三、〇〇〇
淺野セメント會社川崎工場物品供給所		大正六、七	三五	一六、〇〇〇
日本鑄造會社物品購買會		昭和四、二	七、七八	五、〇〇〇
浦賀船渠産業報國會工員部工愛會購買部		同 四、三	五、七〇	四六、三三
日本飛行機産業報國會物品配給部		同 一、四	一、〇〇〇	七、〇〇〇
富士寫眞フィルム産業報國會購買部		同 一、九	一、〇〇〇	一八、〇〇〇
三菱重工株式會社濱濱船渠社會		同 一、一	一、〇〇〇	四八、五五
東京電燈互助購買組合		同 一〇、三	三〇〇	三五、〇〇〇
濱濱ゴム製造會社日用品配給所		同 一、八	一、〇〇〇	一三、〇〇〇
京三製作所購買會		同 九、二	一、〇〇〇	一六、〇〇〇



東紡織株式會社平塚工場供給所	昭和二・七	七〇〇	六、〇〇〇
日本電氣株式會社玉川向工場日用品會	昭和一四・二	三、四〇〇	六七、〇〇〇
古河電氣工業株式會社物品配給所	同 三・	二、五〇〇	二四〇、〇〇〇
日本硝子株式會社物品供給所	同 三・五	三、五〇〇	六〇、〇〇〇
東京電線株式會社産業報國會購買部	同 一四・四	六〇〇	一五、〇〇〇
日清製粉株式會社鶴見工場購買部	同 一五・五	二八〇	四、〇〇〇
日本石油株式會社鶴見製油所購買部	大正二五・五	三〇〇	六五、〇〇〇
富士瓦斯紡織株式會社平塚工場購買部	同 七・	一、〇〇〇	七五、〇〇〇

備考 神奈川縣工場協會比嘉哲也氏調査「工場神奈川」第六十九號

及第七十三號による。但同調査より産業組合法による東京自動車工業株式會社川崎購買組合、富士電氣株式會社購買組合、製

網購買組合、自強購買組合、マツダ購買組合の五組合を除く。

かくて、職場組織の消費組合は、産業組合法によるよりも寧ろ産業組合法によらざる任意組織の組合が多いことが判明したるものであり、都市における購買組合がこの法律に準據して設立されてゐる理由は、産業組合法の歴史的關係によるもの以外ならない。従つて、都市の消費組合がこの法律の適用を受けることはその手續及び監督等が徒らに煩瑣であるばかりで、経済的には利益を受けることが尠い。その結果職場組織の消費組合はこの法律の適用を受けることを寧ろ忌避する傾向がある。また前掲の神奈川縣下の工場消費組合中の富士瓦斯紡織會社保土谷工場購買會、三菱重工工業株式會社横濱船渠社會等は以前産業

業組合法に準據してゐたものが任意組合に組織を變更したものである。かくの如く職場組織の消費組合はその大部分が産業組合法の埒外にあり、その經營の監督並に生活必需品の配給統制の立場から統制する組織が全く排除してゐる状態である。これ等の組合を産業組合法による購買組合に改組することも一應考へられるが、しかし前述の如く都市の消費組合を産業組合法に準據せしめること自體に重大なる矛盾がある。しかし都市における生活必需品配給統制機構の問題は消費組合の如き部分的組織の問題ではなく、寧ろ配給機構全體の再編成問題としてとり上げることが必要である。即ち現在の過多なる不合理な配給機構を計画的の配給を實行し得る機構に再編成することが當面の急務である。しかし職場組織の消費組合は、かゝる觀點から見た場合においても労働力保護のために存在理由があり、これを配給機構全體の再編成と關聯せしめつゝその整備を圖ることが必要である。このためには先づ現在の都市購買組合を産業組合法より分離することが必要であり、それと同時に都市における生活必需品の配給機構を整備する根本方策（中小商業者の整理合理化對策）が確立されなければならぬ。しかしして現在の職場組織の消費組合は、新しい配給機構の一つの基礎としてこれをとり上げるべきである。

消費組合の聯合機關 消費組合の全國的聯合機關は、全國消費組合協會が唯一の組

織である。本協會は都市消費組合七十五組合を會員とし、消費組合運動の中央聯絡機關としての活動をなすつゝあるが、協會の組織が消費組合運動の未發達な状態に照應して産業組合中央會の編緯を脱するまでに至らず、極めて微力な存在に過ぎない消費組合運動を新しい情勢に即應せしめるためには、本協會が消費組合運動の一大轉換に必要な理論的指導並にその實際運動を指導し得るに足る強力なる政治力の確立が必要である。本協會昭和十四年度の概要を示すと次の如くである。

全國消費組合協會の概要

會 員	財 政	備 考
組合 七五	收入五、八五一	内産業組合中央會助成金二、九五〇
個人 一一	支出五、七九九	
計 八六		

備考 全國消費組合協會「第十回通常總會議案」による

榮養食共同炊事事業の發達

事變下において急速なる發達を遂げた榮養食共同炊事は、組織形態においては必ずしも消費組合の概念に一致するとはいひ難い。例へば現在の榮養食共同炊事の經營主體は、榮養食共同炊事を主目的として設立された組合並に消費組合がこの事業を兼營する等の外に、商業組合、工業組合等があり、また株式組織がある。實際に榮養食の供給を受ける以外の者が組織を構成することは、嚴密な意味における消費組合組織とは異つたもので

ある。しかし榮養食共同炊事は職場組織の消費組合の場合と同様に、その事業の有する意義において、これを廣義に解すれば一種の消費組合と見做して差支へない。即ち事業の實質が、生産力を直接擔當する労働者を配給の對象とし、またその労働力の保全が事業の主目的である限り、職場組織の消費組合と同様の機能を果すものである。唯それが異なる點は、消費組合は生活必需品を配給するに對して、榮養食共同炊事はさらにそれに一定の調理を加へて食事として配給するにある。

榮養食共同炊事の發達は極めて最近のことである。しかしこの事業の歴史は一般に考へられてゐる程新しいものではない。現在繼續して事業を經營してゐるものゝ中で最も早く設立された組合は、愛知縣中島郡起町大字起の機業者によつて組織されてゐる起共同炊事組合であるといはれてゐる。同組合は、大正七年十月の設立であり、これについて大正九年三月岐阜縣羽島郡笠松町の織物業者によつて笠松共同炊事購買組合が設立された（大正十三年一月産業組合法により購買組合に認可さる）。又愛知縣下に於ては寶飯郡三谷町の織物業者によつて三河織物共同炊事組合が設立され、この地方における織物業者の共同炊事組合がわが國工場榮養食共同炊事組合の發祥地となつた。その後昭和五年埼玉縣工場課において縣下諸工場の炊事係を集めて工場食の科學的改善に關する短期講習會を催し、次で榮養研究所より榮養士の派遣を求めて工場食の指導に當らしめ、昭和八年七月

川口市大字青木の織物惣糸工場二十四工場により組織される青木機業陸會に於て共同炊事を實施せしめたところ、頗る好成績を収め、爾來工場課の斡旋により縣下各地の中小工場間に榮養食共同炊事組合が設立されて普及した。かくて埼玉縣下における榮養食共同炊事の發達は、各地方にその影響を及ぼし群馬縣栃木縣、静岡縣等の機業地に同様の組合が設立され、また東京府下においても續々と設立を見るに至つた。協調會の調査によれば、この種榮養食共同組合の發達は、昭和十一年には四十餘組合、同十三年三月には六十餘組合となり、また最近の調査では昭和十四年六月末現在百三十組合となつた(下表参照)。

榮養食共同炊事組織の現況は、厚生省調査(昭和十四年六月末現在)によれば全國で百三十組合に達し、組合加盟者總數七千七百五十八人、一日平均の延食數二十七萬四千食に達してゐる。しかしして組織別は、任意組合が最も多く八十三、産業組合法によるものが二十二、社團法人十八、商業組合一、工業組合四、匿名組合一、株式組織一で、複雑多岐に亘つてゐる。また地方別分布状況を見るに、埼玉二十三、警視廳管下(東京)二十、京都十二、愛知十一、静岡十等が最も多數を占め、この組織が中小工場、殊に小規模組織の案内工業と密接なる關係を有することを示してゐる。府縣状況は、次表に詳しい。

尙参考のために、産業組合中央會の調査により、産業組合法による榮養食配給組合の概況を示すと次表がそれである。因に

同種事業を經營する組合は含まれてゐない。

榮養食配給概況

年 度	組合數	一ケ年延食數	一ケ年配給高	設備費
昭和一三年	九	一五、六七、七〇	九〇六、四七五	二四、四〇四
同 一四年	一六	二五、八〇、四七	二、六二、三六	三六、八三三

備考 産業組合中央會調 第十一回、第十二回「市街地購買組合調査」による

榮養食共同炊事業の意義は、労働者の榮養に對する顧慮とより大規模なる合理化された調理設備とにより、榮養價に富む消費を比較的安價に供給し得るところにある。發達した從來の消費組合事業は、食事の材料を一應安價に配給することが出来るが、科學的の調理、經濟的の調理等調理過程の合理化は、小規模の自家炊事、或は町の營利食堂等にては不可能のことである。しかししてこの種の事業が、最近における物價の暴騰に對應して食事に要する支出を或る程度引下げ、また労働力保全のために榮養價に富む食事を比較的安價に供給する等重要なる役割を果しつつあることは否定出来ない。しかし乍ら、一人一日分三食を平均二十六錢乃至三十錢七厘にて、榮養的にも亦味覺的にも労働者が十分満足し得る食事が果して遺憾なく配給し得られるや、否やは若干の不安を感じざるを得ない。勿論榮養食共同炊事が一般食堂の食事よりも材料の大量購入と合理化された調

備考 一、本調査は主として工場、商店従業員を對象とする共同炊事場に付調査せるものなり  
二、組合加盟者とは共同炊事組合を組織せる工場、商店數を示す  
三、共同炊事場數には設立準備中のもの十八ヶ所を含む(厚生省労働局「労働時報」昭和十四年十二月七頁による)

理設備により比較的安價に食事を供給し得ることは事實であるが、それと同時にこの施設の發達が、小工場主の要求するより安價なる食事の供給と一致した點にあることを見逃すことが出来ない。現在配給しつつある榮養食が、町の食堂よりも安價であり、また小工場主の自家炊事に比してより、榮養價に富むもの

本調査は市街地における榮養食配給組合のみで、農村における榮養食共同炊事場調査(厚生省調査昭和十四年六月末現在)

府縣別	共同炊事場數	組織方法	組合數	加盟者數	一日平均延食數	一日最高最低食費
府 縣 別						
栃 木	二	任意組合 産業組合	一	二〇二、九九	三、三三	二、三〇
群 馬	五	任意組合 産業組合 社團法人	一	七、三三、五五	元	三、〇〇
埼 玉	三	任意組合 産業組合 社團法人	一	六、六六、〇〇	三、三三	三、〇〇
千 葉	二	任意組合 産業組合 (準備中)	一	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
警 視 廳	三〇	任意組合 産業組合 財團法人	二	二、三三、三三	三、三三	三、三三
神 奈 川	六	任意組合 産業組合 社團法人	四	三、三三、三三	三、三三	三、三三
新 潟	五	匿名組合 工業組合 社團法人	一	三、三三、三三	三、三三	三、三三
富 山	一	任意組合	一	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
石 川	一	産業組合	一	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
福 井	一	産業組合	一	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
長 野	一	任意組合 (準備中)	一	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
岐 阜	一	任意組合 産業組合	一	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
靜 岡	八	任意組合 産業組合	七	七、九七、九三	三、三三	三、三三
愛 知	二〇	任意組合 産業組合	一〇	四、二六、四四、〇五	三、三三	三、三三
三 重	一	任意組合 産業組合	一	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
大 阪	四	任意組合 産業組合 社團法人	二	三、三三、三三	三、三三	三、三三
計	一三〇	任意組合 産業組合 匿名組合 社團法人	一六	七、七六	三、三三、平均平均	三、三三

府縣別	共同炊事場數	組織方法	組合數	加盟者數	一日平均延食數	一日最高最低食費
兵 庫	三	任意組合 (準備中)	三	一、九五、四〇	三、三三	三、三三
鳥 取	一	任意組合	一	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
岡 山	一	任意組合	一	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
廣 島	一	任意組合 (準備中)	一	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
山 口	一	任意組合 商業組合	一	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
香 川	一	任意組合 商業組合	一	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
愛 媛	一	任意組合 社團法人	一	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
福 岡	一	任意組合	一	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
宮 崎	一	任意組合 商業組合 工業組合 匿名組合 株式	一	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
計	一三〇	任意組合 産業組合 匿名組合 株式	一六	七、七六	三、三三、平均平均	三、三三

であれば單にそのみによつて榮養食共同炊事の意義は十分に評價されるべきであるが、しかしそれが客觀的に過激なる勞働に従事する勞働者の食事として果して適當なものであるか否かは全く別問題である。この意味において、この事業に對する獨自の立場（經理的の立場からのみでなく勞働力保護並に社會衛生的の立場から）からの嚴重なる監督指導が必要であり、また社會的により合理的な組織への發達が望ましいことである。このためには、職場消費組合の場合と同様に綜合的な統一指導方針の確立が先決問題である。また現在事業下において食糧問題が重大化してゐる際に當り、食糧の消費規制のためにもこの事業の發達の必要が痛感されるのである。かゝる現状に對して、この事業に對する一貫した指導方針が未だ確立されてゐないことは頗る遺憾なことである。

**勤勞榮養協會の設立**

かくて榮養食共同炊事組合は發展の緒についたが、その指導に當る中央機關がなく事業の指導獎勵上遺憾な點が尠くなかつた。厚生省はこの事業の指導のために勤勞者榮養食共同炊事場經營者協議會を開催して勤勞者榮養改善の具體策を協議したが、この席上炊事施設相互間の連絡と之が合理的經營に資する爲勤勞者を對象とする炊事施設の統合機關を設立することに決定し、準備を整へて昭和十四年五月一日これが創立總會を開催して本協會の設立を見るに至つた。本會の目的は「勤勞者ノ榮

養改善ヲ圖リ依テ國民福祉の増進及産業ノ健全ナル發達ヲ期スル」にある。本會設立の趣意は、設立趣意書にその要を盡してゐるので次に引用する。

**設立趣意書**

東亞新秩序建設の秋に當り、國民體位の向上は生産力擴充の爲將又國民福祉増進の爲一日も忽にすべからざる喫緊の要務なり。而して體位の向上は榮養問題の解決を他處にして之を期待すべからず。この見地より吾人は夙に榮養食の重要性を認め之が進歩發展に微力を盡し來りたる處漸く江湖の認識を深むるに至りたるは誠に慶賀すべき傾向なりと雖も、未だ普及に徹底を見ざる憾なしとせず、加之炊事施設の經營其の他に於て未改善研究の餘地多々あるべしと信ず。

之を以て我等榮養食關係者は、相互連絡を圖り炊事施設の研究改善を期する爲全國の榮養食關係者を打つて一丸とする統合機關を設立し、仍つて時局下に於ける人的要素を培養強化し廣く勤勞者の精神力及活動力の充實増進に資せんとす。

- (1) 本年各年度の「協同組合運動」の項参照
- (2) 村山重忠「中小工場に於ける共同施設としての炊事組合」産業組合昭和十一年六月・協同會産業福利部「工場食の改善と工場榮養食共同炊事場」。

**農村協同組合**

農村産業組合は、十四年度に於て特筆すべき顯著なる發展を

を一瞥しよう。上表は、産業組合全體の綜合的統計である。

**農村産業組合の現況**

項目	昭和十四年	同十三年	増減(△印減)	同上率
組合員數	一四、六八八	一四、八三〇	△一四一	一〇〇・一
調査組合數	一四、〇三四	一四、〇九四	△九〇	一〇〇・七
内法人數	六、四八四	六、二七〇	△二一四	九七・〇
組員總數	五、一六〇	四、三〇四	△八五六	八四・〇
出資總額	三、四三三、四七二	三、〇〇一、〇一一	△四三二、四六一	八七・四
拂込濟出資額	二、四三三、四七二	三、九八三、八三〇	△一、五五〇、三五八	六〇・八
準備金及積立金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四四四、四四四	△四四四、四四四	一四四・四
借入金	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	△	一〇〇・〇
貯蓄金	三、五七〇、〇〇〇	三、三三三、三三三	△二三六、六六六	九三・三
貸出金	八、七九九、七三三	八、六六六、六六六	△一三三、〇六六	九八・三
販賣金	一、〇九三、三三三	七、九八〇、〇〇〇	△六、八八六、六六六	七三・三
購買金	五、九八〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	△二、〇二〇、〇〇〇	一〇二・〇
利金	一、八五五、五五五	一、四〇〇、〇〇〇	△四五五、五五五	七五・五
預金	一、三三〇、〇〇〇	八三三、三三三	△五〇三、三三三	六二・七
有價証券	四七五、〇〇〇	三三三、三三三	△一四一、六六六	七〇・〇
現金	四八、二〇〇、八八四	三五、〇〇〇、六六六	△一三三、二〇〇、二一八	七二・〇

備考 農林省經濟更生部「産業組合現況」昭和十四年十二月末日現在( )の全國産業組合現況より市街地信用組合(産業組合中央金庫「組合金融」)及市街地購買組合(産業組合中央會「市街地購買組合調査」)の數字を各々當該科目より除去して作成した。

違げた。事變勃發以來都市における消費組合運動が尙依然として微々たる存在であるに對して、農村の協同組合運動は、寧ろ反對に統制經濟の強化に照應して、新たな展開を示しつつある。

**全國産業組合現況**

先づ組合統計により、十四年度における農村産業組合の動向

科目	昭和十四年末	同十三年末	増減
組合員數	一五、三三三	一五、三三八	△五
調査組合數	一四、五三四	一四、五五六	△二二
内法人數	七、一四五	六、八三三	△三二二
組員總數	五、一六〇	四、三〇四	△八五六
出資總額	四、〇九三、九八六	三、五〇〇、〇〇〇	△五九三、九八六
拂込濟出資額	三、〇三三、四三三	二、八〇〇、〇〇〇	△二三三、四三三
準備金及積立金	一、七九九、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	△三九九、〇〇〇
借入金	三、五七〇、〇〇〇	三、三三三、三三三	△二三六、六六六
貯蓄金	三、〇五五、〇〇〇	二、七九九、七九九	△二五五、二〇一
貸出金	一、二二〇、〇〇〇	一、〇八八、〇〇〇	△一三二、〇〇〇
販賣金	一、〇九三、三三三	七、九八〇、〇〇〇	△六、八八六、六六六
購買金	六、五〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	△一、五〇〇、〇〇〇
利金	一、八五五、五五五	一、四〇〇、〇〇〇	△四五五、五五五
預金	一、三三〇、〇〇〇	八三三、三三三	△五〇三、三三三
有價証券	四七五、〇〇〇	三三三、三三三	△一四一、六六六
現金	四八、二〇〇、八八四	三五、〇〇〇、六六六	△一三三、二〇〇、二一八

備考 農林省經濟更生部「産業組合現況」による △印減

上表は産業組合法に準據する産業組合全部の統計でありこの前頁中少數ではあるが市街地における産業組合（市街地購買組合、消費組合、市街地信用組合）を含み、これを以て農村産業組合の現況を現すものとはいひ難い。そこでこれ等の異質的の市街地の産業組合の計数を除去して、農村産業組合のみの統計を作成すると前表が得られる。

右の表により、昭和十四年度における農村産業組合の動向を概観しよう。組織においては組合数が若干の減少を示してゐるが、組合員数は六百五十萬人に達し十三年度末に比して約三十萬人の増加を見た。しかし組合員中問題の法人（農事實行組合）数は、四萬四千二百四で、十三年度に比して一萬一千九百五十六の増加があつた。しかし現在農家小組合が約二十八萬を算へられるに比して未だその加入数が多いといふことは出来ない。資金の状況は、拂込済出資金が三億三千萬圓、十三年度に比して約二千萬圓の増加、準備金及諸積立金は一億五千五百萬圓、十三年度に比して約一千萬圓の増加、借入金は一億圓、十三年度に比して少額であるが減少を示してゐる。換言すれば、後に見る如く事業量の飛躍的な増大にも拘らず貯金の増加並に組合自己資金の増加により事業資金を賄ひ尙餘りある状態である。

次に組合の事業状況を見よう。信用事業においては貯金が二十五億三千萬圓に達し十三年度に比して約六億圓、二・二%の増加、貸出金は八億六千萬圓で十三年度に比して貯金とは反對

に一千六百萬圓の減少である。販賣高は十一億九百萬圓、十三年度に比して三億六千萬圓、即ち一躍四八・一%の増加である。購買高は五億七千九百萬圓、十三年度に比して一億八千九百萬圓即ち五二・五%の増加である。利用料は一千八百萬圓、十三年度に比して四百萬圓の増加である。

さて、昭和十四年度の事業状況を總括すれば、購買、販賣の兩部門の發展がとくに著しく、信用部門は貯金のみが急激に増加し貸出金は却つて停滞し兩者の關係が著しく跛行的である。その結果累年増加の一端を辿つてゐる餘裕金の運用が益々困難となり、有價證券への投資額が増加した。即ち組合所有の有價證券總額は四億一千七百萬圓、十三年度末に比して一億七千八百萬圓、即ち四二・七%の増加である。産業組合の有價證券投資は、組合事業の本質に照して問題であり、また國策に協力して低金利の國債へ投資する場合は産業組合の貯金利子が比較的に高利であるため、組合の經營上困難な問題が生じ、そのため現在産業組合は貯金の激増のため經營上深刻なる矛盾を内包してゐる譯である。利用事業は、利用料の増加率から見れば可成り顯著な發達であるが、その絶対額が微々たる少額であり、尙依然として不振状態を脱却するまでに到達してゐない。

農村産業組合事業が、この一ケ年間に著しい發達を遂げた一原因は、勿論この間における著しい物價騰貴にあるが、しかしその主要原因は戰時經濟の編成に伴ふ統制經濟の強化に

より産業組合がその實行機關として利用されたために外ならぬ。組合数及び組合員数が事業量の増加に正比例して増加しないのは、それが現在既にある程度飽和點に達してゐるためである。

最後に農村産業組合事業發展の意義について、若干の見解を加へて置かう。

組合事業の中販賣、購買事業の飛躍的な擴大は、農業部門に對する國家統制の強化に相呼應して産業組合はその實行機關としての職能を果し、また商業利潤を制約する意味において、一應重要な使命を果しつつある。しかし乍ら、現在國家的の要請となつてゐる最も重要問題である農業生産力の擴充は、さらに直接的の方法により生産過程の合理化を促進することがより必要である。この部面に對する産業組合の關聯は、生産面に直接タッチする農業機械その他の生産手段及び労働過程の共同化即ち利用事業の發達であり、また生産手段を擴充するために必要な資金の融通である。ところがこれ等の分野における事業は前述の如く他の部門に比して著しく不振状態にあり、全く停滞状態にあるといふの外ない。しかし現在の農村産業組合がかゝる矛盾を打開するためには、從來の運動方針の一大轉換を圖ることが固より必要であるが、さらに現在の農業産業組合を構成してゐる停滞的な農業經營そのものの再編成が前提條件でありまた産業組合の組織も當然それに照應して一大革新が必要であ

る。

かくて農村産業組合は十四年度において戰時經濟の發展に應じて組合事業が急速に發達したが、その反面において組合内部に内包する矛盾が一層擴大された。農業部門に對する國家統制の強化徹底の爲めにも、亦産業組合の自己矛盾解決のためにも産業組合の根本的改組、即ち農業團體の再編成を必要とする條件が急速に成熟を遂げつゝあるのだ。

農業問題

事變下の主題

事變第三年の農業に要請された主題が、生産力の擴充にあつたと云ふ點に於ては前年と異るところがないにしても、増産計畫の内容が示されたこと、従つて具體的な増産に對する諸々の考慮が當然必要とされ、事變以來自ら劣つて來た生産諸要件が勞務、物動、低物價策等に結び付いて一層強く劣ると云ふ事態に當面して、眼前の増産に就ては素より生産力の擴充そのことに就て實際に又理論的に問題が切實に想起されたことは注目されるべきである。

生産力の擴充は他の産業にも強く要請され現に進捗しつつあるが、それに較べて農業に於ては劣り生産力の發展がとかく遅れ勝である。視角を異にして、かゝる事情の考察に當つても同様より深く、農業乃至日本農業の特質、實態の一層根柢的な諸様相が正當に把握されねばならぬとする氣運が濃厚となつた。殊に急激な増産に對しては農業のもつ自然的諸制約にも充分考慮が拂はねばならぬ。從來安全感の強かつた戰時食糧に關して中國、九州、朝鮮等の稀にみる早魃を契機に表面化した問題

は秋以來の方策を殆んど全くこゝに集中終始せしめた觀があると同時に、惹いて増産に對する考へ方に一層根本的な吟味を當然に必要としたことも亦注目されるべきである。即ち、この年の農業は増産の積極化、生産諸要件の劣勢減退直面した食糧問題、それ等に結び或は寧ろ底を流れて主題の檢討に回顧の要點が置かるべきであらう。

増産計畫の明示

さて春の第七十四議會に通過した農業關係立法には、林業種苗法、軍馬資源保護法、酪農業調整法等の外、米穀配給統制法及び臺灣米穀移出管理特別會計法の如く重視すべきものがあるが、舊臘委員會設置以來審議し續けられた農業生産物増産の内容が、三月公表されるに及んで具體的にその目標が明かにされたのは、殊に大きな關心事とせねばならぬ。

「國民主要食糧、軍需並に貿易關係重要農林水産物の増産を圖り軍需民需の充足並に國際收支の改善に資するは、時局下最も緊要の事項にして事變勃發以來政府は各般の施設を講じ來たりたるが、時局の進展に鑑み米穀、麥類、酒精原料甘藷馬鈴薯、麻類、蠶絲類、木炭、畜産物等の重要農林水産物の全般に亘り此の際一定の増産目標

を定め計畫生産を圖ることとし、これが爲必要な經費を計上し諸般の施設を行ふと共に、必要に應じ各道府縣に對し増産數量の割當をなす等の處置を講じ所期の目標達成を期せんとす。」

と云ふ農林省の増産計畫概要に掲げられた數字の主なるものを例示すれば左の如くである。

基準數量	4,000	1,500	1,000,000	3,000	28,500	10,000
増産數量	4,000	1,500	1,000,000	3,000	28,500	10,000
生産目標	8,000	3,000	2,000,000	6,000	57,000	20,000

栽培面積	生産高	栽培面積	生産高	栽培面積	生産高
千町	千石	千町	千石	千町	千石
3,700	3,700	7,300	9,300	10,000	10,000
増産數量	2,500	2,500	1,500	5,000	3,000
生産目標	6,200	6,200	11,800	15,000	13,000

即ち、米に就ては昭和八年以降の平年作柄に於ける平均反當收量に十三年の作付反別を乗じたものを基準數量とし、増産は専ら反當數量の増加に俟つて、一部に國營開墾の行はれる外は作付面積は大體現状維持の見當である。小麦は、周知の如く昭和七年以來の増殖計畫によつて十二年には豫定の一千萬石近くに達したが、引續き更に増産を圖らんとするのであり、甘藷、馬鈴薯は既定の酒精混用計畫に基き差し當つての目安を右の如く定め、木炭は普通木炭一億貫、ガソリン代用木炭四千萬貫の増

産を目標としてゐる。生繭は國內に於ける纖維原料として新用途繭二十五萬貫、生絲輸出増進のため製絲用繭千八百二十八萬九千貫の増産を目論み苧麻、大麻、亞麻等に就ても亦一定の増産を圖らんとするこの外、畜産物に就ては増殖五ヶ年計畫があり十四年の目標は牛は十一年に較べて二萬頭、豚は十萬頭、綿羊は十二年に較べて六萬頭、鶏は六十萬羽、兎は十三年に較べて二百八十萬頭の夫々増加であり尙、水産物に就ても魚類千六百萬貫、貝類二百萬貫、藻類二百萬貫の増産が見込まれてゐる。

斯くの如き計畫の成果達成には、よく増産の諸施設が對應されねばならない。言ふ迄もなく事變下に於ては生産諸要件が劣勢に勞力、肥料、資材等幾多の點に不足を生じ勢ひ萬全の施設に至難ならしめ、そこに成果を期待する上に相當の不安を持つ如之、増産方法そのものに就ても例へば米の如く専ら反當收量の増加に力點を置く等の方法に對しては、過去の實績に鑑みて増收の豫想は必ずしも樂觀されず、更に又同時並列的な増産計畫にあつては、生産物の間に於ける競合關係から全般的な豫期の状態に歪を生ずる惧がある等の事情から、計畫された生産目標が果して容易に達せられるか否かには疑問の餘地の多分にあることを知らねばならぬ。

生産要件の劣勢化

農業勞力の減退は事變の發生と共に逸早く憂慮され、臨時應

急的な勞力補充は漸次恒久的なものへ移行し、隣保相助の奉仕的勞働も著しく組織化され殊に勞力移動班に就ては見るべきものが多い。

さり乍ら、軍需工業その他へ流出する農業勞力は日を追ふて益々多く。(例へば埼玉縣に於ける事變後の移動勞動力は市部一萬一千百七十六人、郡部三萬四千九百二十九人の計四萬六千五百五人であり右のうち農業に従事しつゝあつたもので移動し現に農業を離れてゐるのは郡部で一萬五千九百九十五人、農家戸數百戸に對して十人三分と云ふ計算である。移動者總數の内譯は開拓民が七百二十人、其他移住者が一萬六千二百九十一人、通勤者が二萬九千九百九十四人で、通勤者が總數の六割三分を占めて斷然多いし男女別では勿論男が多い。これは十三年十二月現在の數字で、同年五月現在のものに比べると總體の移動勞動力は二割の増、特に郡部に於ては二割六分の増加であり、農業に従事しつゝあつたものに就ては郡部で三割七分の著増である。若し速断が許されるならば、殖えた右の割合からみて今後の移動が益々郡部、惹いては農業勞動力のそれに強く依存するやうになると豫想される。) 勞力補充の甚だ容易でない情勢にある上に七月には勞務動員計畫の公表があつた。約百十萬人と概定されるこの新規需要に對して小學校卒業者、未就業者、物資動員の遂行によつて生じる離職者から極力之を充足するに努め、殘餘の不足は農業従事者、商業その他に於ける勞務の節減可能な業務の従事者、移住鮮人を以て之を充足する方針で、又適當の方面には一部女子を

以て男子に代らしめ、右不足補填の方策に就ては特別の考慮を拂ふと云ふので具體的内容は聞知し得ぬが、新規需要の大きな部分が結局に於て、農村に多く期待され農業勞力の流出が一層激勢されることは想像に難くない。

肥料に就ては物動、輸入、殊に直接需給の推算から相當の制限を餘儀なくされ消費の壓縮を免れず、十三年來屢々問題とされてゐた配給割當が愈々八月から實施される事となつた。三月公布の肥料配給統制規則に基く硫安、石灰窒素、過燐酸石灰、加里鹽の配給が、右の實施によつて道府縣に割當られる算定の基礎は、前年同期の配給實績に増産計畫に伴ふ所要量と最近數年間の消費自然増加分を加算したものを査定額とし、この査定額に基いて道府縣の按分比率を求め之を供給總數に乗じて算定するのであるが、八月以降十二月末迄の供給量は硫安三十二萬七千噸、石灰窒素七萬一千噸、過燐酸石灰四十萬二千噸、加里鹽五萬三千噸と十三年同期に較べて稍々増を示し、割當の配給系統は産組と商組の二本建とし夫々總數量の約四、五割を、他は配分保留としその保留分を除いては凡そ半々の如くである。然るに歐洲動亂の勃發により、特に加里鹽の輸入難が必至とみられ九月臨時配合肥料に對する應急的措置が採られた。重要肥料の公定價、配給統制、更に輸入肥料の急減等の事情が統制外の肥料に反響を來たすは見易いところで大豆粕、朝鮮蠟粕等の如き著しい騰貴をみせた。價格のかゝる昂騰に加へて一般に

配給は兎角不圓滑の惧があり、聽て臨時配合肥料の工場渡し價格が呈示され、又次期肥料の配給は米麥の生産確保に主眼を置く割當方針が決定し、年末には無機有機の肥料配給を一元的にする本格的統制案が提示される等、肥料の消費は積極的に強く調整されねばならなくなつた。

農用資材は、一見些細の如くみえ而も生産に大きなひびきを持つものがあるが、物動等の關係から同じく抑制を免れず種々の資材に一段と不足を來たす傾強く、ゴムロール四月に又八月には藥劑等漸次調整の目安が付いたと言へ、石油配給の問題で一頓挫を來たし、十一月に入つて漸く地下足袋、綿製品、總ゴム靴、ゴム製器、綿漁網綱、マニラ麻魚網綱、カーバイト農機具、農業藥劑等主なる九品目に就て一應の配給調整が出來上つたのである。

尙、前の勞力とも關聯し、最近殊に活潑に論議されて來た農業の機械化に就ても(もしも、資材條件が充されなければ、農業の機械化、特に事局下に於ける農業の機械化は進展しないであらう)資材の關係が密接重要なことに注意すべきである。

- (1) 協同會發行「近郊農村と最近の勞力移動」より。
- (2) 吉岡金市氏著「日本農業の機械化」より。

### 當面の米穀問題

單純な安全感から兎角平凡視され易かつた戰時食糧の考慮を

邊に重大化せしめた(觀のある)この年の米穀に關しては觀るべき點が多い。

先づ議會を通過した米穀配給統制法は、その要點は從來自由營業であつた米穀取扱業を許可營業とし業者に對する監督規定を設け又半官半民の日本米穀株式會社を設け取引所、正米市場を吸収統制せしめ配給機構の樞軸として政府の監督下に市場を開設、政府の委託による賣買をなさしめる等であり、臺灣米穀移出管理特別會計法は、形式は特別會計法であるが内容は、米穀需給に於ける過剩供給を抑制して農家經濟の安定向上を圖ると共に他面臺灣の甘蔗棉花等の生産獎勵に資しようとするので増産を目指す米穀政策に對して寧ろ相背馳する憾のある點が論議の對象となつた。

次に當時發表の需給推算によると内外地生産米九千九百七十六萬四千石、前年度繰越米九百四十八萬八千石、輸入米三十萬石、計供給高一億九百五十五萬二千石に對して、消費九千九百四十萬石、輸出九十三萬石、計需要高一億三十三萬石で差引十五米穀年度への持越米九百二十二萬二千石の勘定であつた。この推算が樂觀に過ぎた嫌もあれ、その後の需給が計數上は、左程でもない状態なのに實際上米價は昂騰し、政府所有米に對する最高公定價による買受申込も増加し、八月に至つては遂に米穀配給統制法第四條(第一項)が發動され標準最高販賣價格が三十八圓に改められた。

而して今夏中國、九州、朝鮮等を襲つた旱魃被害は影響するところ甚だ大きく、成程内地米（九月二十日現在、第一回豫想收穫高に於ては六千四百六十七萬九千石と十三年に比し一分八厘の減少に止まつたが、朝鮮に於ては千三百九十九萬九千石、十三年に較べて實に四割二分の激減であつて、最も端的に米の需給を重大化せしめ、又表面化したこの事實から戦時食糧に對する考へ方に活潑な論議が展開せしめられ得たのである。

誠に、戦時に於ける食糧の安全感は大きな誇りであつたが、米の供給が充分であり得たのは朝鮮、臺灣からの供給を入れて始めて可能なのであつて、過去數年の平均に於て前年からの持越を除き内地供給量七千七百十五萬石中、朝鮮臺灣米は千三百五十萬石即ち一割七分強を占め、何等かの支障により外地米の供給が不圓滑となつた場合は忽ち破綻を來たし、そこに一つの問題がある。加之、生産が自然の天候に左右されることの大なる外、他に消費の問題がある。内地に於ける消費増加ばかりでなく外地特に朝鮮の消費増大には注目すべきものがある。かゝる事情の下で起つた旱魃の被害は、自ら米穀問題を深刻に緊急化し種々の方策が考へられたが、差し當り消費節約の方面から白米禁止や酒醸造の制限等が考へられ、内地米販賣高の三千五百萬石に移入の千數百萬石を目當に七分搦によつて百五十萬乃至二百萬石を節約し、酒の造石高を半減して二百萬石の節米を圖らうとする等の方法から、更に供給の方面に於て速急に相當量

の外米を輸入すること、或は又増産そのものに就て一層積極的たるべき諸方途が考へられたのである。

需給推算による年度持越米の減退もさることながら、當面の米出廻りは著しく圓滑を缺き、米に對する安全感の喪失は賣惜や買占等好ましからざる現象を助長し、それが因となり果となつて益々出廻り不圓滑の度合が強まり、その間抑制された米價を遙に上廻る間取引の氣配も濃厚であり、直面したかゝる事態に對應して米の管外移出縣のリンク、政府の手持米確保に大量の買上、外米輸入等の意圖が明かにされ、十一月に入ては專賣に準ずる米穀國家管理（道府縣管外移出米、外地米、外米等の國家管理を最終目標として段階的に漸次米穀の蒐荷配給の統制を強化するが十五米穀年度に於て國家管理の對象となるべき數量は管外移出米千五百萬石、朝鮮米三百萬石、臺灣米五百萬石の計二千三百萬石、而して管理の圓滿達成のため生産者團體を主體とする一元的蒐荷機構を確立し、蒐荷に就ては米穀配給統制法第四條に基いて或る程度の強制力を持たせ、尙又これが具體的實行方法として政府は道府縣に對して米穀の伏出數量の制當をなし、道府縣は町村に分割振當て町村に於ては更に農會、産組を以て出荷協議會を組織せしめて萬全を期する等）の要綱も發表されたのであるが、同月六日、米穀の最高販賣價格は玄米一石當標準價格三十八圓を四十三圓に改め白米に就ても右に準じ最高販賣價格を定めること、右價格は十五米穀年度内はこれを變更せざること、右價格に就ては嚴にその取締を勵行

すること、政府は關係團體と協力し米穀出荷の促進に努めること、政府は米穀の強制買入をなし得るの制度を設けること等の決定公表をみたのである。石當五圓の大幅値上は低物價策殊に九月の價格停止令に反すること甚だしとする論議も強かつたが端境期なら兎も角出來秋の米の豊富なるべき時期に米のない、異常状態に對して採られた止むを得ざるに出た措置であり、素より是のみでなく外米の大量買上、臺灣米の移入調達、内地米の出荷獎勵等の凡ゆる方法が講ぜられて、目前の不足充當工作が順調に進み一應不安なく越年し得たのであるが、然し問題は依然幾多殘されてゐる。

主題の再吟味

上述の諸事情の下で賣されたところのこの年の内地主要農産をみるに、米は（近畿以西に於て早天續き生育甚だ不良のものを生ずるに至つたが、中部以東の地方は一般に高温多照に惠れ開花稔實著しく良好なるを得、全国的には概ね適順であつて）實收高六千八百九十九萬七千石に及び昭和八年の七千萬石に次ぐ記録を示し、この年の増産目標を越えること百五十三萬石（二分二厘）と云ふ好結果を得てをり、麥は（春分後の氣候概して適順、一般に順調に経過して）大麥七百七十六萬四千石、小麥千二百一十一萬三千石、稗麥六百七十二萬九千石、燕麥百九十四萬八千石で、特に小麥に就ては増産目標を越えること百一十一萬石（實に一割を越え）更

に滿に就ては（旱害地の夏秋蠶減少もあつたが、他地方の氣候が一般に適順であつたのと、増産獎勵に加へて絲價好調のため）繭産額九千八十一萬三千貫、價額八億八千二百九十一萬圓と十三年に較べて産額に於て二割七厘、價額に於て十五割五分二厘の著増で、増産目標には到達しなかつたが之亦好成績を得たのである。尤も甘藷、馬鈴薯その他特に木炭に就ては（米と同様、甚しい不足状態を示した現實の問題もあるが）こゝには省くことにする。

斯くの如く成果を納め得たに對しては、農民の絶大な努力に感謝せねばならぬ。と同時に勞力、肥料、資材等凡ゆる點に不足勝な生産要件の下に於ては勢ひ増産が勞働強化を招き、又生産力擴充が動もすれば單なる勞働強化に多くを期待し過ぎ易くなる傾向に、充分考慮が拂はねばならぬ。周知の如く、吾國の農業は家族労働を中心に（資本投下の缺けた）裸の勞働に専ら依存し過度集約的な零細經營であり、有るがままの状態で益々減退する勞力を補填し生産の増大を圖らうとすれば過度集約化の層の徹底となり、そこに考ふべき幾多の問題が當然呼び起される。生産力増大の基本は先づ耕地面積、作付面積の増加等に求めらるべきであらうが、耕地は事實（事變以來六月迄の二ヶ年間の潰廢耕地四萬四千餘町歩と）減少を來たしてをり近年の生産力發展から（その主なる要因は金肥と云はれてゐる）次に肥料をみるにそれは極く僅かづつでも分割して用ひられ零細な耕作で收穫を多くするため、特に頼るべき手段であるが前述の如く多くを期

待し得ないと、斯様に順次考へ來たれば再び視野は努力に戻つて、奉仕、共同の作業から更に機械化の如き問題へと移されるであらうし、それは自ら單なる有りのまゝや裸労働では済まされなくなる。

生産力擴充は言ふ迄もなく日本農業の特質、實態に正しく立脚せねばならぬが、他に較べて發展が遅れ全産業の立場からみ、弱い一環をなす農業に對しては一層積極的に考へらるべきである。反當收量の増加も生産を高める協同若しくは機械化等も可能性としては嚴存するが、種々の(事變下當面の)努力不足、肥料不足、資材不足等の外なほ幾多の(事情から)實現され得ない。生産力擴充の途は(農業へ)資本が、生産的投資がなされ得る如き環境を造り出すことにある。新しい農具、合理的な施肥、土地改良、共同經營等が農業へ採り容れられるためには、直接の生産者がこれを實行し得る如き關係の下に置かれることが必要である。可能なる生産性の高さは社會的に與へられ今日は相當の高さであり、たゞそれが自己のものとして實現し得る關係にあるか否かの差である。農業生産にとつて、基本的な生産手段である土地に對する支配力には大きな差があり、地主が直接農民に土地を貸付ける我國の最普通の場合には、全剩餘が、しかも現物のまゝの形態に於て地主の有に歸するのであつて、資本がここへ流入して平均利潤を擧げる餘地はない。かゝる場合には生産に従事する農民には、單なる労働力の再生産を續けることが許されるのみで資本に對する利潤の一片を手許に残し以て生産を擴張することが出來ない。それどころか、肥料その他必要な資材すら充分に得られず屢

屢勞賃部分すら切下げられ、直接生産者の貧困を再生産し、農業生産は縮小再生産しか營まれなくなる資本の農業部門への投下、そして極めて微細な資本の農業投下も土地制度の調整、それによるところの直接生産者の地位向上を前提とする)高め得る生産の發展に阻止的に作用する諸々の事情を吟味し是正することにある。十二月施行された小作料統制令(それには第六條地方長官小作料の種別、額若は率又は減免條件若しくは不當なりと認むるときは、貸主に對し小作料の種別の變更、額若は率の減少、若は減免條件の變更を命じ又は減免條件を定むべきことを命ずることを得る條項の如く留意すべきものがある)も、より根本的に問題の核心に觸れて現在の小作料が吟味され一層調整される必要もあらう。

小作料(地代關係)の調整は、農業への資本流入の途を開く以前に農民の生活の問題である。事變下各種生産要件の益々劣勢化するとき、勢ひ生産力擴充が強く努力に依存せねばならぬ状態に於て(地代關係の調整によつて、生産力の據點である労働力の保全が期せられ)農民の生活安定が圖られるのは特に肝要(労働を労働として、その生産性を百パーセント發揮せしむることが、我國農業の場合の増産の最も近路)である。かくて社會政策の重要性は主題に對して當然益々強く痛感されるのである。

- (1) これに關聯して農林省の「我が國農家の統計的分析」九月刊行の如くに注目すべきものがある。
- (2) 近藤康男氏著「轉換期の農業問題」より。
- (3) 近藤康男氏著「轉換期の農業問題」より。

# 農民運動

## 農民組合運動

はしがき  
支那事變第三年を迎えた昭和十四年度は、事變處理を中心として政治的にも經濟上にも將亦社會的にも誠に多事多難な年であつた

殊に國際的には第二次歐洲大戰の勃發を見るに至り、所謂文字通りの複雑怪奇なる新狀勢に突入するに至りたると共に、國內的には水不足によつて電力、石炭、食糧等の諸飢饉を惹起せしめ、支那事變、歐洲大戰によつてさなきだに物資不足に悩まされて居る現狀に一層の拍車を加へ、物資不足と物價高傾向は遂に國民生活上に重大なる不安を招來せしめんとするの形勢すら示したのである。

而して、かゝる情勢下に於て、農村は一體如何なる實情を示したかと見るに、上半期は滿價高によつて農家は經濟的には一應愁眉を開いたかの感があるが、努力不足に加へて肥料、農具其他農業生産諸資材の不足は生産農民に大なる不安を與へ、増産途行途上大なる暗影を投ずると共に、これが配給上の問題は

遂には政治問題にすら發展せんとするの趨勢を示したのである。又物資不足による物價高傾向は物價抑制令其他によつて一應の安定化を見たるやの觀があるが、統制外商品の騰貴並に絶對量の不足は物價騰貴的傾向を依然誘致し、一部農民にあつては一面農産物價格高によつて與へられる苦惱は幾分軽減せられ居るやにも見らるゝが、多數の小作農民にあつては、生産費の増加と生活必需品の騰貴によつて愈々其の生活上に脅威を加へられつゝある事も窺はれるのである。

殊に十四年度農村事情として注目する可き事柄は、所謂食糧米不足の現象であつた。即ち食糧問題に就ては絶對に不安なしと云はれた事實を裏切つて出廻りに食糧不足問題を惹起せしめた事は、假令植民地米の大不作が根本的禍因であつたと云へ國民思想上に與へた影響は決して尠くなかつたと共に、この食糧問題は一面都市消費者層のみの問題であるかの如くに見らるるが、生産者たると同時に消費者たるの地位に置かれて居る今日の農村の實狀よりすれば、獨り都市だけの問題ではなく實に農村の問題としても誠に重大なる問題であつたのである。而してこれ等諸問題に對する彌縫策として樹立された各種政策も一



面誠に機を得たるが如く考へられるが、同時に他面新たな農村問題を隆起せしむるの因を作り、農村は今やこれ等非常時對策を中心として問題は更に多岐に亘らんとするの趨勢を示したのである。

而してかゝる實情下に於て農民組合は如何なる動向を示したかと思ふに、組合運動の中軸をなせる主要農民組合にありては依然として前年來の指導方針を堅持して所謂生産力擴充運動に邁進したが、殊に十四年度は物資不足問題、旱害問題、米穀問題等が発生して増産計畫上に重大なる暗影を投じたので、組合はこれ等諸問題の解決の爲、全力を注ぐと共に他面戰時増産政策完遂の爲めには農地問題の解決こそ誠に緊要なりとて、これが解決の爲めに各組合とも新たな動向を示した事は注目される可き事である。

即ち前年各組合は指導方針轉換を契機に大なる動搖を生じたのであるが、十四年度はこれが一應の安定化を見ると共に、各組合幹部にあつてはその指導精神が接近せる爲めか組合間に於ける對立は著しく緩和され、六月以來會合を重ねたる結果、生産力擴充の爲めには農地制度の改革こそ最も緊要なる問題なりとし茲に農地制度改革同盟の結成を見るに至つたのである。而して同盟が今後如何なる動向を示すかは今後の事情如何によると思ふが問題の本質は別として該同盟の結成は今後に於ける農民戰線の動向を朴する上に誠に重大な事と思はれるのである。

又十四年度は政治運動としては府縣會議員選舉戦があり、これに對して各組合は組合代表者選出の爲めに主力を傾倒したが前回に比しあまり其戦績が良好でなかつた事は組合の政治運動の將來を見る上に留意さるべき事であつた。

尙十四年度組合の動向としては、この外物價抑制令の一環として制定せられた小作料統制令に對し小作料適正化の新運動を起し、公定米價引上問題に對しては納入小作料を九月十八日以前の計算により納入する運動を行ふ等戰時諸政策の進行に伴ひこれに隨伴して更に種々の運動が行はれたのであるが、これ等十四年度農民組合の動向に就き次に少しく詳細述べて見よう。

先づ組合運動の原動力をなす小作組合に就て見ると、事變發生以來小作組合数は逐年減少過程を辿りつゝあるのであるが、十四年度に入りても依然この傾向を續けて居る。即ちこれを統計の上から見ると、左表にも見らるゝ如く前年に比し組合數に於て二八三組合、組合員數に於て一一、七四六名の減少を示したのである。

小作組合年次別表

年次	小作組合		年次	小作組合	
	組合數	組合員數		組合數	組合員數
昭和七年	四〇六三	三、五七九	昭和十一年	三、四四九	三〇三、五五〇
同 八年	四、一五〇	三、四六三	同 十二年	三、四七二	三〇七、三三八
同 九年	三、八六四	三、三〇九	同 十三年	三、〇三九	一八三、四四九

而して、斯く組合が不振となつたのは一體如何なる事由によるかと思ふに、勿論前年と同様國民精神總動員運動の徹底と思想上の變化による對立觀念の消滅其他種々の原因が擧げ得られると思ふが、更に十四年度に於ては小作條件の維持改善等に就ては、完全とは云へないまでも各地に農地委員會が設置せられこれによつて小作問題が或程度處理せられる様になつたこと従つて自然小作組合も或程度機能を消失するに至つた事等もその理由の一つに數へられると思ふ。

尙小作組合の減少と同時に、これと同様の意味に於て地主組合、協調組合も減少を見つゝあるのであるが、今これが年次別消長の狀況を見ると左表の如くである。

年次別地主、協調組合表

年次	地主組合		協調組合	
	組合數	組合員數	組合數	組合員數
昭和十年	四四五	三、四一八	一、〇五八	一、三九、七四二
同 十一年	四二八	三、一、九三八	一、〇六七	一、三三、七五八
同 十二年	四四八	二、九、九二四	一、〇五九	一、二、三、五七六
同 十三年	四二一	二、八、五五八	一、一三三	一、三二、九五七
同 十四年	三七二	二、六、八七〇	一、〇三一	一、二八、四八五

主要農民組合の動靜

小作組合の一般概況は上述の如くであるが、次に主要農民組合の情勢に就いて少しく述べて見よう。

我國に於ける主要農民組合は、歐洲大戰以降階級的思想の擴

頭によつて發生を見るに至り、爾來社會事情の變化に照應して發展消長を見て來たのであるが、支那事變勃發を契機として舊來の農民組合の指導精神は急角度の轉換を見るに至り、前年度はこれ等組合の指導精神の轉換を契機に、組合戰線は大なる動搖を見たのであつた。

然るに十四年度に入るや、前述の如く組合戰線は大動搖を起せし後の事として局部的に動搖のあつた外は概して動搖は見られなかつたのであるが、他方斯く組合の指導精神が組合の思想轉換によつて同一基調に置かるゝや、從來の組合間の對立的事情はこれが爲め著しく緩和を見る様になり、茲にかゝる事情を背景として農地制度改革同盟の如き新運動の展開を見る様になつたのである。

今試みに最近に於ける主要農民組合の動靜の概要を述べて見よう。

主要農民組合の動靜 組合戰線の動向は前述の如く大なる變化を見なかつたのであるが、この中注目すべき動靜として左の如きことが擧げられると思ふ。

1. 大日本農民組合——本組合は全國農民組合を解體して新組合を結成して以來階級的小作組合型指導精神を更めて勤勞農民を背景とする運動に再出發することとなつたが、十四年度も

依然同方針を堅持して活動を續けた。而して其後社大黨との關係は愈々緊密化し、政治運動に於ても、經濟運動に於ても全く社大黨の線に沿つて活動を行つて來たが、最近農地制度改革運動に對し組合では著しく積極的態度を示しつゝある事は注目すべきことであらう。

2、日本農民聯盟——前年同盟を結成して以來の指導精神を堅持して十四年度も活動した。而して十四年度に於て秋田農民組合、日本農民組合總同盟系)其他の新組織の合流を得て同盟の組織勢力は一段と擴大化したのであるが他面農地制度改革同盟の結成に際しては同盟は不参加を表明したるにも不拘、一部幹部の参加を見るに至り、内部結束の點に於て未だ充分ならざるやの感を與へられたのであつた。

3、日本農民組合、日本農民組合總同盟——兩組合共從來の指導精神により十四年度も活動を續けたのであるが、前者は福岡縣下の組織(東方會に加入)が、後者は秋田縣下の組織が組合より離脱した事は最近の動向として注目せらるべき事である。尙糞に述べた農地制度改革同盟に對しては積極的に支援の態度を示して居るが、特に日本農民組合に於ては組合を擧げて積極的支持の態度を示せる事は注目すべき事であらう。

この外十四年度農村團體の動向としては、前年政治運動に積極的進出を企圖して結成された日本革新農村協議會が、去る二月社大・東方會の合同問題に際し参加の決定をなしたが、これ

全國三千萬の農民諸君よ、愈々我等は農地制度改革に邁進しなければならぬ秋が來た。小作農たると自作農たると將亦地主たるとを問はず、その倚つ、立つところの本分を明らかにして渾然一體、我農村の重大使命たる食糧生産の確保と原料農産品輸出農産品の増産を完遂しなければならぬ秋が來たのだ。(中略)然るに事變の進展に伴ひ土地の思惑と投機的對象の傾向が増大し、小作料は昂騰した地價は昂騰した。而も農地政策に對する無統制は遂に耕地の減少をさへ見るに至つた。

農業生産の根幹たる農地の斯くの如き傾向は國力進展の見地より斷じて看過し能はざる所である。茲に於て我等は食糧生産確保のためと、農業生産力擴充のために農地制度を合理的に改革すべく農地制度改革同盟を結成す。全國の農民諸君よ我同盟に結集せよ。(後略)

昭和十四年十一月二十九日 農地制度改革同盟創立大會  
役員—▽顧問 大石大、鈴木文治、杉山元治郎、▽會長 由谷義治  
▽副會長 三宅正一、▽主事兼會計 平野力三、▽常任理事 杉浦武雄、片山哲、三輪壽莊、須永好、▽會計監督 佐竹晴記、▽幹事 角田藤三郎、恒次東洋雄、岩田潔、▽理事 田中養達外四十六名、▽評議員 西村菊次郎外六十五名

尙本同盟の農地制度改革方針を見るに、その要約は左の如くであつて、各組合の農地制度に對する從來の方針を採り入れ案配せるところその苦心の跡が窺はれるのである。

要約——

一、農地の不安を除去する爲めに「耕作しない者は農地所有すべからず」の原則を樹立すること。

を契機に組合内部に内紛を生じ、遂に一大分裂を見た事で、これは農民組合とは見られないが農民運動の動向を見る上には誠に重要な事であらう。

農地制度改革同盟の創立 主要農民組合の動向は叙上の如くであるが、次に十四年度組合の動向として最も注目すべき農地制度改革同盟の創立に就て少しく述べて見よう。

事變發生以來農民組合が全般的に愈々沈衰化的傾向を辿つて來た事は既に述べた所であるが、かゝる傾向に鑑み、組合幹部は組合の勢力挽回策につき種々腐心して居たのであるが、たまたま前年度に於ける組合の全面的思想轉換は、舊來の組合間に於ける思想的對立を著しく緩和せしむる事となり、豫てより新運動の展開を企圖せる組合少壯幹部等は、これを好機として七月以來數次に亘つて協議をなしたる結果、事變下組合の共通的运动としては「農地制度改革問題」なりとの意見の一致を見るに至つた。仍つて各組合少壯幹部は土地問題研究會を創立し、土地制度に對する運動方針を討議した結果、十一月廿九日に至つて遂に次の如き綱領宣言を決定し農地制度改革同盟の結成を見るに至つた。

農地制度改革同盟綱領

一、本同盟は農業生産の擴充と農村生活の向上の爲め、農地政策の根幹たる農地制度の合理的改革を期す。

農地制度改革同盟創立宣言

一、地主の土地思惑と土地の投機性をなくし、工業の犠牲に農業がならぬように農地利用に對する國家統制を行ふ爲めに土地管理制度を樹立すること(大日本農民組合)

一、全耕作者を自作農化する爲め(日本農民聯盟)小作地國有を斷行し(日本農民組合)小作料の適正化を計ること(大日本農民組合)

一、農家に完全なる農業利潤を得さしめる爲め、家産制適正規模自作農創設の實現を計ること(日本農民組合總同盟)

備考 要約中組合名の記入は各組合の從來の主張を考慮して、執筆者が便宜挿入したものである。

農民組合の主な運動

前年主要農民組合が全面的に指導精神の轉換を行つて以來、我國に於ける農民組合の活動は舊來のそれと著しく趣きを異にする様になつた。即ち舊來組合の主要な運動と見られて居た小作人の權利主張的諸運動は影を潜めて、所謂國策的立場によつてこの運動を進める様になつた事は轉換後の農民運動の動向として注目さるべき事であらう。

さて十四年度に於ける組合の活動状況を見るに、依然として前年來の方針を堅持して運動を續けたが、前述の如く十四年度は各種の新たな農村問題の隆起を見たので農民組合の活動も亦これに従つて頗る多岐に亘つたと云へるのである。今左にその主要なるものを掲げて見よう。

府縣會議員選舉に對する運動

十四年度政治運動として最も中

心的な運動は府縣會議員選挙戦に對する活動であつた。即ち去る九月二十日鳥取縣下に於ける縣會議員選挙戦を皮切りとして二府三十七縣に亘つて行はれた府縣會議員選挙戦に於ては、各組合共にその支持團體、支持政黨と協力して逐鹿場裡に活躍をなしたのであるが、前回に比しその當選率の低下を見るに至つた事は注目すべき事であつた。

即ち本選挙戦に於て最も多數の立候補者を出した社大黨（大日本農民組合支持）に就て見るに、前回に於ける當選率は四六%餘であつたに比し、今回は僅に二四%に低下を見るに至つたと共に、これを市部と郡部に分けて見ると下表の如く、郡部に於ては六六名の立候補者中當選者は僅に十一名に過ぎず、その當選率（一六%）は前回一當選率全農は三三・三%社大は四六・四%に比し著しく低下を見るに至つたのである。

郡市別當選落選狀況

地域名	市部		郡部		總計
	當選	落選	當選	落選	
東 北	一	四	二	六	三
關 東	二	三	一	二	三
東 海	一	一	一	一	二
東 山(を含む)	一	一	一	一	二
北 陸	一	一	一	一	二
近 畿	一	一	一	一	二
計	七	十	六	十	一三

尙この選挙戦不振に就いて、社大黨では其の報告書に於て左の如き理由を掲げて居る

- 一、國民の最大關心事は事變處理に集中せられ、選挙戦に興味を失つた事。
- 一、從來青年層の支持を受けて居たのであるが、青年層が出征の爲めこの支持を受ける度合が著しく低下した事。
- 一、聖戰目的完遂の意見に關し既成政黨との對比不鮮明であつた事
- 一、銃後活動が超黨派的に行はれた爲め、黨及個人に對する選挙民の印象が不鮮明であつた事。
- 一、肅正選挙の退潮。

増産計畫積極化に關する運動 上半期に於ける組合運動の中心の題目は増産計畫積極化に關する運動であつた。即ち各組合では指導精神轉換以來本運動を中心に活動して來たのであるが、京都愛國農民組合聯盟に於ては、肥料の暴騰・品不足の爲め植付時に施肥が出来ず食糧生産擴充下に於て重大問題なりとし、去る六月廿日京都府知事を訪問して

- 一、硫酸豆粕等府に於て購入せられ産業組合を通じて安價に配給せられたし。
- 一、共同堆肥場の建設を奨励せられ其費用全額を補償せられたし。
- 一、市の汚物汲取所と連絡を取り下肥を一般農家に配給の方法を取られたし。
- 一、肥料資金に困窮の農民には無償擔保にて低利資金を融通せられたし。

等の要請をなした。又日本農民聯盟に於ては五月卅日東京府近郊地帯に於て砂利採掘の爲め耕地を荒廢せしめ生産力擴充上大なる障害をなすとの理由の下に之が砂利採掘禁止の陳情をなし更に東京府農業聯盟に於ても郊外ハイキングの都人士が耕地に立入り耕作物に被害を加へる現状に鑑み、これが取締りの爲め達示を出す等各種の運動を行つたのである。

他方又大日本農民組合の如きも、社大黨と協力して本運動積極化の爲め各種の活動を行つたのであるが、四月十三日には概要左の如き指令を發してこれが目的遂行の爲め活動する事となつた。

戰時第三年を控へ吾等は東亞新秩序建設の爲め國家基本目的たる各種農産物増産計畫に協力しなければならぬ。然るに金肥の不足は決定的となり、人力畜力の不足によつて自給肥料の生産も支障を生じつゝある。この悪條件に對し吾等は農業勞働單位生産性の向上を計る以外道はないのであるが、その爲めには農業經營の共同化、機械化が絶対に必要である。

而してこれが具體化の運動としては次の如き事が必要である。

- 1、村内に篤農家を中心とする五人組・十人組組織を作り共同作業による技術水準の向上を期する事。
- 2、牛馬の用役權を部落に委

管せしめ共同牛馬耕を実施すること。

- 3、季節的托兒所、共同炊事・共同風呂を實施し、婦人勞働と燃料の合理化を行ひ併せて農村營養改善を行ふ事。
- 4、勞力畜力不足に對しては農業機械化と共同經營以外には道がないが、その爲めには耕地の交換分合・農地用役權の部落委管・小作料の適正等が必要である。
- 5、計畫増産の爲めには農業團體の統制を行ひ、部落活動の指導を一元化せしめねばならぬ。
- 6、農業機械化を妨げるものは農村過剩人口であるから國策移民の積極化の爲め分村計畫・義勇軍倍加運動を行はねばならぬ。
- 7、増收の爲めには現在の獎勵品種の作付を排し、適地適作主義により多收獲品種の植付・米穀検査國營斷行を要請しなければならぬ。

旱害に對する運動 十四年度に於て、近畿・中國・四國及び九州地方を襲へる大旱害に對し、各組合では直ちに視察員を派遣してその實情を調査したが、大日本農民組合では長期建設下に於てかかる災害が再び繰返されざる様社大黨を通じて八月二十二日左の如き應急並に恒久對策の要請をした。

○應 急 對 策

早害町村地方財政交付金特別増額・小作料の減免・地租の免除・肥料代支拂の猶豫・各種低資巨額の融通・飯米拂下並に簡易貸下・揚水機購入助成・揚水機借入助成・原動機借入助成・揚水機用石油及びガソリンの配給増額・導水附屬設備助成・水渠施設助成・井戸掘穿助成・早害豫防指導督勵・代用作物種苗購入助成・種田設置助成

○恒 久 對 策

治山治水の徹底・農業土木事業の開設・小面積灌漑施設の國家補助

尙日本農民聯盟に於ても十五年一月全國大會を開催して同様應急並に恒久的對策を決定した。

食糧確保に関する運動 戦時下食糧政策の必要なるは言を俟たない事であるが、十四年度は植民地米の不作・關西以南地方に於ける大旱害の爲め出廻期に於て食糧米不足の現象を起した。これに對し農民組合では從來増産計畫に對する各種運動を行つて來たが、問題の發生に鑑み更に左の如き各種運動を行つた。

- 1、大日本農民組合に於ては植民地稀有の旱害の爲め、明年度の端境期には頗る憂慮すべきものありとし、十月二十日左の如き要請をなした。
  - 一、相當量の外米輸入計畫を立て直ちに實行に着手すること。
  - 一、端境期緩和に必要な臺灣米一期作の出来るだけの擴大増産を計ること。
  - 一、日滿支一連の需給計畫を立て之れに對應する増産計畫を確立すること。
  - 一、今日の場合質よりも増收的確なる品種の栽培を奨励し、明年植付より實施すること。
  - 一、米穀増産計畫に必要な生産資材の配給を圓滑ならしむること。
  - 一、白米禁止、酒造米の節減、混食等の節米運動を實施すること。
  - 一、雜穀の公定價格を決定すると共に、米價との差を擴大し、米の消費節減に資すること。
  - 一、米穀の集荷販賣は生産者團體をしてなせしめ、配給は消費團體によらしめ一貫したる統制をなすこと。

一、標準價格引上以前に賣却せる生産者の販賣米につきその損失を補償せられたし。

- 一、肥料其他の生産資材の昂騰は嚴にこれを抑止し、關取引を嚴重に取締ると共に配給の圓滑を期せられたし。
- 一、米生産費の引下げに努力し、特に小作料の適正化を圖られたし。
- 一、將來の米穀價格政策に對しては早場地方の生産農民の實情を考慮し、時期の適正化を計られたし。

農地制度改革に関する運動 前述せる如く、十四年に入り各農民組合は農地制度改革同盟を結成して該運動を行ふ事になつたが、同盟の運動に就ては既述したので茲には省くこととした尙日本農民聯盟にては同盟不参加の意を表明したが、全國大會に際しては別に組合独自の立場より土地制度改革に関する左の如き議案を提出して該運動に邁進することとなつた。

○恒久對策

全耕作地自作農化 1、自作農化に當りて土地公債の發行。2、買収に應ぜざる地主に土地收用法適用。3、自作地の世襲制

○當面の對策

- 1、現行自作農維持創設制の強化擴充。
- 2、土地賣買價格の合理化と土地投機抑制。
- 3、土地増價稅不在地主稅の新設。
- 4、適正小作料制定。
- 5、自作農保護對策の擴充。
- 6、小作農保護對策の整備。
- 7、農業經營權の保證。
- 8、内外移民政策の擴充。

其他 尙組合ではこの他政治情勢社會狀態の變化に照應して各種の運動を行つたが、事變下政治情勢に對應して排英運動等

一、白米の販賣により關取引あるの現状に鑑み一日も早く白米公定價格制を設定すること。

一、耕地の擴張と増産に對する凡ゆる土地改良を行ふこと。

2、日本農民聯盟に於てもその全國大會に於て食糧對策に関する議案を上提し恒久對策として米穀專賣制の實施、應急對策として計畫生産の高度化・米穀統制強化等につき審議決定をなした。

小作料統制令に伴ふ運動 政府に於ては總動員法第十九條に基き小作料統制令を發動する事となつたが、該令施行に伴ひ、大日本農民組合では左の如き要請書を提出して積極的に小作料適正化運動を行ふこととなつた。

- 一、該令は高騰傾向にある小作料の抑制なるにも不拘十一月六日には公定米價の引上をなせるを以て、實質的には小作料の引上をなせると同様なるを以て地主に納入する小作料は九月十八日現在の米價を以て計算したる額を以て納入せしむべき事を明示されたこと。
- 一、現在の田畑小作料の適正化を計る可く一定の適正小作料の基準を明示し、各地農地委員會を指導されたこと。

米價引上に関する運動 政府は十一月六日臨時閣議を開催して公定米價基準五圓引上を決定したが、これに對し大日本農民組合では早場地方では既に八割を手離したる後にしてこの引上は徒らに商人、地主を補償したるに過ぎずとなし、左の如き要請を行つた。

に對しても積極的に運動を行つた事等は注目さる可き事である

小 作 争 議

は し が き

十四年度に於ける小作爭議の情勢を見るに、事變下産業・經濟・社會・思想其他各般の推移に鑑み、著しき變遷の跡を見る事が出来る。即ちこれが推移の實相を見るに、各種の事情があげ得らるゝのであるが、先づ注目さる可き事柄は地主小作双方の思想的變化であらう。

歐洲大戰以降農村に於ける地主小作の關係は、内外思想の變化と共に舊來の温情關係がすたれ、所謂權利義務を背景に對立的意識の下に相争つて來たのであるが、支那事變勃發を契機として、農民組合の思想的轉換と地主の時局認識とによりかゝる關係は著しく緩和を見る様になり、殊に分配關係の紛争に於て互讓妥協の機運が濃厚となつて來た事は注目さるべき事であらう。現に十四年度の如きも關西以南の地方に於ては旱害に見舞はれ大減收を見たのであるが、凶作時には一時的減額要求爭議が激増すると云ふ鐵則を破り、依然として分配關係爭議が減少の傾向を辿つて居る如き最近の傾向を物語るものとして重視さる可き事であらう。

又事變を通じて農村に見らるゝ變化の内最近に於ける特殊な現象としては、農村の過剩人口問題が漸次解消して來た事であ

る。

即ち従来は常に人口の過剰に悩まされ、小作争議発生も亦この事情が重大なる基因とさへ見られたのであるが、事變による農村青壯年の應召と、軍需産業への轉出は、逆に農村勞力に不足をさへ生ぜしむるの結果を導き、今日では生産力擴充に支障を來すのではないかとさへ憂慮せらるゝに至つたのである。

而してかゝる實情は、事變下食糧問題の見地よりすれば誠に重大なる問題であるが、他面小作問題の見地よりすれば、從來小作地に不足せる地方にあつては解決上重要な活路が開かれたとも見らるゝのであるが、勞働力の特に大なる排出地に於ては耕作者に不足を生じ、その結果は小作人の積極的態度を誘致せしめ——小作料永久減の如き争議を増加せしめて——事變下新たな小作問題を惹起せしむるの因を作つてゐるのである。

又他面産業經濟事情の推移による農産物價格の騰貴、軍需産業の地方進出等々は小作關係の上にも種々の影響を與へ、例へば地主内の或るものは地價の騰貴、農産物價格の騰貴を理由として小作料増徴を行つて紛争の因を作り、又軍需産業の地方進出に就ては土地引上作離料問題、或は工場の農地被害補償問題等々種々の紛争を惹起せしめ、今や農村に於ては事變下産業經濟諸事情の變化に照應して更に新しき小作問題を隆起せしめつゝあるのであるが、今左に少しく詳細に昭和十四年度小作争議の概況を述べて見よう。

争議の一般狀況

争議件數 農業恐慌期以降逐年増加の一路を辿つて來た争議件數も、支那事變勃發以降急激に下向的傾向を辿つて來たのであるが、十四年度に入つても依然従來の傾向を持續し、前年に比し八四七件の激減を示したのである。

而してこれは如何なる事由によるかと見るに、勿論これが原因には多々あるであらうが、次の如きこともその主なる事由と見らるゝのである。

- 一、地主小作双方の思想的變化——從來は地主小作共に互に權利を主張して相争つて來たのであるが、事變勃發以來地主小作共に時局の重大性を認識して、從來の對立抗争を捨て、極力紛争排除に努める一方農民組合も亦從來の指導方針を更めて小作問題の圓滿處理に腐心する様になつた事。
- 一、争議防止工作の積極化——關係官廳、農業團體等に於て時局に鑑み紛争防止の爲め積極的に豫防工作に努めた事と、他面農地調整法、小作料統制令等の法令が施行せられ、農地問題・小作料問題等々がこれ等によつて或程度防止せらるゝ様になつた事。
- 一、農村經濟の好轉——争議發生の誘因たりし農村過剩人口が時局産業の發展と應召の爲め著しく緩和された事と、他面農産物價格高と賃銀收入・副業收入の増加の爲め農家の經濟が稍好轉に向ひたる事。——尤もこれは全般的傾向ではなく、農家の一部には經營費・生活必需品等の高騰によつて却つて苦境に置かれたものもある。

一、争議激甚地の豐作——從來争議件數の大半を占めて居た東北地方、關東、中部地方の一部の諸縣が十四年度に於て著しく豐作に惠まれた事。

乍然他面争議を歴史的に見るならば、左表の如く十四年度件數は昭和七年以前に於ける争議件數に比しては著しく多いのであつて、これを以て争議は下向せりと樂觀する事は未だ早計に失すると思はれる。

今試みに年次別統計を掲げると次の如くである。

小作争議年次別發生表

大正	十年	一、六八〇	昭和	三年	一、〇九六	昭和	十年	三、〇〇四
	十一年	一、五七九		四年	一、一五二		十一年	五、七二四
	十二年	一、八八五		五年	一、七三三		十二年	四、九七三
	十三年	一、三〇〇		六年	二、三三三		十三年	三、三三三
	十四年	一、三五四		七年	二、八三三		十四年	二、五八六
昭和	元年	二、〇二九		八年	二、六七七			
	二年	一、一五四		九年	三、八四九			

地理分布狀況 次にこれ等争議に就きこれが地理的分布の狀況を見ると、左表にも見らるゝ如く山梨・長野並に東北・關東地方に多く發生を見て居るのであつて、大體に於て前年と同様の傾向を示して居るのである。

今参考の爲め主要争議地十縣をとつて、前年同期と比較して見ると次の如くである。

昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年
一、山形 (三〇)	(三二)	六、栃木 (二二)	(二四)
二、山梨 (三七)	(三七)	七、茨城 (二五)	(三三)
三、福島 (三五)	(三六)	八、長野 (二〇)	(二〇)
四、北海道 (九〇)	(三五)	九、秋田 (八七)	(二〇)
五、青森 (二七)	(三七)	十、兵庫 (七五)	(二五)
備 ( )	内数字ハ前年度發生争議件數順位		

而してこれ等地域に於て何故争議發生件數が多いかと思はれるにその理由には色々あらうが、次の如きこともその主要なる理由と見らるゝのである。

- 一、時局産業の影響を蒙ること少く、農家の經濟状態また良好ならず、他面小作人の土地に對する愛着心が熾烈なること。
- 二、地主が小作問題に對する理解少く又悪質の土地ブローカーが多き事。

又これ等主要争議地域に於て共通的に見らるゝ現象は所謂土地返還争議が激發せる事(山梨縣北海道を除き)前述の十縣と其他の府縣につき小作契約繼續要求件數並に小作料一時減要求件數を比較して見ると、左表の如く主要争議府縣に於て絶對的に小作權争議が多い事が解るのである。

主要争議地十縣計	小作料一時減要求	小作契約繼續要求
件數	二八四	九六一
割合	二二・八	七七・二

其他の府縣計 件數 二二二  
 割合 三七・九  
 三三八  
 六二・一  
 一、三〇九件

更に地域別争議の發生状況を見ると左表の如く前年と大差は見られないが、割合の上から見ると東北地方に於て依然増加の傾向が見られ、之に反して近畿九州地方が著しく減少の傾向にある事は注目すべき事でこれ等の地區が時局産業發展と農家の經濟好轉により争議減少化の傾向を辿つて居る事は以上によつても明らかに看取し得らるゝと思ふ。

地區別争變發生表

東 北 關 東 東 海 陸 北 近 中 四 九	昭和十二年		昭和十三年		昭和十四年	
	件數	割合	件數	割合	件數	割合
東 北	一、五六四	一、三五八	四〇・八%	一、一一七	四四・六%	
關 東	六〇〇	五〇一	一五・〇%	三六一	一四・四%	
東 海	六四一	五六九	一七・一%	四二三	一六・九%	
陸 北	二一三	一二五	三・八%	八九	三・六%	
近 畿	三〇六	三六九	一・〇%	一九四	七・七%	
中 國	二〇四	一五〇	四・五%	一二七	五・一%	
四 國	一三八	六三	一・九%	八〇	三・二%	
九 州	三一九	一九六	五・九%	一一五	四・六%	

尙争議發生件數少き地方としては沖繩・熊本・愛媛の皆無  
 島取(一件)石川・福岡(各二件)東京・福井(各三件)滋賀(四件)

の諸府縣であるが、福岡縣が十四年度に於て著しく減少せる事と、東北・東山・關東等の純農村地區が依然争議件數が多い事とは争議の發生分布の最近の趨勢を物語るものとして注目せる可き事と思ふ。

争議月別發生狀況 争議の月別發生状況を見るに、下表の如く收穫時以降植付時に至るまでは争議件數も多く、植付時以降收穫時までは争議件數が減少せるは前年と同様であるが十四年度は四、五、六月の植付時前後に前年にも増して多數争議の發生を見た事は注目すべき事であつた。而してこれは後述する如く小作地賣却による争議が激發せる結果からとも考へられる。

月	十四年		十三年	
	件數	割合	件數	割合
一月	一九四	三〇・三%	四二	四・九%
二月	一四八	二二・六%	四二	四・九%
三月	二〇三	三〇・一%	四二	四・九%
四月	三〇三	四二・九%	四一	四・八%
五月	一九八	二九・五%	四一	四・八%
六月	七二	一〇・八%	四一	四・八%
七月			四二	四・九%
八月			四二	四・九%
九月			四二	四・九%
十月			四一	四・八%
十一月			四一	四・八%
十二月			四一	四・八%

備考 月別發生件數は、切以後到着のものは除外せる爲め累計件數とは多少の差がある。

争議關係範圍 争議件數が減少せると共に争議の範圍も著しく縮小化した。即ち關係小作人は一七、二〇九人、關係地主數は五、五一七人、關係耕地面積一、〇二八町五四で、絕對數に

於て大正十年以降最も少き數字を示した事は注目さるべき事であつた。

而してこれを一争議當平均數に算出して見ると、次頁の如く前年に比し小作人に於て〇・三人の減少となつて居るに反して地主に於て〇・一人耕地面積に於て六反の増加となり、關係耕地面積に於てやゝ擴大化の傾向が見受けらるゝ事は注目すべき事である。

一争議當關係規模調

年次	地主	小作人	關係耕地面積
昭和五年	五・二	二一・六	一六・五
同 六年	六・五	二一・四	一六・五
同 七年	四・四	一六・七	一一・八
同 八年	三・五	一二・〇	八・六
同 九年	五・五	一八・九	一五・二
同 十年	三・八	一三・七	九・三
同 十一年	二・九	九・七	六・三
同 十二年	二・九	九・〇	五・五
同 十三年	二・八	九・五	六・六
同 十月	二・一	七・二	四・二
同 十四年	二・二	六・九	四・八

而して斯く耕地の規模が擴大化せるは如何なる事由によるか  
 と見るに、恐らく労働不足の結果として經營規模の大なる耕地に於て争議が頻發したのではあるまいかと思はれる。

争議の内容

争議の原因 争議の内容に就いて見ると、概括的に見て争議内容は前年と略同一的傾向を辿つて居ると見てよいかと思ふ。即ち従来は分配關係の争議が小作争議の中心であつたのであるが、其後地主の攻勢化と共に小作權關係の争議が激増を見る様になり、殊に農業恐慌期以降は益々この傾向が強められたのであるが十四年度に於ても依然としてこの傾向は持續せられて居るのである。

而して十四年度は曩にも述べたるが如く、社會經濟諸情勢が變化したので、これが内容上には種々の變化が窺はれるのであるが、今左に少しくこれ等に就て述べて見やう。

小作權關係争議——争議の發生原因に就いて見ると大別して小作權關係及び分配關係争議に分け得らるゝと思ふ。而して發生原因中最も多いのは依然として小作地引上其他小作權關係の争議であるが、當局の調査せる統計に依れば十四年度は一、四〇〇件を算し、争議總件數の約五六%を占めて居る實情にある。

尙これが發生事由を見るに、その内譯は次頁の如くであつて特に小作地賣却・契約期間満了等によりこの種争議の續發を見居ることは注目すべき事と思ふ。

小作權關係争議内譯表

年次	十 年	十 三 年
小作料滞納	三三五(二三・九%)	四九七(二三・三%)

契約期間満了	一三四	九・六	一六九	七・九
小作地轉賣	八九	六・四	一四〇	六・六
小作地賣却	三四四	二四・六	四五二	二一・二
自作	一六三	一一・六	三四四	一六・一
感情	四一	二・九	六一	二・九
其他	二九四	二一・〇	四六九	二二・〇
計	一、四〇〇(一〇〇・〇)	二、一三二(一〇〇・〇)		

元來この小作地引上關係の争議は、從來に於ては小作組合運動が熾烈となつた結果として、地主が逆襲的に土地取上を行ふ様になり、これが爲め本争議件数の増加を見たのであるが、其後農業恐慌期以來は小作人の経済的窮乏、地主の財政的破綻によつて益々激化を見たのである。

然るに最近に於ては前述農業恐慌期に於ける状態は經濟事情の變化により幾分緩和を見るに至つたが、工場の増設による耕地の賣却、米價高騰によつて土地収入が増加せること。ハ、地價の改訂によつて地主の負擔が軽減される様になつた事等の原因から地主の土地投資其他の積極的行動を助長しこの種争議の激発を見るに至つたものと思はれる。

尙勞力不足の結果從來相當件数を占めて居た自作を理由とする争議件数が十四年度に於て著減せる事減せる事は此際留意せる可き事であらう。

分配關係の争議——次に自然的不作其他分配關係を原因とする

小作争議發生原因別年次調

原因別	年次別		件数	割合	件数	割合
	昭和十年	昭和十一年				
風水害旱害等自然的不作	一、九一一	一、〇九一	六七一	一七・六%	三六六	一四・六%
小作料高率	六七	一六三	八四	二・四	一二六	五・〇
小作料増額	九二	一一三	一一三	三・二	九八	四・〇
小作慣行の改廢	三	一六	二六	〇・七	二	〇・〇
小作地引上其他小作權關係	一、六〇三	二、九二九	二、一三二	六〇・〇	一、四〇〇	五五・九
農産物價格下落生産費又は物價騰貴	六	五	三	〇・〇	一四	〇・六
他の勞銀に比し小作人の収入少きため又は小作の收支不償	三	二	九	〇・二	一	〇・〇
他の例に倣ひたるもの	一、三一九	一、二七五	八三八	一六・一	四九八	一九・九
其他	一、〇	一〇	六	〇・一	二	〇・〇
計	五、〇〇四	五、七一四	三、五五三	一〇〇・〇%	二、五〇六	一〇〇・〇%

備考 昭和十四年は十月末現在調

見らるゝ小作料増額に端を發する争議は、寧ろ十四年度に於て増加の傾向を示し、特に小作料高率を理由とする争議の如きは全般的に争議件數激減の傾向を示したるにも不拘、獨り絶對數に於ても増加の傾向を示した事は注目せる可き事である。

而して如何なる理由によつて斯く争議が増加せるかと思はれるに前者に於ては、軍需産業の發展によつて勞力に不足を生じ、勞力不足地域に於ては小作人が積極的態度を示す様になつた事

口、地主の負擔軽減により、小作人はこれに關聯して小作料改訂を申出づる様になつた事——等主なる理由に數えられるし、又後者にあつては、イ、農地價格、農産物價格騰貴を理由に地主が積極的態度を採る様になつた事、地主が諸物價騰貴を理由に小作料値上を行ふ様になつた事、農民組合不振を機に地主が積極的態度を採る様になつた事——等がその主なる理由と見らるゝのである。

る争議は從來小作争議の中心をなして居たのであるが、其後前述せる如き地主の積極的態度と共に逐年減少の傾向を辿り、現に十四年度の如きも依然件數に於ても割合に於ても下向的傾向を示したのである。乍然少しくこれが内容を検討するならば事變下諸事情の變化に照應して種々の變化が窺はれるのである。先づ自然的不作を原因とする争議に就て見るに、本争議は分配上の争議中常に最も多數の發生を見て居たのであるが、數年來逐年減少の傾向を見せた。而して十四年度に於ても依然この傾向を持続して居るのであるが、殊にこの種争議は從來一般的には豊作時には減少し、凶作時には俄然増加するの常であるが、十四年度は關西地方以南に於て大旱害に襲はれたにも不拘依然として著減せる事は時局下小作争議の動向を見る上に注目すべき事であらう。

尙以上争議の件數減少の理由として種々の事柄があげ得らると思ふが、次の如きこともその一般的理由に數へられて居る。

- 一、地主小作共に時局の重大性を痛感して自衛自協に努めた事
- 二、農民組合も著しく消極的態度を示す様になつた事。
- 三、關係官廳並に農業團體等も積極的に紛争防止工作を講じた事。
- 四、農地調整法・小作料統制令等の法律が施行せられ小作問題に對する處理體制が不完全乍らも整へられた事。

乍然他面同じく分配關係の争議に於ても、分配問題の核心にふれた小作料高率を理由とする争議や、地主の攻勢的態度とも

尙この外諸物價高騰を理由とする爭議が十四年度に於て著増したが、これは云ふまでもなく物價高の影響と考へられる。今参考の爲め年次別に見たる爭議原因別表を示すと前頁の如くである。

小作争變要求事項年次別調

要求事項	年次別			件数	割合	昭和十四年	
	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年			件数	割合
一時的減額	一、八九九	一、二九〇	九六九	七三八	一八・五%	四九六	一七・八%
一時的免除	六四	五二	三九	三七	〇・九	三二	一・二%
永久的減額	九〇	二〇八	九二	一一九	三・〇	一七四	六・三%
永久的免除	八五	一二二	一〇六	一二五	三・一	一一一	四・〇%
込米の増額	一	三	一	一	〇・〇	一	〇・〇%
小作契約の繼續	二、四七五	三、三三三	二、八二八	二、〇七七	五二・一%	一、三〇九	四七・一%
小作權確認又は賠償	一三三	二二六	一九四	一五四	三・九	一〇一	三・六%
永小作權の獲得	一四	一六	一六	一八	〇・二	一	〇・〇%
獎勵米の給付又は増額	一九	三六	二八	一五	〇・四	三	〇・一%
小作人の特別なる支出に對する補償	五	二〇	九	三	〇・一	一	〇・〇%
納米格下俵裝等に就き制限緩和	二	九	五	三	〇・一	一	〇・〇%
組合加入の自由又は確認	二	九	五	三	〇・一	一	〇・〇%
其他	六五五	七七四	六九二	七〇五	一七・八%	五三二	一九・一%
計	五、四六三	六、〇八九	四、九七九	三、九八一	一七八	二、七七九	一九・一%

備考 昭和十四年度は十月末現在

小作人の要求事項 爭議の發生狀況は前述の如くであるが、これ等爭議に際して小作人は如何なる要求をなして居るかを見るに、小作人の要求事項は爭議原因と表裏の關係にあるから大體の趨勢は前述によつて察知し得らるゝと思ふが、先づ小作權關

係の爭議にありては地主が土地引上の要求をなす場合には、小作人は小作契約繼續の要求をなすものが最も多く、要求事項の四割七分を占めて居る。而して之れに次いで小作權の確認或は賠償を、又は永小作權獲得の要求を爲して居るのであるが、十四年度は産業界の勃興に鑑み、契約繼續要求件数は著しく少くなつたが、之に反して軍需産業の地方進出に伴ひ作離料の要求をなすものが率的に見て増加せる事は注目さる可き事であらう。

又分配關係の爭議に於ては、自然的不作を原因とする爭議にあつては、小作人は一時的減額要求をなすのが通例であるが、其の被害程度甚しき場合とか、小作人の態度の強硬なる場合に於ては一時的免除(全免)を要求するものもある。而して十四年度に於ける趨勢を見るに、特に時局の重大性に鑑み自肅せる結果か、廣範圍の地域が早害に襲はれて居るにも不拘、一時的減免要求件数は依然とし減少を見てゐるが一時的免除件数が凶作の結果多少増加した事は注目すべき事であらう。

更に小作料高率を理由に小作料永久減を要求するとかまたは地主の小作料増徴に對して小作料増額反對をなす等の件数は十四年度に於て増加の趨勢を辿つたのであるが、これは前述の爭議原因の項に於て詳述して居るので茲ではふれない事とする。今参考の爲め小作人の要求事項を表示すると前表の如くである。

爭議手段並に結末

以上爭議の内容を概述したが、最後に爭議手段並に爭議の結末に就いて少しく述べて見よう。

小作爭議に際して地主並に小作人の採る手段も事變發生以降著しく變化を見る様になつて來た。即ち從來は爭議に際して小作人の採つて來た態度は、多くは組合の指導の下に多數結束して飽くまで強硬な態度を持し、地主に對して各種の對抗手段を講じて戰つたのであるが、事變發生以降は組合も爭議に際して積極的指導をなすが如きことはなる可く之を避くる様になり、各種調停機關を通じて圓滿且つ和協裡に、小作人の目的を貫徹せしむ可く努力する様になつて來たのである。乍然分配問題に就いては斯く妥協的協調的態度を採る様になつて來たが、爭議の内容が所謂生産力擴充を阻害するが如き場合には、小作人の態度も著しく積極的となり、各種大衆的抗争手段に訴へても地主に對抗せる事例は屢々見られるのであつて、昭和十四年度の如きも新潟、栃木等各地に於て工場被害に對して農民が積極的抗争態度を採り、又大阪府下に於ても地主の耕地取上げに對し住宅建設の目的を以て耕地を取上げこれを荒廢地となせるに對し——小作人が猛烈な反對運動を起せるが如き即ちこの一例である。

尙小作爭議に際し、農民組合が斯く消極的態度を採る様になつた結果は、組合指導による爭議件数も著しく減少することゝ



なつたが、今十四年十月末現在に於ける各組合並に政黨の指導による争議件数を示すと次の如くである。

小作争議關係小作人組合調

組合並に政黨	關係争議件数	組合關係あるものに對する割合	争議總件数に對する割合
大日本農民組合及び舊全國農民組合	一二〇	三九・三%	六一
日本農民組合總同盟	二	〇・七%	一
日本農民組合	二一	六・九%	一
皇國農民同盟	九	三・〇%	〇・五
愛國勞動農民同志會農民部	二	〇・七%	〇・一
日本農民聯盟	三〇	九・八%	一・五
北日本農民組合	三	一・〇%	〇・一
興農會東北聯盟	二九	九・五%	一・四
皇道自治會	一二	三・九%	〇・六
皇道會	一九	六・二%	一・〇
社大	一	三・六%	〇・六
其他黨會	四七	一五・四%	二・四
計	三〇五	一〇〇・〇%	一五・五

一方争議に際して地主側の採る態度を見るに、小作人が斯く消極的態度を採る様になるや、地主も時局を認識して其の態度は一般に著しく溫健化して來たのであるが、中には相當無理解なものもあり、これ等地主は農民組合の不振に乗じて著しく積

極的態度に出で、實力手段に訴へても耕地を引上げんとするの態度が間々見受けられる事は頗る遺憾な事である。尙最後にこれ等争議が如何なる結末を告げて居るかを見るに從來より争議の結末は妥協によつて解決を見るものが頗る多かつたのであるが、事變下農業團體、關係官廳等の積極的活動と地主小作双方の自肅的態度並に農民組合の妥協的態度により、かゝる氣運は一層濃厚となり、争議期間も著しく短縮化されると共に、妥協件数も益々増加の趨勢を辿りつゝある事が窺はれるのである。

勞務者教育

緒言

滿洲事變以來、徐々に變革過程を辿りつゝあつた我國内外の諸情勢は今大支那事變を契機として、好むと好まざるを論ぜず急激に一轉化を遂げざるを得なかつた。久しい間日本の指導精神であつた自由と個人の原理は次第に廢棄されて、東亞新秩序建設の爲の故に、全體主義、統制主義が之に代つて登場して來た。此處に價値の大轉換が行はれる。

雜然、混然として凡ゆる主義、凡ゆる方法によつて行はれて來た我國の教育も此機會に一新さるべしとして、先きに近衛内閣に教育審議會が設置され、現行教育制度の根本的刷新が企圖される一方、恰も生産力の擴充に應ずる熟練工の拂底は此處に工人養成への一大革命となつて、實業教育界に一新紀元を劃することゝなつた。

戰勝には資金や物資よりも更に優秀な人的要素に負ふことの大なるは古今の歴史の證する所で、殊に近代機械化戦と教育の密接なる關係は彼の歐洲大戰後、歐米各國の補習教育擴張案や實業教育組織の擴充の實例を見ても極めて明白である。由來我

國に於て勞務者教育の比較的輕視されて來たことは社會諸情勢にも基因してゐたが、同時に我國産業界の輕工業重視的傾向にも大なる原因が潜んでゐたからであつた。然るに最近の重工業國防工業への移行の事情は從來の教育的態度を繼續することを許さず、工人の知見や資質や能力の改造の爲にその精神教育、技術教育に新たなる一步を進めることとなつたのである。而して又戰時下勞務者教育の指導原理たる勞資一體化に依る産業報國精神の昂揚は必然的に勞働組合に影響しその歴史と傳統を誇る牙城全日本勞働總同盟の解散となり、こゝに勞働組合に依る特異なる教育活動は全く終焉を告ぐるに至つた事は時局とは言へ我國勞務者教育界に於ける大なる變革の一である。

官廳及私團體の教育

文部省

文部省に於ては昭和四年勞務者教育補助費一萬圓が計上されて以來、或は勞務者の密集地帯を選び、當該府縣市と協力して勞務者輔導學級を開設した所、年を逐ひ斯教育の進展を見、且各地に之が修了者の修了後の修養機關が設けられるに至つた。

而して之等勞務者教育施設の發展と斯教育の重要性に對する世人の自覺とは遂に昭和六年九月、全國勞務者教育施設を連絡輔導すべき中央機關として日本勞務者協會を設立せしめた

昭和七年第六十二議會開かるゝや勞務者教育施設費五萬圓の計上を見るに及び日本勞務者教育協會其の他優良なる勞務者教育施設に對して之が獎勵補助の途を講じ以て其の健全なる發達を獎勵すると共に、他面從來の勞務者輔導學級に加ふるに勞務者講座、勞務擔當者講習會、勞務者教育協議會を開催した。

昭和八年以降は大體に於て前年度を踏襲したが昭和十一年度より勞務者講座を廢して専ら勞務者輔導學級施設を擴充整備し更に昭和十二年度よりは從來の勞務擔當講習會と勞務者教育協議會を統合して勞務者教育協議會を開催した。又全國道府縣及市に於ける勞務者教育事務の連繫を圖り、且事務擔當者に對し指導者として肝要なる時局を認識し勞務者教育に關する理解を深むる爲毎年一回本省に於て勞務者教育事務擔當者講習協議會を開催することゝなつた。

而して本省主催勞務者輔導學級に受講修了せる者昭和十二年度一、五一九名を出した。

尙昭和十年十一月日本勞務者教育協會を擴大強化して新に財團法人勤勞者教育中央會設立せられ、工場鑛山の勞務者のみならず、廣く農、林、漁、商等に從事せる勤勞者をも併せて教育することゝなつた。文部省に於いては昭和十年度以來年々十五

萬圓の補助費を交付し、以て我國勤勞大衆の教育に萬遺憾なきを期しつゝあつた。

然るに時局は益々重大を加へ生産力の飛躍的増強を圖らねばならぬ秋、一に人的資質の向上を期して國家總力の充實に力むるの要あるに鑑み昭和十四年度より之が方途を改め從來の勞務者輔導學級の施設と財團法人勤勞者教育中央會に委嘱實施せしめ本省は専ら道府縣の工場事業場商店等の私立青年學校の人的物的機能を活用し、茲に勤勞成人學級を全國的に開設し皇國有爲の産業人育成に努むると共に之が指導に當る者に對し行を共にする講習會を開催する等勞務者教育の振興に力を致して居る文部省主催勞務者教育指導者講習會

一、昭和塾會場の分

開設要項

1. 開催地及會場

2. 受 講 者

- (一) 參加府縣、北海道、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣、茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、神奈川縣、新潟縣、富山縣、東京府
- (二) 道府縣勞務者教育擔當者一名宛
- (三) 文部省勤勞成人學級を開催する青年學校校長又は其工場事業場の勞務課長或は勞務係長、一名宛

3. 會 期

三月二十、二十一、二十二の三日間

4. 講 義 題 目

- 一、勤勞者教育 社會教育官 松崎 實次
- 一、勞務者教育と青年學校 社會教育官 山口 啓市
- 一、時局と勞務管理 勞働科學研究所長 醫學博士 暉峻 義等

5. 研究懇談事項

- (一) 勤勞成人學級の施設に關する件
- (二) 勞務者教育事後輔導に關する件
- (三) 勞務者教育振興に關する件

二、惟神道場會場の分

開設要項

1. 開催地及會場

山田市 惟神道場

2. 受 講 者

- (一) 參加府縣、石川、福井、長野、岐阜、靜岡、愛知、三重、滋賀、兵庫縣及京都、大阪府
- (二) 道府縣勞務者教育擔當者一名宛

3. 會 期

三月八、九、十日の三日間

4. 講 義 題 目

- 一、時局と勤勞者教育

社會教育官 松崎 實次

一、勞務者教育と青年學校

一、時局と勞務管理 京都帝國大學教授

- 一、皇 道 同 杉山榮一郎
- 一、勞務者教育の體験を語る 經濟學博士 高田 保馬
- 一、時局と勞務管理 勞働科學研究所員 文學博士 木村春太郎
- 一、勞務者教育振興に關する件 住友別子鑛山 專務取締役 三村 起一

三、祖國青年修養道場會場の分

開設要項

1. 開催地及會場

宮崎市 祖國青年修養道場

2. 參加府縣、和歌山、鳥取、岡山、廣島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、島根の各縣

3. 會 期

二月二十七、二十八、二十九の三日間

4. 講義科目及講師

- 一、時局と勤勞者教育 社會教育官 松崎 實次
- 一、勞務者教育と青年學校 同 山口 啓市
- 一、時局と勞務管理 勞働科學研究所員 文學博士 桐原 葆見
- 一、勞務者教育の體験を語る 三井鑛山勞務部長 深川 正夫

道府縣委嘱勤勞成人學級開設要項

一、趣 旨

時局下勞務教育の刷新振興を圖るの要切なるもの、る。鑑み、工場、事業場に於ける私立青年學校の人的、物的機能を活用し一般勞務者の資質を啓培し眞の皇國産業人育成を圖るを以て目的とす。

二、施設名(勤勞成人學級)

本學級は之を道府縣に委嘱し工場、事業場に於ける私立青年學校に於て開設す

四、開設校の選擇

貴管下に於ける工場、事業場内私立青年學校中優良と認めらるるもの「」校を選擇す。

五、學級生

當該工場、事業場の従業員中一般成人勞務者にして一學級約五十名を標準とす。

六、科目

- (一) 國體の本義
  - (二) 勤勞の本義
  - (三) 時事問題
  - (四) 情操教育(宗教的情操陶冶を含む)
  - (五) 産業、經濟事情
  - (六) 公共生活訓練(工場、事業場内外に於ける實踐道德)
  - (七) 日常生活に關する科學
  - (八) 保健衛生
- 右科目を標準となすも、工場、事業場、實情に應じ必要と認めら

るる科目は適宜選擇の上課すること。

七、總時數

時數は少くとも一回二時間十二回總時數二十四時間以上となすこと(例へば一週一回三ヶ月に涉りて之を實施す)

八、講師

私立青年學校教職員及其他人格高潔學識經驗ある適任者中より之を選擇すること。

九、經費

本施設に對し本省より支出すべき經費は一校に付金百圓とし地方長官に支拂を委任す。

十、修了者の輔導

學級修了者を更に輔導し且本學級の効果を恒久的ならしむるため修了者と本學級關係者を以て修養的なる研究會、懇談會を開催する等適宜の方法を講ずる様力められたきこと。

十一、實施上の注意

- (一) 工場、事業場の實情に應じ、一校に於て數學級を設くるも差支なきこと
  - (二) 實施に當りては本施設の趣旨に鑑み、抽象的理論に偏せず克く生活の實際に即し國民的自覺を喚起し高潔なる品性を涵養するに力を致すこと。
- 之がため質疑應答の機會を設け講師と學級生との人格的接觸を圖る外實地指導の機を多くし、體操、音楽、懇談會、見學及映寫會等適切なる施設を講ずること。

道府縣委嘱勤勞成人學級開設一覽(昭和十四年度)

道府縣	學級數	講者數		講義科目數	延時間數
		男	女		
北海道	三	一〇	〇	一	五〇
青森	一	〇	〇	〇	〇
岩手	一	〇	〇	〇	〇
宮城	一	〇	〇	〇	〇
秋田	一	〇	〇	〇	〇
山形	一	〇	〇	〇	〇
福島	二	〇	〇	〇	〇
茨城	一	〇	〇	〇	〇
栃木	一	〇	〇	〇	〇
群馬	一	〇	〇	〇	〇
新澤	一	〇	〇	〇	〇
東京	七	〇	〇	〇	〇
千葉	一	〇	〇	〇	〇
埼玉	一	〇	〇	〇	〇
群馬	一	〇	〇	〇	〇
山梨	一	〇	〇	〇	〇
長野	一	〇	〇	〇	〇
岐阜	一	〇	〇	〇	〇
靜岡	一	〇	〇	〇	〇

道府縣	學級數	講者數		講義科目數	延時間數
		男	女		
愛知	五	二〇	〇	三	一〇〇
三重	一	〇	〇	〇	〇
滋賀	一	〇	〇	〇	〇
京都	一	〇	〇	〇	〇
大阪	一	〇	〇	〇	〇
兵庫	一	〇	〇	〇	〇
奈良	一	〇	〇	〇	〇
和歌山	一	〇	〇	〇	〇
鳥取	一	〇	〇	〇	〇
島根	一	〇	〇	〇	〇
岡山	一	〇	〇	〇	〇
広島	一	〇	〇	〇	〇
山口	一	〇	〇	〇	〇
徳島	一	〇	〇	〇	〇
香川	一	〇	〇	〇	〇
愛媛	一	〇	〇	〇	〇
高知	一	〇	〇	〇	〇
福岡	一	〇	〇	〇	〇
佐賀	一	〇	〇	〇	〇
長門	一	〇	〇	〇	〇
熊本	一	〇	〇	〇	〇
大分	一	〇	〇	〇	〇
宮崎	一	〇	〇	〇	〇
鹿兒島	一	〇	〇	〇	〇
沖縄	一	〇	〇	〇	〇
總計	一〇三	五七九	七八	六五七	二六八〇

勤勞者教育中央會

同會の十五年度事業は大體十四年度事業を踏襲し來れるものなるも同會十五年度の開設要項に依れば次の如きものである。

財團法人勤勞者教育中央會實施勤勞者輔導學級開設要項

一、趣 旨

現下我國は非常時局に直面し、舉國一致時艱の克服に邁進しつゝあり、産業人の修養は時に今日に於てその必要を痛感する。勤勞者輔導學級は時局に鑑み中堅勤勞者をして時局に對する充分の認識を與へ、心身の鍛鍊を行ひ益々國民精神を振起作興して之を日常の業務生活の上に具現し皇國産業人の誇を以て統後の護を固くし、模範的勤勞者をして勤勞報國の誠を端さしめんとするにある。此目的を達成する爲め輔導學級式教育方法により、選ばれたる中堅指導的立場にある勤勞者と先覺達識の講師並に熱誠愛國の指導員とが渾然一體となつて人格的接觸を圖り斯教育の徹底を期し學級修了後に於ては修養團體を結成しこれを本會支部として全修了生を加せしめ、引き続き修養に精進せしめ、以て眞に日本勤勞者を鍊成するを本旨とする。

二、主 催

委嘱せる道、府、縣、市、町、村、團體、工場、鑛山、會社、商店並に本會共同主催となすこと。

三、期日及期間

昭和十五年三月迄の間に於て適當なる時期を選び一週二回乃至四回

一回三時間宛にて適宜實施すること。

(場所によりて一學級を七回、十回、十五回、二十回の四種に別つ)

四、會 場

學生の通學に最も便利なる學校、神社、佛閣、道場、公會堂等適當なる場所を選ぶこと。

五、學 生

本學級の學生たる中堅勤勞者の選抜に關しては關係官廳各種團體、工場、鑛山、會社、商店、等と密接なる連絡をとること。一學級の學生は五十名以内とす(年齢二十歳以上)。

六、教授指導の重點

輔導學級の教授指導の重點として

- 一、世界興亡の歴史の間に卓越する皇國日本を確認せしむること
- 二、東亞新秩序建設は肇國の理想たる八紘一宇の精神によることを確認せしむること。
- 三、上下一體、物心一如の道理を把握せしめ、勤勞者の實生活の上に實踐せしむること。
- 四、時局認識を徹底せしめ、勤勞報國の精神を旺盛ならしめ、自奮自勵を促し、質實剛健の氣象を涵養し、勤勞者に特に必要な知識を授け、興亞國策上最も信頼すべき中堅指導的勤勞者たらしむること。
- 五、勤勞によつて國民の能力は發達し、國民的人格は完成せしめられることを自覺せしむること。
- 六、事業場即ち教育場たることを確認せしむること。
- 七、行的修養を重視し、之を充實すること。即ち行的訓練を充分

に實施體認せしめ、日常の生活、一舉手一投足悉くが「行」である事を自覺せしめ益々これに向つて精進せしむること。

教授指導科目は地方の實情に即し業態等に應じて適當なるものを選ぶべきも、凡て指導の重點は、現下我國が直面せる非常時局の由來と意義とを考察し、この時難に對する皇國の使命と、統後に處する勤勞者の覺悟に就て自省自戒せしむること、即ち特に時局認識の徹底と勤勞報國精神の把握とを重視し、行的訓練を通して其の滲透を期し、眞に日本勤勞者として自覺と矜持を持たしむる様鍊成輔導すること。

(備考) 教授指導科目

第一類 行事鍊磨

開講式修了式には關係者、事業主等の參列をもとめ、必ず君が代齊唱、遙拜、黙禱、宣誓等を行ひ嚴肅に執行すること。毎回遙拜及體操又は音楽、靜座、座禪、朗誦等を適宜に行ふ會期中講義後研究会、茶話懇談會等を適宜開催すること。

第二類 日本精神、勤勞報國精神、國史

第三類 時局認識

第四類 道德、宗教

第五類 政治、經濟、法律

第六類 自然科學

第七類 技術及職業に關する指導

第八類 生活指導(物資の活用、消費の節約、貯蓄の實行、勤勞増進、統後後援)

第九類 體育、衛生、禮法、藝能等に關する指導

七、教授及指導の方法

講師は人格優れ、學識經驗に富み、日本の當面する現下時局の歴史の意義に徹し、之が打開の愛國の熱情と意義を持ち且つ勤勞者の生活並びに勤勞者教育に對して充分理解を有する人なること。

講義は單なる知識の注入に偏することなく、勤勞者の職場生活並に日常生活に即する問題を捉へて適切有効なる指導をなし、必ず質疑應答に依つて講義内容を正確に會得せしむることとし、其間講師と學生との密接なる人格的接觸により學生の知徳を啓培することに努むること。

八、指 導 員

講師の指導の徹底を期し、前項の効果を全ふするには指導員の適切なる實踐指導に俟たねばならぬ。指導員は勤勞者を愛し勤勞者に敬愛せらるゝ徳の人であり、勤勞者と共に悦び悩み、共に精勵し共に日常各般の修練を爲しつゝ常に率先して實踐指導を爲す眞剣さを有し、且つ適切なる訓練指導を與へ得る人を選びて専任指導員として會期中終始一貫指導の責に任せしむること。

九、感 想 文

學級會期中、學生に學級に關する率直なる感想文を提出せしむること。常に學生の自啓自發を促すのみならず講師及指導員の指導並に主催者に裨益する所からざるに依り必ず之を勵行すること。

長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山形	廣島	岡山	島根	鳥取	和歌山	奈良	兵衛	大津	京都	滋賀	三浦	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	福島	石川	
35812	14341	51869	24394	92367	34949	2367	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107

勤勞者輔導學級修了者輔導施設一覽

施設名	開校年	開校回数	講義科目	延時間数
憲法會	10	5	憲法	100
遠足會	10	5	遠足	100
運動會	10	5	運動	100
運輸會	10	5	運輸	100
地方部大會	10	5	地方部	100
聯合支部大會	10	5	聯合支部	100
支部大會	10	5	支部	100
座談會	10	5	座談	100
映畫會	10	5	映畫	100
刷新講習會	10	5	刷新講習	100
勤勞者主婦生活講習會	10	5	勤勞者主婦生活講習	100
講習會	10	5	講習	100
講演會	10	5	講演	100
勤勞奉仕會	10	5	勤勞奉仕	100
共同貯蓄會	10	5	共同貯蓄	100
精神作興週會	10	5	精神作興週會	100
健康週會	10	5	健康週會	100
史蹟めぐり	10	5	史蹟めぐり	100
神社參拜	10	5	神社參拜	100
海水浴	10	5	海水浴	100
登山會	10	5	登山會	100
教育演劇會	10	5	教育演劇會	100
見學會	10	5	見學會	100
詩吟會	10	5	詩吟會	100

施設名	開校年	開校回数	講義科目	延時間数
總計	26	95	1,300	4,800
沖繩	1	5	100	400
鹿島	1	5	100	400
宮崎	1	5	100	400
大分	1	5	100	400
熊本	1	5	100	400

十、修了證書  
 所定の事項を修了せりと認めらるる者に對して修了證書を授與す。

十一、授業料  
 授業料は之を徴せず。

十二、事務取扱  
 本施設の事務を處理する爲に必要あらば事務取扱一名乃至二名を置き得ること、道、府、縣、市、町、村、團體、工場、鑛山、會社、商店等の職員其他より適任者を選ぶこと。

十三、實施事項の報告  
 學級實施後直ちに本會宛學級經過報告書、經費精算書、修了生名簿（即ち支部入會者氏名）等を送付すること。尙修了生の感想文、講師指導員の所感等を附加すること。

十四、輔導學級と修了生の事後輔導（修養團體）  
 支部組織）  
 輔導學級の限られた期間中の輔導だけでは勤勞者として充分な教育、錬成の實效を收めることは仲々困難である。輔導學級の效果を完からしむるには學級修了後の輔導に依る不斷の精進の效果に俟たねばならぬ。實に事後輔導こそは日本勤勞者錬成の爲め最も重要な役割を持つものである。輔導學級と修了生の事後輔導とは密接不可分の關係にあつて、本教育にとつて輔導學級の感化教導と修了後の輔導とは二にして一なるもので、本教育の特色も亦茲に存するのである。即ち輔導學級修了生の事後輔導には修了生と本教育に關係あるものを以て支部を組織し、之を本會支部として年々の修了生を收容し永く委嘱先（道、府、縣、市、町、村、團體、工場、鑛山、會社、商

道府縣	開設数	生徒数	講義科目数	延時間数
北海道	4	117	187	121
青森	2	78	127	73
岩手	2	78	127	73
宮城	4	117	187	121
秋田	2	78	127	73
山形	2	78	127	73
福島	2	78	127	73
茨城	2	78	127	73
栃木	2	78	127	73
群馬	2	78	127	73
千葉	2	78	127	73
東京	2	78	127	73
神奈川	2	78	127	73
新潟	2	78	127	73
富山	2	78	127	73
石川	2	78	127	73

店等）並に本會に於て指導助成するものとする。  
 尙支部結成に關しては業主並に學生に諒解せしめ、修了式當日必ず支部發會式を舉行すること。又既設支部のある場所に於ては當日支部入會式を舉行すること。

財團法人勤勞者教育中央會實施勤勞者輔導學級開設一覽

産業報國運動

産業報國若くは勤勞奉公の呼び聲が數年前より事業主や勞働組合の一部に唱へられ初めてゐたが、之が眞面目に取り上げられて國策的運動に迄、高められることとなつたのは正に十三年度に於てである。

蓋し、勞働大衆が彼の職場に於て生産に従事することはその意識するとせぬとに不拘、自己を實現し、自らを大きく生かし、何等か社會の進運を亮け、國家に報ゆるの道を行じつゝあるのであるが、産業や職業に關する意義が國家的なものと同結合されて意識するに非ざれば多くは利己主義、唯物主義、延いては階級闘争に墮する恐れなしとしない。かくては國恩に報ずるといふ我國の良風が失はれて行くのみならず、勞務者自らを不幸に陥れ、大にしては此難局を乗り切つて聖戰の意義を全からしむることも不可能と云はねばならない。

然るに舊來の勞務者教育は各種多様の講習會や講演會を開き其處で觀念的な團體教育を行ふことはあつても、勞務者の精神と生活に最も大切な影響を與へる職業との關連に於て多く二元的たるを免れ得なかつた。従つて産業を指導する精神も、多く二元的たるのみならず、時に矛盾し、時に見失はれることの少くなかつたことも亦當然と云はねばならぬ、財團法人協同會時局對策委員會は之に鑑み、十三年二月勞資一體、産業報國の新指導精神を確立し、皇國産業人の行くべき道を闡明した。之

と同時に厚生省に於ても勞資關係調整方法として産業報國運動を積極的に支持し之が組織化に努力したが遂に政府は之を新體制運動の一推進力たる役割にまで昂揚し之が強化擴充は重大國策の一たるに至つた。

産業報國運動講習講演會

開催狀況調 (自昭和十四年一月至同十五年三月)

回数	延日	受講者數			
		事業主	職員	從業員	擔當係官
厚生省	四六	一	一	一	二
産業報國聯盟	二四	一	一	一	一
北海道	三五	一	一	一	一
青森	二六	一	一	一	一
岩手	二六	一	一	一	一
宮城	二九	一	一	一	一
秋田	二六	一	一	一	一
山形	二八	一	一	一	一
福島	二二	一	一	一	一
茨城	一一	一	一	一	一
栃木	二四	一	一	一	一
計		一	一	一	二

群馬	馬	九	六	三五	三五	四〇	一	六八
埼玉	玉	三	二六	一四	六二	二、四七	一	三、四六
千葉	葉	一	三	九	一	一	一	九
東京	京	四	九	七	五三	六七	五七	二、六七
神奈川	川	〇	三	一	一	一	一	五
新潟	潟	四	二	元	一	一	三	三
富山	山	二	三	五	一	一	二	二
石川	川	九	二	七	一	一	一	一
福井	井	二	一	一	一	一	一	一
山梨	梨	三	九	一	一	一	一	一
長野	野	一	三	一	一	一	一	一
岐阜	阜	一	三	一	一	一	一	一
静岡県	岡	一	二	一	一	一	一	一
愛知	知	一	〇	一	一	一	一	一
三重	重	四	七	九	一	一	一	一
滋賀	賀	六	九	六	一	一	一	一
京都	都	九	九	六	一	一	一	一
大阪	阪	四	七	一	一	一	一	一
兵庫	庫	〇	七	一	一	一	一	一
奈良	良	五	七	一	一	一	一	一
和歌山	山	二	五	一	一	一	一	一
鳥取	取	五	二	一	一	一	一	一

島根	根	一	二	四	〇	三	六	七
岡山	山	三	六	三	九	九	六	七
広島	島	四	八	九	九	九	六	七
山口	口	三	〇	八	二	五	六	七
徳島	島	一	四	一	二	三	七	九
愛媛	媛	一	二	四	一	九	七	九
高知	知	二	四	四	一	八	一	五
福岡	岡	二	四	四	一	四	一	五
佐賀	賀	七	五	〇	三	七	一	五
長崎	崎	二	六	二	四	七	一	五
鹿児島	島	一	四	三	五	七	一	五
沖縄	繩	二	二	六	一	九	一	五
計		三、四七	三、四七	六、一四	一、〇一〇	三、二五	三、八七	

厚生省勞働局に於てはこの産業報國運動に並行して別個に販産業銑後生活刷新運動を提唱し工場鑛山等の事業場に銑後生活刷新なるものを結成せしめ、以て非常時局下に於ける新生活運動として勞務者一般の生活様式の改善を圖り特に販産業勞務者の所得の著しき増加に伴ひ貯蓄獎勵消費節約を二大眼目として銑後生活の刷新に努力し相當な効果を收めつゝあつたが昭和十五年度よりこの運動をして産業報國運動に吸収せしめ産

業報國會内に銑後生活刷新班を設けしめこの運動を一元化せしめたのであつた。この一元化に依り産業報國運動も勞務者生活の實體に觸れる事となり一層意義ある運動を展開するに至つた

勞務者銑後生活刷新班を結成せる工場及 鑛山數調 (昭和十五年 一月末現在)

- (イ) 銑後生活刷新班結成工場數 一七、九〇〇工場
- (ロ) 産業報國會ノ一部門ノ事業トシテ銑後生活刷新班ヲ結成セル工場數 八、〇一四工場

種別	生活刷新班結成	班員數
十人未満ノ工場	四、九一七	二四、八二九
十人以上ノ工場	七、九三六	一八八、九四〇
五十人以上ノ工場	二、二四〇	一五三、三二一
百人以上ノ工場	二、二二三	四四六、五八四
五百人以上ノ工場	三三五	二二八、八五八
千人以上ノ工場	二四九	五八二、五九一
計	一七、九〇〇	一、六二五、一二四

- (イ) 銑山ノ部 五九九鑛山
- (ロ) 銑後生活刷新班結成鑛山數 一八五鑛山

種別	生活刷新班結成	班員數
十人未満ノ鑛山	三五	二二八
十人以上ノ鑛山	一五五	四、三〇四
五十人以上ノ鑛山	一〇一	六、八六八
百人以上ノ鑛山	一七二	四二、一七四
五百人以上ノ鑛山	四五	二九、二三二
千人以上ノ鑛山	九一	二〇八、五八二
計	五九九	二九一、三八九

其の他

財團法人協同會産業福利部に於ては全國勞務者厚生大會、全國産業安全大會、産業福利展覽會等を主催し、又安全衛生、榮養、環境整備、體育等の講習會、勞務管理研究會、産業安全衛生研究會、産業體育研究會、勤勞者演劇研究會等の研究會を持ち又優良工場優良従業員の表彰、映畫製作同貸付及ボスターに依る産業福利の宣傳等勞務者一般の教養向上に努めて居る。財團法人修養園は全國工場鑛山に支部三六一、準支部一三五を持ち同團独自の行的訓練を勞務者に施して異彩を放つて居る

中小企業に於ける教育

現下國家的重要問題の一は實に青少年勞務者教育であるが最近累次に行はれる警視廳管下の不良狩に徴してもその六十%乃至九十%は青少年工であり、その大部分が中小工場勞務者であ

る。即ち大工場は概ね教育機關を持ち青少年勞務者に對し熱心なる教育を行ひつゝあるが中小工場に至つては生産に追はれてその從業者たる勞務者の教育施設を爲すの餘裕を缺くの現状である。こゝに於て中小工業方面の勞務者教育の特殊な機關として工業組合の教育活動が必然的に要求されるのである。

此の種の先驅をなすものは金澤市に於けるマルサン織物工業組合の従業員教育であるけれども其の後秩父織物工業組合に秩父工民道場が生れ、昭和十四年度には大森機械工業徒弟委員會の大森機械工業徒弟學校、川口鑄物組合の川口厚生道場、飯能絹織物工業組合の女子裁縫教育などが生れてゐる。

而して之等の教育は大森機械工業徒弟學校を除いて大部分勞務者の精神教育を主たる目的としたものであつたが、最近軍需工業の活況に伴ひ重工業方面の熱練工不足に應じ機械工養成の爲に商工省の援助を得て各地の工業組合が技術教育に又之等工業組合等に依る教育施設に、我國の美風たる家庭教育の移入即ち所謂親教育とも云ふべきものに依つて精神的、人格的教育を爲し工場即家庭道場たるの信念を培養し以つて勞務者の資質の向上を計りつゝある處も多くあるその一例に昭和十五年四月四日、東京市大森區に開設せられたる工士塾がある。工士塾は財團法人協同會の斡旋に依り青年學校の機關を有せざる都下各中小工場を目標として設立、各工場主を以て塾長とし個々の工場の有する長所特色を十分取り入れたる個性的なるものにして

同時に全體としての統制を保ち、高き指導原理に基ける教育機關とし講師には各工場の幹事、其の他專屬講師を置き又中央部より巡回講師を派し、名士の講演をも依頼するようになつて居り産業道德、公民常識、工場數學、工場英語、圖面の讀方、機械工作法等の教科目の外體育、娛樂、見學等も授業日程に加入し附帶事業として一般工、幹部工、管理者の爲研究會、講演會講習會等も開催委員長に協同會參事大内經雄氏が擧げられ、今回は城南方面の十二工場、三百五十名が参加、開塾式も終り都下各中小工場に呼び掛けつゝあるのである。

- その特色とする處は
- 一、協同組織になつてゐること
  - 二、中小工業の長所を探り入れたこと
  - 三、中小工業の短所を補つてゐること
  - 四、徒弟生活全體を教育の道場としたこと
  - 五、關係者全部の教育機關たること
  - 六、各工場並に徒弟の個性に應じた教育を行ひ得ること
  - 七、設置の容易なこと
  - 八、私立青年學校として考慮されること
  - 九、中小工業再編成の原動力であること
  - 十、勞資關係を師弟關係としたこと
  - 十一、工士塾綱領に曰く
    - 一、吾等は技人一如の精神に基き、心身を鍛錬し、技を磨き、學を尙ひ、見聞を博め、以て國家有用の材たらしむることを期す。

一、吾等は師弟の情誼を重んじ、純潔なる交友を尊び、同志相携へて切磋琢磨、以て人格の完成を圖らむことを期す。  
 一、吾等は中小工業の重要性とその特質とを確認し、相寄り相扶けて業界の發展と國家の興隆に寄與せむことを期す。  
 一方商店従業員に組合として進歩した教育組織をもつものも新設されつゝある。  
 中小企業共同教育施設

經營主體名	共同施設種類	所在地名
大森機械工業徒弟會	徒弟學校、共同寄宿舍、共同炊事場	東京市大森區大森三ノ三六〇
東京鑄物工業組合	技工訓育所、青年學校、厚生道場、共同炊事場、住宅施設	東京市本所區太平町一ノ二八
川口鑄物工業組合	青年學校	川口市榮町三ノ九七
八王子鐵工機械會	青年學校	八王子市南新町九
京都金屬製工藝品工業組合	講習會	京都市東大路松原上ル四丁目毘沙門町三六
直方機械工業組合	青年學校、共同炊事場	直方市東殿町四九九
金澤鐵工機械會	技術教育、表彰	金澤市勝尾町二、八二九
相馬輸出絹織物會	講習會、講演會、修養會、見學、視察、慰安會	福島縣相馬郡小高町南小高開場八一
工野人絹織物會	講習會	栃木縣安蘇郡佐野町八四八
足利機械染合會	講習會、慰安會、表彰	足利市通五ノ三、二二〇

越生絹織物會	講習會、モラロヂー修養會	埼玉縣入間郡越生町大字越生七一七
秩父織物工業組合	講習會、工民道場、表彰	埼玉縣秩父町大字大宮一、三六一
福井輸出織物染色會	講習會、見學視察、表彰	福井市毛矢町九九
西陣着尺織物會	講習會、表彰	京都市上京區今出町通淨福寺西入東上善寺一七一
京都友禪工業組合	青年團、講習、講演見學	京都市中京區壬生森前町四
丹後縮緬工業組合	講習會、青年學校(男子部、女子部)慰安會、表彰	京都府中郡峰山町字杉谷六九一
マルサン織物會	地方青年學校トノ協同ニ依ル教育施設	金澤市西町三番丁九
播州織工業組合	講習會	兵庫縣多可郡西脇町西脇八八五
今治織物工業組合	講習會	愛媛縣今治市神ノ木通六八六
德島縣沼江瓦合會	講習會	德島縣勝浦郡生比奈村沼江
熊本縣製氷合會	講習會	熊本市市幸町六熊本商會議所内
有田陶磁器合會	教育施設、青年團	佐賀縣西松浦郡有田町一、一九一
筑後八幡合會	講習會	福岡縣八女郡長峰村宅間田四二
東京北澤通商店街合會	商店道場、青年學校、共同炊事場	東京市世田ヶ谷區北深三丁目
東京武蔵小山商店街合會	青年學校	東京市荏原區小山町

東京市青果小賣商組合淀橋聯盟	青年學校	東京市淀橋區東京市中央卸賣市場淀橋分場内
東京製本同業組合	青年學校	東京市神田區錦町二ノ七
東京靴同業組合	青年學校	東京市神田區鍛冶町一ノ三
東京洋服商會	教育施設(試驗制度)慰安會	東京市日本橋區富澤町二
富澤町中部町會	青年學校	東京市日本橋區富澤町二
東京麻布十番商店街商業組合	青年學校	東京市下谷區佐竹町一二
東京佐竹通商店街商業組合	青年學校	東京市下谷區佐竹町一二
東京城南輕機工業組合	青年學校	東京市蒲田區古川町二五三
有限責任家庭會	青年學校	東京市杉並區阿佐谷四ノ三五二
購買組親會	青年學校	東京市城東區大島町二ノ七
大容組親會	青年學校	東京市大島區大島町二ノ七

青年學校

277 育教者務勞  
 昭和十四年四月二十四日、勅令第二百五十四號の青年學校令が公布せらるゝに及び、從來教育的貧困者たる勤勞青年大衆はその資質を大に向上せられるに至つた事は我國勞務者教育界の一大躍進である。尤も從前大工場鑛山又は工業組合等にては優良なる設備を持つ私立青年學校を經營し精神、技術方面の教育

をなし相當なる成績を上げつゝあつたが中小企業に働く商工業勞務者には全くその恩典がなかつた、併しこの青年學校令が公布せられた結果青少年勞務者は就學を義務付けられたるを以つて勢ひ公立青年學校に學ぶの機會を興へられるに至つた。が未だ過渡期たるを免かれずその就學率も四〇% (義務制) 乃至二〇% (義務制ならざるもの) の低率を示して居る事は尙一考を要する重大問題である。  
 青年學校現況一覽(昭和十四年四月末日現在)

總數	公立	私立	備考
一八、二三四校	一六、六〇七校	一、六二七校	一、村(石川縣江沼郡瀬越村、就學者僅少ノ爲隣村ニ委託ス)
一、七、四四人	一、八、三〇校	三、八五三校	二、教員數(學校長ヲ含ム)
一、七、四四人	一、八、三〇校	三、八五三校	二、教員數(學校長ヲ含ム)
一、七、四四人	一、八、三〇校	三、八五三校	二、教員數(學校長ヲ含ム)
一、七、四四人	一、八、三〇校	三、八五三校	二、教員數(學校長ヲ含ム)



私立 一、九一七人 (専任教員 二、五九八人、其ノ他ノ教員 二、六六八人)

三、生徒數略

四、經費(昭和十四年度豫算)

總額	一、二五、四七〇圓	臨時部	四、三三、三〇〇圓
公立	七、七五、三三〇圓	臨時部	三、七二、〇七〇圓
私立	八、八元、九一四圓	臨時部	三、五九、〇三九圓
經常部豫算内譯		臨時部	一、三〇、六三〇圓
公立	三、八〇、一五〇圓	臨時部	六、三三、七二〇圓
私立	一〇、一〇、四七〇圓	臨時部	三、五九、〇三九圓
公立	三、八〇、一五〇圓	臨時部	三、五九、〇三九圓
私立	六、三三、七二〇圓	臨時部	三、五九、〇三九圓
公立	三、八〇、一五〇圓	臨時部	三、五九、〇三九圓
私立	六、三三、七二〇圓	臨時部	三、五九、〇三九圓
公立	三、八〇、一五〇圓	臨時部	三、五九、〇三九圓
私立	六、三三、七二〇圓	臨時部	三、五九、〇三九圓

工場鑛山の教育

企業主の行ふ福利施設の中に於て教育はその最も中核をなす

所のものである。而して初期に於ける福利施設の意圖たるや主として勞務者募集の好餌として、或は勞務者懐柔策の一方方法として爲されて來たものであつたであらふが、今日に於いては本質的に重大な變化を來したものと云ふべく、又淺薄な意義に於ける温情主義に立つべきものでもない。それは少くとも勞務者共育の理想を仰いで進む企業主の一大責務である。況んや教育の人物を造るにあるものに於ておやである。

本邦に於て企業主の行ふ教育の中最も組織的な制度を持つもの一つには先づ寄宿工の教育を挙げねばならない。今日迄工場附屬寄宿舎に於て行はれる教育は主として女子工員の爲になされるものであつて、かゝる制度組織は本邦独自の制度と云ふべく日本の勞務者教育研究上特に注目し値するものであらう。

而して數十萬の寄宿女子工員の多くは小學校卒業程度の知識を持つに過ぎず、しかも此の程度の學力のみを以てしては尙女子としても未完成たるを免れない。之等の者に、より一層廣く高い教養を與へることは國家としても望ましいことと云はねばならぬ。而して經營の大小、企業の種類によりその内容に多少の相違はあつても何等かの形式教育が行はれてゐない所は殆んど無いと云つてよい。

教育機關の形式は大規模の所に於いては〇〇女學校、或は〇〇工場女子青年學校と稱し、専門の教諭を置き、完備せる教室

と設備を持ち、公の認可を得てゐるものも少くはない。之等は一般女學校に近い内容の教育を行つてゐる、又學校と稱し得ざる迄も、裁縫、手藝、編物、染色、割烹、作法、生花、茶の湯等の技藝科目中一二に就き斯道の専門家を聘して實習せしむることが多い。

教育時間は二交替制をとる紡績工場に於ては、毎日交替前は後の時間を利用し、然らざる所に於いては日曜又は休日を利用して二時間乃至は三時間位行はれてゐることが普通である。或は寄宿舎の毎日の生活の中に、例へば起床前後の時間に、又は食前に適當な行事を爲すことによつて、規律、良習慣等の訓練に力める所もある。

寄宿女子工員に對する職業教育はその作業の性質上特に長期に亘つて行はれることはなく、多く入社直後一ヶ月乃至二ヶ月の短期教育が行はれてゐるに過ぎない。

一方寄宿男子工員に對する教育は從來比較的その數も少く、見るべき施設もなかつたが、軍需工業の勃興に伴ひ地方青年の工場に入る者が俄かに増加した爲、彼等の住宅難を緩和せしめると同時に生活上の適度の指導を爲す必要も生じて、近來此種工業に寄宿男子工員教育施設が各所に設置されつゝある。之は多く青年學校の形式をとり、普通學科、教練に職業科目を加へ徳性の涵養、技術の修得をその目的としてゐる。

尙寄宿舎或は工場内に於ては右の外、時々講習會、講演會を

備して従業員の修養と社會常識の涵養に資し、又各種の教化修養團體の會合、學藝品展覽會、運動競技會、音樂會、舞踊會等も再々催され、圖書室、巡回文庫等の設ある所も少くない。更に又工場附屬の劇場、俱樂部、講堂等に於いて毎月或は年數回映畫會、演劇會等催され、従業員に慰安を與へてゐる。組織的な學校に於いては、生徒を名所史蹟、他會社工場の見學等に引率する如きことも珍しくない。

尙最近寄宿工員教育上重要問題の一は半島人勞務者問題がある。鑛山重工業方面に於ける勞務者不足の爲急激に多數の移住半島勞務者を收容した結果半島の風俗習慣未知の爲或は言語不通の爲種々なる問題を惹起しつゝあるが未だ半島人勞務者に對する教育的設備としては無い今移住半島人勞務者の教育狀況の一事例を示さん

移住半島勞務者の教育程度 (〇〇株式会社)

教育程度	人	員	總人員ニ對スル割合
大學卒業程度			
專門學校			〇・二三%
高等學校			一二・九二%
中等學校	四		八六・八五%
小學校	二一三		一〇〇%
文盲者	一、四三六		
計	一、六五三		

移住半島勞務者の國語解否割合(同)

國語解否ノ程度	人 員		總人員ニ對スル割合
	人	員	
國語(日用)ニ精通スルモノ	三五二	二一%	
稍解スルモノ	四九八	三〇%	
全ク解セザルモノ	八〇三	四九%	
計	一、六五三	一〇〇%	

成人通勤工員の教育

成人通勤工員は寄宿工員の如く組織的に長期の教育を施すことは一般に困難と見られてゐる。それは勞務者の境遇、年令素質に統一がなく、一定の組織的教育を行ふに適しないからであらう。従つて通勤工員を對象として行ふ教育は今日の所一般には定例的には毎朝出勤直後官城遙拜、安全祈願、國旗掲揚等を行ふことによつてなされる外、時々名士、宗教家を聘して講習會、講演會を開催し、時事問題を解説して一般教養を高める程度の教育が多い。出勤後勤務前の短時間に行ふ教育的行事を多少組織化し、之に効果的な教育を與へんとしてゐるものに鑛山の練込學校がある。その設立動機は近時急激なる増産に補ふ多數新規採用勞務者に新しい採炭技術を教へ、併せて精神教育をも行はんとするにある。而してその特色は、1.練込時を利用する爲集合は圓滑完全に行はれ手段を要しない。2.一回の講話

時間は十五分乃至二十分の短時間である爲、聽講に倦怠を感じしめぬ。3.統一的組織的に教育出來、且事業主側の示達命令が出來る。此の施設は昭和九年より實施せられつゝあるもので科目は修身講話、公民講話、職業講話より衛生音楽體操に迄及ぼしてゐる。

その他專賣局の成人教育講座、海軍工廠の定例的講話は教養一般に對する施設であるが比較的職業教育の色彩の強いものには三井鑛山の成人補習夜學會(科目修身公民科、職業の二科目年限一ケ年、授業時間六十八時間、滿二十一歳以上の者)、成人學科講習會等がある。

又寄宿工員の場合と等しく修養團、報徳會、各種宗教、在郷軍人會、禁酒會、各種趣味の會等によつて、人格完成を期するもの、或は野球、庭球、劍柔道、運動競技會等を催して體育に努める所が多い。更に映畫教育や、文藝的趣味に生かしめんとする所も少くはない。

企業外の教育施設を利用するものには、勞務者講座、修養講習會、常識講座、成人講座、公民講座等に少數の者を選択派遣することも廣く行はれてゐる。

技術教育

勞務者を對象とし之に技術的教育を行ふ所謂熟練工養成の問題は數年前までは餘り國家的關心が寄せられず、各企業内に於

て必要とせる従業員を養成せしめるに任せられつゝあつたが、支那事變勃發の前後よりの急激な生産力擴充政策、殊に重工業部門の異常なる膨脹は此所に新たに勞働力不足の問題として取り上げられ熟練工養成に關し商工省、厚生省、企畫院等の間に論議され遂に七十一議會の協賛を得、商工省の機械工養成案となつたのである。此れも最初は五ヶ年計畫の二千萬圓、年約七千名の熟練工を養成せんとするものであつたが大藏省の査定の結果小規模なものとなつたのである。が事變の進展に連れ激増する技術者及び熟練工の需要にとつて誠に燒石の水の有様であつた爲遂に傳家の寶刀總動員法の發動を見、同法第二十二條に基き昭和十四年三月三十一日公布勅令第三百三十一號による學校技能者養成令及び工場事業場技能者養成令の兩勅令により強制的なる割當制による養成制度が採用されたのである。

工場事業場技能者養成令に於ては養成義務を負ふべき工場及び事業場の事業の種類を二十二種指定し、工場規模の大小に依り義務の有無を規定して居る。即ち「年令十六年以上ノ男子勞働者ヲ常時二百人以上使用スル工場又ハ事業場」及び「年令十六年以上ノ男子勞働者ヲ常時二百人未滿五十人以上使用スル工場又ハ事業場ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ」となつて居る。而して此の規定に依り養成せらるべき者の員數は前述の二十二種の事業に就き各工場の使用する國民登録の要申告者を基準とし、其の百分の四以上又は百分の六以上である。養成工の養成

期間は原則として三年であるが地方長官の認可を受け二年に短縮する事を得る事になつて居る。此の他戰時事變に際し緊急なる必要の有る場合短期養成期間の規定が一項挿入してある。

大體以上の如き規定であるが戰時中緊急に制定したるが故に實際に當り相當な困難に逢着して居るようである。即ち之等養成工の指導員の不足、設備の不完全等である。然し本令の精神は個々の事業家の爲にあらずして生産力擴充てふ至上命令に依る國家的見地より各事業主に對し強制せられたるものなる故相當の犠牲は此れを忍び協力すべきであつて此の劃期的なる法令の成否の鍵も又此所にあるであらう。

今比較的設備内容共に充實した代表的なるものを擧げるに八幡製鐵所の教習所、各海軍工廠の見習工教習所、陸軍造兵廠大阪、小倉工廠の見習教習所、鐵道省工場の技工見習教習所、神戸長崎の三菱職工學校、日立製作所の日立青年學校、日光電氣精鋼所の青年學校、芝浦製作所の芝浦青年學校、川崎造船所の東山學校、住友篤行青年學校、日産自動車の従業員養成所等であらう。之等の見習工養成機關の多くは工場附近に設置され、就業時間を割いて、或は一日交替に職業科と普通科目の教授を行つてゐる。教師は多く工場職員を以て之に當てゝあるけれども、中には専門の教師を以て之に當らしめる所もある。而してその學科に就いては獨立の校舍を有するものが多いが、實習は工場に於て行はれるのが普通である。従て實習に當り從來比較

的組織的な訓練の行はれざる缺點もあつたが近來此の點に考慮が加へられ、特に青年學校附屬實修場が設置されたり、順序立つた訓練が行はれる傾向を見せて來たことは注目し得る。

之等大規模工業以外の、我國工業の大部分を占める中以下の工場に屬する見習工に對しては一般に尙學科實習共に何等の組織的な訓練も與へられず、先輩熟練工の下働きをなす乍ら技術を習得すると云ふ極めて原始的な情態に放任せられてある現狀である。

**産業部落の教育**

産業部落とは相當の規模の工場鑛山の従業員社宅又は住宅を中心として之に付隨する各種職業を以て構築する社會集團を指すのである。之は擴大すれば鑛物業を中心として發達した川口市や、焼物の瀬戸、或は足袋の行田等より大は八幡市や吳市の如きもの迄包含することが出來、かかる中には宇部市の如き工業學校、男女中等學校、商業學校、圖書館、文化會館よりその他諸々の市民文化生活と密接な交渉を持つものもあるがこれは特例で多くは文化的交渉は稀薄で小學校の寄附程度を出でない

一企業主を中心とした小部落の教育は工場より鑛山に多いのが普通である。それは鑛山は多く人煙稀な所に開始せられるからであつて、企業主は多數の従業員を未開地に集め、その生活の爲には種々の文化的施設を講じなければならぬ。従つてその企業に隨伴する人達も亦その恩典に浴するのであるが、その

最も代表的なものは小學校の經營である。例へば貝島鑛業大之浦に於ける第一より第三に及ぶ私立小學校、三井三池鑛業所の私立學校、岩手縣釜石鑛業所の私立尋常小學校、福島縣沼尻鑛山の私立學校がそれである。工場に於ては小學校の經營は殆んどその例を見ないが、東京蒲田區にある黒澤工場附屬の小學校の如きは特例に屬する。或は従業員子女の爲に托兒所、幼稚園を設置し常設的に之を經營し開放してゐる所も少くない。三菱筑豊鑛業所の幼稚園、三井三池鑛業所の幼稚園、勤勞女學校、古河足尾銅山實業學校、登川炭鑛の實科女塾がそれである。

その他、従業員の家庭を指導教化する爲に専門の教師を置いて裁縫の教授をなし、料理の講習會を行ふ所も多いが、隨時に行ふものには少年少女團、男女青年團、在郷軍人、防護團等の修養を兼ねた會合、映畫、演劇音楽の公開、時事問題、衛生、國防、科學に關する講演等がある。更に山神社の例祭等は鑛山に廣く行はれる所のものである。

**新聞雜誌の刊行其他**

大規模の企業或は勞務管理に相當の力を注ぐ企業にありては殆んど何等かの形式にて従業員の爲に刊行物を發行してゐるのが多い。それは主として企業首腦部の意見を傳へ、勞資一體の理想の下に作業に協力を求めんが爲にその内容も1.精神教育、修養に關するもの2.安全保健3.衛生教育、4.作業上の智識、關係法規の解説 5.趣味の涵養、6.事業主の方針その他事場内の

諸事等勞務者の日常生活の参考となるもの一般に亘つてゐる。發行回数は多く月刊で稀に旬刊、週刊、隔月のものがある。

勞務者の教化、修養を目的とせる社會教化團體の刊行物や、通俗技術雜誌の購讀を奨勵し、時に多少の補助金を出してゐる所もある。此の種の刊行物の主なるものには勞力新聞處女の友、けんこう青年、家の光、青年カード、アカツキ、野の花、白ゆり、愛の汗、向上、國の力、礎、勞務者講座、躬行、戰友、はもの、訓練、我が家、及び國民工業等がある。

海  
外

## 歐米労働界の概況

### 一般労働事情

#### 1 況概の界働勞米歐

一九三八年九月のミュンヘン協定は、世界大戦後樹立せられたヴェルサイユ機構の終幕を告ぐると共に、大ドイツの理想實現に邁進せるナチ政權の飛躍時代の序幕を告げたものであつて同協定當事者たるグラチエ及びチェンバレン兩首相が平和の天使として本國に歓迎せられつゝある間に、從來平和主義を標榜せし民主主義國は、遂に全體主義國に對して武力を以て抗争すべき決意を固むるに至り、爾後一九四〇年九月愈々歐洲戰亂勃發に至るまでの期間は、抗争兩陣營に屬する諸國は勿論、中立國に至るまで、軍備の擴張、國防の充實に狂奔する状態を繼續し、國際時局の風雲急を告ぐるものがあつた。一九四〇年三月十五日ドイツがチェコスロヴァキア併合を敢行するや、間もなく英佛側に於ては、ポーランドとの相互援助取極の聲明となり一方ソヴィエト聯邦では、英佛との提携條件としてバルト沿岸諸國に對する領土共同保障援助承認の要請あり、やがて八月二十三日ドイツ・ソヴィエト不侵略協定の締結は、單に關係諸國のみならず、全世界を驚倒して、こゝに歐洲戰爭は必至の情勢

となつた。九月宣戰の布告さるゝや、イタリーは參戰せず、合衆國は中立を維持しつゝ聯合國を支持する不思議の形勢は展開し、殊に建國以來寸土を侵さず、寸地を譲らざることを根本方針とせしソヴィエト聯邦が、ポーランドを占據し、フィンランドを進撃して、帝政ロシア時代の武斷侵略主義を再現したのも劃期的と云ふべきであつて、曾ては各國囑望の的であつた國際聯盟が有名無實の機關として、殘軀を戰雲の間に横へたのも笑止であつた。

斯くの如き情勢が、各國労働界に與へた影響は甚深なるものあり、殊に今回の戰亂に於ては、交戰國のみならず、中立諸國も、銃火こそ交へざるも、交戰國と同一の經濟的、社會的動搖を蒙つて、多年建設せる法制上の成果も一朝にして改變せられ從來の労働者運動は、國內的にも、國際的にも、停頓休止の狀態となり、之に反して全體主義的労働組織は、漸く各國の採用するもの多きを見、内亂鎮定後のスペインに於ては、一九三八年労働憲章を制定して、それに基づく労働組織の確立は着々進捗し、ギリシアの労働組織も漸くその全體主義的風貌を明確にし、その他バルト沿岸のラトヴィアなどにも、労働團體統制案の考

慮せられたが、之は一九四〇年に同國のソヴェト化の結果實現を見るに至らなかつた。開戦の結果各國労働状態の上に生じた變化が顯著なるものありしは云ふまでもなく、殊に交戦國に於ては、開戦當初多少の増加を見たる失業者も、戦争の進行と共に漸次減少し、労働條件も改善の傾向を看取せられたが、之は戦時に於ける複雑多岐の事情より果して労働者の生活標準向上に貢献ありしか否かは断定し得ない。歐洲に於ては、交戦國以外の國にも殆ど全部動員せられた結果、應召者家族に對する

救護の方法もそれ〴〵必要に應じて講ぜられたし、應召せる労働者に對する待遇の問題も重要視せられ、例へば應召滿期歸還後の就職の保障などは、各國に於て立法上その他の手段がとられた。  
左に國際労働局發表の統計數字によつて、二三の國々の労働事情に就いて見ると、先づ一九三九年に於ける失業者數は次の如くであつた。

國 別	失業保險被保險者合計一四、八四〇、〇〇〇人中失業百分率											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
イギリス	1400	1351	1300	1213	1003	933	877	855	88	933	933	933
フランス	455,977	444,777	400,077	366,177	355,533	344,955	333,477	333,477	333,477	333,477	333,477	333,477
ドイツ(舊)	301,877	297,777	286,077	275,533	264,955	254,377	243,800	233,222	222,644	212,066	201,488	190,911
ベルギー	322,477	311,844	301,211	290,577	280,000	269,422	258,844	248,266	237,688	227,111	216,533	205,955
オランダ	150,055	145,144	134,577	124,000	113,422	102,844	92,266	81,688	71,111	60,533	50,000	39,422
デンマーク	126,355	121,444	110,877	100,300	89,722	79,144	68,566	58,000	47,422	36,844	26,266	15,688
スウェーデン	150,744	145,833	135,266	124,700	114,133	103,566	93,000	82,433	71,866	61,300	50,733	40,166
ユーゴスラヴィ	33,833	32,922	22,355	11,788	11,211	6,644	6,066	5,488	4,911	4,333	3,755	3,177
合衆國	196	197	192	187	183	175	183	183	150	146	156	154

計上労働者總數五四、二五八、〇〇〇人中失業者百分率(N.I.C.B.調査)

(註) International Labour Review, March, 1940, pp. 322-325 より引用

右の數字によると、交戦國たるイギリスに於ては、開戦直後失業者は一時増加したが、之は開戦による産業上の種々なる變化の結果と云ふべく、従つて失業率の上昇は、十月を最頂として、漸減の傾向となり、一九四〇年に入つて、初頭二箇月間は例年の季節的增加があつたが、三月になると七・七%といふ激減を示し、戦時産業の殷盛を物語るものがあつた。フランスに於ては、十一月以後失業統計は發表されてゐないが、失業はこの月を最高として、爾後減少の傾向となり、一九四〇年三月には、一七五、四七三人と云ふ數字が報告され、しかもこの殆んど大部分は就業不可能の老人、病者であると云はれて居る。一方、合衆國に於ては、全國産業會議事務局(N.I.C.B.)の統計によるも、又アメリカ労働總同盟の調査によるも、失業者減

少の傾向はなく、職業紹介所求職申込數は、一九四〇年一月六、〇一七、六九一件に達して居る状態であるが、一九三三年當時の失業率が二五・一%であつたことを考へれば、ルーズヴェルト政権下に於て、失業者の減少したの著しいことであつた。歐洲の中立諸國に於ては、大體一九三九年上半年期に於て減少した失業者が、開戦後漸増の傾向となり、一九四〇年にまで繼續してゐるのは、前大戰當時中立國の産業の活潑なりしに比較して、今回の歐洲戦亂の影響が性質を異にすることを指して居ると云ふべきであつた。  
次に賃銀率について見るに、同じく國際労働局統計によれば一九二九年を一〇〇とした定額賃銀及び實質賃銀の指數は、左の如くであつた。

國 別	定 額 賃 銀 指 數												
	一九三八年一月	一九三九年一月	一九三九年六月	一九三九年九月	一九三九年十月	一九三九年十一月	一九三九年十二月	一九三八年二月	一九三九年三月	一九三九年六月	一九三九年九月	一九三九年十月	一九三九年十二月
イギリス(週給)	107	107	107	107	108	110	113	114	115	112	106		
フランス(パリ地方金屬業時給)	195	199	202	197	204	147	147	146	148	148	148	148	148
ドイツ(時給)	80	80	80	80	80	80	98	98	97	97	98	97	97
ベルギー(時給)	106	106	106	106	106	109	112	112	112	112	112	112	112
デンマーク(時給)	112	110	111	111	111	111	106	106	106	106	106	106	106
合衆國(時給總收入)	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111

(註) International Labour Review, May, 1940, pp. 529-540 より引用

右の数字が、英佛兩交戦國に於ては、定額賃銀は、開戦後上昇の傾向が看取せらるゝに反して、ドイツに於ては、全然變動なきことを示して居るは、兩者の經濟組織に基因するものとして興味ある事實である。其の他統計未發表の爲こゝには掲載しなかつた國々に於ても、開戦後定額賃銀は、漸増の傾向が認められ、戦時物資の缺乏による物價騰貴を反映して居るものとして注意された。イギリスに於ては、開戦後間もなく、各種の産業に於て、生計費騰貴に基く賃銀の値上が行はれて、労働者の統計によれば、九月より年末までの期間に賃銀増額のあつた労働者合計四百七十五萬人の一週當増額は、總計約八十三萬磅に達し、その外に農業労働者も増給あり、全國各種産業を平均して、一九三九年末に於ける週當賃銀率は、三八年同期に比して四乃至四・五%方の増額になつて居り、一九二〇年以來最高と報告されて居る。ドイツに於ては、開戦と同時に賃銀値上は差止めとなり、殘業手當の支給も一時停止せられたるものであつたが、フランスに於ては、定額賃銀は差止めとなつたが、勤務所得の一部は、戦時特別課税乃至社會施設の資源として、又インフレーション防止の經濟國策に結びつけられて制限を受くることとなつた。

次に労働争議は、各國とも、近年概して減少の傾向にあり、争議發生件數の如きは、従前に比して著しく減少した國が多いが、獨りイギリスに於ては、一九三九年には、合計九三〇件の發

生あり、三八年の八七五件に比して五十五件の増加を示せるのみならず、關係労働者數に於ても又繼續日數累計に於ても増加し、殊に上半期と下半期を比較するに、開戦後争議の減少せる傾向はなく、却つて開戦後に増加を示して居るのは、前大戰に於て開戦後約半歳は、殆んど争議の勃發を見なかつたのと對照して注目された。合衆國に於ては、依然として争議發生は二千年以上の水準を下らず、一九三九年に於ては、件數に於ては三八年に比して減少したが、同年四月より開始されたアラバキア地方及びアラバマ州に互る炭坑罷業を初め、五月には労働計畫法による公共事業の大罷業あり、十月より十一月に互つてはクライスラー自動車會社の大罷業あり、是等三大争議の結果、参加労働者數は、三八年の殆んど二倍に達し、罷業繼續日數亦同じ状態であつて、合衆國の産業界及び労働界が、ルーズヴェルト大統領の新方針の結果異常の變革動搖を経験しつゝあることを示して居る。殊に争議發生原因を見るに、合計二千六百三十九件中労働組合に關する事項を原因とせるものが、五三・五%に達して居り、賃銀及び從業時間關係を直接原因とせるものが、僅かに二六・五%にすぎないことは、政府の労働政策の結果たるは云ふまでもないが、労働組合運動の分裂對抗が大に與つてその有力動因をなして居るものと云へる。左に最近十年間に於ける主要各國の争議統計を掲載する。

國 別	年 別	争 議 件 數	關 係 勞 働 者 數	罷 業 繼 續 日 數 累 計
合 衆 國	一九三〇	四三三	三,七〇〇,〇〇〇	四,四〇〇,〇〇〇
	一九三一	四〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	六,九八〇,〇〇〇
	一九三二	三八九	三,九〇〇,〇〇〇	六,四九〇,〇〇〇
	一九三三	三三〇	三,六〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇
	一九三四	三〇二	三,三〇〇,〇〇〇	五,五〇〇,〇〇〇
	一九三五	二七五	三,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
	一九三六	二四八	二,七〇〇,〇〇〇	四,五〇〇,〇〇〇
	一九三七	二二一	二,四〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
	一九三八	一九四	二,一〇〇,〇〇〇	三,五〇〇,〇〇〇
	一九三九	一六七	一,八〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
	一九三〇	六七〇	一,八〇〇,〇〇〇	三,三〇〇,〇〇〇
	一九三一	八一〇	一,九〇〇,〇〇〇	三,六〇〇,〇〇〇
一九三二	八四二	二,〇〇〇,〇〇〇	三,九〇〇,〇〇〇	
一九三三	一,〇六一	二,一〇〇,〇〇〇	四,二〇〇,〇〇〇	
一九三四	一,一八五	二,二〇〇,〇〇〇	四,五〇〇,〇〇〇	
一九三五	一,三〇四	二,三〇〇,〇〇〇	四,八〇〇,〇〇〇	
一九三六	一,四二二	二,四〇〇,〇〇〇	五,一〇〇,〇〇〇	
一九三七	一,五四〇	二,五〇〇,〇〇〇	五,四〇〇,〇〇〇	
一九三八	一,六五八	二,六〇〇,〇〇〇	五,七〇〇,〇〇〇	
一九三九	一,七八三	二,七〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	
イ ギ リ ス	一九三〇	六七〇	一,八〇〇,〇〇〇	三,三〇〇,〇〇〇
	一九三一	八一〇	一,九〇〇,〇〇〇	三,六〇〇,〇〇〇
	一九三二	八四二	二,〇〇〇,〇〇〇	三,九〇〇,〇〇〇
	一九三三	一,〇六一	二,一〇〇,〇〇〇	四,二〇〇,〇〇〇
	一九三四	一,一八五	二,二〇〇,〇〇〇	四,五〇〇,〇〇〇
	一九三五	一,三〇四	二,三〇〇,〇〇〇	四,八〇〇,〇〇〇
	一九三六	一,四二二	二,四〇〇,〇〇〇	五,一〇〇,〇〇〇
	一九三七	一,五四〇	二,五〇〇,〇〇〇	五,四〇〇,〇〇〇
	一九三八	一,六五八	二,六〇〇,〇〇〇	五,七〇〇,〇〇〇
	一九三九	一,七八三	二,七〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇
	一九三〇	六七〇	一,八〇〇,〇〇〇	三,三〇〇,〇〇〇
	一九三一	八一〇	一,九〇〇,〇〇〇	三,六〇〇,〇〇〇
一九三二	八四二	二,〇〇〇,〇〇〇	三,九〇〇,〇〇〇	
一九三三	一,〇六一	二,一〇〇,〇〇〇	四,二〇〇,〇〇〇	
一九三四	一,一八五	二,二〇〇,〇〇〇	四,五〇〇,〇〇〇	
一九三五	一,三〇四	二,三〇〇,〇〇〇	四,八〇〇,〇〇〇	
一九三六	一,四二二	二,四〇〇,〇〇〇	五,一〇〇,〇〇〇	
一九三七	一,五四〇	二,五〇〇,〇〇〇	五,四〇〇,〇〇〇	
一九三八	一,六五八	二,六〇〇,〇〇〇	五,七〇〇,〇〇〇	
一九三九	一,七八三	二,七〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	

カ ナ ダ	ス ウ イ ス	デン マ ル ク
一九三三	一九三〇	一九三三
一九三四	一九三一	一九三四
一九三五	一九三二	一九三五
一九三六	一九三三	一九三六
一九三七	一九三四	一九三七
一九三八	一九三五	一九三八
一九三九	一九三六	一九三九
一九三〇	一九三三	一九三〇
一九三一	一九三四	一九三一
一九三二	一九三五	一九三二
一九三三	一九三六	一九三三
一九三四	一九三七	一九三四
一九三五	一九三八	一九三五
一九三六	一九三九	一九三六
一九三七	一九四〇	一九三七
一九三八	一九四一	一九三八
一九三九	一九四二	一九三九
一九三〇	一九四三	一九三〇
一九三一	一九四四	一九三一
一九三二	一九四五	一九三二
一九三三	一九四六	一九三三
一九三四	一九四七	一九三四
一九三五	一九四八	一九三五
一九三六	一九四九	一九三六
一九三七	一九五〇	一九三七
一九三八	一九五一	一九三八
一九三九	一九五二	一九三九
一九三〇	一九五三	一九三〇
一九三一	一九五四	一九三一
一九三二	一九五五	一九三二
一九三三	一九五六	一九三三
一九三四	一九五七	一九三四
一九三五	一九五八	一九三五
一九三六	一九五九	一九三六
一九三七	一九六〇	一九三七
一九三八	一九六一	一九三八
一九三九	一九六二	一九三九
一九三〇	一九六三	一九三〇
一九三一	一九六四	一九三一
一九三二	一九六五	一九三二
一九三三	一九六六	一九三三
一九三四	一九六七	一九三四
一九三五	一九六八	一九三五
一九三六	一九六九	一九三六
一九三七	一九七〇	一九三七
一九三八	一九七一	一九三八
一九三九	一九七二	一九三九
一九三〇	一九七三	一九三〇
一九三一	一九七四	一九三一
一九三二	一九七五	一九三二
一九三三	一九七六	一九三三
一九三四	一九七七	一九三四
一九三五	一九七八	一九三五
一九三六	一九七九	一九三六
一九三七	一九八〇	一九三七
一九三八	一九八一	一九三八
一九三九	一九八二	一九三九
一九三〇	一九八三	一九三〇
一九三一	一九八四	一九三一
一九三二	一九八五	一九三二
一九三三	一九八六	一九三三
一九三四	一九八七	一九三四
一九三五	一九八八	一九三五
一九三六	一九八九	一九三六
一九三七	一九九〇	一九三七
一九三八	一九九一	一九三八
一九三九	一九九二	一九三九
一九三〇	一九九三	一九三〇
一九三一	一九九四	一九三一
一九三二	一九九五	一九三二
一九三三	一九九六	一九三三
一九三四	一九九七	一九三四
一九三五	一九九八	一九三五
一九三六	一九九九	一九三六
一九三七	二〇〇〇	一九三七

スウェーデン	ノールウェイ	ルーマニア
一九三八 三	一九三〇 三	一九三〇 三
一九三一 二六二	一九三一 四、六三三	一九三一 一七、三三七
一九三二 四〇、八九九	一九三二 六、六三〇	一九三二 一四、四三三
一九三三 五〇、一〇九	一九三三 六、六三〇	一九三三 一八、四三三
一九三四 三、九〇〇	一九三四 六、六三〇	一九三四 一〇、四三三
一九三五 三、九〇〇	一九三五 六、六三〇	一九三五 一〇、四三三
一九三六 三、九〇〇	一九三六 六、六三〇	一九三六 一〇、四三三
一九三七 三、九〇〇	一九三七 六、六三〇	一九三七 一〇、四三三

印度	メキシコ	ポーランド
一九三七 七、五三三	一九三〇 三三、〇三三	一九三〇 三三、〇三三
一九三一 一、九三〇	一九三一 一、九三〇	一九三一 一、九三〇
一九三二 二、八〇〇	一九三二 二、八〇〇	一九三二 二、八〇〇
一九三三 二、八〇〇	一九三三 二、八〇〇	一九三三 二、八〇〇
一九三四 二、八〇〇	一九三四 二、八〇〇	一九三四 二、八〇〇
一九三五 二、八〇〇	一九三五 二、八〇〇	一九三五 二、八〇〇
一九三六 二、八〇〇	一九三六 二、八〇〇	一九三六 二、八〇〇
一九三七 二、八〇〇	一九三七 二、八〇〇	一九三七 二、八〇〇

(註) Labour Gazette, Canada, March, 1940, pp. 234-238 より引用

右表の内、印度、メキシコ及びポーランドは、最近に至るも  
 争議の減少なき國々の例としてあげたものであるが、尙ドイツ、  
 イタリア、ブルガリア等の全體主義的労働組織の國々に於ては、  
 争議統計は發表されず、又恐らく争議らしき争議は不可能と云  
 へるであらう。尤もブルガリアだけは、一九三五年に二件、三  
 六年に九件の報告ありし以後、發生皆無と報告されて居る。北  
 歐諸國に於ける争議は、主として團體協約期間満了の際に勃發  
 するのが通例であつて、それが爲近年に至るも特に減少傾向と  
 見らるべき現象もなく、各種の産業に互り多數労働者の参加せ  
 る團體協約の同時に改訂さるべき時期には、往々大規模の罷業  
 の頻發することがあつた。それと同時に、それらの國々は、凡  
 て、社會民主黨政權の治下にあることも思ひ合はすとき、争議  
 の減少せざるが自由主義労働運動の動向を示すものと解  
 釋し得ないこともないので、發表された範圍に於て参考までに  
 掲出したのである。



# 戦時労働政策

## 緒言

労働政策が戦時体制に順應して變改さるゝは云ふまでもないこと、第一次世界大戦に於て、交戦各國が制定施行した労働政策が、やがて各國労働者運動の動向を一變したるのみならず、各國政治機構に對しても重大なる影響變革を及ぼし、戦後久しきに亙りて所謂ヴェルサイユ體制を樹立するに至つたが、今回の歐洲戦亂の場合を一九一四年當時に對比するとき、こゝにも格段の相異なることを發見する。その第一は、各國の労働政策に於て、交戦國たると否との差別なく、等しく非常時特別措置の講ぜられたことであつて、次に、一九一四年開戦當時には、各國とも、戦争に對する準備は必ずしも完備せる譯でなく、況んや戦時特殊の労働問題の惹起して之が有効適切なる對策が、近代戦争遂行上重大なることに關しては、殆んど考慮もしてゐないに近かつたに反して、今回の開戦に際しては、既に數年前に遡つて準備怠りなく、各種の戦時政策の基礎を完成せる國もあり、或は開戦前數箇月の頃より準備を開始したる國あり、又開戦當時何等の準備はなしとするも、戦時の對策に關しては、

一九一四年に於ける如き狼狽、混亂を惹起せし例は殆んど見られず、當初銃火の巷と化せざりし中立諸國に於てすら、着々戦時労働政策は採決施行されたものであつた。而して各國とも、開戦後約三週間目には、早くも労働状態は戦時體制の下に規正せられ、三箇月後には、既に戦時の經驗に基いて、當初の法制を改訂修正するところがあつた。

戦争の遂行には、銃後國民生活の安定と軍需器材の補給を必須條件とするものであり、従つて戦時労働政策は、軍需品工業の増産と、労働力の補給を眼目とし、且之が完全なる達成の爲銃後國民の大多數を占むる労働者階級の協力を確保すべきことが中心となるもので、之が戦時統制體制の下に圓滑に運用することによつて、始めて戦時労働政策の目的は達せられるのである。而してこの點に關しては、全體主義國たるドイツの如き強力なる統制の行はれて居つたところは暫く措き、英佛の如き民主主義國に於ては、政府側の政策も又労働者側の態度も、前大戦に比すれば格段の相異があつたことは、否むべくもない。イギリスの労働者運動の中央機關たる労働組合會議(T.U.C.)に於ても、又フランスの労働總同盟(C.G.T.)に於ても、既に

一九三八年九月ミュンヘン會議當時より、ナチズム打倒の方針は確立して居つたので、一九三九年九月宣戰の布告せらるゝや、折柄年次大會開催中なりしイギリス労働組合會議では、

『侵略による克服を獲得せんとするヒットラー側の最近の努力に對して、イギリス政府が反抗せんとする決意は、吾が國全労働運動の滿腔の支持を受けるもの』

なりと宣言するに至つた。フランスに於ては、一九三八年の罷業の結果、總同盟會長レオン・デュオー其の他幹部は處罰せられ、又ダラヂエ内閣の労働組合に對する反感の爲、政府と労働者との關係は悪化してゐたにもかゝらず、開戦後直ちに労働組合は政府と協力して戦争遂行に努めることとなつた。其の外中立國に於ては、例へばスウイスの労働組合では、獨裁主義反對を宣言し、又ベルギー労働組合がドイツをば侵略者と斷定する等、聯合國側に同情ある態度を明示するところあり、アムステルダム・インターナショナル亦聯合國支持の聲明を發して、加盟諸國の労働組合を激勵するところがあつた。(各國政府と労働組合の協力に就ては別項参照)

## 労働力の徵用

軍需器材の補給確保を目的とする増産及び労働力の補給に關する立法は、各國とも、先づ産業労働者徵發に關する政府の權限を規定せる法律として制定された。ドイツに於ては、この種

の制度は、既に一九三四年以來施行されて、所謂ナチスの労働組織の内容をなして居るものであつたが、一九三九年二月十三日附の法令、及び三月二日と三月十日の命令によつて一層強化され、戦前既に強制労働の組織は完成して居つたのである。一方、フランスに於ては、一九三八年七月十二日附戦時國民組織法及びそれに基いて一九三九年上半期に着々制定された諸法令によつて、同じく開戦前既に労働の徵用乃至労働條件の調整に關する體制は一應具備して居つた。之に反して、イギリスに於ては、開戦後始めて戦時労働統制に關する法制が定められたのは、特色あることであつた。

一九三九年八月二十一日ドイツ・ソヴェト協定の發表せらるゝや、イギリス政府では、同じく二十四日非常權(國防)法を制定し、それに基く國防法令を發布することとなり、人的物的資源の徵用に關する政府の權能は規定されたのであつた。軍需産業労働力補給に關する立法は、九月五日附國民登録法を初めとして、中央登録法、留保産業一覽表等が制定せられ、九月二十一日には雇傭統制法が發布となつた。國民登録法は、軍務及び海運業以外の全人口を調査し、以て各種の社會施設の創設、人的資源の統計其の他各般の情報蒐集に便せんが爲制定されたもので、登録は國勢調査の要領にて九月末日現在に行ひ、保健大臣は登録簿を保存し、之を更新する責任を有することになつて居る。之は、大體一九三一年の國勢調査の補充をなすもの

であるが、その他に労働省厚生部には、中央登録法による中央登録簿なるものが作製されて居り、科學者、技術家、自由職業者、爲政家等々に、戦時必要の業務に従事すべきことを志願した人々を登録してある。中央登録は戦時特殊技能者の徴用の便宜の爲作製したものであるが、登録は任意的になつて居るので、本人にしても、又雇主にしても必ずしも失職就職の届出をなくともよいことになつて居つた。

留保職業一覽表は、國家的に必要な生産を維持し、又は重要な業務に就くべく要請された労働者が、自己の技能及び經驗の利用を必要としない業務に就くことを防止し、且軍事上の業務に就くが爲、重要な生産及び業務の遂行に支障を生ぜんことを防止するが爲、(イ)醫師、船員、警察官の如き戦時直接重要な職業と、(ロ)軍需生産上重要な職業又は社会生活の維持上必要な資材又は勞務補給に必要な職業、及び(ハ)平時には平和産業なるも、戦時には戦争遂行上重要となるべき職業の三種の職業を規定して、各職業別に年齢を表示したる一覽表を作製し、その年齢に該當するものは、軍務に召集することを免除せしむる爲設けたものである。雇傭統制法は政府の起草した法案に對して、労働組合側の反對ありし結果、下院上程後十日間を要して制定されたもので、その間労働組合側提出の修正案たる命令發布に際して勞資團體と協議すべきこと、及び控訴の取上げられた場合には補償金を支拂ふべきこと等の規定も

追加されたのであつたが、之によつて戦時中労働大臣は、認可なくしては、雇主が雇入の廣告をなし、又は労働者を雇入れ或は再雇傭するを命令を以て中止し得ることになつた。尙労働大臣は、雇傭又は再雇傭に關する命令を起草するに當つて、委員長一名の下に勞資代表同数の委員より成る諮問機關に協議しなければならぬことになつて居る。又労働組合側の修正の結果從來労働組合又は雇主が有して居つた雇傭調整上の權利は、本法の施行によつて影響されざる旨の規定も設けられて居るので、本法を所謂不熟練労働の「水入」に利用することは出来ないことになつた。被傭者の就職又は再就職の場合には、労働大臣は、それに代るべき適當の就職なき場合は、命令を以てその雇傭又は再雇傭を禁ずることは出来ないことになつて居る。労働大臣の命令は、被傭者又は雇主の全部に適用することもあるし、一部のみに適用する場合もあり、又事情によつては、特定の期間を設けて、その期間内に於ては、一度解雇となつた被傭者を再雇傭することは差支へないといふ除外例も認め得ることになつて居る。労働大臣が、被傭者の就職に付、認可を與へず之に代るべき就職口を通告した場合には、該被傭者をその就職の適否につき上告する權利を有して居る。この上告を取扱ふのは、一九三五年失業保險法に基き設置された審問所であつて、審査の結果、就職の機會なしと認められたときは、一定の補償金が下附される、而して補償支給期間は、失業手當は交附され

ないことになつて居る。本法施行の爲、労働大臣は、監督官を任命することになつて居るが、監督官は、調査權を有し、その調査を妨害するものは、所罰されることになつて居る。

### 従業條件の規正

戦時労働政策中労働者階級に對して深甚の影響を與へ、且その效果の長期に亘つて著しいのは、立法手段による従業條件の規正に如くものはない。今回の歐洲戦争に於て、開戦と同時に各國とも、軍需補給と食糧確保の目的を以て採用された従業條件關係の法令は、多岐多數に及んで居り、その所期するところも、單なる従業條件の統制に止るものあり、或は従業條件を規正することによつて、金融物價の統制に資せんとするものあり、又は財政政策の一端として従業條件に干渉する場合もあつた。其の他一般労働條件としては、戦時政策の結果著しい變化を蒙つたこと多きは云ふまでもないことで、出征兵士家族の救護、社會保險制度の改正、遺族救護制度等の労働者生活に對する影響も看過し得ざるものがあつた。

フランス フランスに於ける戦時労働政策は、凡て一九三八年七月の國民組織法に基いて制定されたものであつた。フランスに於ては、生産力の低下は戦前既に著しく、加ふるに人口の増殖多しからざる國柄とて、その戦時労働政策は周到綿密なるものあり、殊に賃銀政策の如きは、戦時財政政策とも關聯し

て考案されたもので、フランス特殊の經濟事情に基くものであるは、注意すべきであつた。

労働時間に關しては、人民戦線内閣當時の一週四十時間制度は既に三八年中殆んど廢棄されて居つたが、今回開戦となるや、九月一日には先づ商工業に於ける労働時間を、一週四十五時間と定められ、一日十一時間、一週六十時間までは、特別免許可なくして延長するを得ることとし、次いで九月八日には、官廳の勤務時間を、戦時中一般職員は一週四十五時間(土曜半休を含む)としたが、同月二十日之を改正して最高一週六十時間まで延長し得ることとした。同じく九月十日には、九月一日令に基く鑛山労働者の労働時間に關する法令發布せられ、坑内及び露天掘作業は、一週五十二時間三十分、一日八時間四十分(二十五分間の休憩時間を含む)とし、又鐵道従業員に就いては、十月六日令を以て、乗務員最長一日十時間(中斷休憩ある場合は十二時間)又は特別車内にて休息する場合には二交替制度とした。而して休日には、全部一齊に實施することを禁止して、交代制によることとし、官業の如きは、休日を禁止し得る手續さへ設けられた。

賃銀については、前記九月一日令では、商工業に於ては、従業時間一日四十五時間までは、從來實施され居りし四十時間制の下に於ける適當賃銀率をその儘存続することとし、四十五時間を超ゆるときは、之を時間外作業として、その賃銀收入に對

しては特殊の條件が附けられることになつた。之は最初複雑なる手續で、殘業賃銀の一部を大藏省に納入せしめて、出征家族手當たるべき國民共同基金に離出せしめることになつて居つたが、十月二十七日大統領令により改正の結果、一日四十時間を超過せる殘業の賃銀は、凡てその五分三を從業者に支給し、五分二は雇主より國民共同基金に納入せしめることになつた。又十月一日以後軍務に服せざる満十八歳乃至四十九歳の男子は、その勤務所得の一分五分をば、國民共同基金に離出せしめることとした。次に鑛山業に於ては、一週四十八時三十分間までの延長には、從來の賃銀率を變更せざることをし、この時間を超過せる殘業の賃銀は、四分三だけ支給し、四分一は共同基金に納入せしめ、尙軍服役年齢のもの、賃銀一分五分離出は商工業と同じであつた。官業に於ては、監督級職員は、一箇月所得の二分一を離出する外、前記の如く殘業所得の一部を共同基金に離出することになつた。

フランスに於ける、有給賜暇制度は、人民戦線内閣當時確立したものであつたが、之は、開戦後も存続され、唯、實行不能の場合には、休暇に代ふべき補償手当を支給すべきことが、十一月十日の法令で規定されたのみであつた。

九月一日令は、労働法典第二編第六章の爭議調停關係の規定適用を停止し、團體協約及び雇傭契約による賃銀改訂は禁止されることになり、労働運動は休止せざるを得なくなつたのは、

注目すべきであつた。即ち十月二十七日令によると、一九三九年九月一日現在有効の團體協約及び調停判決により定められたる雇傭條件は、戦時中特に定めたる訓令に基くの外、變更を許さざることとした。尤も軍需産業以外に於ては、一九三六年六月二十四日の團體協約法改正の結果、當事者相互間の取極により、又はその一方の要求によりて、變更することが、十一月十日令で認められることになつたし、軍需産業に於ても、所定の手續を経れば、變更し得ることとなつた。

フランスに於ては、人民戦線内閣當時、工場委員會制度が設けられたが、この制度も亦開戦の結果、改正されることとなり、即ち從來工場委員は選舉によつて選任されたものであつたが、之をば關係團體の指名によることとなり、戦時中從業者百名以上の企業では、最も代表的なる團體にて、從業者千人に對して、専任委員三名及び代行員三名を指名任命することとし、軍需産業では、指名には、労働大臣の認可を要することとなつた。

軍需産業に於ける労働力維持の爲の政策は、戦時内閣の最も重大視したところであるが、十一月十日令では、軍部又は労働監督官の任命せる軍需品工場の労働者の移動を禁止し、又雇主は他の企業の特種作業に任用されし労働者を濫りに雇入れることを禁止され、解雇の場合にも、辭令解除又は轉任の辭令を必要とすることとなつた。又軍需産業及び農村に於ける労働力補給の爲、職業教育制度の改正を初めとして、外人労働者の取締

改正、婦人從業の獎勵等の政策を實施したが、元來産業人口の過少にして、之が補充を移人民労働に仰いで居つたフランスに於ては、五百萬に近き兵員の動員ありし結果、軍需品は勿論、食糧の補給にも労働力の不足は漸く痛烈となり、一九四〇年に入つて、二月二十三日には、農民及び農村手工業者の統制令は制定されて、農業労働力徵發制度施行され、商工業者は、徵發適用者を雇傭することは禁止せられ、同じく二月二十八日には、婦人強制雇傭令發布となり、先づ各産業とも從業員の五割までは婦人を使用せしむべきこととし、斯くして生じた男子労働力の餘剰は、之を軍需省、航空省、海軍省を初めとして國防乃至國家的事業に之を振向けることとし、同じく三月二十八日には、軍需工業には、特定の作業に限つては、從業員の五割乃至九割は必ず婦人たるべきこととし、一方、二月二十四日令は、各縣に職業指導機關を設けて、知事管掌の下に職業指導の統一連絡に當らしめ、又徒弟制度に對しても、統制を加へて、獎勵助長せしめ、職業教育終了者は、凡て軍需工場に徵集せしめることとした。

ドイツ ドイツに於ては、かねて全體主義制度の下に組織統一され居ることゝして、開戦直前たる八月三十日創設されし全國國防會議では、九月一日早くも現行労働法規の改正と雇傭制限を目的とする命令を發布し、續いて九月四日には戦時經濟政策に關する命令が出たが、之には賃銀、労働時間等に關する規定

が設けられて居つた。

ドイツに於ける労働時間は、一九三八年労働時間令によれば、商工業に於ては、一日八時間又は二週九十六時間を超過するを得ないことになつて居り、一日最長は十時間となつて居つた。九月一日令の結果、十八歳以上の男子從業員は、この一九三八年四月三十日附労働時間令を始めとして、一九三六年六月二十九日附パン菓子業労働時間法、一九三四年二月十三日附病院内從業時間令、及び産業法典第二百二十條(ハ)の有害作業に關する規定は、凡て適用停止となつた。而して事業主は、男子成年労働者及び俸給労働者の労働時間を決定するに當り、立法上何等の制限をも受けないことになつた。又深夜業及び日曜日就業禁止、商店閉店時間、休憩時間等に關する規定も、或る特定の企業に於ては、適用を全部又は一部停止することになつた。

賃銀に就いては、九月四日の非常時經濟法令を以て、労働管理官は、労働大臣の指令に基いて、勤務所得をば直ちに戦時状態に適應せしむる爲、賃銀、俸給其他の從業條件の最高基準を決定することとなり、新設又は改造せられし企業に雇傭され、或は轉職した労働者の賃銀俸給率は、同種職業にて現行のものに適用することとなつた。而して右の規定に違反せる賃銀俸給を受授し又は受授の約束をせる場合には、労働管理官の處罰を受けることになつた。尤も斯く嚴重なる取締の代償として、例へば、所得税は相當の引上げありしかゝはらず、一月二百三

十四マルク或は一時間九十ペニ以下の収入のものには、税額値上は適用しないことになつて居り、又物價調節上にも勤勞所得を考慮することになつた。尙時間外殘業を初めとして、日曜休日及び深夜の作業に對する特別手当も、九月四日令では一時停止されることになつたが、之は十一月下旬に至つて再び施行されることになつた。即ち十一月十六日附勞働省令では、

『戰時に於ては、深夜業は、燈火管制の爲、勞働者にとつては、特別の努力を要するもので、且食料の費用も増加せざるを得ず。それと同じく、日曜日の従業も、勞働者にとつては、特別の苦勞あるものにて、之に對し補償をなすは當然なり。』

として、時間外作業の割當手当を復活することゝなつた。而して翌十一月十七日には、休日に関する規定並びに協定は、一九四〇年一月十五日以降再び實施すること、九月一日戰時經濟法規の結果實施されなかつた休日は、一九四〇年六月三十日まで實施すること、特別の事情ありて實施し得ざる場合には補償金を支給すること等の命令が發布された。十二月十二日附勞働省令では、一日勞働時間を十時間となし（繼續作業の交替制の場合を除く）、時間外作業に對しては、二割五分割増手当を支給することになつた。之等の措置は、時間外作業割増停止の爲、生産額の減少した結果だと云はれるが、とにかく開戦後三箇月にしてドイツの勞働政策が改訂を加へられたものとして注目された。

を以てその従業條件を左右し得ることになつて居る。而して、一九三〇年路上交通法第十六條に規定せる連續五時間半を超過し、又は二十四時間内に於て連續十一時間を超過し、或はその結果運轉手が二十四時間に就き最長十時間の休息を得られぬ程運轉を繼續せしめることを禁止した條項の適用は停止となつた。

勞働大臣は、又、應召せる勞働者を保護すべき方策を講じ得る權能を九月三日附國民奉仕（軍務）法によつて與へられたが、この權能に基いて九月四日發布された忌避防止規則の結果、雇主は軍務に召集せられたる勞働者を解雇し、又は軍法により課せられし義務を忌避することを禁止せられ、又軍務に召集せられた被備者の滿期歸還の際、召集前と同一地位に同一條件にて復職せしむべきこととなり、之れに違反する雇主は、罰金として該被備者の最後に支給されし給料の最高十二週間分を支拂ふことになつた。尤も、歸還後約一箇月を経て復職を申請せず、又は理由なく復職を拒絶し、或は前職と同一の條件にて復職し得ず、且他に有利の職ある場合は、この限りではない。徒弟契約其他契約期間中に召集せられた場合には、勞働大臣は、契約期間の延長に必要な措置をとり、歸還復職後殘存期間は有効とすることになつた。この場合召集中は、雇主は給與、仕事の供給、生活維持、教育其他の義務はないことになつて居る。空襲の爲作業不可能なりし時間を補償すべき制度は、法規を

イギリスへ 勞働組合の發達して、勞働條件が全面的に勞資間の直接交渉によつて決定する慣習の確立せるイギリスに於ては戰爭に際して政府が採るべき勞働政策も、自ら歐洲の他の諸國とは異なるものあり、勞働時間や、賃銀に對する立法的規正が、一般的に行はれるやうになつたのは、一九四〇年に入つてフランスの單獨媾和後のことであつた。一九三九年中に於て戰時内閣の採用した勞働條件に關係ある主なる法規としては、別記雇傭統制法の外には、自動車業の取締に關する國防法令第六九乃至七八號が一日最長勞働時間を規定せる（之は一九三〇年路面交通法に基く）を初めとして、空襲警報時に於ける作業時間損失補償の件、戰時賃銀の設定、乃至仲仕勞働者移動等の措置にすぎなかつたが、之等とても、大部分は、勞資間の任意的協定に俟つもの多ので、政府としては之を援助するにすぎなかつた。尤も、開戰當初約半歳間のイギリスの勞働政策は、重點を寧ろ社會保險乃至出征家族の救護に置いたと見るべき節多く、保險手当の値上や、手当支給條件の緩和、召集兵士の俸給値上、及びそれに伴ふ出征兵士家族手当乃至遺家族扶助料の増額等が、勞働者階級の戰時生活の安定上寄與するところ多かりしは、特徴あるところであつた。

自動車業の戰時規正に關する國防法令は、運輸省大臣に對して、勞働時間及び休息時間に制限を加ふべき權能を賦與し、それによつて國防上の政府の事業に従事せる運轉手に對して命令以て實施された譯ではなく、政府の斡旋により勞資間の團體協約を改訂して實行されたもので、例へば、建築業では、就業時間前又は終業時間後に補充作業をする場合には、之を殘業と認めて割増手当を支給し、補充作業をする時間なきときは、作業不可能なりし時間に對しては、最長四時間までは、五割引の賃銀を支給するとか、印刷業では、空襲中の賃銀割引はないとか、製粉業等では全額賃銀を支拂ふとかの協定が成立した。尙、元來今回の戰爭では、政府は、前回大戰の經驗に省みて、なるべく殘業を獎勵せぬ方針をとつて居ることは、注意すべきである。

仲仕勞働者の移動制度も、任意施設として、勞資團體の協定によつて創設されたもので、主として戰爭狀態の結果、安全地帯の港灣に船荷の集中する爲、それに應じて埠頭勞働者を配置するのを目的としたもので、勞働省の起案に基き、各港灣に聯合委員會を設け、職業紹介所を利用して仲仕勞働者の移動を統制するもので、勞働組合では、一時的移動の志願者の登録をなし、必要に應じて勞働者を配給するのであるが、作業が六日間以上を要する場合の外は、勞働者の住宅から通勤し得る以上の距離には移動させないことになつて居る。而して政府は、旅費及び日當六志六片と最長六日間に對して保障賃銀一日十志（この合計と正規収入との差額も政府で負擔する）を移動地の勞働者には支給することになつて居り、雇主は、一日五志の生計手当を支給す

ることになつて居る。通勤者は、途中交通機關の便宜を政府から提供される。

イタリアー 一九三九年には、イタリアは未だ正式参戦はしなかつたが、急速に軍備の充實を要する必要上、十一月十四日フアシスト産業雇主總同盟とフアシスト労働者總同盟との間に暫定協定成立し、その結果、輸出貿易の伸張と国力充實のため、最大限の増産を實現すべき目的を以て、法律に基く團體協約の規定せる労働時間と、その除外例の制限とを、當分停止することとなり、一週労働時間の第四十時間目より第四十八時間目までの時間外作業の賃銀は、一割々増とし、四十九時間以上は、凡て一割五分増の均一割増を附することとなつた。而して、労働時間延長の爲、軍事訓練の義務なき従業員が、『フアシスト土曜』の實施の妨害となる場合には、之を停止し、又深夜業も差支へないことになり、パン製造業の労働時間も、十一月より一時間延長して、午前三時より午後一時までとなし得ることとなつた。而して之が代償として、家族手当は、妻及び被扶養家族にも支給されることとなり、労働者側の離職金は廢止となつて、之は雇主より支出することとなつた。家族手当の金額は、その結果左の通り増額されることになつたが、之は、イタリアのフアシスト體制の下にあつては、漸次『家族賃銀』の實施さるべき第一歩であると云はれて居る。

統一法第十四條をも停止し、又一九三六年七月九日附の危險有害作業一週四十時間労働制に關する施行令も停止となつた。之に對して、労働組合では、労働時間制限の停止が濫用せらるべきことに關して憂慮するところあり、交渉の結果、政府は、規定時間制限以上の作業をなす場合は、依然許可を要すべく、その際關係労働團體と協議の上許可すべき旨を明らかにし、且當該産業に於て尙ほ登録の失業者ある場合、又はベルギー人の失業者ある場合に外人労働者に許可を申請ある場合等には許可されざること、及び労働時間制限の停止は、國防上止むを得ざる必要がある場合に限ること等の條件あることを明らかにした。フィンランドに於ては、十月十日戰時非常法制定の結果、國防上又は國民生活上の必要品製造に従事せる官業工場、又は戰時非常法により政府の統制に屬する企業に於ては、一交替の場合には二週間に付最高四十時間まで、二交替制の場合には、二十四時間までの残業をなすこととし、尙ほ残業賃銀は、第二時間目までは特別手当なく、第三時間目と第四時間目には、五割の割増を支給すべきことが決定した。深夜業禁止は撤廢され、殊に軍部の統制下にあるパン製造業は、深夜業に従事することを許可された。日曜其の他の休日は、繼續二十四時間以上たるを得ざることとなつた。

其他労働條件に關する戰時政策として施行されたものは、労働者が動員せられた場合、賃銀の支給又は特殊の家族手当を支

家族数	賃銀労働者		俸給使用人	
	舊	新	舊	新
工業(每週)				
一、一人	三・六〇	四・二〇	四・八〇	六・六〇
二、二人乃至三人	四・八〇	六・〇〇	六・五〇	八・七〇
三、四人以上	六・〇〇	七・八〇	七・二〇	一〇・五〇
商業(毎月)				
一、一人	一四・四〇	一六・八〇	一九・六〇	二六・四〇
二、二人乃至三人	二〇・四〇	二四・〇〇	二四・〇〇	三四・八〇
三、四人以上	二六・四〇	三一・二〇	二八・八〇	四二・〇〇

新家族手当は、工業では十二月一日より、商業では一九四〇年一月一日より實施となつたが、工業労働者の約半數はこの制度の施行を受ける資格を有つたが、残る半數は、家長の資格なき婦人、二十一歳未満の男子及び家族の系累なき労働者であると云ふ。  
ベルギー、フィンランド其他 歐洲に於ける交戦國以外の國々でも、開戦後の非常事態に對處すべき方策として、労働條件に對して立法的規正の施行されたものは、一二に止まらなかつた。左に二三の國々について紹介する。  
ベルギーに於ては、一九三九年八月二十六日附勅令を以て一九二二年六月十四日の一日八時間、一週四十八時間労働制を規定せる法律を停止し、又婦人及び少年工深夜業禁止を規定せる

給することを規定せるもの、復員の際前職に復職せしむべきことを規定せるもの、空襲時作業不可能の際の賃銀補償の規定等は、各國とも等しく採用したものであつた。

### 各國出征應召者家族手当制度

我國とは國情民心を異にする歐洲諸國に於ては、開戦以來、出征軍人其他應召者の家族救済に關する種々なる施設は周到に整備せられ、扶養手当の支給を初めとして、社會保險其の他の社會的施設の改正新設によつて、銃後の社會不安除去に努めつゝある。それらの制度は、制度そのものに對する興味よりは寧ろそれらの國々の事情を考察する上に於て参考すべき點多きに省みて、左に家族手当制度の一斑を摘要することにした。

國別	手当額	支給條件	備考
イ	<p>妻 一七志</p> <p>長兒 六志</p> <p>次兒 一〇志</p> <p>第三兒 一二志</p> <p>第四兒 三志</p> <p>以下各 三志</p> <p>但獨身兵士の場合には、父、母、祖父、兄弟姉妹の内一人のみに左記額</p>	<p>一、兵員の俸給の一部を一九四〇年四月改訂令によつてあるものに對しては、本手当を別に支給す</p> <p>二、(イ) 被扶養者が獨立の生活を營み得ざる場合に支給す、應召者が婦人なる時はその夫をも被扶養者と認む</p> <p>(ロ) 被扶養者が長期又</p>	

<p>を支給</p> <p>(イ) 召集前一〇志乃至一五志以下を扶助せるものには、一二志</p> <p>(ロ) 前同、一五志以上を扶助せるものには、一七志</p> <p>(ハ) 被扶養者が寡婦なる母、孤獨の親戚又は他の収入なき家族の一員にて従來應召者に扶養せられ居りし場合</p> <p>二〇志六片</p> <p>右の支給額と俸給中の手當充當分との差額を支給</p> <p>特別手當</p> <p>特殊事情ある場合は適當最高一磅までを支給</p> <p>戦病死の場合父母年金支給</p>	<p>は永久的疾病の場合</p> <p>(一) 義務的正規學校通學年齢以下の場合</p> <p>(二) 男子六十六歳、女子六十一歳の場合</p> <p>三、兵員獨身の場合には、家計調査の上支給す。即家賃及地方税支拂後収入各人適當十五志に達する場合には支給せず</p> <p>収入計算には、左記を計上せず</p> <p>(1) 被扶養家族の父又は夫以下のものの適當収入の五分一</p> <p>(2) 共濟組合疾病手當中毎週五志</p> <p>(3) 健康保險給付中毎週七志六片</p> <p>(4) 負傷癩疾年金中毎週一磅</p> <p>(5) 災害補償法による手當中毎週二分一</p> <p>但手當支給の結果一人當毎週収入は左記を超過するを得ず</p>
---	--

<p>最低適當</p> <p>片親 一五志</p> <p>兩親 一七志六片</p>	<p>應召前扶養の手當最高額爲支出額左記 (俸給中よりの充當分を含む)</p> <p>一五志乃至一七志</p> <p>一七志</p> <p>一〇志</p> <p>二一志以上 二〇志六片</p> <p>二四志 (手當以外収入なき家族) 二四志</p>	<p>一九三九年七月十一日及九月一日の法令にて施行、同十月二日令にて手當支給額をば應召による該家族の收入上の損失に適合せしむる爲改正</p> <p>改正の結果、二種手當の一を選択せし</p>
---	--	---

<p>手當額日額</p> <p>一、パリ市及セイヌ</p> <p>一二法</p>	<p>ツ</p> <p>右の外家賃手當あり又十六歳未満の子女ある場合は、一人に付、補充手當一五馬克</p> <p>(ニ) 月收五八〇馬克以上の場合</p> <p>手當定額</p> <p>二〇〇馬克</p> <p>加</p> <p>(ロ) 月收一〇馬克を増す毎に追加</p> <p>三馬克</p> <p>(イ) 月收一〇〇馬克</p> <p>一〇〇馬克</p> <p>四〇馬克</p> <p>加</p> <p>(ハ) 月收二七〇馬克以上の場合</p> <p>一〇馬克を増す毎に追加</p> <p>三馬克</p>	<p>一、應召前の月收を基礎に手當額を決定</p> <p>二、申請者收入ある場合は甲種と同じ</p>	<p>ひることゝなる。</p> <p>一九三九年九月九日令にて施行、當時保健全省にて一九</p>
--	--	--	--

<p>十六歳未満追加手當</p> <p>五法五〇仙</p> <p>二、セイヌ縣郡部及オアズ(セイヌ縣より二十五軒以内)</p> <p>一〇法</p> <p>三、人口十萬以上の地方</p> <p>一〇法</p> <p>四、人口五千以上の地方</p> <p>八法</p> <p>五、其他</p> <p>七法</p> <p>パリ及セイヌ以外の追加手當</p> <p>四法五〇仙</p>	<p>一、自活能力あるものなき家族の場合</p> <p>一人月額 八〇留</p> <p>二人同 一二〇留</p> <p>三人以上一六〇留</p> <p>但農村は五〇%減額</p> <p>二、自活能力あるもの一人ありて、なまの三人以上の家族の場合</p>	<p>支給は(一)正式の妻(二)子女(三)親近尊族の順に行ふ。但特別例外の場合を認む。</p> <p>三、虚偽の陳述ありし場合には支給額を拂戻し且應召中支給の權利を喪失す</p> <p>四、失業者應召の際に留守家族は應召者家族手當支給ある迄は失業手當の支給を受く、兩者同時に支給は許さず。</p>	<p>三九年度豫算として三十億法計上。</p> <p>一九三九年九月二十六日令にて國民共同基金設置せられ、特別税及國民富藏の收入にて一部支辨のことゝなる、一九四〇年三月一日令にて手當上記の通り改正。</p> <p>ソヴェエト聯邦最高會議々長委員會一九三九年十月十日令にて施行。</p> <p>手當申請受理後三日以内に支給を許可する爲特別委員會を設置す。</p>
---	--	--	--

<p>ス</p> <p>甲種 家族手当 服役一日に付 農村 二・九〇法 半都市 三・三五法 都市 三・七五法 但應召前賃銀一日 十法を超過する場 合には、超過額八 十仙毎に手当額一 五仙を加ふ。手当</p>	<p>キ</p> <p>三、割増手当（一九 三九年十二月三十 一日改正） 前記（一）（二）の 當額を市町村にて は左の如く増加す 人口三萬以下の市 町村 一二法 人口三萬未満市町 村 一〇志</p>
<p>一、公法又は私法に基く契 約の拘束を受ける雇主及 賃銀労働者（家事労働者 及行商を含む）の家族に 適用、 應召當時失業中なりと も、その前十二箇月間 に於て百五十日以上従 業せる労働者を含む。 二、手当は服役中の各日に</p>	<p>人口三萬未満の地方 五、六〇〇法 人口三萬以上の地方 七、二〇〇法 右に左記の家族扶養追加 額を加ふ 被扶養者一人毎に 五分一増加 子女三人以上ある場合 第三子及第四子 各二、五〇〇法 第五子又第六子 四、〇〇〇法 第七子以下 五、〇〇〇法 妻 末子と同額</p>
<p>一九三九年十 二月二十日聯 邦會議令によ り新設。 一九四〇年一 月一日施行。 一九四〇年二 月一日より左 記強制離職出制 度及手当申請</p>	<p>之は村又は町 執行委員會副 委員長を委員 長とし、軍事 委員、社會救 護部長にて組 織す。村ソヴ エトには、 關係家族名簿 を備付く。 委員會の決定 に對する抗告 は同地方執行 委員會又は共 和國人民委員 會議に提起す</p>

<p>イ</p> <p>乙種 子女手当 第一子 農村 一・二〇法 半都市 一・四五法 都市 一・八〇法 第二子以下各 法 農村 一 半都市 一・二〇法 都市 一・五〇法</p>	<p>ウ</p> <p>増額は一日最高七 五仙までとす。</p>
<p>對して支給す。 三、家族手当は、親族の扶 養援助をなす兵士に支給 子女手当は、滿十五歳乃 至十八歳にて獨立の生計 を立て得るもの又は十九 歳以上の青年には支給せ ず。 四、應召者の賃銀が一日六 法未満なりし場合には、 手当總額はその九〇%を 超過するを得ず。其他の 場合には、八〇%を超過 するを得ず。又一日總額 一二法を超過するを得ず 五、家族手当も子女手当も なき應召者には一日五〇 仙の手當を支給。 六、手当は通常雇主より支 拂日に家族に支給す。</p>	<p>一、應召者既婚の場 合 妻 日額 八法 子一人に付 五法 但十六歳未満又 は病患の爲生計 不能の嫡子及認 知せる庶子を含 む 前妻の嫡子、又 は妻のみの認知 せる庶子も家族 と同居せる時は 前同五法の手當 支給。 二、應召者未婚又は 離夫の場合 父又は父なき時母 日額 八法 但父母別居又は 離婚せる時は應 召者は適當に分 割又はいづれか 一方のみに支給 すべきことを決 定。</p>
<p>権有効。 （一） 手当 支給の經 費は、雇 主と労働 者と公共 團體との 負擔とし 左の如く 強請離職 せしむ。 賃銀俸給 の四%中 二% 雇 主負擔 二% 勞 働者負擔 にて離出し、 支給全額の二 分一までを分 擔す。 支給全額の二 分一は聯邦に て分擔し、内 三分一は州政 府に分擔せし</p>	<p>一、被扶養者の全収入額と 應召者の現収入額との和 が、所得税免除の最低額 と家族扶養追加額との和 より少き場合に支給。 二、前項の被扶養者全収入 額が、所得税免除最低額 と等しきか、或は五一% 以上之を超過せざる場合 には、手当半額支給。 但（イ）収入とは、（一）賃 銀、俸給、年金の十二月 間總額より、所得税を免 除されし業務上の経費を 差引きしもの、（二）申請 前十二箇月間に於ける其 他の職業上の収入總額、 （三）動産不動産収入を云 ふ。 （ロ）所得税免除最低額及 家族扶養追加額とは一 九三六年九月十八日の 法律（一九三九年十二 月三十一日改正）によ れば左の如し、 免税最低額</p>

<p>邦</p>	<p>聯</p>	<p>ト</p>	<p>エ</p>	<p>イ</p> <p>都市 一二〇留 農村 六〇留 三、自活能力あるも の一人あり、十六 歳未満のもの二人 の家族の場合 都市 八〇留 農村 四〇留</p>
<p>（ロ）十六歳以下又は官 費學生證を有せざるか 或は父母の労働能力な き十八歳以下の兄弟姉 妹 （ハ）六十一歳以上の父 又は五十六歳以上の母 （ニ）妻 （ホ）常に他人の助力を 要し又は何等の仕事も なし得ざる親戚 四、工業労働者及俸給労働 者の場合には、動員によ り離職し企業との清算終 了の日より支給。 集團農民其他の家族は應 召の日より支給。 動員當時現役中のものは 動員の日より支給。 五、痲疾の爲服役解除とな りし場合には、痲疾年金 支給まで繼續支給。 六、戦病死又は行方不明の 場合には、遺族年金支給 まで繼續支給。</p>				
<p>之は村又は町 執行委員會副 委員長を委員 長とし、軍事 委員、社會救 護部長にて組 織す。村ソヴ エトには、 關係家族名簿 を備付く。 委員會の決定 に對する抗告 は同地方執行 委員會又は共 和國人民委員 會議に提起す</p>				

<p>ル</p>	<p>ベ</p> <p>一、被扶養者の全収入額と 應召者の現収入額との和 が、所得税免除の最低額 と家族扶養追加額との和 より少き場合に支給。 二、前項の被扶養者全収入 額が、所得税免除最低額 と等しきか、或は五一% 以上之を超過せざる場合 には、手当半額支給。 但（イ）収入とは、（一）賃 銀、俸給、年金の十二月 間總額より、所得税を免 除されし業務上の経費を 差引きしもの、（二）申請 前十二箇月間に於ける其 他の職業上の収入總額、 （三）動産不動産収入を云 ふ。 （ロ）所得税免除最低額及 家族扶養追加額とは一 九三六年九月十八日の 法律（一九三九年十二 月三十一日改正）によ れば左の如し、 免税最低額</p>
----------	---

<p>マ ン デ</p> <p>一、一九三三年五月 二日附社會保險法 による被保險者の 權利存續 (イ) 強制軍務服 從期間中疾病、 癩疾保險料納入 免除 (ロ) 軍務の爲保 險料納入不可能 者には地方當局 にて拂込。應召 兵士の妻の場合 も同じ。 二、一九三三年五月 二十日附救護法(一 九三九年改正) により救護手當支 給 (イ) 正規服役後</p>	<p>アイヴラ</p> <p>日額 ハデナル 其他地方 同 五デナル 外追加として十六 歳未満の子女一人 に付 三デナル</p>
	<p>姉、妹(内妻、庶子、庶 系尊族を含む)を云ふ。 新設。</p>
<p>一九三三年制 定。一九三九 年五月十五日 動員應召者に 關する規定改 正。 救護法による 手當支給の經 費は國と地方 當局者として 分擔。救護支 給により被救 護者の法律上 の地位に變化 なし。</p>	<p>辨制度として 新設。</p>

<p>ク ル</p> <p>應召せる困窮せ るものには地方 當局より手當を 支給。 (ロ) 應召者の住 宅又は店舗の維 持、及それが爲 必要なる物品購 入の目的にて生 ぜる負債は地方 當局者の負擔と す。 (ハ) 生計維持手 當支給。</p>		
---	--	--

<p>ソ ラ オ</p> <p>最高額 一日 三フロリン 但特別の場合には 國防大臣は前記よ り高額を支給。今 次の非常時には、 一般に高額を支給 せり。</p>	<p>ス</p>
<p>一、軍事服役法により動員 せられしもの、妻、直系 親族及傍系親族、養父母、 其他應召者が扶養の責任 を有するものに支給。 二、義務服役の場合には、 被扶養者全部に支給。志 願服役の場合には許可を 要す。 三、手當支給額は、應召に より現に減少せし収入額 を超過するを得ず。或は</p>	<p>一、一九三二年軍 務法及一九二 二年二月二十 四日令にて設 置。一九三九 年九月二十九 日令にて改正</p>
<p>む。後者は、 一九四〇年度 調査による各 州労働者数に よりて決定す 州は一部を市 町村に分擔せ しむることを 得。 本手當制度の 爲平衡基金、 和議機關、監 督機關等を設 く。</p>	

<p>ス ゴ ー ユ</p> <p>被養者全部に對して 左記手當各一件を支 給 人口二萬以上の地 方及附近</p>	<p>ソ デ ー エ ウ ス</p> <p>一、健康なる母 子供の一人の時 二、二五冠 子供二人以上のと き 三 冠 子供なき時 一冠 二、不健康なる母 子供一人の時 二、七五冠 外に左の住宅手當を 支給 地方生活費種別に より 甲 一日 〇・七五冠 乙 一 一・一五冠 丙 一 一・五〇冠</p>	<p>ダ</p>
<p>一、動員により生計困難と なりし場合支給 二、被扶養者とは、正妻、 子女、尊族たる親族、第 二等親たる尊族、兄、弟</p>	<p>直接軍務の爲にあらざる召 集の場合にも支給。且支給 許可の際の生活状態調査に は、服役期間中に於ける應 召者の妻と十六歳未満の子 女の収入のみを考慮する。</p>	<p>服役期間被扶養者の取得 せる收入を含みて生計に 差支へなしと認めらるる 金額を超過するを得ず。</p>
<p>一九三九年度 豫算法規によ り、從來の市 町村支辨を廢 して、國庫支</p>	<p>一九三一年令 にて創設、一 九三九年改正</p>	



# 労働組合運動

## 緒言

最近國際政局險惡化の結果各國とも軍備の擴張、國防充實の必要により軍需工業の股賑と跋行的好況の現出に伴ひ、民主主義諸國に於ける労働組合運動は、漸く活況を呈するに至つたが一九三八年ミュンヘン協定の成立は、それらの労働組合の政治意識を刺戟して、一齊にナチ・ドイツ打倒に駆起するに至らしめると共に、一方國內の非常時産業情態より發生する諸種の問題に對する對策樹立の爲、労働者團體では、特別の努力をするのが見られたのであつた。この活氣ある労働界の形勢も、やがて開戦となるや、一變するに至り、交戦國に於ては、労働者團體は、直ちに政府と提携して戦争遂行上重大指命を果すべき機關として活動すべきこととなり、之は中立國に於ても等しく見られた現象であつた。然しながら戦争の進捗と共に、從來の労働運動の停止となるべきは當然のことであつて、歐米労働界の牛耳を執るに至りし國際機關たるアムステルダム・インターナショナルの威信も、戦時國民意識の昂揚の前には力なく、國際労働運動は先づ停頓することとなつたのは、前大戰に於ける場

合と同様であつた。尤も直接戦火の波及の恐れなき西半球に於ては、イギリス領たるカナダを除けば、大體、戦争による特殊現象は、労働運動の上には著しくなく、ラテン・アメリカ諸國の如きは、前年以來の順調なる進展経路をたどりつゝあつたと見做され得るものがあつた。

一方全體主義諸國に於ては、新體制の下に於ける労働組織の確立の爲種々なる活動を見たが、殊に著しいのは、スペインに於けるフランヘ労働組織の原則確立と、ギリシア及びルーマニアに於ける労働組織の改造であつた。バルト沿岸諸國に於ても、労働組織の改造に着手せんとした國もあつたが、之は一九三四年に至つてソヴィエト聯邦に併合された結果、中止となつたことと思はれる。

開戦前に於て労働組合組織の著しき發展を見た國々としては歐洲ではスウェーデン、ノールウェイ、フィンランドの如き北歐諸國及びスウイス等があるが、スウェーデンに就いては、一九三七年度労働組合總同盟事業報告によれば、同年末現在加盟組合員數合計八四〇、二三四人（内婦人一二五、〇六七人）で、滿十五歳より六十五歳までの全國労働人口の二割に達して居り、之

各國労働組合中央團體統計（各年初頭現在）

國別	傾向	團體別	組合員數（括弧内女子）		
			一九三九年	一九四〇年	組合數
ベルギー	(イ)	未労働總同盟	五八一、九五二	五七〇、〇〇〇	二四
			三、三二五		二四

を一九三六年末の合計七五七、三七六人（内婦人一二二、一〇三人）に比すれば、八二、九三八人（婦人一二、九六七人）の増加を示して居り、一九三八年末には九〇〇、〇〇〇人を超過したと報告せられ、又その資産状態を見るに、加盟組合に屬するもの合計九六、四四二、八五九クロネ、總同盟のもの一七、〇〇〇、〇〇〇クロネ、その他地方支部のものあり、一九三七年度收支金額は、收入合計三一、四七六、〇六七クロネ、支出一八、三六二、七二二クロネとなつて居り、組織率と財力に於ては世界最強の中央機關の一であると云はれる。フィンランドでは、加盟組合員數合計は、一九三八年末現在七〇、三四八人で、之を三七年の六四、三八四人に比すれば、九分四厘の増加にすぎないけれども、しかも一九三六年には三割一分、一九三八年には四割五分の増加をしてゐる點を考慮すれば、同國労働組合の發展過程をたどりつゝあるは否認し得ない。婦人組合員數は、一九三八年末現在合計一六、三三三人で、三七年に比して減少をして居る。一方團體協約締結件數を見れば、一九三七年末現在二六六件、同適用労働者四萬人なりしものが、一九三八年には三二二

〇件、五萬人となつて居り、組合運動の活況を察知し得るのである。

アメリカに於ては、合衆國の労働組合運動の分裂は、一九三九年中解決し得ず、ルイス派の産業別組織委員會が、一九三八年十一月獨立の中央機關として改組された結果、兩派の對立はルーズヴェルト大統領其の他の再三の斡旋にもかゝらず、到底緩和し得べくなき事情を續發せしめつゝあつた。ラテン・アメリカ諸國に於ては、一九三八年ラテン・アメリカ労働者總同盟結成以來、各國とも労働組合組織整備の活動が開始され、新組織の労働組合中央團體の創成されたのは、注目すべきである。一九四〇年に入つて、ドイツの戦勝が歐洲大半の國々を席捲して、イギリスとスウェーデン以外は、戦前より繼續せる労働運動を有する國はなくなつてしまつたが、一九四〇年版國際労働局年鑑の左の數字は、今回歐洲戦亂までの各國労働組合中央機關加盟組合數及び組合員數を記録するものとして、後日の爲こゝに引用することにした。





チリ	コロンビア	ドミニカ	グアテマラ	エクアドル	印 度	メキシコ	ケニヤ	デマライカ	モロツコ	南領東印度	ニュージール	ニカラグ	パレスチナ
(イ)	(ホ)	(イ)	(イ)	(ト)	(イ)	(イ)	(ト)	(イ)	(イ)	(イ)	(イ)	(ト)	(イ)
労働者全国連同盟	労働者全国連同盟	労働者全国連同盟	労働者全国連同盟	労働者全国連同盟	労働者全国連同盟	労働者全国連同盟	労働者全国連同盟	労働者全国連同盟	労働者全国連同盟	労働者全国連同盟	労働者全国連同盟	労働者全国連同盟	労働者全国連同盟
110,000	117,000	400,000	192,445	1,100	25,000	1,241,303	27,902	275,900	1,553,336	25,000	1,241,303	27,902	108,000
400,000	192,445	1,100	25,000	1,241,303	27,902	275,900	1,553,336	25,000	1,241,303	27,902	275,900	108,000	49,744
500	350	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
1,200	581	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

パナマ	パラグアイ	ボルトリコ	サルヴァドル	チニリス	南アフリカ	南アフリカ	ケープ	アメリカ	ウルク
(ト)	(ト)	(イ)	(ト)	(イ)	(イ)	(イ)	(イ)	(イ)	(ト)
労働者全国連同盟	労働者全国連同盟	労働者全国連同盟	労働者全国連同盟	労働者全国連同盟	労働者全国連同盟	労働者全国連同盟	労働者全国連同盟	労働者全国連同盟	労働者全国連同盟
400,000	20,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000
400,000	20,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000
500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
600	412	127	127	127	127	127	127	127	127

備考 (イ) 国際労働組合聯合會 (アムステルダム・インターナショナル) 系統、(ロ) キリスト教労働組合國際聯合會系統、(ハ) 非政治獨立労働組合國際聯合會系統、(ニ) 赤色労働組合インターナショナル系統、(ホ) 国際労働者協會 (サンチカリスト) 系統、(ヘ) 國立組合、(ト) 其他及雜

(註1) 産業別聯合會四五、縣別同盟會九二、業別組合一、二〇〇  
 (註2) 内一九三九年は三十五萬、一九四〇年は三十八萬五千は、イギリス労働組合會議に加盟  
 (註3) 一九三九年九月現在  
 (註4) 一九三九年末活動停止  
 (註5) 内一九三九年には六萬七千二百人、一九四〇年六萬六千人はスウイス労働組合總同盟に加盟  
 (註6) 本國の労働總同盟に加盟

國際労働組合運動については、別項記述の如く、一九三九年には、國際労働組合總同盟(アムステルダム・インターナショナル) が第八回定期大會をチューリヒ市に開催して、ソヴィエト聯邦には、國際労働組合總同盟(アムステルダム・インターナショナル) 労働組合加盟交渉の取止、將來の活動方針、殊に國際労働會議

と協力して、社会問題方面に活動すべく、それが準備の爲調査委員を任命すること、労働時間短縮運動を一層活潑にすべきこと等の決議があつたが、由來労働運動の國際機關は、戦時に於ては餘り涉々しき活動なきもので、労働組合運動の見地より見れば、この國際聯合會よりは、寧ろ英佛聯合會の方が有意義の活動が期待されたと云ふべきものだ。所謂オスロ派諸國の労働組合代表は、十一月中ブリュッセルに會合して、戦時労働問題に對する政策、併びにそれが爲雇主團體と協力すべきこと、及び労働組合の國民經濟生活上への進出等につき決定するところがあつたが、其後スウェーデン以外の各國は戰禍の犠牲となつたため、この方面の活動も中止となつた。

左に重要諸國に於ける労働組合運動の概況を略述することとする。

**各國労働組合運動**

**イギリス** 労働組合會議(T・U・C)第七十一年次大會が九月四日及び五日の兩日間ブリストン市で開催されたのは、恰も開戦直後のことで、従つて大會の注意は、平常の諸問題よりは、戦争とその結果として生ずべき諸種の問題に集中された。ホールズワース議長の開會の辭に於ても、過去多年の間デュネーの國際労働會議を初めとして、凡ゆる手段によつて努力した労働時間短縮運動が、各國の再軍備と國防強化の必要から、何等效果なく終つたことを痛嘆して居つた。戦争に關しては、

大會の決議では、労働組合は、自由の破壊者と平和の敵に抗争することに専念すべく、全國幾百萬の労働組合員は、國際政局より侵略主義の抹殺さるゝまでは、その抗争を止めざるべきことが強調されて居つた。

一方労働組合會議中央委員會では、勞資團體の代表者より成る全國的の中央機關を設けて、政府の生産計畫遂行の爲各種産業に設けられたる聯合委員會の統一聯絡を圖らしむべきことを建議して居つたのであつたが、労働省主催の下に全國雇主組合聯合會代表と屢々會見の結果、十月四日に至り、準備委員會の任命となり、やがて十月十八日には、全國聯合委員會が組織せられ、政府の諮問機關として勞資間に共通利害關係ある一般的諸問題に關する答申をなすこととなつた。この委員會は、労働大臣を委員長として、労働代表各十三名及び各團體の幹部にて組織され、労働組合會議側では、ホルムズ中央委員長及びシトライン主事の外、十三名の委員が任命された。又中央委員會では、チェンバレン首相と會見の結果、政府の各局部と労働組合との協力聯絡を密接にする爲、首相より各省に對して、その旨指令するところあり、その結果、軍需省には中央諮問委員會が設けられて、労働組合代表十名が委員に任命せられ、食糧省でも、組合代表四名を一般事項に關する顧問に任命し、其の他同省技術的の方面の各委員會にも組合代表を参加せしむることとし、尙戦時經濟省でも、文部省でも、或は商工省でも、各労働

組合代表の参加せる委員會を設けるに至つた。其他情報省中央及び地方諮問委員會、選挙區委員會等にも凡て組合代表は参加することとなつた。

斯くしてイギリスに於ける労働組合は、政府の戦争遂行上に對して全面的に協力することとなつたが、その活動の二三をあげて見ると、例へば勞資代表より成る全國聯合諮問委員は、雇主團體代表十六名、労働組合代表十六名にて組織され、毎月一回會合することとなり、十一月には、労働省、内務省、航空省等の官吏参加の上、留保職業一覽表及び労働力不足の甚だしき機械工業の一部に對する雇傭統制法適用に關する問題を討議するところあり、最低賃銀協定會議及び路面運輸賃銀會議に關する法案も上程せられ、其の他戦時賃銀率、燈火管制の産業に及ぼす影響、戦傷病兵救護を目的とせる赤十字社及び聖ジョン基金の基金募集方法等も諮問に附せられた。十二月の會合では、労働組合側の要請により大藏大臣出席して、戦時財政及び賃銀率に關する諸問題につき報告するところあり、労働省及び大藏省の外、商工省、食糧省及び鑛務省の代表も出席して、藏相の報告後一般的討議も行はれた。

軍需省では、諮問委員會の重複を防止し時間の節約上、前記の諮問委員會の組合代表は、省内各局部と直接交渉をすべきこととし、運輸機關の統一、熟練労働者の地方的不足、政府請負契約の割當不平等、其の他同省の地方的活動等に關する諸問題

を討議決定したのを初めとして、或は機械器具及び造船業労働組合代表と會合して、軍需省地方委員會の設置をなし、勞資同数の代表を以て之を組織せしめ、軍需省の地區委員會(軍需省航空省、及び海軍省其の他の官廳代表にて組織せる)の諮問機關たらしめ、増産に關する勸告をなし、受持區域の調査をなし、其の他労働省所管又は勞資團體の聯合機關にて取扱へる以外の事項を處理せしめることにした。海運業方面に於ては、海運大臣及び同省總務部長と船舶會社の長八名、關係労働組合代表八名にて諮問委員會を組織した。水産業に於ては、二十四名の委員より成る諮問機關設置され、内五名は労働組合代表であつた。食糧省の諮問委員會は、労働組合代表五名が参加したが、その他にも、特殊食料品に關する技術的の方面の諮問委員會にも参加が求められた。労働組合會議中央委員會では、その十一月の會合の際、地方労働評議會にして地方食糧統制委員會に代表を参加せしむることを得ざりしもの合計百二十五團體ありとの報に接して、一九四〇年八月任期終了後には、必ず組合代表を参加せしむるやう盡力することとなり、食糧省に對して、現任委員缺員の際には、労働組合員を以て補充すべく要請した。又十一月十六日制定となつた物價法に基いて、公定價格違反取締の爲、任命された中央物價調整委員會及び全國十七箇所の地方物價調整委員會には、労働組合會議中央委員會から委員候補者を指名し、副中央委員長ホールズワースは中央物價調整委員に任命された

斯くイギリス労働組合の戦時の活動が、本来の労働運動の指命以外に行政機構の一部にまで進出することは、前回大戦に於ても著しいことではあつたが、今回の歐洲戦亂には、最初からその點は最も強調され、殊に一九四〇年になつてフランスの單獨講和に續いて、イギリス労働黨の入閣となり、労働組合運動の饒將アーネスト・ベヴィンの労働大臣就任に至つて、労働組合の動向が直接戦争の將來を卜するまでの重大地位に達したものであつた。

フランス 人民戦線内閣の崩壊後、一九三八年の總罷業の結果、労働總同盟(C・G・T)會長レオン・デュオーを初め労働組合幹部多數の處罰されて以來、メラチエ内閣と労働組合との關係は頗る險惡なるものあり、曾ての非政治的方針が再び有力になるにあらずやとの感さへあつたが、一九三九年八月下旬ドイッ・ソヴィエト協定の發表は、總同盟をして、之に對する全面的反對の態度をとらしむると共に、やがて開戦となるや、ドイッのポーランド侵入に對しても、極力之に反對の意嚮を表明するに至り、九月十八日の執行委員會に於ては、獨ソ協定に反對することを欲せざるもの、或はその不可能のものとは、將來協力せざるべき旨決議をした。之と同様の決議は、總同盟加盟の海上労働、地下労働、通信従業員、金屬工、建築工、鐵道従業員等の業別聯合會、及び北フランス縣同盟會、仲仕労働組合聯合會、及び地方組合等に於ても採擇となり、九月二十六日共產

主義團體解散令の發布せらるゝや、全国的に共產派組合員の排撃掃を行ひ、總同盟は根本的に改造するに至つた。それと同時に政府の斡旋の結果、十月二日及び七日の兩日總同盟代表デュオー、及び雇主組合代表ランベルト・リボー、其他勞資團體代表は、ドートリー軍需大臣及びボマレー労働大臣と會合協議の結果、

「共和國の軍隊に對して、凡ての人の最少限度の苦痛を以て勝利を獲得すべき物的手段を補給すべき任務を完遂するは、唯その事業の遂行を任命せられし人々の間の齟齬の且つ永久の一致によるのみして、今やこの種の一致の障礙はなく、それに反する原則は凡て廢棄せられた」

として、利己的動機や階級闘争を排棄し、密接完全なる協力を確立すべき協定が成立したのであつた。この協定に基いて、労働省では、各地方別及び業別に於て勞資協定の原則を實現すべき方策を講ずると共に、十一月十四日には、全國産業(金屬、紡織、化學、建築を含む)代表の一大協議會をリル市に開催し、ノル縣知事司會の下に、雇主代表十四名、總同盟代表七名、キリスト教労働組合代表四名、監督級職員代表四名の参加を得て、協議の結果、現下の時局の際勞資協力の根本は、勞資双方が現行立法及び各自の自由意志にて締結せし協定を嚴守し、以て公序の維持と生産力の増進に努むるにありとし、この原則に基いて、雇主側八名、労働者側八名、監督級職員側三名より成る常設統一委員會を設置し、以て正義と和協の精神により戦時労働問題

の研究解決に努めることとなつた。一方十月中に設置された、パリ地方金屬工業の勞資聯合常設委員會では、労働省勞務局長司會の下に毎週會合を行つて、戦時社會立法の適用上の諸問題を處理することとなつたが、この制度は他の産業にも實施せしめることとなつた。尙九月二十六日發布の法令に基き、戦時中全國労働會議及び最高労働會議停止の結果任命された社會問題委員會は、政府と専門家と勞資代表とにて組織することになつて居り、之にも労働組合は参加することになつた。

英佛聯合委員會 聯合國として交戦中なりし英佛兩國間の利害關係の一致は、やがて兩國の労働運動間の提携協力にまで發展すべきは、當然であるが、開戦後、パリの國際労働組合總同盟の發起の下に、イギリスの労働組合會議とフランスの労働總同盟では、各七名の委員を選定して、パリとロンドンとにて交互に會合して、共同問題の協議や共同意志の發表をすることとなり、第一回の會合が、十二月十四日及び十五日の兩日パリに開催されて以來、一九四〇年二月下旬までに前後三回の會合があつた。それらの席上に於て、兩國労働事情に關する意見の交換のあつたのは云ふまでもないが、二月二十二、三日にパリで開催された席上に於て、イギリス側委員からフランス政府の労働組合解散命令、工場委員會制度改正、共產派労働組合員監禁虐待等の質問があり、之に對してデュオー總同盟會長が、工場委員の選任を選擧によらず、各團體の指名によつたのは、労働

組合側の要求の結果たること、共產黨員の處罰は共產主義信奉の結果ではなくて、フランスの敵國と同盟關係にある外國政府の指令により非合法宣傳や公安を害する活動をした結果であつて、檢擧されたものは約百名にすぎず、收監された譯ではなくて、單に屋内監禁にすぎず、パリの金屬工組合の共產主義者などは同組合が戦前娛樂場として購入した建物に收入されてゐる位である旨答辯するところがあつたが、之によつて見ると、その兩國労働組合の聯合委員會が繼續したならば、組合運動以外に兩國民間の理解を深める上に貢獻するところがあつたらしくと思はれる。尤も、一月二十五日にロンドンで開催された第二回の會合で、デュオー會長が、前大戦中英佛労働運動が聯合して、屢々國際會議を開催し、それがやがて平和條約第十三編の採擇となり、國際労働局創立の起縁をなしたことを回顧してゐるのは、意味深いことであつた。

合衆國 産業別組織問題を原因とせる合衆國労働組合運動の分裂は、組合幹部間の個人的内訌や、組合財政問題などによつて複雑化され、アメリカ労働總同盟と産業別組織化委員會の抗争は容易に解決し難い情勢となつて居つたが、一九三八年十一月十四日より十九日に至る五日間に亘つて、ピッツバーグ市で開催された合衆國産業別組織化委員會の大會に於て、加盟労働組合員四百萬を代表せる代議員五百十九名出席の上、この全國的機關をば、自主獨立の労働者の全國的及び國際的組合の總合

體となすべく決定して、産業別團體會議と改名し、總同盟と對立併行すべき中央機關たる名實を確立するに至つて、兩抗爭團體の統一併合は愈々困難となつた。

右のピッツバーグ大會には、全國及び國際組合三十二團體、全國組織委員會九團體、州産業別協議會二十三團體、市縣産業別協議會百二十四團體及び地方産業別組合百六十一團體が代表されて居つたが、新組織となつた會議の構成は、之等各種の加盟労働者團體によつて形成されることになり、各加盟團體より一名づつの執行委員を指名して、執行委員會を組織し、執行委員中より會長、副會長及び主事を互選することになり、本部をワシントン市に置いて、毎年大會を開催することとなつた。而して、全國組合、國際組合及び全國組織委員會では、毎月組合員一名につき五仙の組合費を納入し、又本部直屬の地方産業別組合では、毎月加盟員一名につき五十仙の組合費と組合加入費の半額とを納入することとなつた。尤も罷業、ロックアウト其他止むを得ざる原因の爲失業せし組合員の分は支拂免除になつてゐた。

執行委員會は、大會と大會の期間の事務の處理に當るを任務となし、それが爲適當の部局を設けることとなつて居り、加盟團體に關聯せる事態の調査をなし、規約違反の場合には、當該團體に勸告をなし、且大會に報告することとし、少くとも毎年二回は會合し、その他の期間には、會長に全權が賦與されることとなつた。

九年に開催されたアメリカ労働總同盟大會に對しても又産業別團體會議大會に對してもルーズヴェルト大統領は、メッセーヂを寄せて、兩者の速かに合同すべきを激勵するところがあつた位であつた。

アメリカ労働總同盟の第五十九回年次大會は、一九四〇年十月二日よりオハイオ州シンシナチ市に於て開催され、加盟組合代表五百十二名出席、グリーン會長司會の下に議事が行はれた大會の報告によれば、總同盟加盟組合員数は、八月末日現在四百萬六千三百五十四人となつて居つた。當時既に歐洲に於ては開戦後のこととして、この大會に於ても、戰爭に關する議題は重要視されたのであつたが、それに關聯して、内外の労働組合團體との關係も討議に上程された。この結果、産業別團體會議に對しては、從來幾度か労働運動の統一實現の爲努力せるにもかかはらず、總同盟側の盡力が失敗に終つたのは、會議派のルイス會長の妨害によるものであると云ひ、例へば兩者の選任せる委員にて協議の結果作製せる協定條件をルイス會長の否認せることもあり、又會議側では合同の際はその所屬組合をばその儘承認せよと要求ありしことなどが指摘されたが、結局大會としては、從來兩者の合同を協議する爲設置した委員會は、解散せず存續して、交渉再開の機會を待つこととした。

國際労働局に對しては、依然協力することとし、又國際労働組合總同盟に對しては、それが民主主義的自由國民の團體に

となつて居り、會長は、執行委員會による再審議の條件の下に規約の解釋をなし、又その必要と認むる役員及び従業員の仕事、指導、停職及び解職の權能を有して居るが、之には執行委員會の承認を要することになつて居る。

産業別團體會議の目的は、(一)性別、信仰、人種、國籍の如何を問はず、アメリカの男女労働者を有効に組織化し、共同行動の爲結合し、(二)團體交渉の利益を擴大し、雇主との平和關係を確立せしめ、(三)團體交渉及び貸銀協定に基く義務責任を尊重し、(四)經濟的安定と社會福利とを保障すべき立法を確立し、民主主義制度を充實強化する事とされて居る。

尙右大會に於ては、産業別團體會議が、パリーの國際労働組合總同盟に加盟し、又ジュネーヴの國際労働會議に代表を參加せしむべき意嚮あることが決議されると共に、カナダの産業労働會議に對しては、その分裂を防止し得たことを祝せる決議も採擇となつたのは、注目された。

斯くて、産業別團體會議の獨立は、それを組織せる團體の少からぬものが、元來アメリカ労働總同盟に屬してゐたにもかかはらず、今は分離獨立したことを意味するのみならず、總同盟と對立せる新しき中央機關が正式に創立せることを意味して合衆國労働組合運動二分の形勢は、愈々判然たるに至つた。

この事は、労働組合員のみならず、國內各方面殊に労働行政の當局者にとつては、多大の關心を寄せしめたもので、一九三

て組織さるゝ限りは、加盟を繼續すると云ひ、機會あらば、その執行機關の會合をば、合衆國にて開催せしむべき旨決議するところあり、又同インターナショナルの去七月チュールにて開催せる第八回定期大會に關する報告にては、合衆國代表が、ソヴィエト労働組合加盟に關する交渉打切を支持せることも報告された。尙汎アメリカ労働總同盟に關しても、去る五月開催したその執行委員會にて、ラテン・アメリカ諸國の労働事情を調査すべき決議を支持することとなつた。

戰爭關係の重要事項としては、陸海軍兩省にて作製せる産業動員計畫にある労働者強制雇傭に關して、大會は、該計畫が、労働組合本來の機能を奪ひ、それを破壊するに至るべきことを指摘し、産業動員計畫に含まるゝ如き獨裁制の脅威より全國の組織労働者を保護すべく、それが爲將來軍事關係の委員會任命の際に、必ず労働組合代表を參加せしむべきことを規定せる立法を制定し、以て労働組合の權利を維持し、現行労働立法をば國難に藉口して改廢すべからざる旨決議した。

ルイス派たる産業別團體會議は、グリーン派たる總同盟に比較すれば、元來政治的色彩濃厚なるものあり、ルイス會長自身にしても、自主獨立の無產政黨組織の意嚮を有する位であるがこの傾向は、歐洲戰爭開始後、殊に大統領改選期の迫るに伴ふて、漸く顯著となつた。十月十日より十三日までサンフランシスコ市にて開催したその第二回年次大會に於て、會長の開會の

辭に於ても、歐洲戦争に言及して、

「アメリカ人の安全と安定とは、この紛争に介入せずして、今や我が國民經濟と國民組織が直面しつゝある大問題に専心するにある」

と主張し、労働運動方面に於ては、未組織労働者の組織化に重点を置くべしと力説した。又大會の可決した歐洲戦争に關する決議に於ても、合衆國があくまで不介入の方針を堅持すべきことが主張され、ルーズヴェルト大統領の中立政策に對しては、あくまで之を支持すべしと云ひ、頗る強硬なる主張が述べられて居つた。

黑人の労働組合加入に對して、差別待遇をせざる點は、ルイス派當初よりの特色であつたが、第二回大會に於ても「人種、皮膚、信仰、國籍に基く政治的或は經濟的差別待遇は、いかなる形式に於ても絶對反對」なる決議が可決された。之に對して總同盟側でも、最近人種的差別撤廢を強調し、前記大會に於て同一趣旨の決議が可決となつたのは、興味あることであつた。

カナダ カナダの労働組合最近の發達は目覚ましきものあり、労働省統計年報によれば、一九三七年末現在労働組合員數合計は三十八萬四千六百九十九人にして、之は、世界大戰直後一九二〇年前後に於て各國労働組合の異常に發達せる當時と雖三十八萬を超過したとのなかりしを思へば、労働省統計開始以來二十年間に於ける最高頂であると云はれる、之を一九三七年六月一

に、

「この重大責任を果す上に於て、労働組合運動は、平等の分擔者と認むべきであり、且隨時惹起すべき幾多の問題を解決する上に於て、雇主と對等の地位に於て參與し得べき機會を與へるべき」

でありと主張し、産業上の協調と戦時不當利得の禁止と個人主義の絶滅とを要求するところがあつた。全カナダ労働會議及びカナダ労働總同盟の二大團體でも、同月同一趣旨の聲明を發表したが、前者は、戦争遂行上の協力とこの協力は雇主側に於ても等しく提供すべきこと、奉仕と犠牲はあくまで平等たるべきことを力説し、後者は、戦争の遂行が勞資關係の不和により妨害さるべきでなく、労働者の大多數は生産上の自己の責任を自覺し得るので、産業上の休戦などは今更云々する必要なしと云ひ、貸銀其の他の労働條件に關しては、勞資間の直接交渉により之を決定すべく、又産業當事者としては、銃後活動の軍隊化と官僚主義的方策を避くべきであると主張し、戦時中罷業ロックアウトによりて生産の停止すべからざることを力説して居るカナダ労働運動の一別派をなして居るカトリック労働者總同盟では、折柄クエベック市で開催中の大會に於て、戦時中爭議によつて産業活動を停止すべからざること、之は雇主側の協力なくしては所期し得ざること、それが爲には、團體協約の普及とそれによる爭議調停機關の創設と生計費の變動に基く貸銀率調節の公認とによつて、産業平和を確保すべきであると決議するところがあつた。

日現在全國人口に比較すれば、三・四五%に該當し、労働組合以外の組織労働者數合計十一萬六千九百九十四人を加盟すれば、全カナダ人口の四・五%は組織化されてゐることになる。産業別に見て、労働者組織率の高いのは、鐵道の七萬九千三百四十七人（二割六厘三毛）で、一番低いのは、印刷紙類加工業の二萬四千二百七十三人（六分三厘一毛）で、之に次いでは鑛業の二萬六千九百〇九人（七分）、被服業の二萬八千八百三十人（七分五厘）等である。金屬業の約一割、鐵道以外の運輸業の約九分強等は中位であらう。

カナダの労働組合運動は、(一)所謂國際労働組合と、(二)カナダ人のみの中央團體と、(三)カトリック教徒労働組合とに大別せらるゝことは、周知のことであるが、第一種に屬するカナダ労働組合員數は、合計二二七、四六五人で、第二種のもものは九八、六三三人、第三種五二、〇〇〇人、其他の單獨組合員一六、五二一人で、單獨組合員以外は凡て前年に比して増加を示して居る。

カナダは、イギリス本國にとつては、その戦争遂行上重要な軍需資材補給地たる關係上、その労働者團體の動向も注意を要すべきものであるが、カナダ労働組合運動の代表的中央機關たる産業労働會議では、一九三八年のミンヘン協定以來ナチズム排撃の旗幟を明らかにし、今回開戦となるや、九月十五日に聲明を發表して、政府に對して全面的の協力を約束すると共

産業労働會議第五十五回年次大會は、九月二十五日より三十日までオンタリオ州ロンドン市で開催されたが、この大會では労働組合運動の統一問題が殊に注意された。之は、合衆國に於ける産業別組織運動の餘波として起つた問題であつて、合衆國に於て、産業別團體會議が獨立の中央機關として創設された結果、このアメリカ労働總同盟の對抗團體に對する支持を中心として、カナダ労働組合間に意見の分裂を生じ、遂にカナダ産業労働會議では、産業別團體會議を支持せる加盟組合七團體約二萬三千人を除名するに至つた。之が大會の問題となつたのであるが、點呼表決の結果、執行委員會の措置は承認されることになつた。

同じく九月十八日より二十日までモントリオール市で開催された全カナダ労働會議第九回大會では、この中央機關がカナダ人のみの労働組合で組織されてゐるだけに、戦時に於ける全國民の協同一致と云ふことに力點を置いた言論が著しく、又極力爭議を防止すべき努力をすることが力説されて居つた。

カトリック労働組合の前記大會は、第十八回年次大會で、ここでも勞資間の協調が力説され、團體協約の締結こそ産業平和の基礎であると云はれ、勞資團體間の協力は立法では實現し得ず、労働組合自身の力によつて所期すべきであると主張されたこの大會に於て著しかつたのは、出席友誼代表（主としてカトリック教會側）も、又會長初め中央委員會等も、組織労働者の自



主獨立を強調して、國又は州政府に對して全面的の信頼をなし得ざることを指摘してゐた點で、議會運動などに關しては、他の團體ほどは重要視してゐない傾向が明らかであつた。殊に戰爭問題に關しては、カナダの中立嚴守を主張し、カナダ以外の地域に於ける戰爭には参加反對を主張せる一九三八年大會の決議を再認したことは注意された。勿論カナダ政府に對しては、あくまでその戰時政策を支持し、之に對する協力を公約して居るが、それと同時にこの種の協力は、雇主側からも提供すべきことが要請され、戰時中は中央政府と地方州政府と協力して、爭議防止の爲、團體協約締結を斡旋すべきであると主張されて居つた。大會は、労働組合法、團體労働協約法、公正賃銀法、労働時間法、災害補償法等の州立法に對する多數の修正意見を含む決議を可決した。

### 南中米労働組合の確立

獨裁者の政權獲得闘争に久しく流血の巷となつて、國情不安の状態を續けて居つた中央及び南アメリカ諸國も、近年漸く立憲制度の安定して、過激なる政變の突發も稀となり、政權の授受も選舉制度による平和裡に行はるゝと共に、各種政治團體の活動も鈍劍に訴ふることなく、主義政見の内容漸く充實するを見ると共に、從來問題とされなかつた無産政黨も漸く確立して、労働問題の解決に努力すべき形勢となつた。アルゼンチン、

ブラチルを初め南アメリカに於ける社會民主黨は、未だ政權に参加し得べき勢力を布植するには至らないが、メキシコ革命黨を背景としたるカルデナス大統領の國家社會主義政權は既に動かすべからざる地歩を確立したと云へる。尤も一方に於て、共產派の活動と全體主義思潮の浸潤とは、之等ラテン民族植民地國家に新しい問題を惹起しつゝあるが、左に一九三八年以來漸く統合整備されつゝある労働組合組織につき略述する。

中南米諸國は、かねてアムステルダム・インターナショナルがその傘下に包容すべく努力しつゝあつた地域の一であるが、一九三八年にそれらの國々のみの労働組合國際機關が創立されたことは、表面上この新設のラテン・アメリカ總同盟が從來の汎アメリカ労働總同盟に所屬するとは云へ、その民心、國情の複雑を物語るものであつて、將來アメリカ労働總同盟を盟主とせる汎アメリカ總同盟と、前者の對抗團體たる産業別團體會議と一脈相通するものあるラテン・アメリカ總同盟との關係は、相當困難なる問題を潜在せしめるものと見做されて居る。

ラテン・アメリカの労働組合を統一結束せる中央機關の創立を見たラテン・アメリカ労働組合大會は、メキシコ労働者總同盟の主催で、一九三八年九月五日から八日までメキシコ市に於て開催されたもので、當時、メキシコ労働者總同盟を初めとして、アルゼンチン労働總同盟、ボリビア労働組合總同盟、チリ労働者總同盟、コロンビア労働者總同盟、パラグアイ全國勞

働者總同盟、ヴェネズエラ労働總同盟、ニカラグワ組織労働者運動等の各中央團體、其他コスタリカ、ペルー、エクワドル、ウルグワイ、キューベ等、中南米諸國中ブラジル以外の全部の代表、及びフランス、スペイン、印度、國際運輸労働者聯合會、合衆國産業別組織委員會等の友誼代表出席の上、ラテン・アメリカ諸國に於ける労働組合運動の統一聯絡を目的とせる機關を設立することとなつた。大會第三日に可決されたラテン・アメリカ労働組合會議規約序文によれば、この國際機關は、現時世界各國の社會制度に代るに、人による人の搾取を廢止し、民主主義を基礎として各國民の政治的經濟的獨立を尊重し、全世界の共同一致を基礎とせる正義の組織を確立せんことを目的としたもので、ラテン・アメリカ労働階級の主要なる任務は、それら諸國の政治上、經濟上の完全なる獨立を獲得し、從來それらの國々の特徴たりし半封建的殘存物を清算するにありと云ひ、それが爲團結の自由と罷業權と團體交渉と言論の自由との確立を所期し、ファシズムに對しては、それが労働者階級の目的に反するが故に、凡ゆる形式の下に抗争せんとするものであると述べてある。而して會議は、これと同一趣旨の各國労働團體によつて組織さるべく、各國は一團體のみの加盟を認むることになつて居り、本部をメキシコ市に置き、常務機關としては、會長一名、副會長二名、主事一名、地方主事二名を以て構成せる中央委員會を設置することになつて居つた。それが爲ラテン

・アメリカの全地域を三分して、南部、中部及び北部となし、加盟費として、組合員一萬名までの團體は、一萬人毎に年額百八十弗を離出し、組合員十萬乃至三十萬の團體は、一萬人毎に三百六十弗を離出することになつて居り、「ラテン・アメリカの解放」を標語として活動することとなつた。

それと同時に大會では、ラテン・アメリカ諸國の労働組合は、パリに本部を有する國際労働總同盟に加盟すべきことも決議し又チヌネーヴの國際労働局とも協力すべき決議も採擇されたのであつた。

ラテン・アメリカ労働組合會議の結成は、實に中央及び南アメリカ諸國の労働組合運動史上に一新時代を劃すべき事件であつて、やがて一九三九年となるや、それら諸國に於ける労働組合は、新裝を整へてその存在を各國に印象するに至つた。

アルゼンチンに於ては、一九三八年十月二十四日附法令を以て、かねて問題となつて居つた労働組合の法律的地位は確立されることとなつた。この法律によれば、同業又は關係せる業務に従事せる雇主又は従業員は、その業務上の利權の研究、保護及び改善を目的として結社を組織し得ることになつて居り、この種職業團體は、左記の條件の下に法人として公認されることになつて居る。

(一) 組合の行動は、社會的功用を目的として、組合員の業務上の利益に適應すべきこと。

(二) アルゼンチン共和國の國體及び憲法に基く政治的社會的の制度に違反する組合の思想的傾向は禁止すべきこと。  
(三) 組合員たらしめんが爲、直接行動に訴へ、又はいかなる形式に於ても強制に訴ふることを、組合の行動とせざることを。

而して組合は、凡て政治上又は宗教上の活動をせず、法律上承認せられざる團體には、加盟せざることをし、各組合は、司法大臣と労働大臣及び政府の任用せる三名の委員より成る起草委員會にて制定する規定を遵奉すべき義務あることとなつて居る。

アルゼンチンに於ては、一九三〇年創立せるアルゼンチン労働總同盟があり、加盟組合約四十團體を有し、一九三九年初頭現在組合員合計約二十六萬を有して居つた。之は、國際労働組合總同盟(アムステルダム・インターナショナル)にも加盟して居り、又ラテン・アメリカ労働組合會議にも加盟して、その有力團體の一である。一九三九年七月十四日より十六日まで三日間に亘つて、その第一回通常大會がブエノス・アイレス市で開催されたが、大會に提出された事業報告には、前記國際團體との關係を初めとして、一九三八年チヌ・ネーヴで開催された第二十四回國際労働會議に八年目で代表を参加せしめ、多大の活動をしたことが述べられて居つた。

大會の可決した重要決議には、國民社會保險制度の確立、労働立法の嚴重施行、最低賃銀制定及び労働者購買力保護を目的

とせる勞資聯合協議會制度の創設、製麵業深夜業禁止法制定、砂糖、マテ茶、木材、葡萄栽培、紡績業従業者保護、農業労働者の組織化及びその特殊保護、家内工業立法支持、労働者スポーツ獎勵、消費者組合助成、トラスト其他資本主義的の禁止等、特色ある項目のものがあつた。

アルゼンチンには、右の總同盟の外に、アルゼンチン労働組合同盟と稱する中央團體があるが、之も六月十八日より二十日まで第一回大會を開催した。之は加盟組合員約三萬二千人を有し、總同盟とは對抗團體となつて居り、大會に於てもチヌ・ネーヴの國際労働會議に代表を派遣すべきことが決議されたが、代表の指名は、同盟加盟の組合にて一般投票によりて選任すべきことが主張されて居つた。

チリに於ては、一九三六年全國の労働組合を結成組織したチリ労働者總同盟があり、之は、一九三九年初頭現在約十一萬の加盟組合員を有し、ラテン・アメリカ労働組合會議に加盟して居る。一九三九年七月二十六日より八月一日まで一週間に亘つてその第一回大會を開催したが、當時出席代議員は合計約二十名あり、國內殆んど全部の労働組合合計約三千團體を代表したものであつた。この大會には、ラテン・アメリカ労働組合會議とアルゼンチン労働總同盟の友誼代表も参加し、チリ共和國大統領も出席した。

大會では、總同盟が、國際労働組合總同盟に加入すべきこと

及びラテン・アメリカ労働組合會議を支持すべきことが決議されたが、その他可決された決議事項には、強制的労働組合制度、労働者の利潤分配参加増進、年齢に拘はらず労働者の労働組合加入権、労働者労働者厚生部の改造、労働者大學創設、工礦農業教育の再組織、罷業時支拂をなす銀行創設、鐵工業國有、社會施設の改造、海員最低賃銀の設定、一週四十時間労働制、團體交渉権確立等あり、以てその現状を推察するに足る。

尙チリに於ては、かねて農業労働者と地主間の係争問題あり、之が人民戦線内閣成立後、農業労働組合乃至農業労働者の團結権の問題にまで發展し、大統領は、兩者の間に斡旋して、之等の問題解決の爲委員會を設けて調査せしめることとなり、労働大臣は、調査完了まで、農業労働組合の新組織の禁止を命令したのであつたが、委員會は、一九三九年四月三日設置され、その結果、勞資各團體をして見解を報告せしむることとし、一方委員會の調査終了までは新しく罷業を發生せしめざることを、及び雇主は解雇を行はざることとし、又雇主側で從來提起せる訴訟は全部撤回すべきことに決したのであつた。之に對して雇主側では、全部否認的態度をとり、且労働組合が政治團體の指令下にあるとの理由で之を承認することを拒絶し、唯委員會の仕事には協力すべく、労働組合の件は別個の問題として考慮すべきことを報告したのであるが、労働者側では、雇主側の提案に反對したのみならず、委員會への協力をさへ拒絶するに至つ

た。それと同時に労働者側では、各地に會合を催して、示威運動を舉行することとなつた。

農業労働者の示威運動中最も注目されたのは、四月十九日より五月一日までサンチャゴ市で開催した第一回全國農民會議であつて、之は全國貧農聯盟主催の下に舉行されたもので、全國農民代表約三百名が参加した外、農業賃銀労働者組合も参加し、尙商、工、運輸業労働者、教員、技師、醫師、社會保險其他厚生團體、土地植民省、植民基金等の團體の代表も参加し、會期中農民の生活状態及び労働事情を紹介せる内國博覽會をも會場に開催した一大盛會であつた。會議に於ては、農民及び農業労働者の生活及び労働條件に關聯せる諸問題が上程せられて、労働組合組織を初めとして、立法改正、最低賃銀、不當解雇、強制疾病保險基金改善、ラチフンチア問題、土地改良、農耕方法の選擇、集團農作及び家庭農作、生産分配の組織化、信用、住宅、教育等に關する討議があり、殊に團結の自由と植民基金改造の問題が重要視された。

團結権に關する決議には、團結の自由は、アメリカ諸國の國法には勿論、チリの労働法典にも、承認されたもので、農業労働者に對して之を認めざる理由なしと云ひ、且チリは、農業労働者の團結権に關する國際労働會議の條約案を一九三二年に批准せる國にして、その點からもチリ政府は、農民の團結を公認すべきであると述べ、雇主側では、既にこの權利を利用

して、團體を組織して、各種の利益に均霑せるのみならず、政府の恩典にさへ與つて居る事實を指摘し、政府に對して、農業に於ける生活及び労働條件改善の唯一の方法として、又社會平和維持の必要上よりも、農業労働組合を公認すべきことを要求したものであつた。

パラグワイに於ては、一九三九年五月二十八日より六月一日までパラグワイ労働者總同盟結成大會を開催した。當時執行委員會が提出した報告によれば、パラグワイに於ては、約四十年前より労働組合運動はあつたが、屢々労働組合間の内訌紛争に悩まされ、運動の統一は、一九三六年三月全國労働總同盟が成立したとき、始めて完成したのであつた。其の後、民間團體が「全國」なる稱號を禁ぜられた結果、總同盟と改名したと云はれる。

總同盟は、現在、約五十團體にて組成され、殊に有力なるは運輸労働組合と、手工業者組合と二三の産業別組合である。尙暫定的には、農民組合も加盟して居るが、之は、やがて獨立の農業組合中央機關を組織する筈で、その際總同盟では、その中央機關と同盟關係を結ぶことになつて居る。

大會の決議の一は、ラテン・アメリカ労働組合總同盟及び國際労働組合總同盟に加盟すべしと云ふのであつたと云はれて居る。キューバの労働組合運動も、從來分裂抗争を以て知られて居つたが、一九三八年のラテン・アメリカ労働組合會議成立を機

會として、出席代表者間に意見の一致を見た結果、一九三九年一月二十三日より二十八日まで六日間に亘つて統一大會開催せられ、キューバ労働組合總同盟の結成を見るに及んで、全國約四十萬の組織労働者を團結せる一大中央團體となつた。この結成大會には、加盟團體七百組合を代表せる千五百名の代議員の外、大統領代表として労働大臣、ラテン・アメリカ労働組合會議代表、メキシコ労働總同盟代表、合衆國産業別團體會議代表等も出席あり、ラテン・アメリカ労働組合會議の一員たること及び國際労働組合總同盟に加盟すべきこと等決定した。キューバの總同盟の構成は、州別聯合會と産業別聯合會を基礎として居り、團體協約締結の爲、各産業部門一團體主義となつて居る。

## 全體主義労働組織

### 緒言

全體主義國に於ける労働組織が、戦時に於てその全機能を發揮すべきは云ふまでもないことで、ドイツに於ける労働戦線を初めとして、労働奉仕團等が開戦以來眼ざましき活躍をせるは周知のこと、イタリーのファッシスト職團が整然たる統制の下に非常時經濟界に對處せること亦言を俟たない。一九三九年に於ては、右の兩國以外に於ても、労働組織に對する國家統制の進捗せる國は、一二にとゞまらなかつたが、計畫完了せずして終つたバルト沿岸諸國以外に於て見るべきものは、スペインとギリシアであつた。ルーマニアに於ても、統制は一層強化されるに至つたが、國情不安の爲、最近の消息は不明になつて居る。

### 各國労働組織

スペイン 一九三八年三月十日發布の労働憲章は、新政權の社會政策乃至經濟政策の大本をなすものであつて、その内容は労働の定義、労働條件の調整、労働報酬、手工業、農業、海上

労働者、労働裁判所、資本及産業組織、信用、厚生及社會保險國產、私有財産、労働組合組織、國民労働力の保護、及び復員兵士に對する國家の義務等に關する規定から成つて居る。

第一條に規定された定義によると、労働とは單なる商品以上の或る物であつて、人格の尊嚴を毀損する如き取引の對象物としてはならないと云ひ、且労働は一の社會的義務であつて、従つて苟しくも労働能力を有するスペイン人は凡て労働を提出すべき義務を有するものであり、一方スペイン國民は、労働の權利を有して居り、以上の原則を實踐せしむることこそ、國家の重要義務であると規定して居る。

第二條は、労働の規制に關する規定であつて、國家は、賃銀労働者とその生活及び労働との保護の爲永久的且效果ある施設を講ずべき責任を有するもので、それが爲には、適當の方法にて従業時間を制限し、又労働上必要なる保護施設を講じ、殊に婦人及び少年の夜間作業の禁止、家内作業の取締、及既婚婦人の工場職場よりの解放を行ふべく、尙、日曜を休息日となし、其他傳統的の宗教上の祭典及び一般に公認せられた祭日は法律を以て之を實施せしむべく、毎年七月十八日革命記念日をば、

全國勞動祭當日となし、進んで有給賜暇制度の創始、及び労働者閑暇利用團體の組織等を規定して居る。

労働報酬に關する規定を設けた第三條には、先づ労働者及びその家族に對して正常にして良俗に違背せざる生活標準を保障するに足るべき最低賃銀制度の原則を確立すると共に、家族手當の支給を実施する爲に必要な機關を設けることとして居る。國家は、又、労働關係の規制調整の爲基本的規則を設けて、之に基いて勞資關係を確立することになつて居るが、この基本的規則は、單に労働條件乃至報酬を確立するのみならず、雇主による援助と保護と、労働者の忠實性と服従とを確保することを根本目的としたもので、ある作業を遂行する經濟的及社會的狀態を調査する爲には、國家は、労働組合組織を利用し、又雇傭の安定を確保すべき措置をとり、雇主をして常にその労働者に對して企業の經濟的地位を知悉せしめることが規定されて居る。

第四條乃至第六條は、手工業、農業及び海上労働者に關する規定であるが、手工業に對しては國家は後援と充分なる保護とを加ふることとし、農業に關しては、主要農産物の價格形成機關を設置し、以て農民の最低利潤を確保すると共に、農業労働者の生活狀態の改善に資せしむることになつて居る。各農家には、その不可缺の需要を満し、家族の失業の際作業せしむるに足るべき土地を提供し、又農村の住宅及び保健狀態を改善し、以て農村の生活標準を向上せしむる爲、國家は全力を傾注し、

農民の雇傭安定の爲、長期契約を締結せしめ、以て彼等の不當の解雇を防止し、彼等に對してその耕作せる土地の改善により得たる利益を保障することになつて居る。國家は尙土地の開發に直接責任ある人々に對しては、公正なる條件の下に土地移讓をなすべき計畫をも作製することになつて居る。海上労働者に關しては、その業務遂行上必要な手段を獲得する上に援助となるべき施設を設置することになつて居る。

第七條は、労働裁判所に關する規定であるが、之は社會的正義の發揚は國家の責任なりとの原則に基いて設けられた規定で、一九三八年五月十三日の法令によりて労働裁判所が、臨時的に創設されたことは、この憲章條文に基いたものであつた。

第八、九、十一及十二條は、資本及び産業組織、信用、國內生産、及び私有財産に對する國家の政策大綱を定めたものである。即ち、資本とは一の生産手段と見做すべきものであると云ひ、凡て企業は、等級制度に基いて之を組織化すべきであり、技術上の必要よりは先づ人的要因を重要視しすべく、又この兩者よりは公共的福祉が尙一層重要なりとし、企業主は國家に對して責任を有するものであると規定して居る。

信用組織は、以て小農民、漁民、商工業者をしてその事業設備と資本とを充實維持せしめ得ることを期すべく、高利貸業に對してはいかなる種類にても國家は凡て之を糺斷するものであると云つて居る。

の發達を豫想せしめるもので、國家は完備せる社會保險制度の組織を主張し、且老齡労働者には充分なる恩給を支給することとを期するものであると規定して居る。

第十三條の規定は、將來設立さるべき労働組合の全國的組織の根本原則に關するもので、全國労働組合運動は、統一と全體性と累層的機關との原則に立脚して組織確立すべきであると云ひ、生産乃至勤務の各部門に形成さるべき縦斷組合には、經濟生活の要件全部を包含すべく、自由職業も亦同様に法律の定むる規定に基いて組織化することになつて居る。労働組合の首幹は、必然的に『スペイン傳統派フランヘ黨』及び『少年労働者組合運動』に加盟することになつて居る。

國內の生産は、之を一經濟單位と見做して、全國民の利益を目的として經營すべきであつて、生産上の各要因は、國民全體の利益といふ高所から考へて、之に従屬せしむべく、苟しくも生産を妨害し又は倒壊する如き個人又は團體の行動乃至處置は全國民に對する犯罪と見做すべく、欺偽又は人爲的に労働の生産額を縮少する場合には、適當の處罰を加へることとし、それが爲一九三九年一月五日附法令を以て、労働者の作業上の過失、殊に産額減少の目的を以てせるものに對しては、責任を帯びしめることになつた。尙國家は、原則としては、經濟的生產には従事しないのであるが、個人の企業の缺如せる場合又は全國民の利益と云ふ高所からその必要を認められた場合には、生産に干渉することになつて居る。

私有財産に對しては、國家は之を承認し且保護するものであるが、いかなる形式の私有財産にしても、國家全體の利益には從屬すべきもので、國家は實に全國民の利益の後見者である。スペイン國民は、その現に使用せる住宅、土地、作業器具及設備に對する所有權を國家によつて賦與されるものであつて、國家こそ、實に、家族をば社會の中核として、又社會維持の最善の手段として之を認め、家産の押収すべからざることを宣言するものである。

第十條は、厚生乃至社會保險に關する條項を設け、養老、癩疾、母性、産業災害、産業疾病、結核症、失業等各種社會保險

第十條は、厚生乃至社會保險に關する條項を設け、養老、癩疾、母性、産業災害、産業疾病、結核症、失業等各種社會保險する。

尙従業の經濟團體、労働團體を新制度による組織に改組すべき方法を規定する爲、労働組合法を制定することになつて居る(後段参照)。

第十四條は、スペイン労働者保護に關する規定であつて、國家は、スペイン領土内に於けるスペイン労働者保護の爲必要な措置をとり、又外國と労働關係協定を締結することによつて在外スペイン労働者の社會的及び職業的狀態の保護を確保すべきことが定められて居る。

第十五及十六條は、歸還兵労働者の再雇傭上の優先權を規定して居る。

以上が、一九三八年労働憲章の大體であるが、一九三九年三月九日附法令の結果、スペインに於ける各企業では、凡てその構内に労働憲章を公示せしめることとなり、斯くて、スペインに於ける労働行政は、フランコ政權の確立と共に、愈々面目を一變して、やがて一九三九年八月四日新憲法の發布によつて單一政黨制度が確立せられ、全國労働組合運動は、フアランへ黨の一翼となり、南歐全體主義國家群に新勢力を寄與することとなつた。

労働憲章は、スペインに於ける労働者組織の統一完成を待つて始めてその全效力を發揮すべきもので、憲章發布後、政府は種々なる労働立法の制定に努めて居るが、それ等の立法も亦凡て労働者職業團體の統一確立を豫想して起草作製されたものであり、従つて労働組織完成までは、幾多の變改修正は免れない

であらう。

一九三八年の労働憲章に基く全國労働組合運動の結成は、労働省の改造や新憲法の施行等の結果、その實現容易ならず、一九四〇年初頭に至つて漸く新労働組合組織の機構の原則とも云ふべき法律が制定されたのであつた。

労働憲章制定後政府がその新しき労働組合政策施行上の措置として執るべき方策には、従来の労働組合組織を新制度に攝收することと、新政策を基本とする新組織を充實確立することであつた。それが爲、一九三八年四月二十一日には、労働組合運動を整理統一し、フアランへ黨所屬組合をして一定方針に準據せしめ、且既存労働組合と新制度に合流せしめると共に、政府の方策に違背せる組合の結成を防止することを目的とした法令の發布を見た。

この法令は、フランコ政權がいかなる形式の労働組合の組織を目論んでゐたかを、大略明白にせるものとして注意すべきものであつた。それによると、従来の労働組合は、各州別に統合して中央機關を組織し、それを通して當時の労働組合組織活動省に直接配屬することになつて居つた。而して各州中央團體の首腦者として労働組合大臣がフアランへ黨員中より選任した代表者一名が當てられることになつて居り、當初は、労働組合の全國的中央機關とフアランへ黨との聯絡協力といふことが殊に重要視されるものであつた。而してそれが爲中央労働組合統一

を主眼とし、且國家の理想を體得せるものたるを要す。

全國の労働組合の經營は、戰闘的フアランへ黨員一名に之を委任し、組合の内部組織は、訓練ある軍隊の如く、各階層を基礎にして之を形成するものとす。

とあり、やがて一九三九年九月二十三日には、既存労働組合の資産は凡てフアランへ黨に移管することを命じた法律が發布されて、一九三一年の革命後急激なる發達を見た自由主義的労働組合運動は、こゝに解消することとなつたのである。

一九四〇年一月二十六日には、労働組合統一に關する法律が發布されるが、それによれば、全國の労働組合を打つて一九とせる全國的中央機關を創設する爲、全國國民經濟組織に對して唯一の労働組合組織以外には之を認めざることとし、それをば産業別の支部に分割組成せしめることとなつた。それが爲、先づ過渡的の團體を組織し、次に確定的の團體を確立するといふ順序をとることになつて居る。

一九四〇年一月の法律第一條によれば、『スペイン傳統派フアランへ黨』及び『全國労働組合突撃隊』の『労働組合團』こそ、國家の公認せる唯一の労働組合組織にして、其の他の同種團體は凡て之を禁止することになつて居る。尤も、當局者によつて賦與されし權限の下に或る種の職業的集團の經濟的利益の擁護を目的とせる公共機關乃至官設團體は、別命ある迄存続することとを認められて居る。而して本法發布後は、いかなる名儀に於

委員會と稱する労働組合省直屬の諮問機關が設置され、委員長には労働組合次官を任命し、委員としては、フアランへ政治部代表一名、大臣の任命せる者一名及びフアランへ黨主事の任命せるものが居り、各州に同種の統一委員會を設けしめることになつて居つた。

既存労働組合の規約、規則等は、凡て所管大臣の認可を得ることになつた。

全國労働組合中央機關は、(一)労働組合組織に關聯せる調査研究其他所管大臣の命ぜる職務に従事し、又(二)社會問題或は經濟問題に關聯して大臣の委任せる其の他の職務に従事すべきものとされて居つた。

或る職業又は階級的利益の擁護を目的とせる労働團體は凡て禁止されることになつた。

以上が一九三八年四月二十一日令の内容であつたが、後記の如く一九三九年八月八日令によりて、労働省が再興された結果、労働組合組織活動省所管事務は凡てフアランへ黨労働組合部に移管すると共に、後者の規約も改正されることとなつた。即ち一九三九年七月三十一日の法令によると、

『スペイン・フアランへ黨及び青年労働者労働組合運動團は、労働と生産と物資分配との組織の爲、職業團體を創設維持すべし。職業組合團體の理事は、フアランへ黨員中より之を選出し、その任命には、黨首腦部の確認を要し、以て職業組合團體が國民の利益

ても、經濟的乃至階級的利益の擁護を目的とせる團體は、凡て  
フアランへ黨の勞働組合組織に合同せしめることとなり、それ  
らの活動は凡てフアランへ黨の規律に服し、『全國勞働組合會  
議』の監督下に屬するものとされた。一方、『全國勞働組合會  
議』は、前記團體を新制度に攝收すべき時期及び方法を政府に  
申告することになつた。

尙一九三八年十月二十七日の法律第十六條によつて協同組合  
として登録し、又は登録を申請した團體にして、その活動の全  
部又は一部が職業的乃至階級的利益の擁護を目的としたもの  
は、凡て一九四〇年一月法の適用を受けることになつて居り、  
之を適用されないのは、一九三八年の協同組合法發布以前に組  
織された協同組合のみである。

勞働憲章第七條の規定により設置さるべき勞働裁判所は、一  
九三八年五月十三日の法令によつて暫定的に創設することとな  
り、勞働組合運動の整理確立を待つて、完成することに決した。

スペインには、從來、勞働裁判施設としては、革命直後の一  
九三二年十一月二十七日に制定された法律に基く聯合勞働協  
會や、帝政當時の一九二六年八月二十三日の勅令による産業裁  
判所制度等があつたが、それらの施設は、前記五月三日令によ  
つて全部廢止となつて、勞務關係の司法事項は、凡て勞働警察  
官の所管に屬することとなり、勞働裁判の居ない地方では、  
初審裁判所民事判事が勞働判事として職責を果すことにな

つた。

勞働爭議の裁判手續は、新法令に於ても、依然帝政時代の勞  
働法典に基く産業裁判所の場合と同様で、陪審制度は認めず、  
唯今回は強制調停の手續が、公判も又判決も一審で同時に行は  
れることになつた。

勞働裁判事は、勞働組合中央機關の代表が選任せる専門家  
の應援を求めることが出来る。

判決に對する控訴は、勞働法典第四百八十六條以下に規定さ  
れた條件、手續及び時限を遵守せる限り之を提起することが出  
來るし、又特殊の場合には再審を行ふことも出来るのは、法典  
第四百九十六條の規定の場合と同一である。

從來一般勞働條件の規制を取扱つて居つた聯合協議會の機能  
は、將來は一九三二年五月十三日の法律で設置された地方勞働  
局の勞働代表によつて執行されることになつたが、それに關す  
る法律もやがて制定されることになつて居る。勞働代表は、又  
一九三一年十一月二十七日の法律によつて聯合協議會の職能と  
された紀綱、顧問、統計上の業務にも従事することになつた。  
尤も勞働監督事務は、勞働監督官廳へ移管された。

勞働警察官は、勞働大臣が、自己の權限で任命することにな  
つて居る。

一九三九年には、マドリッド、バルセロナを初め全國主要都  
市には、勞働裁判の任命を見たが、鐵道業の聯合協議會は

一九三八年十二月十五日の法令(之は一九三九年二月六日令で修正)  
で廢止することとなり、鐵道業に於ても裁判事項は勞働判事の  
扱ふところとなつた。

尙國民政府の統治下になかつた地方に於て、一九三六年七月  
十八日以後勞働警察官の執行した措置は、凡て一九三九年六月  
十五日令によつて取消となり、且それ以前の判決に對する抗告  
で未解決のものを審議すべき規定も設けられた。

スペインには、革命後發布された勞働關係を規整せる主要法  
令としては、一九三一年十一月二十一日の雇傭契約及團體協約  
に關する法律、同年十一月二十七日の農工業勞働者に對する聯  
合産業委員會に關する法律、一九三二年四月八日の勞働組合に  
關する法律等があつたが、之等の勞働法規は、フランコ政權確  
立の結果、根本的に變革されることになつた。即ち一九三八年  
には、勞働憲章が規定されたのを初めとして、それに基づいて從  
來の勞働省の所管事項も變革されるに至り、一方勞働組合組織  
も根本的に變革され、勞働裁判所の設置や、勞働監督制度の擴  
張等の結果、全體主義國家としての勞働政策の體制は漸く強化  
確立するに至つたのである。

勞働行政の中心機關たる勞働省は、一九三八年一月三十日附  
中央政府官制法に關する法律の結果、勞働組合組織運動省と改  
稱せらるゝと共に、勞働憲章に基く諸種の活動を管掌すること  
になつたのであつたが、その後、新憲法の制定せらるゝや、一

九三九年八月八日法によつて、再び勞働省を復活すると同時に  
勞働組合に關する事務は、凡てフアランへ黨勞働組合部に移管  
することとなり、大臣官房と四局より成る新勞働省では、勞働  
問題一般、勞働法施行、厚生社會保險、及び統計の四項目を專  
管することとなつた。

尙一九二四年六月十九日令を以て設置された勞働會議は、一  
九三九年十月七日令を以て廢止されることになり、將來必要の  
場合には、舊勞働會議の機能の一部は勞働省の所管事項として  
取扱はれることになつた。

又全國の勞働監督制度を擴張する爲、一九三八年三月十九日  
の法令は、勞働省に勞働監督總監六名を任命して、(一)地方勞  
働監督官の活動を監督し、且それが爲め勞働代表及び勞働監督  
官より必要の情報を蒐集し、(二)所管勞働地區及中心地の監督  
事務を遂行し、勞働法規違反をば勞働省に通告し、(三)其他勞  
働省の委任せる職務を遂行せしめることとなつた。勞働監督總  
監は、一九三二年五月十三日の法律に基く地方勞働代表と同一  
の權能を有するもので、地方勞働行政當局者は、總監に對して  
その職務遂行上必要な職員及設備を提供することとなつて居  
る。勞働監督總監の旅費は、國が之を支辨することとなつて居  
り、俸給は最高年額一萬二千ペセタと規定されて居る。

勞働憲章第十六條は、動員されたる賃銀勞働者の復職を規定  
したものであるが、この規定實施に關聯して、一九三八年一月

二十五日、同月十四日、一九三九年四月一日及び同五月十六日の四回に亘つて法令が發布された。之等の法令施行の結果、企業及び雇主は凡てその企業内の従業員の空席となつたものを必ず労働者職業紹介局に報告する義務を有することとなり、それらの空席は、先づ第一に國民軍より除隊歸還となつた労働者によつて満たさしめなければならぬことになつた。

次に四月一日附法令は、産業復員の規則及び復員に伴ふ労働者の解雇雇入の手續を規定したもので、その法令によるも、除隊兵及び戦争犠牲者家族に再雇傭上の優先権が賦與されて居るし、八月二十五日令にも、國民生産各部門の空席の大多數は除隊兵の爲に保留してあることになつて居る。即ち後者には、その原因の如何を問はず、一九三六年七月十八日以後に於て空席となつた位置にして、既に除隊兵によつて補充されなかつたものゝ八パーセントは、適當の熟練と資格を有する除隊兵の爲に之を保留して置かねばならないことになつて居り、それが爲、臨時地方除隊兵再雇傭委員会では、その地方に於ける除隊兵の人名簿を作製し、職業、経歴、功績、フアランへ黨員章を具備して之を職業紹介所に提出することになつて居る。一方、各企業では、その労働者採用の理由の正當なることを、地方雇傭委員会に對して證明することになつて居り、同委員会と企業間の紛争は凡て労働警察官憲に附議することになつて居る。

ギリシャに於ては、一九三八年十月二十一日附命令を以て、

其の他法律の規定せる諸施設の労働者代表を指名任命することになつて居る。

總同盟の主なる目的は左の如く規定されて居る。

(一) 労働者及び使用人團體の聯絡統一に努め、以てその物的精神的利益を擁護する。

(二) 生活標準向上に關する諸問題(技術的、經濟的問題、社會保險等)に就き、國內労働者を防護する。

(三) 聯合行政機關、社會保險團體、又は調停委員會に於て労働組合を代表する。

(四) 團體協約締結上當事者を援助し、以て國民生産諸部門の利益を調和する。

總同盟の主事及び理事は、全國大會に於て、無記名投票を以て選舉する。而して理事會各部署の決定は、凡て主事の承認を要することになつて居る。

本法施行の日より全國の賃銀労働者は、凡て毎月二ドラクマ及び毎年五ドラクマの會費を納入することになつて居り、會費は、労働次官の定むる行政規則に基いて、社會保險機關又は雇主が集金する規定である。

斯くて曾てはアムステルダム・インターナショナルが、バルカンに於けるその一翼として望を囑したギリシア労働組合運動は、愈々全體主義的新體制に改編されることとなり、一九三九年十一月二十六日全國労働會議がアテネ市で開催されたとき、總同盟主事を兼任せるヂミトリス労働大臣は、總同盟新規約

愈々労働組合を統制することとなり、労働總同盟とその加盟組合以外は、代表的團體とは認めざることに決し、組合員は指導者を選任する権利を有するのみで、組合の活動は、凡て法律の定むる範圍を超脱し得ざることになつた。

即ち労働次官は、總同盟の推薦に基き、且官報の發表せる命令によつて、各地方に於ける各生産部門の最も代表的なる労働組合を決定する権能を有し、斯く決定されし代表的労働組合では、その加盟組合員の總會の承認を得たる上、聯合會を組織することになつて居る。萬一斯くして組織された聯合會に加盟することを拒絶する組合があれば、それは、總同盟主事の勸告に基いて、労働次官の命令を以て、労働組合名簿から除外されることになつて居る。

労働組合聯合會は、集つて労働總同盟を形成する。總同盟には、重要生産部門毎に業別書記局が設置されて居り、書記局は労働次官が毎年召集する代表的労働組合總會の任命せる理事と副理事の管掌に屬する。業別書記局理事は、同時に總同盟理事を兼任することになつて居る。

代表的労働組合及びその聯合會は、團體労働協約締結の際には、當該生産部門の労働者全部を代表するもので、又各業に於ける労働状態の規正に關しては、關係當局者の諮問に應ずべきことになつて居る。又労働爭議の解決、労働市場の調整、又は労働者職業教育及び餘暇利用の組織等に參與し、社會保險制度

を提出して、同會議の可決するところとなり、こゝに名稱もギリシア労働者全國總同盟と改め、賃銀労働者たると、俸給使用人とを問はず、全國の労働者全部を統合し、労働上の各種要因間の利害關係を協調し、以て社會正義の確立と全社會に對する近代文明の特典均霑を目的とする團體たらしめるに至つた。

新規約によると、全國總同盟は、  
(一) 賃銀・俸給労働者團體を結合し、その文化的、物質的利權を保護し、  
(二) 社會保險其他に關する技術的、經濟的問題をも含む生活標準向上に關する諸問題に關して、労働者の地位を擁護し、  
(三) 行政上、及び社會保險制度上の集團的諸機關に於て或は調停裁判所に於て労働組合を代表し、  
(四) 團體協約締結上當事者を援助し、以て生産各部門間の利害を調整する。

を目的としたもので、それが爲、男女労働者を組織化して、職業、社會保險制度又は生産に對するその興味を喚起し、社會立法、團體協約及び調停裁判決の履行上に於て、政府を援助し、各種の調査研究をなし、各種職業の労働組合及びその聯合體を組織し、又業別全國書記所を設置し、國際労働會議に参加し、其他、文化施設の創設、出版、救護、手工業組合、消費者組合農會等の各種團體との協力援助、等をなし、且國際的労働組合團體及び政治團體とは全然分離獨立すべきことになつた。

全國總同盟の理事機關としては、理事十二名と主事とを以て

之を組織し、理事會は主事代行員三名及び常任職員を任命することになつて居る。理事會には、組織、會計、労働者教育、統計調査及び外務の五部を設置し、外務部では、國際労働條約案及び國際労働會議事務を取扱ふことになつて居る。

中央委員會は、理事十三名、顧問五名、地方聯合體の會長、業別聯合會主事及び大會代表三名にて構成し、三箇月に一回會合することになつて居る。又全國大會代表十二名と地方聯合體會長と組合聯合會主事、中央委員、理事、顧問等より成る全國委員會といふ機關も設置されて居る。

全國大會は、三年毎に召集されて、最高機關となつて居る。

全國總同盟の財政は、全國大會の決議に基いて、登録料（地方聯合體五〇〇ドラクマ、労働組合二〇〇ドラクマ）と會費（月額男子一ドラクマ、女子〇・五ドラクマ）を納入せしめるか、或は法律第一四三五號により、全労働者をして、毎月二ドラクマ及び毎年五ドラクマづつを強制徴出せしめるかによつて支辯することになつて居る。

ルーマニア 労働組合は、一九二四年二月五日附法人法によつて規制され、それが解散には、あらかじめ法人事務最高會議の協議を必要として居たが、一九三九年一月十日附法令を以て、（一）組合の活動が不規律にして、且法人法の規定に反し、或はその規約に違反する場合、（二）その經營機關に刑事上の犯罪者が参加せる場合、（三）秘密に且法人法の規定せる條件に違

犯せる活動に従業せる場合、（四）當局者に届出し一定の本部を有せざる場合には、前記法律による手續を経ず、閉議の決定により解散を命じ得ることとなつた。

### ソヴェエト聯邦の社會労働事情

#### 緒言

一九三九年三月、全聯邦共產黨の第十八回大會が開かれ、第三次五年計畫案が決定され、黨規約が改正になつた。

八月には、獨ソ不侵略條約の締結を見、ついで九月英佛とドイツの間に戦争が勃發するや、ソ聯邦軍は、ポーランドに進駐し、さらに十二月にはフィンランドに宣戦を布告した。

この年が國際的にソ聯邦の躍進の年であつたと共に、國內的にも漸く、發展のテンポをとり戻した観がある。

第十八回黨大會終了後、工場にも農村にも、廣汎な社會主義競争が起り、工業においては、多機械操作、兼職運動、婦人の進出等を見、農村ではコルホーズ農民の大衆的な水路建設運動、多收穫運動となり、その成果は秋の農業博覽會に示されてゐる。

工業の成績は、一九三八年に對して一四・七%の生産の増大を報じられた。即ち一九三七年に至つて停滞した工業生産の増大テンポは、漸く向上しつゝあり、一九三八年一二%、三九年一四・七%となつてゐる。モロトフによると一九三九年十ヶ月間の成績は、大工業一五%、機械製作及び國防工業二九%、國防

工業四五%といはれてゐる。各部門例外なしに増加してゐるが、未だに冶金、石炭、石油、木材工業の發展テンポはのろい。農業については同じくモロトフによると、穀物收穫六五億ブード、三八年度の收穫を一一%超過し、原綿は五%、亞麻は一六%、甜菜は二六%、馬鈴薯は六〇%の増加である。一月十五日發表ゴスプランの統計によると、鐵道貨物積載量は六・一%、社會給養を含む小賣商品取引高は一六・七%の増大となつてゐる。

一九三九年度豫算は最高會議第二回會期におけるズヴェーレフの報告によると、一九三九年度の歳入は一九三八年度に比し二二・三%増加の千五百五十九億留（計畫の九九・九%）で、歳出は千五百卅一億留（計畫九八・五%）であつた。

ソ聯邦豫算の主要項目は、國民經濟、社會文化施設費、國防費であるが、最近國防費の割合が著しく増加してきたことは看過できない事實であらう。（三六年一七・二%、三七年一九・五%、三八年一八%、三九年二六%、四〇年三一%）。しかし國民經濟への支出縮少は、經濟機關の自己蓄積の増大によつて、絕對數において減少を見せず重工業、國防工業の生産が増大してゐるにも拘らず、他面、消費手段生産部門の機械化が進行し、



繊維工業、輕工業、食糧品工業等の増産が續けられ、農業が著しく發展し、社會文化費が二百三十一億留、對前年二十五億留となつてゐる點も考慮さるべきであらう。ソ聯邦の増大する國防費が、擴大再生産の障礙とならず、勞働生産性の向上、國民の文化水準の向上、人口増加、國民體位の向上等に成果を示してゐる點は看過できない。

國債の消化、國營貯金の増加も、近年の顯著な現象である。第十八回黨大會で決定された、十年―十五年の間に、先進資本主義國に一人當り生産額の點でも追いつくといふ課題を前にして、國際的水準の點から見てもソヴィエトの現狀が大きい問題となつてきたのも新しい傾向であらう。即ち從來のソヴィエトの統計によく見られた帝政時代のロシア對現在のソヴィエトの比較のみならず、現在のソヴィエトの世界的地位が常に問題とされ始めてゐるのである。

一九三九年度において、人民委員についても、行政區劃、即ち聯邦構成共和國、地方、州、區等についても著しい分割が行はれた。一月二日には輕工業人民委員部が繊維工業及び輕工業の二人民委員部に分割され、同十一日には國防工業人民委員部が航空工業、造船工業、軍需品及び兵器の四人民委員部に、同十九日には食糧品工業人民委員部が漁業、肉類、乳製品、食糧品工業の三人民委員部に、同二十四日には重工業人民委員部が燃料工業、發電所及電氣工業、黑色冶金工業、有色冶金工業、建

築材料の六人民委員部に、二月五日には機械製作人民委員部が、重機械、中機械、一般機械の三人民委員部に分割され、更に五月二十九日には聯邦建設人民委員部が新設せられ(同時に構成共和國には自動車運輸人民委員部が設けられた)、また十月初旬には、燃料工業人民委員部が石油工業及び石炭工業の二人民委員部に分割せられ、人民委員部は三十六となつた。更に人民委員會議には、人民委員の外に國立銀行總裁、藝術、高等教育、國家計畫、ソヴィエト統制等の委員會あり、四十一人となつてゐる。三九年は人民委員部に參與會制が復活し、更に人民委員部の分割と並行して、人民委員會議長代理の數が著しく増加し、從來二名乃至三名であつたが、一九四〇年現在には六名となり、ニコヤン、カガノフ、ヴィシンスキー、ヴォズネネンスキー、ブルガニン及びゼムリヤチカとなつた。

一九三九年度のソヴィエト政治における重大事件は、第一に、第十八回黨大會が開催されたことであり、第二に獨ソ不侵略條約、ポーランド進駐等の國際情勢の多事を反映して、最高會議の臨時會期が開かれたことである。

全聯邦共產黨員は、一九三九年三月一日、百五十八萬八千八百五十二人、候補者八十八萬八千八百十四人。

### 勞働事情

第三次五年計畫第一年度たる一九三八年の全國民經濟にお

る勞働者、勤務員數は二七、八〇〇千人(暫定)、前年對比増加八一四・五千人といふ實績だつたが、一九三九年度の勞働者勤務員數は二八・六三六・四千人である。一九三七年における工業勞働者中婦人の占める地位は、三九・八%、一九三八年に四〇・五%、一九三九年は、四一・六%となつてゐる。

### 職業構成

ソ聯邦の生産能力の大きい發展は、住民の職業の性質、その生産上の構成をも一變させてゐる。今金屬工の數に關する一九三九年度の資料を一九二六年國勢調査の資料と對比してみると、九十八萬一千人が四百三十三萬一千百人となつてゐる。

農業においても、コルホーズ商品牧場長、トラクター隊長、耕作隊長、畜産隊長、その他の隊長、班長、農村試驗所長主任、育種係、種子溫度處理係、トラクター手、コンバイン手等の有資格員二百四十五萬七千八百人に達してゐる。

一九二六年當時のソ聯邦農業には、社會主義的農業改造の結果である、かうした職業はなかつた。一九二六年の國勢調査では、前述の職業中トラクター手の申告があつただけで、その數は僅かに四千二百人に過ぎなかつた。

又、一九二六年當時は、建設勞働者の中でも蒸氣掘鑿工やフィッチング工などの職業はなかつたが、一九三九年度の國勢調査當時には、八千八百の蒸氣掘鑿工と一萬五千四百のフィッチング工とが登録された。これは建設産業が、工業化されつゝある

一例となるであらう。一九二六年調査當時申告された職業中、社會主義的工業化の結果、消滅した職業も少くない。

一九三九年度に發展した、兼職運動が、頭腦勞働と肉體勞働との結合への第一歩をしめすものとされてゐるが、この運動の今後における發展は、職業構成を更に變化せしめるものといへよう。

(註) ベ・バズイニンによると第三次五年計畫における勞働者並に

勤務員の新規需要は約七、九〇〇千人で、その中三、七〇〇千人は大學、專門學校、技術學校、工場學校の卒業生によつて補充され、八〇〇千人は都市の主婦の工業への吸收及びその他の都市の供給源によつて補はれる。

農村よりは三、四〇〇千人を提供する外、幹部養成機關の學生の補充、及び手工業協同組合における都市の需要の一部を負擔するため、三、五〇〇千人を供給する必要あり、その中約三、二〇〇千人はコルホーズの負擔である。

婦人勞働の問題 家内勞働部門の獨立企業化、幼稚園、託兒所等の普及、婦人の文化水準の向上によつて準備のできた婦人勞働力の吸收が最近非常に問題となつてきた。ソ聯邦の工業に従事する婦人の數は、全勞働者數に對し一九二九年の二七・九%から一九三八年の四二・二% (ア・グリゴリエフ) にまで高まつてゐる。大工業部門別婦人勞働の配分も、左記の如く變化してきてゐる。

大工業における婦人労働者（徒弟を含む）の配分（大工業全體に對して）

工業部門	一九三六年	一九三二年	一九三七年	一九三九年
金屬加工及び機械製作	五・五	一七・三	二〇・〇	二四・二
紡	六四・五	三三・四	二二・二	二二・九
食料嗜好品	七・二	六・九	一〇・〇	一三・三

備考 E・オルリコワ「社會生産におけるソヴィエト婦人」  
 プロブレムイ・エコノミキ誌一九四〇年七號

一九三九年度における婦人労働者数は一千七十萬に達してゐる。かうした大量的婦人労働の適用を可能とした労働條件としては、生産設備の根本的改造、先進技術で裝備された改造及び新設企業の増加が労働條件の根本的な改善、軽減、健康化をもたらし、通風設備、塵埃や瓦斯排除設備がととのひ、手労働、工場内運輸の機械化、コンヴェイア化、困難な作業の分割等の結果によるものであるが、しかし一聯の部門には、未だに婦人労働が適用されてゐない。婦人労働の比較的多い食料品工業（四七・四％）棉業（六七・八％）——いづれも一九三八年七月一日——においても女人禁制の部門があり、鑄造作業では婦人は殆んど使はれてゐない。これは新設企業が婦人労働の適用を可能としてゐるにも拘らず、一九二八年——一九二九年當時の舊規準、舊傳統を因執してゐるからである。一九三九年には特に戦争勃發と關聯して婦人の新職業部門への進出が目立つてきた。特に注目を要するものは、動員應召者が應召のため、工場

管理部に辭表を提出すると、工場管理部は必ずこの辭表提出者を工場委員會代表の許に差廻し、工場委員會代表は應召者について家庭の事情を訊し、その妻の工場への新規進出を説き、妻が子供を有する場合は托兒所、幼稚園等を斡旋し、應召者の妻の新規生産進出に對し、また一般家庭婦人の新規進出に對し、萬善の策を講じ、托兒所擴張を急遽行ひ、このカムバニアが急速に相當廣範圍に行はれたことである。

ロシア共和國保健人民委員部はモスクワ州、トゥラ州その他の工業地方に三萬席の托兒所網の新設を決定し、建設中の托兒所と現存托兒所の擴張を十月二十五日まで完了すべきことを命令し、これがため技術員及び醫療従業員の妻を集め、托兒所保母養成の短期講習會を組織した。このほかに各個の工場、保健機關が新たに進出した婦人のために急遽托兒所、幼稚園、子供遊戯場を擴張または新設し、二交替制或は晝夜奉仕に移行したことを傳へる記事は三、四に止まらない。

労働機械化の問題 第三次五年計畫によると、労働生産性は工業に於て六五％、建設業——七五％、鐵道運輸——三二％、河川運輸——三八％を豫定してゐる。

第二次五年計畫の全投資額は、一千四百四十七億であつたが、第三次五年計畫においては千九百二十億に達する。

ソ聯工業の固定フォンドは極めて高い更新率をもつてゐるが右の數字によつても、第三次五年計畫における新技術や改善さ

れるであらう諸設備の擴大再生産が豫想されうる。

ソ聯工業の機械の基礎となるものは、機械製作業であるが、これはソ聯工業中でも飛躍的に増大してゐる。

ソ聯工業の労働の機械化は、第二次五年計畫間に非常に廣汎に行はれ、既に一九三七年には、鉄鐵溶解は八三・五％、マルチン式鋸鑄爐の操作は八〇乃至九〇％、泥炭採掘は七五％、板硝子製造は八五％、パン焼は七八％、漁撈は七〇％機械化されたしかしまだ機械化すべき餘地が十分あり、所謂、非綜合的機械化は石炭業をはじめ、——例へば、炭車は四八％、坑外における石炭運搬は六七％、配炭は八五％等——他の工業部門にも見られる所であつて、又木材工業部門の如きは、一九三七年に、機械による木材搬出量は僅かに三・四％でしかなかつた。工業の機械化における最大の缺陷は、積荷積卸し及び運搬過程の機械化が不十分なことで、第三次五年計畫においては特にこの分野の機械化が要請されてゐる。

工業労働における電力利用率も、一九三七年の工業労働における労働者一人當り動力利用率（キロワット時）及び、電力利用率は、夫々、一九三二年に對し一八・七％及び二〇・八・七％となつてをり、第三次五年計畫における電力生産増大も順調に進んでゐるやうであるから、今後益々増大するものと見られよう。

尙十八回黨大會におけるモロトフの演説にも引用されてゐる

が、ソ聯の企業の能力は完全に利用されてをり、發電力は、北米の二倍利用され、軌條は他の諸國よりも二倍集約的に利用され、又農業に於けるトラクターは三倍も活動してゐる。

労働者の職能度 ソ聯邦の固定フォンドと生産高の増大率を比較してみると、一九三一年には生産高が固定フォンドの増大率を抜いてゐるが、固定フォンドの集約的に増大した、一九三二——一九三四年には反對に、固定フォンドの増大テンポが生産高のそれを著しく凌駕し、一九三五年に至つて固定フォンドと増産のテンポが同一となり、スタハノフ運動の第一年度たる一九三六年度には、この關係が逆となり、生産高増大のテンポが固定フォンド増大のテンポを著しく凌駕した。このことは新技術把握の成功と、固定フォンドの負荷の増大を物語るものである。設備の利用の改善は、全生産過程、固定フォンドの回轉を促進し、減價銷却及び製品單位當りの設備の支出低減、從つて生産の収益性の増大に役立つ。

第三次五年計畫においては一方における多額の投資による技術の改善と、他方における労働者教育、新技術員の養成等によつて労働生産性の向上が企圖されてゐる。モロトフは第十八回黨大會において、現在既に、ソヴィエト人民の一三乃至一四％を占めるソヴィエト、インテリゲンチヤの増加を説明してゐるが、第一次五年計畫の初頭に於ては労働者百人に對し、技術家が三人であつたが、現在では労働者百人當り技師、技手八人

となり、第三次五年計畫では更にこれが増大するものと思はれる。

労働生産性の向上の最重要な源泉の一つは設備利用の改善にある。設備利用の改善はソ聯經濟の重要な質的指標である。第二次五年計畫における設備的集約的利用率は、綿業及び石油業が他の部門に比して若干の立遅れを示すとはいへ、一般に急速に増大してゐる。これが労働者の熟練度、労働規律の強化等によることはいふまでもない。

ソ聯邦に於けるスタハーフ主義者のレコードが世界的水準に達し、それを抜いてゐるにも拘らず、その平均生産高においては尙遅れてゐるのは、主として労働組織の方面の缺陷と、労働者の熟練性がまだ均等でないためと見られる。尙ソ聯工業の労働生産性に關する統計を下に掲げてをく。

労働組織の問題 労働生産性向上の重要な要因として、労働規律の問題は、一九三九年度においてとくに關心をそゝられた。

一九三八年度末に制定された所謂労働規律振肅令は一月一日から實施された。その後發布された本法施行細則は遅刻に關し、五分間以内の遅刻を遅刻と認め、五分以上の遅刻に對しては左遷、役目の格下等の罰則を科し、二十分を越える遅刻は、これを遅刻と認めず、サボターヂユと認定し、二十分以上の遅刻は一回をもつて即時解雇に附する旨を明かにした。しかしてこの法令は、本令による労働規律強化を回避し、或ひは怠者、移動労働者、不精勤者に對して本法の適用を行はざる企業指導者に

ソ聯工業の労働生産性の對列國水準(%)

年次	ソ聯邦	合衆國	イギリス	ドイツ
一九二八年	四、五五七	二八、一六〇	八、二三九	一〇、二二五
一九三二年	六、二二九	二二、八二三	八、八〇七	一〇、二九六
一九三五年	八、七〇八	二五、九六三	一〇、四四〇	一一、〇八三
一九三六年	一〇、六五八	二八、九七七	一〇、九四一	一一、四九三
一九三七年	一一、三八六	二八、一〇七	一〇、四五二	一一、七二六

備考 統計集「ソヴィエト聯邦と資本主義諸國」より

註一 固定基準留を以て表現せられたる工業生産額により生産物の質における差異を考慮せず算定せり。一九二八年は年生産額を年平均労働者数にて除して算定す。その他の年次は労働生産性發展の指数による。

註二 一九二九年

對しても、免職又は告訴に至るまでの責任を問ふこととした。

本法施行後検事局は直ちに活動を開始し、怠者を處罰せざる企業の管理指導者を裁判に附し法規違反によつて國營企業又は社會保險が蒙つた損害を賠償せしめ、なほ累犯に對しては一

年以下の體刑に處する旨を明かにし、労働組合中央評議會は評議會役員を企業に派遣し、労働者が如何に労働時間を空費しつつあるかを調査し、労働組合機關に對して、労働者が全労働時間を有効に生産労働に費すやう適正な處置を講ずることを命じた。

労働規律振肅令が主として、怠者、不精勤者に對し彈壓を加へ労働力の移動を防止するのに對し、一月十五日から實施された労働手帳制は、労働者の移動を可能ならしめる企業の不正な採用に彈壓を加へ、労働力の移動を防止せんとするものであつた。本法施行後、労働組合中央評議會は、種々の方法で、その實績を調査してゐる。

労働規律振肅令の一効果として當局の發表したところによれば、一九三九年一月—九月における社會保險の一次的労働能力喪失に對する扶助金支拂(工場災害を含む)は前年同期に比して日數計算で三八、五二九千日減少してゐる。

労働規律振肅令や労働手帳制も充分に嚴守されず、その後も法規違反は依然として續き、四月の労働組合中央評議會第八回總會、十一月の黨中央委員會會議によつて指摘されてゐる。労働規律振肅令に合法的に違反するために、怠者が理由なき缺勤に理由をこじつけ、豫め企業管理部がこれに默許を與へる等の合法的脱法行為も行はれた。

缺勤や遅刻が國民經濟に及ぼす工業總生産の損失は、ベ・マ

ルクウスによると第二次五年計畫において、三十億留、一九三七年一年だけでも十八億留となつたと言はれる。大體において最近數年間における缺勤數は著しく減少し、一九三二年に、それは労働者一人當り、一年約六日であつたが、一九三八年には工業における缺勤數は六分の一、建築におけるそれは九分の一に減少してゐる。

不休生産制が採用され、労働者のコレクチヴが大衆的スタハーフ運動を行つてゐる現在、労働規律に對する背反は、數年前よりも遙かに大きい打撃を生産に與へるものと見られる。

工場の停滯によつても、夥しい時間が浪費されてゐる。工場の停滯について、シュヴェルニークは、ある工場についてその原因をあげてゐるが、職場から職場へ半製品を渡さないためが、一番多く、工作機械の据附や設備の變つたのや、不完全な設備がそれにつき、その他器具がない、鑄型がない、主要材料がない、補助材料がない、蒸氣燃料、電力がない、傳導設備の故障、等々の原因があげられてゐる。労働組織が悪いために長い間動かないといふ例も少くない。

又、重機械製作工業中央管理部管下の工場で、三月に、二千八百四十八人が退職し、二千三百九十人が採用された。中央機關車工場では三月に二千九百九十人が退職し、一千六百人が採用された等の流動性が未だに見られる。この原因は、シュヴェルニークによると、新規採用労働者に對する同志的環境の缺如、

進級の見透しがないための退職もあり、又、他企業よりの引抜きもあるやうである。

賃銀制度 一九三九年二月から四月に亘つて、全工業部門にわたり、生産高基準と賃銀評價の再検討が行はれた。機械製作工業における生産高基準は平均二七・七%引上げられた。また職長賃銀の不合理が是正され、職長が部下の労働者の労働生産性向上に直接、緊密の利害関係をもつやうに改正された。

一九三九年の八—九月頃には、既に其作業率は發展した生産力のために著しく實情にそぐはなくなつてゐる。

生産高基準と賃銀と生産計画との関係の問題はとくに一九三九年十一月、ドンバス炭坑の計画未遂行と關聯して問題となつた。

計画未遂行の原因としては、高度の生産性を有する採炭機械の利用率の低下、労働力の移動、堅坑現場における技師の不足があげられるが、労働組合書記長シユヴェルニークは、未遂行の重要原因として生産高基準と計画の無關聯性及び石炭検査の改正問題を取りあげた。

生産高基準は、各工業部門の技術的條件によつて決定され、労働賃銀は基準一〇〇%を標準として決定される。各生産部門において生産高基準一〇〇%に對する賃銀は異なつてゐる。國民經濟の中で重要な地位を占めてゐる部門の賃銀は他の部門より高くなつてゐる。例へば重工業の賃銀は輕工業のそれより高

く、基本的作業の賃銀は附屬的作業より高いのである。

各部門における基準一〇〇%に對する労働賃銀を「基本的労働賃銀」といひ、それ以上の作業に對する賃銀を「累進獎勵賃銀」とよんでゐる。生産高基準が技術的標準の進歩に伴はず、古いまゝに置かれてゐるため、各部門の労働者の大部分は、容易に一五〇—一六〇%の作業能率をあげるために出來高拂賃銀の意義は全然失はれてゐるのである。

一九三九年十一月二十三日ドンバス石炭労働組合の第二回大會の席上でシユヴェルニークの述べるところによると、労働者の受取る賃銀の内、基本的賃銀は三〇—四〇%、累進賃銀は六〇—七〇%を占めてゐる。

更に問題となるのは、各生産部門の生産高基準を労働者の大部分が一五〇%—一六〇%を遂行してゐるのに、各工場、各礦山が割當てられた生産プランを同じ程度に遂行してゐないことである。ドンバスのカーリーニ炭坑では二八八人の坑夫が作業率の一五五%働いたが、國家の採炭プランは一〇—%しか遂行されなかつた。ドンバス炭坑全體として、國家の採炭プランを遂行するためには、労働者は基準の一六〇%働かねばならず基準の一〇〇%働けば、プランの僅か六二・五%しか遂行されない。

重工業部門でも、例へば「グラヴトランスマシン」の車輛工場では、國家の生産プログラムは六〇—七〇%しか遂行され

るその分布は次の如くなつてゐる。

職 場	一九三九年十一月一日の全労働者	内 出 來 高 拂	時 間 拂
基 本 的	一一〇、二七〇	七六、五三九	三三、七三一
補 助 的	四九、四五七	二四、二九一	二五、一六六
計	一五九、七二七	一〇〇、八三〇	五八、八九七

注、一九四〇年、六號  
 エノヴィッチ「機械製作における労働組織の問題」計畫經濟誌、一九四〇年、六號

スタハーフ運動 第十八回黨大會の直後四月に開かれた全聯邦労働組合中央評議會第八回總會において、シユヴェルニークは、とくに従來の社會主義競争及びスタハーフ運動の實績を檢討し、その報告の決議においても、

「經驗の實證するところによれば、社會主義競争の成功は、組合グループに初まる、組合機關のすべてが社會主義競争を展開し、組合グループ組織者が競争の首唱者、組織者、指導者となつてゐるところで最もよき成果を擧げてゐる。

労働組合機關は、社會主義競争とスタハーフ運動の力はその大量性にあることを銘記せねばならぬ。社會主義競争の展開に對し、上から單に事務的に對するところの、一聯の組合機關の役に立たぬ實際活動を決定的に終結せしめなければならぬ。

労働組合中央委員會、州委員會、工場委員會、メストコム、職場委員會、組合グループ・オルグは、労働者、勤務員が社會主義競争の契約を締結するに當つては、契約實現の期日を明示し、義務の具體性を明確にし、契約履行の系統的調査と契約履行の發表を組織し

てゐないのに、労働者は基準を一五〇%—一六〇%遂行してゐる。又ポールベヤリング工場では國家の生産プランは遂行されてゐないのに、労働者の基準は一五二—一六〇%遂行されてゐる。

更に、基本的作業と補助的作業の生産高基準に不平等があり従つて國民經濟の上から言つて重要な地位を占めてゐる基本作業の賃銀が、補助作業のそれより高くなければならぬのが、兩者に差異がないやうなことも生じてゐる。

かくて生産高基準の改正が問題となつてゐたのであるが一九三九年度内には十分な解決を見なかつたらしい。

第三次五年計畫では労働生産性を六五%賃銀を三七%増加せしめることとなつてゐる。労働生産性の向上が賃銀の増加を超越することを原則としてゐるが、生産品單位當りの賃銀支出の減少は、労働者の賃銀水準の低下とはならず、計畫的な賃銀の向上を豫定してゐる。賃銀問題で尙主要課題の一つとなつてゐるのは、労働者、職長、技術員に對する賃銀の正しい關係の保證である。

更に又、生産高基準の改正だけでは、まだ十分と言はれない。現在、出來高拂制度が普及してはゐるものの、未だに時間拂ひ労働も少くないからである。一九三九年十一月一日の重工業部門において出來高拂制は、十五萬九千七百三十人の内、十萬八百三十人、即ち六三%である。基本的作業と補助的作業にお

社會主義競争の優秀分子を工場新聞(壁新聞、ポスター)及び地方新聞、州新聞、中央新聞を用ひて廣く報道し、これら優秀分子の肖像を職場、クラスヌイ・ウゴロク及びクラブ等に掲げしめなければならぬ。」

シニヴェルニークはその報告において更に、スターリンの「社會主義競争の原則とは、一般的に向上せむが爲に前驅者が立ち遅れたる者に同志的援助を與へる」ことであるといふ言葉をひき、

「社會主義的生産の先驅者——スターリンの労働者やウダルニークの経験の傳達は労働生産性の一般的昂揚にとつて重大な意義を有する」

とのべ、その實例を一々引用した。決議においても、

「作業に直接従事するスターリン主義者の作業を例示し、スターリン主義成所を通じ、男女労働者にスターリン的作業方法の傳習を廣く組織する義務を、工場委員會、メストコム、職場委員會、組合グループ、オルグに負はしめる。

組合機關に對し、企業内に作業基準を遂行し得ざる一人の男子労働者も、一人の婦人労働者も存在せぬやう、作業基準未遂行の男女労働者の技術習得に就いては日常的支持援助を與ふべきことを提議する。」

とのべられてゐる。更に決議には、

「スターリン運動は労働者、技術員、勤務者の合理化提議、發明思想、創造的發意を廣く發達せしめた。發明家及び合理化提案者に對する日常の配慮は労働生産性増進の新しい準備を開拓するであ

らう。

労働機關に對し、労働組合機關が大衆的労働者發明を全面的に發達せしめ、労働者、技術員、勤務員等の發明家、合理化提案者の創造的イニシアチヴを適時に把握し、企業管理部門に對して合理化提案及び發明の實施を執拗に要求すべきことを義務づける。」と云つて居る。

かくて社會主義競争は黨大會後は、従来の個人對個人、或は同一工場における職場對職場の競争から一工場對同一種工場、或は一工場對他種工場、又は一工場對炭坑、鐵道驛等とその競争形態を擴大し、競争の時期と條件を具體的に決定し、競争期末に競争者双方より代表者を出し、競争成績を嚴密に検査することとなり、かくて社會主義競争は大いに具體化し、且つ競争の部面は著しく擴大された。

六月、モロトフ記念ハリコフ工場及びスターリン記念ウラル機械工場に起つた「多機械操作運動」は極めて急速に全國に波及し、九月には幾十萬の多機械操作者が出現した。

「一九三九年秋のスターリン的昂揚は、スターリン運動の開始された當時、一九三五年秋の偉大なる日々にも匹敵するものといへよう(ア・グリゴリエフ)」

とも言はれてゐる。

多機械操作の大衆運動の勃發前は、數臺の工作機械操作は自動或いは半自動機に限られて行はれてゐたのであるが、スターリン主義者は一人の労働者による二臺乃至三臺の自動機さら

の操作をする可能性を與へるからである。この運動は、生産部面のみならず、補助労働方面にも廣がり、次第に労働餘力を生むに至つてゐる。之等の運動が、少數の労働者のみならず、廣く大衆的に擴がつて行きつゝある事は、左の統計からも窺はれる。

日	付	多機械操作の機械臺數	一晝夜における工作機交代數	多機械操作労働者數
一九三九年十一月一日		三九九七	七四三八	三一九七
一九三九年十二月一日		四五四五	八六四五	三七一七
一九四〇年一月一日		四八三四	九三三四	三九四五
一九四〇年三月一日		五一八九	九九八三	四〇六五

(イ・ユノヴィッチ「機械製作における労働組織化の任務」計畫經濟誌 一九四〇年 六號)

「プロブレムイ・エコノミキ」誌一九四〇年、二號「ホルホイズの労働資源及びその利用」

- (2)(3) 昭和十四年度労働年鑑「ソ聯邦」の項参照。
- (4) 一九三九。一二・一二、ブラヴダ

### 農村労働事情

農業の社會化、機械化は、ソ聯邦の農業労働を徐々に工業労働の水準にまで高めて行くと言はれてゐる。

「古い農村……が姿をかくし、そのあとへ、社會經濟的施設をもつた新しい農村、クラブや、ラヂオや映畫や學校や圖書館や託兒所をもつた新しい農村、トラクターやコンバインや打穀機や自動車を持

に非動機、即ち削截、平削、鑽孔、旋盤、其他の操作の完全なる可能性を實證した。日毎に一人の労働者による機械は増加する。日毎に多機械操作者(最初は二三臺から始めやがて、五、六臺乃至それ以上の操作をする)の數が増した。ハリコフのモロトフ工作機工場では六臺の工作機を受持ち、生産高基準を三、四倍遂行するものがあり、これが追隨者は相次いで出現し、その後この生産カンパニアは工作機に限らず、他の工業部門にも傳播し、各種機械の多機作業運動となつた。この運動はたゞに機械の増加のみならず、生産高基準の超過遂行が立前となつてゐるが、又このために、賃銀も一・五倍乃至二倍となつてゐるものもある。

多機械操作について、多數アグレガート運動が始められた。

例へば化學工業人民委員部管下の「共和國」工場に於ては、各爐工は二つのウルトラマリン爐を操作し、更に製陶爐を操作してゐる。赤色工具工場の熱處理場では、現在七人の労働者が二交代で二〇以上のアグレガート(滲炭用反射爐、鍛鍊用反射爐、鍛鍊用坩堝、鉛槽及び鹽槽、鍛鍊用槽、砂注入裝置、電氣乾燥棚)を運轉してゐる。

多機械操作運動と並んで兼職運動が起つた。この二つの運動形態は必然的に結ばれてゐるものである。様々なタイプの機械における機械的時間と補助的時間との種々な相互關係は一群の細部工作を一臺の機械で行ふ場合の、暇を利用して、別の機械

つた新しい農村が現れつゝある……今では名士といふのはコルホー  
ズやソフホーイズや學校やクラブの活動家、熱練せるトラクター運轉  
手やコンバイン操縦手、耕作、牧畜の前衛隊、コルホーイズの最上の  
男女突撃隊である。——都市と農村との對立は消え失せつゝある……  
……農村自體にも機械トラクターステーションや修繕工場、各種の  
コルホーイズ企業、小發電所等々の工業がある。都市と農村との文化  
的溝渠はみだされつゝある。」とスターリン、は述べたが、ソ聯邦の  
農村には、ソフホーイズやM.T.S (機械トラクターステーション)  
コルホーイズの労働者、勤務員数は相當數に上り、彼らの労働は、従  
來の農村と異なる新しい労働となりつゝある。

サウチンによると、一九三九年には(單位千人)

コルホーイズ商品牧場長	二〇〇・五
トラクター隊長	九七・六
耕作隊長	五四九・六
畜産隊長	一〇三・一
その他の隊長	八九・三
班長	四六六・五
農村試験所主任、育種係、種子温度處理係	一六・九
トラクター手	八〇三・一
コンバイン手	一三一・二
計	二、四五七・八

となつてゐる。種々の統計によつて數字に幾分出入があるが、  
大體において、毎年増加してゐるものと見られる。

(註) ドヴォールキンは一九三九年一月一日のコルホーイズ指導動  
務員數を百六十六萬、専門家數を三十萬九千六百、一九三八  
年六月一日のトラクター手、コンバイン手等の労働者百五十  
二萬として、新しいコルホーイズ形態の労働を特徴づける人の  
數を三百五十萬としてゐる。

コルホーイズ農家數は、

一九三九年	一九三九年	一九三九年	一九三九年
コルホーイズ(單位千)	二二・三	五五・九	三二・一
内コルホーイズ(單位千)	〇・四	六・〇	一四・九
農家(百萬元)	〇・四	一四・九	一五・七
一九三九年	一九三九年	一九三九年	一九三九年
コルホーイズ(單位千)	二二・三	五五・九	三二・一
内コルホーイズ(單位千)	〇・四	六・〇	一四・九
農家(百萬元)	〇・四	一四・九	一五・七

一九三九年國勢調査の農村人口數は一億一千四百五十萬であ  
つた。農民自身の文化的水準も都會に次第に近づいてゐる。三  
九年の國勢調査による九歳以上の識字率は左の如くであつた。

一九二六年十二月十七日	一九三九年一月十七日
男	男
女	女
兩性	兩性
A 都市人口	八五・三 六七・六 七六・三 九五・七 八四・〇 八九・五
B 農村人口	六一・九 三〇・〇 四五・二 八八・二 六六・六 七六・八
全人口	六六・五 三七・一 五一・一 九〇・八 七二・六 八一・二

一九三七年には一六——五九歳のコルホーイズ労働可能人口三  
四、七〇〇千人の中、男は一五、五三二千人(四四・七六%)、女  
は一九、一六八千人(五五・二四%)であつた。一九三七年のコ  
ルホーイズにおける總労働時間の六〇・一八%は男、三九・八二  
%は女であつた。一九三七年に副業經營に支出した労働時間に

對する割合は、男子は九・八一%、女子は六九・六五%である。  
副業經營に對する總労働支出(一六——五九歳の全労働者)の中、  
男子の占める部分は一八・四%(一、二二一千人・年)で、女子  
が八一・六%(五、四一三千人・年)を占めてゐる。一九三六  
年——九月におけるコルホーイズ員労働時間の調査資料によれ  
ば、生産的労働に對する消費時間は(コルホーイズ員一人當り一日平  
均)男子——八時間七分、女子——五時間五十一分である。併  
し他の労働支出を加算すれば男子は九時間五十八分働き、女子

更にコルホーイズにおける、作業に参加せるもの一人當りの一ヶ月作業日數は、

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一六——五九歳男子	五八	六〇	六二	六三	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五
一六——五九歳女子	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八

コルホーイズ作業に参加しないコルホーイズ員の一部はM.T.Sで  
働き、また雇傭されて働いてゐる。M.T.S及び雇傭のコルホー  
イズ員は一九三六年に男子の一六%、女子の三・三%を占めてゐ  
た。コルホーイズにおいてもM.T.Sにおいても働かなかつたコル  
ホーイズ員は七月においてさへ男子の七%、女子の二二%あつた。  
更に双方掛持ちで働いたコルホーイズ員が一九三六年七月に六%  
である。ソフホーイズ建設の指標(企業附屬ソフホーイズを含む)

は十一時間三十四分働いたことになる。この「その他の労働支  
出」の主なるものは婦人の場合は家事である。このことは婦人  
コルホーイズ員の一日の労働時間構成が正常でないことを示して  
ゐる。婦人が勉學及び修養のために割く時間が僅かであり、男  
子は教養に第二に多くの時間をさいてゐる。  
次にコルホーイズ人口の幾パーセントがコルホーイズ労働に参加  
してゐるかを示すと、

ソフホーイズ	ソフホーイズ	ソフホーイズ	ソフホーイズ	ソフホーイズ	ソフホーイズ	ソフホーイズ	ソフホーイズ	ソフホーイズ	ソフホーイズ	ソフホーイズ	ソフホーイズ
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一六——五九歳男子	三〇・三	三〇・三	三〇・三	三〇・三	三〇・三	三〇・三	三〇・三	三〇・三	三〇・三	三〇・三	三〇・三
一六——五九歳女子	二二・八	二二・八	二二・八	二二・八	二二・八	二二・八	二二・八	二二・八	二二・八	二二・八	二二・八

あるが、この組織の目的とするところは、——即ち良質、安價  
なる多量の農産物を國家に與ふること、合理的大農經營の範を  
垂れ、これによつて小農家經營の社會主義的改建に協力するこ  
とであつた。二、三統計をかゝげると、

項目	単位		
	一九二八年	一九三二年	一九三八年
ソフホーズ数(企業附)	一四〇〇	四三三	三九六
労働者平均数	千人	三六・八	一八九・五
固定フォンド	百萬留	四五・五	四〇〇・六
播種面積	百萬ヘクタール	一・七	一三・四
トラクター	千臺	六七	一三・四
その能力	千馬力	七六	一四・〇
コンバイン	千臺	—	一七・八
自動車(貨物)	千臺	—	三・〇
家畜頭数	千頭	〇・七	三・〇
牛	百萬頭	〇・八	三・三
豚	百萬頭	〇・六	一・八
羊	百萬頭	〇・五	五・七

備考 計畫經濟誌 一九三九年 十一號  
マトヴェーエフ「ソフホーズの労働生産性」による。

穀産ソフホーズの土地面積は、平均して二萬三千四百ヘクタール、ミルク、肉類ソフホーズ——二萬八千六百ヘクタール、養羊ソフホーズ——十萬八千五百ヘクタールである。その他の部門のソフホーズは養鹿ソフホーズを除けば、面積において非常に小規模である。

ソフホーズ生産は、年々成長し強化されてゐる。一九三七年のソフホーズ播種面積は、一千二百二十萬ヘクタールに達し、ポールの播種面積と同じ位で、イタリーのそれよりやゝ大きい。

千六百人、エンヂニヤ二千人となつてゐる。

ソフホーズにおいて常時作業に服する者は、現在百七十萬人(年平均数)で、その中の多くは、熟練労働者、専門家である。

また労働者の多くは、何等かの専門を持つてゐる(トラクター手、コンバイン手、修繕工、自動車運轉手、機械方、機關手、豚飼ひ、乳搾り、羊飼、家畜の世話係等)。ソフホーズ労働者はすべて、冬期講習會等で資格を高め、資格考査試験を受ける規定になつてゐる。

機械化の普及とスタハーフ運動は、ソフホーズの労働生産性を著しく高め、労働者一人當りの生産高は年々増加し、反対に單位生産物に對する労働の支出は減少してゐる。穀産ソフホーズの年平均常置労働者一人當り穀物生産高は、一九三三年に一三・五トンであつたが、一九三五年は二三・九トン、一九三七年では六三・四トンになつた。同じく穀産ソフホーズの商品穀物納入高は一人當り四九・四トンであつた。穀産ソフホーズにおける労働生産性の向上は、平均常置労働者一人當り刈取面積の増大においても見られるところである。即ち、それは一九三四年の二四ヘクタールから一九三七年の六六ヘクタールとなつてゐる。

コルホーズ 第三次五年計畫においては、コルホーズはアルテリからコンミンへ移らねばならぬと論ずる者もあつたが、第十八回黨大會においてモロトフは

く日本の播種面積より二倍大である。

ソフホーズは「穀物、肉、ミルク、毛皮、棉花、其他農産物の「工場」であつた許りでなく、工業的農業の「學校」ともなり(二十箇年間のソフホーズ建設)コルホーズの組織に直接参加すると共に、新設コルホーズに對しては、コルホーズ労働の組織、トラクター、コンバイン、自動車、種子の提供、農業機械の修繕、幹部の養成等々に廣汎な援助を與へ、小農に對する大農經營の優位を實證する役割をしてゐる。

一九二八——三一年間に設立された新ソフホーズは最新式の機械技術を基礎とせるものであつて、熟練労働者——機械方、トラクター及びコンバイン操縦者等を必要としたが、當時は養成済みの幹部労働者があつた。だから、高級な機械を見たこともないやうな昔の日傭農夫、牧夫、貧農、中農、を養成してトラクター、コンバインにつけなければならなかつた。ソフホーズは工業労働者の協力を得て短い期間に、未経験者に複雑機械の取扱方、操縦法を教へこんだ。かくして其幹部員養成上の困難を征服し、社會主義農業の名手を育て上げたのであつた。最近五ヶ年間に、ソフホーズ人民委員部所管ソフホーズの學校及び講習會で養成された者は、トラクター手二十萬人、コンバイン手四萬二千人、コンバイン助手一萬六千五百人、作業隊長五千人、同人民委員部管下の高等専門學校及び技術學校では、畜産技術員七千五百人、衛生技術員三千五百人、農事技術員二

「我々はこの基本形態(アルテリ)の有する農業の向上、コルホーズ農民の安寧の向上のためのすべての可能性をまだ十分利用しなくてはならない」

として、第十八回黨大會の決議においても、

「コルホーズの建設の任務は、爾後における農業アルテリの計畫經濟的強化、コルホーズ共有財産の強化發展、コルホーズの畜産牧場の發展、社會的保險基金及びその他の農業、コルホーズ農民の生活の物質的文化的水準の向上基礎となるべきコルホーズ財産の強化發展にある。これと共に、農業アルテリ定款の破壊に對する闘争を強化し、コルホーズの利益を破壊し、コルホーズ規律を破壊する、住宅附屬地經濟及び住宅附屬地の不法擴張並に各コルホーズ員の養畜數の不法擴張を防止せねばならぬ」

とされたが、一九三九年におけるソ聯邦當局のコルホーズ政策は概ねこの線にそひ、左の如き農業關係の主要法令の發布となつた。

- 一、五月二十七日附「コルホーズの共有地不法讓渡防止手段に關する決定。」
- 二、七月八日附「コルホーズにおける公共畜産業發展方策に關する決定。」
- 三、九月三日附農業稅法。

これらの諸方策はすべて、コルホーズの公共經濟的要素をますます増加させるがためであるが、一九三八年の統計によると私經濟的要素は播種面積の四・三%、家畜頭数の内、牛六一・

七%、豚六六・七%、羊五三・〇%に及んでおり、又コルホーズ農民の中にはコルホーズ労働に餘り参加せず、私経済に専心するものも少くなかつたのである。コルホーズ農民の年作業労働日數別の分類を見ると、

五十日以下	五十一日	百一日	二百一日	三百一日	四百日
一九三六年	二二・三	一八・三	二六・五	一七・四	九・八
一九三七年	二一・二	一五・六	二五・〇	一八・四	一一・三
					八・五

二百日乃至六百日の労働日を得てゐるコルホーズ員も少くないが、中には一年に二十乃至三十日しか労働してゐないものもある。其の内のある者は出稼労働者であり、他の者は労働者、勤務員に轉化してゐるが、又共有經濟をさけて私經濟に力を注ぐ者もあつた。一九三九年はアルテリ形態についてゐるこの私經濟部門の清算に一步を進めたものといへよう。農村におけるこの私有財産形態は農村における生産力發展の不十分から生ずるものであり、個人の生活需要品の十分な充足が、社會的生産によつて行はれないからであるが、政府の第一の決定は、農業アルテリ定款規定以上の住宅附屬地の擴張を禁じ、コルホーズ員の一定の義務労働日を設定し、一年の義務労働日を遂行せざる労働者及び婦人労働者はコルホーズを脱退し又、コルホーズ員たる權利を喪失したものと見做された。義務労働日の最低限度は棉花栽培地區のコルホーズにおいて年百労働日、穀作及び畜産山岳地帯六十労働日、その他の地方八十労働日と決定

された。

更にコルホーズ員の關心をコルホーズ労働に向けため、

- 一、各コルホーズ内に内部管理規則を設け、各コルホーズ員の義務を明確に規定し、
- 一、他の經驗をとり入れ、労働生産性を高める作業標準を作成し、
- 一、コルホーズ作業隊の下にさらに組班を設け、これによつてコルホーズ員の作業を直接監督し、作業に出動せざるコルホーズ員根絶を期すること、

が提案され、かくて各コルホーズに内部管理規則が設けられ内部管理規則に背反し、コルホーズ労働に出動せざるコルホーズ員に對してコルホーズ除名等の強硬手段が行はれた。かくて調査によると、コルホーズ共有地の不法分譲は總面積二百五十萬ヘクタールに及んでゐたことが分り、それぞれ規定の處置をとられ、労働規律の點でも、一日も労働日を働かないものは、前年に比し半減し、労働日三百日以上を得たるもの、コルホーズ員に對する比率は、一九三八年——二一・八%、一九三九年——二五・〇%となり、最低限度以下の労働日を得たるものは總労働能力者の一六%となつた。畜産に關する新決定は、各コルホーズの最低牧場數、最低頭數を規定し、右を有するコルホーズに特典を與へ、それらに努力せるコルホーズ員に労働日を與へ、又、コルホーズ畜産業飼料資源の發展を規定し、肉納入に關し、從來の所有頭數による義務納入を、土地面積による義務納入に改め、これを全聯邦八

地方に分けて規定し、コルホーズ員及び個人農の私有家畜の納入率を多くした。

右の規定が、コルホーズ牧場の發展を促したことは、一九三九年中に牧場が十九萬四千五百ふえ、一九四〇年一月一日に五十六萬九千九百となつたが、その内十八萬三千が一九三九年後半期に増加せる點からも窺はれる。社會化された部分の家畜頭數は一九三八年一月一日の三七%から一九四〇年一月一日の四六%となつた。

農業税法の改正も、右の二つの法令と同じ精神から出たものであることは、農業税の國家收入に占める地位の微々たる點からも窺はれる。從來非社會化收入によるコルホーズ員の納税は十乃至五十留であつたが、新法では最低五十留以上となり、個人農は更に重い。コルホーズは農業税を免れ、一九三六年七月制定の所得税を支拂つてゐるが、これは農業アルテリ及び、コンミンは總所得額の三%、共同耕作組合は四%である。

以上によつてコルホーズ農民經濟の社會化は一步を進めたと考へられる。

コルホーズの社會化生産物の分配は、労働日によつて決定されるが、この場合種々の異つた形態の労働が一つの規準に平均化される。労働日における計畫的作業基準と労働の評価はコルホーズ員の集會で決定される。

労働日による所得は、現物及び貨幣で行はれてゐる。現在も

その主なるものは現物の收入であり、これは國家の調達、協同組合の調達後コルホーズ市場にて賣られる。

コルホーズ員所得の貨幣形態への轉化は次第に行はれてゐる。一九二六——七年不變價格で、コルホーズの農業總生産額は、一九三二年——一九三七年間に一・九倍増加したが、コルホーズの貨幣收入は三・一倍に増加し、労働日による穀物分配は、三・五倍増加したが、労働日による貨幣分配は四・三倍となつてゐる。

コルホーズにおける各種農産物の増産計畫については一九三九年以來、ソ聯邦内において種々の方策が講じられたが、これがコルホーズ員の自家消費以上の商品部分を増大させることは言ふまでもなく、これが國家への義務納入や消費組合の買付によつて貨幣形態をとる部分の多くなることも考へられる。

とくに現在の労働日の基準が、各コルホーズ間において、一定せず、同一労働日に對してその收穫率による分配も相違してゐるし、他面トラクター操縦手の如く、各コルホーズにおいて、同一労働に對して異なる報酬が與へられることなど、いろいろの問題がある。

しかし將來コルホーズ民の報酬形態が、トラクター操縦手の報酬形態へ移ることは考へられることである。

すでにコルホーズ農民の中には、機械化労働をなすトラクター運轉手、コンバイン操縦手、組立工、亞麻收穫機操縦手等々



が百萬を數へてゐる。

第二次五年計畫期間にコルホーズ家族の平均収入は、一九三二年の二、一三三留から、一九三七年の五、八四三留に、即ち二・七倍の増加であるが、この期間のコルホーズ農家一労働日當り作業高は七〇%の増大を考へると、主として、この増加は、一労働日當りコルホーズ農民給付の増大によるものと見られるとソルレルチンスカヤは述べてゐる。

農村における工業商品の購買は、一九三二年から一九三八年にかけて、織物、被服——二・一倍、履物——六三%、石鹼と香水——二・七倍、文化財（本、運動具、樂器、寫真等）は六倍となつてゐる。

農業經濟の高い労働生産性と高い商品性を伴ふ大機械化農業が、農業アルテリのコムムーナへの轉化の基礎であるとされるが、コムムーナはアルテリ内に、穀物、家畜、鳥類、果實その他産物が豊富となり、機械化洗濯場、近代的食堂、パン製造所等ができ、コルホーズ男女が、さうした社會化形態のものを有利と見るに到つたとき發展すると言はれてをり、第三次五年計畫期はまだアルテリの時代とされてゐる。

尙農村の生活形態も最近變化し、一九三九年には、五千萬冊の本をもつ六萬二千の圖書館、約十萬のクラブ、二百六十五のコルホーズ・ソフホーズ劇場、一萬九千の映畫館があるし、生徒は二千二百萬人となり、第三次五年計畫中に農村及び民族共

和國に八年制小學校が豫定されてゐる。

コルホーズ農民の労働規律とも、労働組織の改善も問題となり、これはアンドレーエフも第十八回黨大會で「コルホーズ及びコルホーズ作業隊の労働組織を班制度になすこと、及び作業に對する支拂プレミヤを收穫高に應じての個人制乃至班制に斷乎として改める必要がある」とし、大體その方針がとられることとなつた。

農業社會主義競争 一九三九年には農業部門で二つの顯著な動向が見られた。一つは農業博覽會を中心とする社會主義競争であり、一つは灌漑水路建設運動である。三月の第十八回黨大會においてアンドレーエフは、農業の先進分子と後進分子の間に大きい開きがあることを指摘し、こゝに收穫率向上の可能性を見たが、その先進分子の經驗をソ聯邦全部に普及させる手段として選ばれたのが、農業博覽會である。従つて農業博覽會は「全聯邦コルホーズ大學」とも言はれ、スタハーノフ運動學校と好箇の對象をなしてゐる。一九三九年第一回博覽會の參觀者は約三百五十萬人に達したと言はれてゐる。モロトフは十八回黨大會において

「この博覽會は各コルホーズ、各ソフホーズ、各機械トラクター配給所、各地區、各州、各共和國內に競争をよび與せねばならない。それは農業の將來の興隆と第三次五年計畫の諸條款遂行に偉大な

る役割を演ずることが出来るし、また演じなければならぬ」と言つたが、すでに一九四〇年の博覽會參加權のための競争が

「一九三九年の春、農耕作業の始まると同時に發生した。すでに五月には地區二千五百以上、約四千の機械トラクター配給所、十萬以上のコルホーズ、五萬二千以上のコルホーズ農場、五十萬二千の作業隊及び班、約七十萬人の農業先進者達が參加した。——博覽會の開催期間約三ヶ月、この間この運動は無限に擴大し、その參加者數は數倍し、この競争の成績指數を作つた。〔ツイツイン〕

と言はれるが、モロトフは一九三九年の博覽會の成果をのべて

「コルホーズ員及び一般國民がわが農業のすぐれた諸成果を視察したことは、進歩的コルホーズ員の創造的イニシヤチヴの今後における向上及び一般にコルホーズ農業の發展の爲大なる意義を有するであらう。この博覽會は多數のコルホーズ員に對し、屢々世界的意義を有するコルホーズ及びコルホーズ員の數多優秀なる諸成果を視察する可能性を與へた」

として、アルタイ地方におけるエフレイモフ及びチュマノフの作業班は全コルホーズにおける一ヘクター當り四〇〇乃至五〇〇ブード小麦收穫運動の端緒をあたへたが、博覽會には、チュマノフの五一ブード、コフバサの五一〇ブード、セルゲーエヴアの六〇七ブードの小麦收穫、アゼルバイジャンの女子コルホーズ員アリエヴアの作業地の一ヘクター當り一五二ツェントネルの綿花收穫、ウズベクのフダエフの作業班の一ヘクター一五二ツェントネルの綿花收穫等の例をあげてゐる。ツイツイン

も、ヤクートの大麦一ヘクター一七ツェントネル、カザフスタンの甜菜一、四一〇ツェントネル、ロストフ州の葡萄一ヘクター一四〇〇ツェントネルと報じてゐる。

- (1) 「プラノイヴォエ・ハジャイストヴォ」 誌一九四〇年八號「都市農村間の對立の清算」
- (2) ベ・パブレフ「コルホーズの労働資源及其その利用」
- (3) ゴスプラン統計集「ソ聯邦の農業」
- (4) 統計集「第二次スターリン五年計畫におけるコルホーズ」
- (5) 「計畫經濟」誌一九四〇年六號「農業アルテル發展の道」

### 共産黨及労働組合

全聯邦労働組合第八回總會 第十八回黨大會では、労働組合中央評議會書記シュヴェルニークが、第十七回黨大會後のソ聯邦の労働事情をのべたが、黨大會終了後、間もない四月二十二日から一週間にわたり、モスクワの組合會館で、全聯邦労働組合中央評議會第八回總會が開かれた。議題は、

- 一、共産黨第十八回大會の決議に關聯せる労働組合活動について  
報告者 シュヴェルニーク
- 二、労働組合機關（工場委員會、メストコム、労働組合州委員會、地方委員會及び中央委員會）選舉について、  
報告者 ニコライエフ

總會の出席者は、全聯邦労働組合中央評議會の委員、及び同候補者のほか、殆んど全部の労働組合中央委員會代表、百名を

越える労働組合州委員会代表及び二百五十二名の工場委員会、メストコム代表であつたが、總會へはソ聯工業の著名人士や有名なスタハーノフ主義者ら百五十七名が招待され、傍聴した。總會第一日は聯邦労働組合中央評議會書記、N・M・シユヴェルニークの報告があつた。

シユヴェルニークの報告は、第十八回黨大會の決議實行に關して労働組合の採るべき方針を提議せるもので、これを要約すると、

- 一、第三次五ヶ年計畫の遂行、超過遂行の爲の大衆の競争の指導。シユヴェルニークは、「第三次スターリン五ヶ年計畫」記念社會主義競争の發意者である「クラスヌイ・プロレタリア」工場、その他の模範的な社會主義競争の例をあげ、正しい社會主義競争組織、義務の具體性、契約の定期的検査」の必要をとき、又、スタハーノフ的經驗の大衆化のための組合の活動の必要をとき、
- 二、労働生産性の餘力。

シユヴェルニークは労働生産増大の餘力として、労働組織改善問題にふれた。たとへばシユヴェルニークの調査によるとある工場の第一四半期における停滞時間の内十八萬六千二百六十二時間が工場管理部の責任であり、一萬八千七百四十八時間は責任ないといつた例をあげた。又労働については、労働と労働組織問題、停滞との競争生産性引上の問題を結付ける必要をとき、又労働者、技師、技手の發明的考案合理化提議がまだ十分にとり入れないとし、設備の社會的検査の意義の大なることをといた。

七、スターリン的に活動せよ

大體右のやうな項目に分けて、具體的な例をあげて、シユヴェルニークは數時間に亘り説明した。終つて直ちにこれが討論に入つたが、討論通告者は百九十七名の多きに達した。

討論は二十六日まで持越され、同日夜の會議において、五十七名の討論を終つたのみで打ち切り、シユヴェルニークが登壇した。彼はとくに林業浮送労働者組合の北部及び中南部の二人の議長の態度を非難してゐる。シユヴェルニークの報告に關する決議を起草するため四十名の委員が選ばれた。

二十六日朝の會議の終りに、中央評議會書記ニコライエフは労働組合諸機關、工場委員会、メストコム、州、地方、中央委員会員の選舉について報告した。ニコライエフの報告に對する討論は二十七日の夜間會議まで續けられたが、討論通告者五十四名中三十名の登壇發言をもつて打ち切り決定文起草委員二十二名を選定して總會第六日目を終つた。ニコライエフは昨年行はれた労働組合選舉における幾多の缺陷を指摘し、來るべき選舉においてはこれを清算し、労働組合デモクラシーを徹底せしめなければならぬ」と述べた。

四月二十八日は、議題一及び二に關する決議を満場一致で採決し、スターリンへの祝電を送つて、總會を終つた。

労働組合員數は一九三九年に二千三百八十萬人と言はれてゐる。

三、社會主義的労働規律の爲の闘争

一九三八年十二月二十八日附の「労働規律の調整 國營社會保險運用の改善之が悪用に對する闘争等の手段に關する政府、黨、組合の決定」は多くの効果をあげてゐるが、まだ十分に實行されてゐない。労働者幹部員の流動がたえない。新規労働者に對する配慮の不十分、將來性のない仕事、他企業の誘引がある。怠惰、缺勤についても監督不十分である。社會保險の決定も實行されてゐない。社會保健方面でもやはり右の決議を無視してゐる。

- 四、労働者、勤務員の文化、生活上の要求充足に對する配慮。必要な商品、生産物、住宅——生活的設備及文化的設備の方面に注意が足りない。

労働組合の保健機關への援助が必要である。殊に、住宅建設、國營商業、消費組合商業に對し、大衆的監督を行ひ、商店、賣店、卸賣市場、社會食堂、その他野菜、果物販賣にまで注意してゐねばならぬ。

五、労働組合の緊要な議題としての勤勞民の共產主義教育

中には立派に活動するクラブもあるが、多くのクラブには缺陷がある。家庭的な快樂や、必要な文化的設備がクラブにない。クラブ、文化宮殿、クラスヌイ・ウゴロクの活動に十分注意しなければならぬ。

六、労働組合幹部の教育と業績の検査

基幹分子の正しい選抜と養成、新進人物の登用、基幹分子の正しい配置及びその業績の検討が不十分である。又新規採用労働者の組合への誘引に配慮しなければならぬ。

共產黨第十八回大會 第十八回黨大會は、三月十日から三十一

日迄、モスクワにおいて開催せられた。一九三四年第十七回大會が、第二次五年計畫を決定してより、五年（本來は三年に一回開催）この間の國內的國際的變化と相俟つて、本大會の重要性は一段と加はつて來た。参加代表黨員二千餘名。その議題は、

- 一、黨中央委員會の報告  
中央統制委員會の報告  
ウラヂミルスキー
- 二、ソ聯邦國民經濟發展第三次五年計畫  
全聯邦共產黨コミンテル代表の報告  
マヌイルスキー
- 三、黨規約の修正について  
モロトフ
- 四、綱領改正委員の選舉  
ジュダノフ
- 五、黨中央總機關委員改選  
モロトフ及びジュダノフの草案は、一月下旬、發表され、全國的な論争となつた。會期は僅か十二日であつたが、この間、ヴォロシロフ、カガノヴィッチ、ペーリリヤ、アンドレーエフその他ソ聯邦の中心的人物が殆んど全部、討論の形式で登壇した。

スターリンの報告は三月十日第十八回黨大會開會當日幹部會選出を終へ、議長モロトフの開會の辭について、全聯邦共產黨中央委員會の經過報告の名の下になされた。

報告は三部に分れてゐた。要約すると、

一、ソ聯邦の國際的位置

國際情勢變化の具體的資料をあげて、(イ)資本主義諸國における新經濟恐慌、販賣市場、原料資源、世界新分割のための鬭争の激化(ロ)國際政治情勢の激化、大戦後の平和條約體制の崩壊、新帝國主義鬭争の開始、(ハ)ソヴィエト聯邦と資本主義諸國の三項目とし、外交政策における黨の任務として、(一)平和政策及びあらゆる國との實務關係の強化を進めること、(二)警戒心を保持して、他人の手で火を燃え立たせることになれてゐる鬭争挑發者に我國を莫慮に引き入れさせないこと、(三)赤色陸海軍の戰鬥力を出来る限り強化させること、(四)平和及び諸國民間の友情に關心をもつ諸國の勤勞階級との國際的友情關係を強化させることとした。

二、ソ聯邦の國內情勢

(イ)工業及び農業の遙かな昂揚、(ロ)國民の物質的文化的狀態の遙かな昂揚、(ハ)ソヴィエト體制の遙かな堅牢化。

の三つに分けて、最後に、近い十—十五年間に經濟的關係において先進諸國を追い越すこと。近い三、四年間の各産業部門の課題をあげ、國民の物質文化狀態の改善、ソヴィエト國民の道徳的向上、及び資本主義的環境について注意した。

三、黨の遙かな強化

スターリンは、(イ)黨の構成の改善方策、該組織の分化、指導機關の下部機關への接近、(ロ)幹部の選擇、拔擢、配置、(ハ)黨の宣傳、黨員及び黨幹部のマルクス・レーニンの教育、(ニ)若干の理論的問題。

の四項目に分けて、とくに最後の理論的問題において、社會主義國家と、ソヴィエトインテリゲンチヤの問題についてのべた。

題として、

「第二次五年計畫の勝利的遂行及び社會主義の達成した成功に基いて、ソ聯邦は第三次五年計畫に於ては發展の新段階に入るのであつて、こゝに於て勤勞者の共產主義的養成、人—共產主義建設者—の意識から資本主義的殘滓を抹殺することが決定的意義を有する」

とし、共產主義への漸進的移行を問題とし、最短期に一人當り生産の點で資本主義諸國に追いつき追いつくことを問題とした。

モロトフの報告に對し、多くの代議員が立つて討論し結局、三月二十一日、多少の修正を加へて計畫原案を採擇した。

三月十八日、行はれたジュダノフの黨規約の改正に關する報告は、スターリン、モロトフの報告に劣らず重要性を持つてゐた。

從來の黨規約は、前大會即ち第十七回大會(一九三四年一月—二月)に、エル・カガノヴィツチの報告に基いて採擇せられたもので、その後の期間におけるソ聯邦社會情勢の變化、黨の經驗にもとづいて、從來の黨規約に著しい變化が加へられた。

ジュダノフ案において、先づ目につくことは、從來の黨員採用の際の等級による制限を廢止し、勞働者、農民、インテリゲンツィヤを對等に取扱つてゐること、更に入黨條件も、從來の黨の綱領、規約を承認する外、綱領を體得するといふ最後の條件は廢止された。黨員の權利義務も明確に規定された。ジュ

即ち資本主義的環境においては、共產主義の段階においても國家が存続することをのべ、更に、インテリゲンチヤ蔑視の傾向を警めた。

スターリンの國際情勢に關する報告の補足としては、ヴォロシロフ、シュテルン、メフリス、クズネツォフ、その他軍務關係者、モロトフ、カガノヴィツチその他の演説があつた。ヴォロシロフは肅清工作後の赤色陸海軍の強化、とくにその裝備についてもふれてゐる。

コミンテルン執行委員會幹部マヌイルスキの報告は大會第二日目即三月十一日に行はれ、一九三四年の第十七回大會以後のコミンテルンの活動及び現狀を述べたもので、報告は(一)國際情勢、(二)人民戰線、(三)資本主義諸國における共產主義運動の三部から成り、日獨伊に讓歩ソ聯、佛國、支那等を犠牲にして自己を保全しやうとする英國の反動政治家が攻撃の中心點となり、第二部の人民戰線においては、現下の急務は讓歩主義反對の決定的鬭争、各國勞働階級を中心に、英米佛の物質力を背景とする運動であるとし、第三部において、各國共產黨の活動を報告してゐる。即ち第十七回大會當時の八十六萬が現在百二十萬となつてゐるとし、各國別の評價を行つた。

三月十四日、モロトフは第三次五年計畫に關する報告演説を行つた。このテーゼは一月三十日公表されたものであるが、一九三八年度より一九四二年度に亘る第三次五年計畫の基本的議

ダノフ案では、從來の義務の規定以外に、權利として、(イ)黨會議に於て任意黨役員を批判しうる權利、(ロ)黨機關への黨員の選舉及び被選舉權、(ハ)自己の活動又は行爲に關する決議が行はれる一切の場合、當人が自ら之に参加することを要求する黨員の權利、(ニ)全聯邦共產黨中央委員會に至る迄の任意の黨機關に任意の質問及び聲明を發する權利が規定された。

ジュダノフ案は、又從來の定期的大量肅清を廢止し、黨員の除名、復權に關する規定を與へた。

又、中央委員會の構成についても、從來の生産部(工業部、運輸部、計畫、金融商業部)を廢止し、農業部を残し、一九三四年規約前に存在してゐた組織及指導部を復活し、宣傳煽動局、人事局を新設した。

中央委員會は、人事局、宣傳煽動局、組織及指導部、農業部、學校部となつた。

黨統制委員會は、從來大會によつて選出されたが、新規約では中央委員會總會によつて選出された。

又新規約では全聯邦代表會議が明確に規定された。これは中央委員更迭權(職員の五分の一以下)を除いては、大體、黨大會及び中央委員會に從屬することとなつた。

ジュダノフの報告が終り、各議題についての採決がすんで後、黨中央委員會が選舉された。新中央委員七十一名(前委員一五名、前候補五名、前審査委員二名、新委員四九名)中央委員候補六

十八名であつた。

三月二十二日、新中央委員会の總會が開かれ、政治局九名、書記局四名、組織局九名、統制委員會議長（アンドレーエフ）審査委員會議長（ウラヂミルスキー）等及び、中央監察委員會五十名が決定した。

政治局員は、アンドレーエフ、ヴォロシロフ、ジュダノフ、カガノヴィツチ、カリニ、ニコヤン、モロトフ、スターリン、フルシチエフ、ペリヤイ、シュヴェルニクで、書記局員は、アンドレーエフ、ジュダノフ、マレンコフ、スターリン、組織局は、アンドレーエフ、ジュダノフ、カガノヴィツチ、マレンコフ、メフリス、ミハイロフ、スターリン、シュヴェルニク、シチエルバークコフであつた。

十八回大會後、新黨員の採用は相當大量に行はれた模様で、十月末迄に採用者は五二八、七七七人である。

(1) 第三次五年計畫案については昭和十四年度労働年鑑参照。

### 國際團體及國際労働運動

#### 緒言

一九三九年の國際労働運動は、重大な轉期に面した。それは八月末の獨ソ不侵略條約の締結と、九月上旬のヨーロッパの戦争の勃發であつた。

戦争がポーランドにひろがり、ソ聯邦赤軍のポーランド進駐となるや、コミンテルンの從來の人民戦線戦術はついに終りをづけ、各インターナショナルの間の對立は漸く顯著となつた。歐洲戦争は益々擴大し、十二月にはソ・芬戦争、四月には、ドイツの北歐作戦、ついでベルギー、オランダ、フランスの壊滅となり、やがて、ベッサラビヤ、ブコヴィナのソ聯邦讓渡、バルト三國のソヴィエト化等により、ソ聯邦は一年間に六つの新共和國をつけ加へた。ドイツの占領地でも多くの國が、再組織をうけることとなつた。

今やヴェルサイユ體制は崩壊し、國際聯盟は破滅に瀕し、しかも、戦争はとめどなく擴大して行くのである。

かくて國際聯盟と密接な關係をもつ、國際労働機關、第二インターナショナル、阿姆斯特ダムインターナショナルの諸活

動が重大な修正をうけたことは言ふまでもなく、コミンテルン側においても、一聯の國に著しい起伏の状態が見られる。

一九四〇年秋の日・獨・伊三國軍事同盟は、ハンガリー、ルーマニアを加へ、五國同盟となつた。この同盟とソ聯邦乃至英米との關係は恐らく世界的規模の變化をもたらすものであらうと思はれる。

#### 國際労働機關

一九三九年は、一九三八年につづいて、國際労働機關の衰頹の年であつた。一九三九年中に、二つの國が國際労働機關を脱退した。イタリーの脱退期限は一九三九年十二月十四日にきれた。同日、ソヴィエト聯邦は、國際聯盟より除名され、従つて又國際労働機關の自主的メンバーたる資格を失つた。（一九四〇年二月の八十九回労働理事會の發表）更に又、サルヴァドルの脱退期限も八月十日で切れた。一九四〇年初頭労働機關のメンバーは左の通りである。

アビシニア、アフガニスタン、アルバニア、合衆國、アルゼンチン、濠洲、ベルギー、ボリヴィア、ブラジル、イギリス、ブルガリ

ア、カナダ、チリ、支那、コロンビヤ、キューバ、チエコ、デンマ  
ルク、ドミニカ、エクアドル、エチオピア、エストニア、フィンラン  
ド、フランス、ギリシャ、ハイチ、ハンガリー、印度、イラン、イ  
ラク、アイルランド、ラトヴィア、リベリア、リトアニア、ルクセ  
ンブルグ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノールウェイ  
パナマ、ペルー、ポロランド、ポルトガル、ルーマニア、スペイン  
スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、南亞聯邦、ウルグアイ、  
ヴェネズエラ、ユーゴスラヴィア

今簡単にその活動を述べることとする。

第八十六回理事會會合 一九三九年二月二日—四日。ジュネ  
ーヴ。議長、ベルグ(諾)。

最近物故せるベルギー政府代表エルネスト・マアムと、デ  
ンマルク労働代表クリスチャン・エンセンその他の追悼の意を  
のべ、議長その他各方面の代表が立つて、新労働局長ジョン・  
ギルバート・ワイナントの歓迎の辭をのべた。次で三八年六月  
の總會の決議に就て必要な決定をし、三八年秋の休養委員會の  
記録を是認し、この出版を決定した。ついで年長労働者の失業  
問題が、各國代表によつて問題とされたが、この間ポロランド  
政府代表が、ポロランドには年長労働者の失業がない、むしろ  
年少労働者の就業が問題となるとのべた。第二十五回總會の議  
題が十七對十一票で四つ決定されたが、最後に鐵道運輸労働者  
の労働時間問題は、議題とするか否か、次の理事會で問題とす  
ることとなつた。

代表、一人乃至二人の政府代表のみを送つた國十一ヶ國であつた。  
従つて一九三九年度は一九三八年度より出席者が少なかつた。  
代表には婦人が十二人這入つてゐた。

六月八日、ノールウェイのバール・ベルグ(政府代表)の開會  
の辭に始まつた。議長として、スウェイス政府代表エドモンド・  
シュルテス、副議長として、政府グループのラングストン(ニュ  
ージーランド) 雇傭主代表ハリマン(合衆國)、労働者代表ジュオ  
ー(佛)が選ばれた。

本年の議題は左の如くであつた。

- 一、技術教育、職業教育、徒弟制度
- 二、土民労働者の雇傭契約の規制
- 三、移民労働者の募集、職業紹介及び労働条件(均等待遇)
- 四、道路運輸従業運轉手(及びその助手)の労働時間及び休憩時間  
の規制

五、工業、商業及び事務所の労働時間短縮の一般化。  
六、炭坑の労働時間短縮

であつた。最初の五議題は、二度目の最終的審議で、國際的規  
制採擇を考慮されてゐるもので、最初に論議されたのは一九三  
八年であつた。第六議題については、一九三八年の會議の準備  
的技術的會議ですでに論じられた題目であるから、一九三九年  
の會議で、最終採擇をすることと決定されたものである。  
總會は第一、二、三、四の議題に關する十四の條約及び勸告  
を採擇した。

財政委員會でジュオー(佛労働代表)は、理事局の財政困難を  
訴へてゐる。

尙、織維工業、社會保險、農業等の委員會の報告が審議され  
た。

第八十七回理事會會合 一九三九年四月二十日—二十二日。  
ジュネーヴ。議長ベルグ(諾)。

労働者側代表は、メルテンス(ベルギー)、アンデルソン(英)、  
ホールズ・ウォース(英)、ヒンダール(諾)、ジュオー(佛)、ク  
ーベルス(和)、ベイエル(ハンガリー)、シューリッヒ(奥)、  
運輸労働者の労働時間に關する三部制技術會議の記録、國際  
労働條約の批准状態、國際労働機關の議題——グッドリッチ  
(合衆國代表)は直ちに決議しない一般的社會問題の討議を、ジュ  
オー、メルテンスは、局長年報に、國際労働機關の仕事、及び  
その爲に世界に行はれた社會進歩を記録することを要求した—  
理事會代表の南亞訪問の報告、局長の合衆國訪問の報告、そ  
の他次期會合の時期と場所を決定し、又、八十九回の理事會は  
ノールウェイ政府の招待により、オスローで十月四日行ふこと  
に決定した。

第二十五回國際労働會議 總會は六月八日から六月二十八日ま  
で、スウェイス、ジュネーヴにおいて開催された。四十六ヶ國より  
代表一五四人(内譯—政府側八一人、雇傭主側三三人、労働者側三  
三人) 顧問一九八人。完全代表を送つた國は三五ヶ國、不完全

總會議事日程の第一に上せられた技術教育及び職業輔導の問  
題は、既に労働機關創立當時より改良綱領の一に數へられ、先  
づ農業に、一九三七年には建築業について、更に失業對策とし  
て考究されたものであるが、今回一般的な決定を見て條約案と  
なつた。勸告は、「一九三九年職業教育に關する勸告」と、「徒弟  
に關する勸告」であつた。

第二の議題については、「一九三九年、(土民労働者)雇傭契約  
條約」(二十四ヶ條)、及び「土民労働者労働監督に關する勸告」

「土民労働者雇傭成文契約の最大限期間に關する勸告」、「一九  
三九年(土民労働者)罰則條約」(十ヶ條)が採擇された。

第三の議題については、「一九三九年移民雇傭條約」(十五ヶ條)  
と、「一九三九年移民雇傭に關する勸告」、「一九三九年移民雇傭  
(國際間の協力)に關する勸告」の二つが採擇された。最初の勸告  
には、移民の平等待遇もとりあげられてゐる。

第四の議題については、一つの條約と四つの勸告が採擇され  
た。即ち「一九三九年(道路労働者)作業、休息時間の條約」(二八  
ヶ條)と、「一九三九年(道路労働者)統制手帖に關する勸告」、「一  
九三九年(道路労働者)夜間作業に關する勸告」、「一九三九年(道路  
労働者)労働時間規制方法に關する勸告」、「一九三九年(私的運  
轉手)休息時間に關する勸告」である。

尙、採擇の點で、土民労働者に關する勸告中契約及び罰則に  
關するもの、及び道路労働者に關する條約及び勸告には、相當

の反対投票もあつた。

第五、第六の議題については、「現在一般的となれる政治的不安定を顧慮して當分問題としないこと」を決定したが、こゝにも三九年度の異常な空気が總會に反映してゐる事を思はせる。即ち一九三八年の試みが失敗に歸して以來、懸案となつてゐた一週四十時間労働制の普及に關する議案も、てんで三九年は問題とならず、米國、佛國、白國の如き國々の代表すら問題とせず炭鑛業労働時間の短縮についても、原則的にはこの産業部門の労働時間を規整する社会的必要は認めるが、現情勢の下では一應保留するといふこととなつた。しかし又、この委員會の席上で米國の炭鑛では、二年前から團體協約に基いて一週三十五時間しか働いてゐないこと、それと反対に若干の國々では、労働時間が延長され乍ら、生産額が増加してゐないといふことも指摘された。

總會は例年の如く、局長年報、及び各國政府の條約適用状態の年次報告及び議事通則に關する問題を取りあげ、若干の決議を採擇した。

労働總會が極めて控目になつてきたことは、總會議事規則の改正にも現れてゐる。總會に提出さるべき決議案は、今後、前以て理事會にかけられ、一應そこで檢閲をうけることとなつた。國際労働總會は三九年を以て二十週年を迎えた。パール・ベルグは開會の辭で、

開くことを決定してゐたが、この委員會の提案により、六日の第八十八回理事會は、労働機關が國際危機に際しても十分その機能を發揮すべきことを決議し、二十五ヶ國の政府がこれに賛意を表した。

緊急委員會は一九三九年九月二十日—二十一日、その第三回會議を、一九三九年十月十日—十二日、第四會議を開いたが、理事會は延期されて漸く、一九四〇年二月三日—五日第八十九回會議を開いたのである。

戦争が、國際労働機關の出版物發行にも大いに影響を及ぼしたと言ふまでもない。

議長グッドリッチ(合衆國)  
代議員 政府側—グッドリッチ。J.ゴダール(佛)、エヴァンス。—代理、ファベラ(メキシコ)、リ・ピン・ヘン(支)、雇傭主側、オエルステッド(丁)、ツアウト(瑞—これは英のワトソン代理)労働者側、メルテンス(白)、ジュオー(佛)、代理シュリッヒ(瑞)その他理事會側政府正式代表四人(ブラジル、カナダ、チリ、ポーランド)及びアイルランド代表、雇傭主側、代表メンバー三人(アルゼンチン、ベルギー、オランダ)、労働者側代表メンバー一人(ハンガリー)出席し、一九三九—四〇年役員メンバーを選挙した。議長グッドリッチ(政府)副議長・オエルステッド(丁、雇傭主)、メルテンス(白、労働者)、と決定した。

「これら二十年間の經驗に基いて、三部制的性格をもつ國際労働總會は著しい成果をさめたと公平に言ふことができる。それは今では、將來の進歩に對して十分準備のできた生きてゐる非政治的機關である」

とのべてゐるが、局長年報にも示されてゐるやうに、労働機關の財政状態は困難であり、又、局長年報の報告の討論で、白耳義代表あたりの意見で、労働機關を名實共に國際聯盟より獨立させよといふ意見も出た如く、國際聯盟と共に、漸く衰頹の徴候を見せてゐるのである。しかし國際労働機關の功績は、二十一年間に、各國の労働事情について膨大な資料を蒐集したことであらう。よしやそれが、實地調査でなく官廳資料の蒐集であり極めて不完全なものであるにしろ、それは一つの功績であらうもちろん「労働條件の資料の蒐集を労働條件の改善と混合しえない」としても。

第八十八回理事會 一九三九年六月六日—十三日。ジュネーヴ、議長、ベルグ(諾)

理事會は労働總會の開期中に開かれた。理事會メンバーの變動、労働總會政府グループ構成の件、ブラジル政府代表の演説その他各委員會の報告を審議し、次期會合を十月四日・オスロで開くことに決した。この理事會で國際的危機の問題が又とりあげられた。

これよりさき、一九三八年十月、理事會は、戦争の場合を豫想して、その場合、理事會若干メンバーにより、緊急委員會を

戦時中の労働機關の活動及び第二回アメリカ労働會議の開催(十一月)を決定し、十月、十一月に開催豫定の多くの委員會(統計専門家、炭鑛安全に關する専門家及び準備技術會議、工業衛生通信會議)等が延期された。

第四回緊急委員會 一九三九年十月十日—十二日。ジュネーヴ。議長グッドリッチ(合衆國)。代理ガムブズ。政府側として、その他、J.ゴダール(佛)、エヴァンス(英)、ステルフェルド(諾ベルグ代理)、代理として(メキシコ)のファベラ代理のテルロ、支那のリ・ピン・ヘン)。雇傭主側は、オエルステッド(丁)、ラムベル・リボ(佛)、代理としてツアウト(瑞)、労働者側、メルテンス、ジュオー及び代理として、ホーリスウオース(英)シュエリッヒ(瑞)その他理事會側よりそれぞれ参加した。

戦時中の労働機關の活動に多くに問題が集中され、労働者側からはジュオー(佛)、クレーベルス(和)、ホーリスウオース(英)メルテンス(白)、セラレンス(和)、キリスト系組合)、雇傭主側としてはオエルステッド(丁)、ラムベル・リボ(佛)、政府側としては、ゴダール(佛)、ガムブズ(合衆國)、ロボ(ブラジル)等立ち三部制の労働機關の戦後の有用性などを論じた。一九四〇年の労働總會、一九四〇年の豫算、局長年報、次期會議の日取場所が問題となつた。

第二回アメリカ諸國労働會議 一九三九年十一月二十一日—十二月二日。ハヴァナ。アメリカ諸國十六ヶ國が一三五人の代

表を出した。その内四十七人が代表。四人がオブザーバー（内三人は非加盟國）六五人の顧問、十九人は代表者書記であつた。一九四〇年三月十五日迄に批准された條約数は八七一、この一年間に三十二批准された。一九三八—一九三九年度の五十七に比すると二十五の減少である。批准國は十五ヶ國。エチプト、イラク、アフガニスタン四が目立つ。

(1) フレイマン「一九三九年度局長年報について」

**國際労働組合運動**

國際情勢の逼迫は、國際労働組合運動にも著しい影響を及ぼしてゐる。歐洲大戰勃發後はその傾向に拍車を加へた。一九三六年來のスペイン内亂は、一九三九年三月、人民戦線政府側の敗北となり、この敗北の原因には労働組合内の對立が蒙つて力ありとされ、又、結局、労働組合も亦著しい打撃を受けた。一九三八年三月ドイツのオーストリア進出、同年秋のズデーテン問題とミュンヘン會議、續いて一九三九年三月のチェコスロヴァキア共和國の解體は又、労働組合に打撃を及ぼした。フランスの人民戦線の崩壊、一九三八年十一月の大罷業以後の組合の彈壓は、フランス労働組合員の減少を導き、とくに一九三九年秋、戦争勃發後、フランスの組合も急激にその性格をかへた。九月、獨逸戦争後、ポーランドは壊滅し、獨逸間に分割された。バルト三國へのソ聯邦の影響も増大し、對芬戦争後、フィン

ランドも可成りの變動をうけた。ドイツのノールウェイ、デンマルク、ベルギー、オランダ作戦から、フランス第三共和制の壊滅は、北歐、西歐方面の組合運動にも著しい打撃を與へた。他面、バルカン諸國においても、ブルガリア、ユーゴの如く労働運動の再燃の傾向あり、ハンガリー、ルーマニアの如く樞軸國へ接近せる國には、又全體主義的傾向が強まつて行くかのやうに見える。

或ひは又、戦争の進展と共に、著しくその機能の變化を示しつつある組合（英國、佛國、カナダ、米國等）もあり、南米諸國の労働組合運動も一轉機に面してゐるやうである。

ポーランド、フィンランドの一部、ベッサラビヤ、ブコヴィナ、或ひはバルト三國等のソ聯邦への併合は、各地方にソ聯邦労働組合の再建となつて、ソ聯邦労働組合は益々組合員數を増大せつつある。

ソ聯邦労働組合中央評議會は、一九三九年四月、その第八回總會を開き、共產黨第十八回大會の決議實踐問題を審議したが、同中央評議會には、一六八の組合中央委員會が加盟してをり、一九三九年末にはこれが一九三に増大した。

國際情勢の變化が、國際労働組合運動に直接の變化を及ぼしたことは、先ず第一に、一九三九年春より初まつた英佛ソ三國會談を軍事的同盟にまで發展せしめんとする運動となつたが、英國労働組合員大衆の要望と英政府側の對ソ接近ゼスチュアは

從來絶えず反ソ的立場をとつてきた、英國労働組合幹部の意見を變更せしめ、一九三八年のオスロー總會で決定せる、ソ聯邦加盟反對決議を撤廢して、アムステルダム・インターナショナルに加盟せしめんとする傾向となつて現れた。

(註) オスロー總會後のソヴェト側の意見は、一九三九年三月の第十八回大會における中央評議會書記シヴェルニークの演説の左の箇所に現れてゐる。

「ソヴェトの諸労働組合は、すべての國の労働階級の國際的連帯を強化するためにあらゆる方法で努力するであらう。資本主義諸國の労働組合の指導者達のなすいかなる障害があらうとも、ソヴェトの労働組合は自から、戦争及びその放火者——ファシズムに對する闘争のため國際労働組合運動の統一のためあらゆる可能事を行ふであらう。」

英、佛労働組合を中心とする對ソ組合接近運動は、大體において、八月二十三日の獨・ソ不侵略條約の締結を以て一つの轉期に面した。その期間迄の労働組合、國際聯合の行動を概観して見よう。

**労働組合、國際聯合**（アムステルダム・インターナショナル）  
**執行委員會會合** 一九三九年一月三日—四日。パリ。議長 ジュネー（佛）。

この會合は、國際聯合内部の問題を二、三とりあげた。その中には七月開催される第八回國際労働組合大會の準備も含まれてゐた。委員會は、スウィス労働組合中央部の招待で、大

會をチューリッヒにおいて七月五日から八日まで行ふことに決した。そして又、大會の議事草案もとりあげたが、これは正式議題の外に、平和のための闘争、労働組合の戦略と政策の問題、労働組合の合法的地位の問題を含んでゐた。

尙、労働組合國際書記局（I・T・S）から、労働組合國際聯合と同書記局の協力を問題とする特別合同會議を開きたい旨の返信を受つたが、具體的な提案がなされてゐないので、特別合同會議は開かず、國際聯合大會と關聯して開かれる國際書記局の會議で、この問題をとりあげることに決した。執行委員會次回の會合を、三月一、二日パリで、五月八—十三日合衆國で開くことに決定した。

この二つの執行委員會が開かれたか、どうか分らないが、第八回大會に提出する三年間（一九三六年—一九三八年）の報告は發表された模様である。それには労働組合國際聯合の發展、その加盟及び近接組織との關係、教育、労働組合の經濟政策等の章が含まれてゐる。又労働組合國際書記局との關係についても最近の變化をとりあつかつてゐる模様である。尙この報告には議事日程及び加盟北歐組合からの動議も現れてゐる。

**労働組合國際聯合第八回通常大會** 大會は豫定通り、七月五日より八日まで開かれた。参加國は、イギリス、フランス、メキシコ、ノールウェイ、ベルギー、デンマルク、アメリカ合衆國、フィンランド、蘭領印度、ルクセンブルグ、パレスティン、ベ

ルギー、ポーランド、スウェーデン、スイス、エストニア、ハンガリー、ニュージーランド、南亞聯邦、支那、印度、オランダスペイン等二十三ヶ國の加盟組合代表一〇六人が出席した。又國際労働組合書記局(I.T.S.)が参加し、又友誼團體としては、南亞組合労働會議の代表者が出席した。

議長ウォルター・シトリン(英國)は開會の辭をのべ、前大會より三年の間に組合員数は千三百萬人から千九百萬人(組合加盟國二十三)に増加したと述べた。この増加は單に新加盟によるのみでなく、各國組合の發展も與つて力あり、多くの國に組合員數の増加があつたが、特に合衆國と英領印度がそれである。イタリー、ドイツ、オーストリア、チェコ、スペインにおける自由な労働組合の破壊による著しい損失にも拘らず、國際聯合のメムバーは過去最高の水準に近づきつゝあるとのべた。

とくにシトリンが、戦争の危険を語り、平和戦線の樹立が必要であるとし、この事業において、ロシアの協力が必要であり又世界の生活及び平和のため、軍備撤廢のため、各國の社會的産業的標準の改良のための國際的協力におけるロシアの協力の必要をのべた點は、從來の彼の反ソ的立場と比して、著しい變化を示すものであつた。しかし彼は、この平和戦線は國際聯盟の代替物と考へられてはならず、聯盟を通じての集團安全保障の原則のより廣汎な展開の豫備とならねばならぬとのべ、戦争準備の經濟的社會的結果については、深い憂慮の念をのべた。

認められたが、右の報告の内、ロシアの労働組合の加盟問題は、別の項目として討議された。

ロシアの労働組合を國際聯合に加盟させる問題は、一九三六年ロンドンにおける第七回大會の決議で「大會は世界を通じて労働組合運動の統一を樹立するといふ意向の下に、米、濠、ニュージーランド、極東、ソ聯邦その他の非加盟諸國の労働組合との統一を樹立するため接衝を行はんとする國際聯合の努力を承認」したことに端を初してゐる。國際聯合執行委員會は、ロシアの組合と折衝するために代表をモスクワに派遣し、全聯邦労働組合中央評議會代表と一九三七年十一月會談し、この會談の結果は、一九三八年五月十七日——二十二日オスローで開かれた國際聯合總會に報告されたが、總會はロシアの労働組合との折衝繼續中止を決定した。

これについては、労働組合國際聯合内にも相當反對意見のあることは十四年度本年鑑にも一部紹介されてゐるが、一九三八年秋のミュンヘン會談によるチェコ問題の解決に反對する氣運スペイン援助問題は、英國内でも對ソ接近の要求を高め、遂に國際聯合の反ソ派の中心であつた英國の組合が、對ソ接近に態度を變更するに到つた。勿論これは、一九三九年春より開始されてゐる英佛ソ軍事會談を成功せしめんとする幹部派の態度とも結びついてゐるのである。

大會には英國とノールウェイと二國から動議が出てゐた。

それらの結果の中には、英國における強制軍事訓練の採用、フランスにおける全權政府への移行、社會經濟的改革プログラムの妨害、又、國際労働機關による労働週間短縮運動の停頓などをあげた。又平和經濟へ復歸しても同じく深刻なより復雜な問題を將來することとならう。ともなへ、更に、大會に提出された經濟不況対策に關する報告が、この點からして非常に特別の意義を持つてゐる。再軍備支出の刺激の下に、産業商業は、前大會直後這入り込んだ不況から一時恢復したかに見える。産業循環の低落傾向は、大體停止されたやうだ。しかし外見的な活況の閃きは、丁度、生活纖維が病氣で疲弊した肺病患者の病狀のやうに、消耗的で不健康なものであるとつけ加へた。

- 一、一般活動報告——報告者、W. シュヴェネルス。
- 二、労働組合運動と事業不況對策。失業及び労働時間短縮——報告者、コルネリウス・メルテンス。
- 三、平和のための行動案。諸國民間の懸案であり、平和を脅かしつつある問題解決の綱領——報告者、レオン・ジュオー。
- 四、労働組合の戰略と政策。國家内における労働組合運動の位置——E. クーベルス。

尙右の外に、デンマルク、フィンランド、ノールウェイ、スウェーデンの組合より、國際労働組合運動による國際労働機關との協力の動議がでてゐた。

第一の一九三六——一九三八年間の報告は、大會によつて承

英國の動議は「労働組合國際聯合の規約定款を基礎にして、ロシアの労働組合を加盟せしむべく更に勧誘せんことを國際聯合執行委員會に指令することであり、ノールウェイの動議は、

「ノールウェイ労働組合中央會は戦争及びファシズム反對、平和及び自由のための闘争にとつて國際的労働組合の統一が、第一の必要事であるといふ事實を考慮し、國際聯合の憲章及び綱領を基礎に、ロシアその他の非加盟労働組合中央會の國際聯合加盟を援助することに決定した」といふのである。

六日英國側の動議を提案するに當つて、英國代表、チャージヒックスは、英國労働組合は、ロシアの労働組合によつて定式化された國際聯合加盟條件に賛成しなかつた。しかしロシア労働組合加入問題を検討する意向を持つてゐる。ロシア人は眞の労働階級の利益の獨占を主張する權利を持つてゐない。あらゆる困難にも拘らず、平和を維持する努力がなされねばならずたゞ労働組合運動の統一のみが、恐らく戦争の勃發を妨ぎうるであらう。英國の動議は、國際聯合執行委員會に、會談再開の權利を與へること以外考へてゐないのだが、これはロシア側の條件によるのでなく、國際聯合の規約定款に基づかねばならぬと。

ノールウェイの動議を提案したオラーフ・ヒンダールは、ロシア労働組合の加入はロシア人自體にとつても有利であらう、



とにかく、現下の情勢は、ロシアの組織との諒解に達せんとする企圖が正當であることを示したとのべた。

フランスの組合を代表するラカモンは、右の動議に支持を與へ、ロシアの提出せる條件は、國際聯合の憲章と調和せしめられるであらうと述べた。

アメリカ労働聯合のR・J・ワットは反対意見を述べ、ロシアの組合の加盟はより大きい不統一を導くこととなる。ロシアの労働組合は自由な組織ではなく、ドイツ、イタリアの労働組織の如く、獨裁者によつて支配される政府の機關にすぎないと述べた。

メキシコの組合を代表するヴィラセノルは賛成意見をのべ、會談の中絶は相互の信頼の缺如によるものであつたと述べた。

他に反対意見を出したのはオランダのド・ラ・ベラ、スウェーデンのリンデベルグ、スウイスのウエーベル、ベルギーのメルテンス、ポーランドのズダノフスキーらであつた。

ジュネーヴは、フランスの労働組合を代表し、賛成意見をのべた。

この問題は七日議長の發議により、委員會に附託となつたが八日委員會の票決に道入り、九對四で、右の動議は否定され、ついで委員會の報告が大會の全體會議でとりあげられたが、指名投票によつて、委員會の決議は、四六票對三七票で可決された。

投票の内譯は次表の通りであつた。

國名	票數	組合員數
フランス	一四	四、〇〇八、〇二七
イギリス	一四	四、七〇〇、〇〇〇
メキシコ	五	五三〇、〇〇〇
ノールウェイ	四	三四〇、〇〇〇
反 對 國	三七	九、五七八、〇二七
國 名	票數	組合員數
ベルギー	五	五七二、二二四
デンマルク	五	四七〇、二一七
合 衆 國	一二	三、六二三、〇八七
フィンランド	一	七〇、三四八
蘭 領 印 度	一	三二、〇〇〇
ルクセンブルグ	一	一一、三六六
パレスタイン	二	一〇八、一九一
オランダ	四	三〇九、二三二
ポーランド	四	三九三、八八二
スウェーデン	七	八九七、九四七
スウイス	四	二二五、五三〇
計	四六	六、七一五、〇二四

右の票決數は組合員總數と逆になつてゐる。オスロー總會の

賛成四票對反對十六票と比較しても本年度の大會の傾向が窺はれよう。

ついで合衆國の代表R・J・ワットの動議により、三八年のオスロー總會の決議を確認する決議は、賛成六十票、反對五票(メキシコ)、棄權十八票(フランスとノールウェイ)となつた。

第二の經濟不況對策に關する報告は、副議長メルテンスによつて行はれた。メルテンスは、各國労働組合より派遣された國際聯合の經濟専門家會議の作成せる對策をのべ、戰時經濟より平和經濟への移行が、失業増加を伴ふ危機を現出するであらうから、労働組合はこの問題解決の義務がある。失業反對労働時間短縮の闘争は、これと結びついてゐる。尙彼は失業の技術的原因を論じ、今後、四十時間労働制、有給休暇制、その他養老年金年齢の引下げ等の社會政策のために労働組合は戦はねばならぬとし

「もしも我々が各國に健全な強力な労働組合運動を持つてゐなければ、ジュネーヴは何んにも造り出すことはできない」と言つた。

報告は委員會に移され、委員會はベラン(フランス)を大會への報告者として選び、大會は一つの決議を採擇した。決議は労働時間、經濟活動、經濟恐慌との闘争の三つに分れ、第一の部分で、前大會の決定である労働時間短縮草案の吟味を、現下の情勢のために延期することとしたとのべ、更に國際労働總會へ

再び議題を提出せしめるやうに、各國政府に壓力を加へ、尙又各國で労働時間短縮の努力を續くべきことを述べ、第二の部分で、國際聯合の經濟活動、聯合書記局と各國中央會との定期的通信の成功をのべ、更に執行委員會で各産業部門で産業會議及び監督會議を開き、政府及び勞資が同權となるやうな制度の問題の検討を委託し、加盟中央會に、國際聯合の經濟部と連絡ある經濟部の設置を要望し、第三の部分で、全體主義國の進出による經濟政策の變化、軍備の擴大、それに對する「平和愛好民主主義國」の軍備擴大競争をのべ、戦争になるとならぬとを問はず、經濟的危機が近づいてゐるとし、國際聯合は、このフアシズムの導いた經濟的危機を、資本主義經濟の枠内で阻止する方策を持つてゐるとし、デモクラシーと計畫經濟で解決しうるとしてゐる。

第三の議題、平和擁護の闘争案の報告は八月行はれた。國際聯合副議長L・ジュネーヴ(佛)登壇、平和擁護の闘争案は全人類にとつても、國際労働組合運動にとつても甚だ重大な意義をもつものであり、戦争の危険は決して除かれてゐないとし、國際労働組合運動は道徳的物質的連帶の義務を果してきたが、これでは十分でなかつた。しかしまだ「平和擁護の抗議をし、行動手段を見出すべく努力しなければならぬ。中立といふものはありえない。労働組合は各國政府に壓力を加へ、侵略國に間接の援助を與へぬやうにせねばならぬ」と。

報告は委員會に附託され、二つの決議が採擇せられた。一つの決議は滿場一致で可決されたが、これには大會があらゆる民族主義的憎惡の宣傳や、國內における差別に反對し、色彩、種族、宗教、國籍に差別なくすべての労働者の連帯を宣言し、労働組合國際聯合は、四海兄弟の原則の生きた表現でありこの原則は國際政治生活の一般原則とならねばならぬとし、とくに反セミチック宣傳を非とした。

第二の決議は、フランス側の提出せるもので、全體主義國の人民の生存、權利、自由に對してなせる暴力と侵略を非とし、決定的恒久的平和は國際的協力に基く、諸國民間の正義の基礎にのみ樹立されうるとして、ルーズヴェルト大統領がすべての國民が例外なくその正統な死活的な要求から生ずるすべての經濟的財政的植民地問題解決のために招待される國際會議開催案を出したのに國際労働總會の労働者グループが賛成の決議を出したが大會もこれを支持し、戦争の脅威が解消されるや否や開催されるさうした會議に各國政府の参加を懇願することを決議した。

尙、フランス側の提案では英佛ソ協定は、自由と平和防衛のための直接的にして重要な基礎を創造する可能性を提供せるものと認む。これこそは本大會が英佛ソ協定の出来る限り早く實現されることを希望する所以であるといふ決議がついてゐたが、英佛ソ協定の迅速なる締結についてはデンマルク、スウェ

如き労働組合がそれをなす必要のある部門などをのべ、又國家が、ストライキやロックアウトに介入すべき限度をとき、ストライキは目的でなく、手段であることを忘れてはならぬとし、強制調停の可否を論じ、労働組合の經濟生活への参加の必要をとき、更に坐り込み罷業を否とし、この罷業は労働組合運動の組織されてゐる國では起らないとし、多くの國では工場占領は國家の容認せざる所であるとした。

この報告について、多くの者が登壇し、報告は正式に大會で承認された。

ついで、デンマルク、フィンランド、ノールウェイ、スウェーデンの動議で

「大會は執行委員會から二名、大會から三名の委員より成り、國際聯合の將來の活動形態に關して提案をなす委員會を任命する」といふ決議が提案され、この委員會が國際労働總會の労働者グループと労働總會及び理事會の各會期の間の連絡の研究を委ねることに決した。

更に大會は、加盟團體の要求により、執行委員會のメンバーを増加させ、海外代表の参加を可能とすることに決定した。

ついで役員選挙が行はれた。議長にはW・M・シトリン再選され、四人の副議長は、ヤコブセン(D)、ジュオー(佛)、クーベルス(和)、メルテンス(白)となり、總書記のシュヴェネルス次席書記のシュトルツも再選

デン、フィンランド等の代表が中立の性質に反するとして反對し、米國代表は從來の經驗に鑑み三國協定の效力を疑ひ、それよりもデモクラシー諸國の協調が必要であると述べ、英國代表は、三國協定の部分が削除されば意味なしとして應酬し、委員附託となつたのであるが、その後ジュオーより三國協定の部分に修正を提議し可決せられたものである。この決議はスウェーデン、デンマルク、フィンランドを除き滿場一致可決されたとのことである。

第四の議題の、労働組合の戦略と政策については、副議長クーベルスが報告に立つた。

彼は、この問題が、まだ大會で決議をとるまでに熟してゐないことを説明し、國家における労働組合運動の位置は、事實すべての國で異つてをり、又その國自體においても五十年前と今では全く異つてゐる。トレード・ユニオンズの初期には、労働者組織には、雇傭者のみならず國家も反對したのである。労働組合禁止の撤廢はこの運動發展の道を開いたが、初期には労働者組織は國家に對立してゐた。最近まで國家は社會立法も、社會保險も行はず、爲に労働者も國家に關心をもたなかつた。労働組合が國家に認められ、團體契約を結ぶことができるやうになつて國家と労働組合の協力が生じた。

クーベルスは強制的團體契約と最低賃銀の問題にふれ、國家の最低賃銀設定を必要とする労働部門、又、建築業や金屬業の

された。チェコスロヴァキアを代表してゐたタイレルの代りに、マイステル(瑞)が新たに執行委員會のメンバーとなつた。

九月歐洲戦争の勃發は、労働組合國際聯合の陣營にも大きい影響を及ぼした。英、佛組合の指導部は、政府を支持して、反ファシズム民主主義擁護の闘争に入つたが、その反對潮流もあなどることの出来ない勢力を持つてゐた。フランス總同盟の指導部は九月十九日

「ソ聯軍のポーランド進駐に關して、労働總同盟執行委員會は、既に非難したるヒットラー・スターリン協定が結局侵略者を援助する意味しか持つてゐなかつたことを重ねて宣言する」といふ決議を通過した。

その後引續く、除名、解散に、C・G・Tの組織は一九三六年の五百萬から五十萬にまで減退したと傳へられた(一九四〇年四月十二日總同盟では百二十萬と發表してゐる)。九月四日、五日の英國労働組合會議年次大會では、まだ反ソ決議はとりあげられるにいたらなかつたが、その後、英國内における戦争反對の決議を出した組合数は、組合會議二十、支部八三、執行委員會三、労働組合代表會議一、地區會議四、地區委員會一と傳へられてゐる。(一九三九年十月七日—十二月十五日の間)

ポーランドの崩壊が、國際聯合の陣營に一つの打撃を與へたことは言ふまでもない。

執行委員會特別會 一九三九年十月十三日—十四日パリ

において開かれた。議長はシトリン(英)。

委員会は国際情勢を検討し、国際聯合は可能な限り活動すべきであると決定し、會合の英佛代表は、兩國間の労働組合が兩國の労働者にとつて生じうべき問題解決のため、国際聯合の枠内で協力する必要を強調した。委員会はこの意見を是とし、當該國の組織に適當な對策を講ずるやう要請することとなつた。委員会は又正常會合及び、國際労働組合書記局(I.T.S.)との會議を、十一月十七日に開くことに決定した。

尙委員會は現在の權利、自由、社會正義のための闘争において、人間の自由を救ひ、社會進歩を發展させつゝある民主主義諸國に無制限の支持を與ふるものとの宣言を出した。

英佛労働組合委員會 右の執行委員會の決定にもとづき、英國労働組合會議中央評議會と、フランスの労働組合總聯合(C.G.T.)は、英佛労働組合委員會を組織することに決定した。この委員會は兩國の組合から七人宛の代表者を出し、交互にパリ及びロンドンで會合することとなつた。パリの會合では英國の代表七人が、フランス組合の指導部全體と會合し、ロンドンの會合ではフランスの代表七人が、英國組合の指導部全體と會合するのである。

英國の委員は、ホールスウオース、G・ヒックス、W・ローサー、W・コンレイ、J・ケラー及び中央評議會會長W・ホーアスと、總書記W・シトリン。フランスの委員會は、ジュオ

このオスロイ諸國の労働組合が、中立の立場をとつたことは英佛委員會の立場と異なるもので、國際聯合の一致行動に破綻を來したものと見られる。

それは、十二月に入つて、ソ・芬戦争が起り英・佛の代表者がフィンランドの民主主義防衛に、北歐諸國の協力を促したにも拘らず、スウェーデン、ノールウェイには中立の立場をとる者が多かつた點にも窺はれる。

しかし一九四〇年に這入つて、これら諸國の多くが戦争の禍中に投じられ、組合運動の進展に停滞を見せた。

合衆國におけるA・F・LとC・I・Oとの合同問題は、三月の會談が分裂したが、兩組合の下層組織の間には、共同闘争が次第に多くなつてゐる模様である。(テキサス・アラバマ・オレゴン、イリノイス、又ワグナ法改訂反對闘争にはA・F・Lの十三の組合、七州の地方組合、數百の機關が参加してゐる)。しかし兩者間の統一は一九三九年にも實現されなかつた。A・F・Lが統一條件として、C・I・Oが解散し、各個々の組合として加入することを要求してゐるためである。一九三九年十一月A・F・Lの組合員數は四〇六萬六千(一九三八年の十月に三六二萬三千)C・I・Oは四百萬にまで増加した。一九三九年末に開催された大會において兩組合共、戦争参加反對を決議してはゐるが、A・F・L上層部が、英・佛側に傾いてゐることは否定できない事實である。

1、アイトソン、ペラン、シエヴァールム、エーレル、パン、ジヤリニオンであつた。

オスロイ諸國労働組合會合 この會合は十一月八日—九日、ブラッセル市において開かれた。ハック、クリエル、フォールマン(以上ルクセンブルグ)、クーベルス、ド・ラ・ペラ(和)、ハンセン、マドセン(丁)、ノルダール、エヴェンステン(ノールウェイ)リンドベルグ、カスパイソン(奥)、ウオリ(芬)、メルテンス、ボンクス、レンス、フイネ(ベルギー)であつた。スウイスの組合は書記長病氣で缺席した。

この會合で決定された點は、オスロイ諸國の人々は、代表された諸國の中立及び獨立政策を支持すること。労働組合は政府と協力し、正常な經濟生活及び國防を確保することを提案した。政府も多くの戦時緊急組織に組合代表を加へ、社會立法維持の努力もなされねばならぬ。勞資協調によつて多くの問題は解決せねばならぬとした。

尙この會合は労働組合國際聯合の執行委員會に左の提案をした。

- 一、加盟各國中央會間の密接な聯絡
- 二、各國の労働組合運動の業績及びその經濟生活への影響についての情報交換
- 三、戦後の平和會議において、労働組合運動の位置は、恒久的平和の樹立及び労働組合の國民經濟生活への影響の擴大でなければならぬ。

C・I・Oの大會において、十二月ハヴァナで開かれる國際労働機關のアメリカ諸國メンバーの總會及びあらゆる種類の國際的會合に完全代表權をうることを要求する決議をした點は興味深い。

事實、ハヴァナで開かれた國際労働總會に参加したのは、主として、一九三八年に設立されたラテンアメリカ労働組合聯合の加盟メンバーが多かつた。これにはC・I・Oも加盟してゐるが、この聯合の會長はメキシコの組合會長ロムベルド・トレダノで、ハヴァナ總會にも副議長として労働者グループより選擧された。アルゼンチン、キューバ、チリ、パラグアイ、メキシコ等における労働組合運動は漸く活氣を加へてゐる。

カナダの組合は英國の戦争を支持したが、A・F・L、C・I・Oの紛争の影響をうけ、C・I・O加盟の組合の待遇停止を行つた。

### 業別労働組合書記局

労働組合國際聯合とこの書記局との關係には何んら有機的な變化は見られなかつた。國際聯合のチューリッヒ大會での報告では、この書記局と國際労働局の關係が擴大され、將來良好な見透しがある旨のべられてゐる。

書記局への戦争の直接の影響は、組合員數の減少の點に現れてゐる。

Congress) 一九三九年七月三日—八日。ストックホルム。参加者七十人以上。参加国、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、イギリス、オランダ、ノールウェイ、ポーランド、スウェーデン、スイス。組合メンバーは三八年より、十八萬五千七十人減少して、五十八萬二千三十四人。新書記、J・ストット(英)、四十時間週問題、繊維工業三部制會議問題、有給休暇制問題、團體契約問題、デモクラシー擁護、失業、工業災害疾病問題をとりあげた。

教師協會國際聯合、大會 (International Federation of Teachers' Associations 一九三九年七月十四日—十六日。パリ。十八ヶ國参加。教育問題を議す。

教育職業國際聯合書記局 (International Trade Secretariat of The Teaching Profession) 大會 一九三九年八月一日。リエージュ。議長ゾレッチ(佛)。年次報告—ブラコップス。スペイン教師援助及びサンマー・ホキヤムプの問題を議す。

第十四回國際印刷工大會 (The 14th Congress of the International Typographical Workers' Federation) 一九三九年六月六日—十日。コペンハーゲン。議長シェーフェル(瑞)、十五ヶ國の代表が参加した。一九三八年十二月三十一日加盟人員數十六萬一千二百七十一人。書記局報告、一般情勢とその印刷工インターナショナルへの反響。國際救援基金の創設。その他が議された。尚、石版工組合國際聯合製本工國際聯合と統一のための會合を

持つことを書記委員會に託した。

基督教勞働組合國際聯合

基督教勞働組合國際聯合及び同じく十四の國際勞働組合書記局は、中央ヨーロッパの事件で大きい被害を蒙つた。この組合運動の勢力が主として中歐に集中されてゐたからである。一九三八年末にはドイツ語を話すチェコの基督教勞働組合は、ドイツ勞働戦線に吸収された。チェコ語を話す基督教勞働組合は一九三九年三月、ボヘミヤ・モラヴィヤがドイツの保護領となるに及んで消滅した。獨ソのポーランド進出とともにポーランドの基督教勞働組合は消滅した。フランス、ベルギー、オランダ及びスイスの基督教勞働組合は、戦争の開始及び動員によつて發展が停止し、一九四〇年の戦火波及と共に打撃をうけた。

大會は一九三九年六月六日と七日開かれた。議長はジルンヘルド(佛)。セラレンスの報告を審議して後、二十五回國際勞働總會の議題を論じた。四十時間勞働の問題、(ガストン・テッシェル(フランス)、ブラッセル(蘭)、職業輔導教育(アメリカ—和)、國際勞働機關の二十年に就て(アンリ・ボーウエル—白)。尚年末ブラッセルで開かれた執行委員會で戦争對策のため特別委員會を作ること、戦後の對策を講ずることが論じられた。基督教鐵道勞働者國際聯合役員會 一九三九年三月十八日。ジエネーヴ。議長、ニヴァール(和)、次期大會を一九三九年十月にザルツブルグで開くこと。勞働總會の時間短縮問題などをと

りあげた。  
基督教工場運輸勞働組合國際聯合第三四大會 一九三九年七月十三日—十四日。ブラッセル。議長、ストリイビス(和)。ブラッセルの一般報告、國際的協力、國際勞働機關の任務等が問題となつた。

名 稱	本部所在地	一九三九年	一九四〇年	一九三九年	一九四〇年
一、勞働組合國際聯合	パリ	一一、二三八、五〇〇	一四、二一一、三四〇	二五	二六
二、キリスト教勞働組合國際聯合	ユトレヒト	一、二一三、八七七	一、二五七、二五一	七	七
三、國際勞働者協會	ストックホルム	一〇、二〇〇、〇〇〇	?	二二	?
四、非政黨獨立勞働組合國際聯合	ユトレヒト	二五七、八二〇	一五五、四七五	六	三
五、汎アメリカ勞働聯合	ワシントン	四、三〇〇、〇〇〇	?	一一	?
六、ラテンアメリカ勞働者聯合	メキシコ	?	?	?	一二

備考 一は、アムステルダム、インタ系、二はキリスト教系、三はアナルコ・サンチカリスト、四は中立系、五はAFLと關係あるもの、六はCIOの傾向のあるものと考へられる。アムステルダムインタには一九三九年支那が加盟した。  
尚ソ聯邦の組合は一九三九年組合數一六八、組合員數二二、八〇〇、〇〇〇、一九四〇年組合數一九三、組合員數二五、〇〇〇、〇〇〇である。

各インターナショナルの動向

十分な資料がないため、各インターナショナルの動向を正確に跡づけることはとくに困難である。  
たゞ大體の傾向をのべれば、一九三九年は、各インターナシ

ナルの歴史においても、劃期的な年であるといへよう。  
何よりも大きい影響を及ぼしたのは、西歐における戦争の發展であつた。

こゝ數年來、各國の勞働者の關心の的となつてゐたスペインの内亂も一九三九年三月、フランコ軍の勝利となつて一段落つた。所謂「自然發生的に形成されつゝある國際勞働統一戦線

基督教勞働組合國際聯合執行委員會 一九三九年八月三十日。

ブラッセル。戦争問題をとりあげた。

左に各インターナショナルの現勢を「國際勞働局年鑑、一九三九—四〇年版」によつてかゝけておく。

(1) 昭和十二、十三、十四年度勞働年鑑本項参照。

組合員數(一月一日) 參加國數(一月一日)